

目 次

1. 平成26年12月1日（火曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	7
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
6. 日程第2 会期の決定	7
7. 日程第3 市長あいさつ	7
8. 日程第4 議案上程（議第122号から議第147号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	12
10. 日程第6 報告3件	19
11. 日程第7 請願・陳情の報告（請第3号・陳第9号から陳第11号まで）	20
12. 日程第8 決算特別委員長報告	20
13. 日程第9 質疑・討論・採決	31
14. 散 会	34
15. 平成26年12月10日（水曜日）	37
16. 議事日程（第2号）	37
17. 開 議	41
18. 日程第1 一般質問	41
19. 田中議員 質問	41
20. 城戸議員 質問	50
21. 吉田議員 質問	63
22. 福嶋議員 質問	74
23. 徳村議員 質問	101
24. 散 会	109
25. 平成26年12月11日（木曜日）	113
26. 議事日程（第3号）	113
27. 開 議	116
28. 日程第1 一般質問	116
29. 松本議員 質問	116
30. 宮田議員 質問	129

31. 西川議員 質問	134
32. 横手議員 質問	142
33. 前田議員 質問	147
34. 散 会	161
35. 平成26年12月12日(金曜日)	165
36. 議事日程(第4号)	165
37. 開 議	169
38. 日程第1 一般質問	169
39. 北本議員 質問	169
40. 近松議員 質問	191
41. 内田議員 質問	222
42. 江田議員 質問	230
43. 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託	248
44. 散 会	251
45. 平成26年12月24日(水曜日)	255
46. 議事日程(第5号)	255
47. 開 議	258
48. 日程第1 委員長報告	258
49. 総務委員長報告	258
50. 建設経済委員長報告	263
51. 文教厚生委員長報告	269
52. 日程第2 質疑・討論・採決	275
53. 日程第3 議案審議(質疑・討論・採決)	281
54. 日程第4 意見書案上程	282
55. 日程第5 提案理由の説明	282
56. 日程第6 意見書案審議(質疑・討論・採決)	282
57. 日程第7 委員長報告	283
58. 公共施設等建設特別委員長報告	283
59. 日程第8 意見書案上程	288
60. 日程第9 意見書案審議(質疑・討論・採決)	288
61. 日程第10 決議案上程	289
62. 日程第11 提案理由の説明	290

63. 日程第12 決議案審議（質疑・討論・採決）	291
64. 閉 会	291
65. 署 名 欄	292

第 1 号

1 2 月 1 日 (月)

平成26年第6回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
12	1	月	本会議	開 会 宣 告 午前10時 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 市長あいさつ 4 議案上程（議第122号から議第147号まで） 5 提案理由の説明 6 報告3件 7 請願・陳情の報告（請第3号・陳第9号から陳第11号まで） 8 決算特別委員長報告 9 質疑・討論・採決 散 会 宣 告
12	2	火	休 会	
12	3	水	休 会	
12	4	木	休 会	
12	5	金	休 会	
12	6	土	休 会	
12	7	日	休 会	
12	8	月	休 会	
12	9	火	休 会	
12	10	水	本会議	一般質問
12	11	木	本会議	一般質問
12	12	金	本会議	1 一般質問 2 議案及び請願・陳情の委員会付託
12	13	土	休 会	
12	14	日	休 会	
12	15	月	委員会	・ 総務委員会
12	16	火	委員会	・ 建設経済委員会
12	17	水	委員会	・ 文教厚生委員会
12	18	木	休 会	
12	19	金	休 会	
12	20	土	休 会	
12	21	日	休 会	
12	22	月	休 会	
12	23	火	休 会	
12	24	水	本会議	委員長報告（質疑・討論・採決） 閉 会 宣 告

平成26年第6回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成26年12月1日（月曜日）午後10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程（議第122号から議第147号まで）
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告3件
- 日程第 7 請願・陳情の報告（請第3号・陳第9号から陳第11号まで）
- 日程第 8 決算特別委員長報告
- 日程第 9 質疑・討論・採決

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程（議第122号から議第147号まで）
 - 議第122号 専決処分事項の承認について 専決第13号
平成26年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
 - 議第123号 平成26年度玉名市一般会計補正予算（第6号）
 - 議第124号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議第125号 平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第126号 平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第127号 平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第128号 平成26年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算
（第2号）
 - 議第129号 平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
 - 議第130号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 議第131号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
 - 議第132号 玉名市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議第133号 玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

- 議第 1 3 4 号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議第 1 3 5 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 3 6 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議第 1 3 7 号 玉名市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 3 8 号 玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議第 1 3 9 号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議第 1 4 0 号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 4 1 号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 4 2 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 4 3 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 4 4 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 4 5 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 4 6 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 4 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 報告 3 件

報告第 9 号 専決処分の報告について 専決第 1 0 号

報告第 1 0 号 専決処分の報告について 専決第 1 1 号

報告第 1 1 号 専決処分の報告について 専決第 1 2 号

日程第 7 請願・陳情の報告（請第 3 号・陳第 9 号から陳第 1 1 号まで）

請第 3 号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願

陳第 9 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提
出に関する陳情

陳第 1 0 号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳第 1 1 号 飲料水製造・健康食品製造企業である株式会社シェフコに関する陳情

日程第 8 決算特別委員長報告

日程第 9 質疑・討論・採決

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1 番	北 本 将 幸 君	2 番	多田隈 啓 二 君
3 番	松 本 憲 二 君	4 番	德 村 登志郎 君
5 番	城 戸 淳 君	6 番	西 川 裕 文 君
7 番	嶋 村 徹 君	8 番	内 田 靖 信 君
9 番	江 田 計 司 君	10 番	田 中 英 雄 君
11 番	横 手 良 弘 君	12 番	近 松 恵美子 さん
13 番	福 嶋 讓 治 君	14 番	永 野 忠 弘 君
15 番	宮 田 知 美 君	16 番	前 田 正 治 君
17 番	森 川 和 博 君	18 番	高 村 四 郎 君
19 番	中 尾 嘉 男 君	20 番	田 畑 久 吉 君
21 番	小屋野 幸 隆 君	22 番	竹 下 幸 治 君
23 番	吉 田 喜 徳 君	24 番	作 本 幸 男 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	吉 川 義 臣 君	事務局次長	堀 内 政 信 君
次長 補佐	平 田 光 紀 君	書 記	富 田 享 助 君

+++++

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	副 市 長	斉 藤 誠 君
総 務 部 長	西 田 美 徳 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	北 本 義 博 君	健康福祉部長	前 川 哲 也 君
産業経済部長	北 口 英 一 君	建設 部 長	藤 井 義 三 君
会計管理者	宮 本 道 之 君	企 業 局 長	本 田 優 志 君
教育委員長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教 育 部 長	伊 子 裕 幸 君	監 査 委 員	坂 口 勝 秀 君

午前10時16分 開会

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、平成26年第6回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（作本幸男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において指名いたします。

15番議員 宮田知美君、16番議員 前田正治君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（作本幸男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、11月25日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から24日までの24日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から24日までの24日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（作本幸男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さんおはようございます。

議員各位におかれましては、師走の大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ごあいさつを申し上げます前に、御報告とおわびを申し上げます。すでに新聞やテレビ報道で御承知おきのことと思いますが、10月14日、本市総務部職員が名誉棄損及びわいせつ電磁的記録媒体陳列の容疑で逮捕されるといった事態が起きました。まずもって、本市職員の不祥事により、被害を受けられた方に対し心からおわびを申し上げます。この職員は、先月4日、起訴され、その結果をもとに分限懲戒審査委員会を開き、11月7日付で起訴休職処分の決定を下したところでございます。被害に遭われた方の

二次被害の懸念から、議員各位、そして市民の皆さまに対しましても、十分な情報を提供できず心苦しく思っているところでございます。現在におきましても、同様の懸念から、警察からの情報が入ってこず、職員の処分につきましては今後の進展を見極めたあと、再度、分限懲戒審査委員会を経て速やかに処分を決定する所存でございます。法律を守るべき立場にある職員にあるまじき行為であり、全体の奉仕者たる公務員の自覚に欠け、著しく信用を失墜させたその責任は極めて重大であります。今回の事件で、市議会、並びに市民の皆さまに対する信頼を著しく損なうことになったことは誠に遺憾であり、痛恨の極みでございます。議員各位を初め、市民の皆さまに対して、あらためて深くおわびを申し上げる次第でございます。誠に申し訳ございませんでした。市職員の綱紀粛正の徹底を促す通達を発令するとともに、市の内部では管理監督者に対し所属職員とのかかわり方に関する指導を行なうなどの取り組みを行なっております。今後、市民の皆さまの信頼回復に向けて、服務規律の確保とともに、コンプライアンス意識の向上に努め、再び今回のような信頼を裏切ることがないように、職員一丸となって、市政の信頼回復に取り組んでまいりたい所存でございます。

では、平成26年度第6回玉名市議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。今年も残すところ3週間余りとなりました。朝夕はめっきり寒くなり、すぐそこまで冬が来ているといった気候になってきました。議員各位、また市民の皆さまにおかれましては、くれぐれも健康に留意し、ご自愛いただきますようお願い申し上げます。

さて、本年を振り返りますと、いろいろなことがあったように思います。国外に目を向けますと、スポーツ分野におきましては、2月にロシアのソチで冬季オリンピックが開催されました。日本から出場の選手は、1998年長野五輪の10個に次ぐ歴代2位となる8個のメダル（金1・銀4・銅3）を獲得しました。6月にはブラジルにおいて、サッカーの世界カップも行なわれました。残念ながら日本は予選で敗退をしましたが、国内外のサッカーの人気というものを改めて感じることができました。本市におきましても、「玉名市サッカー場建設検討委員会」を設置し、現在建設基本構想の策定に向け鋭意努力をしているところでございます。さらには、9月にはテニスの四大大会の一つである全米オープンで、錦織圭選手が、決勝進出を果たしたことは、記憶に新しいところでございます。四大大会の決勝への進出は、日本人として、またアジア出身の男子プレーヤーとしても初めての快挙でございました。残念ながら決勝では破れましたが、その後の錦織選手の活躍には目を見張るものがあり、最終的な世界ランクが5位という素晴らしい成績をおさめられたことは、日本人として誇りに思うところでございます。また、悲しいニュースも伝わってまいりました。4月に韓国において、修学旅行中の高校生を乗せた旅客船「セウォル号」の沈没という痛ましい事故が発生しました。300

名を超える犠牲者がおられ、残された遺族の悲しみはいかばかりかと拝察するところでございます。さらには、西アフリカ諸国で流行していたエボラウイルスによるエボラ出血熱が、現在、各国へと拡がりつつあります。幸いにも、現在、我が国においての感染者の報告はございませんが、予断を許さない状況でございます。一刻も早く、収束することを願ってやみません。

一方、国内に目を向けてみますと、近年の異常気象とも思われる天候が、今年は特に目立っていたのではないかと考えられます。北海道では35度以上の猛暑日が相次ぐなど北日本や東日本では気温が平年を上回り、片や西日本では台風の連続発生で8月上旬の降水量が統計史上最多との報道もございました。台風の勢力も以前に比べて非常に強く、これに伴って降る雨も日本列島全域にゲリラ豪雨を降らせております。特に四国や広島においては、局地的に1時間雨量100ミリを超えるといった、これまでには考えられない降水量を記録したところでございます。特に広島市で発生した土砂崩れや土石流による災害では70余名の方が亡くなられ、また多くの方が被災されておられます。平成24年7月に阿蘇市での同様の土砂災害が記憶に新しいところですが、近年の気象状況を見ますと、いつどこで大規模災害が起こっても不思議ではない状況となっており、職員のみならず、市民の皆さまも防災マップの再確認など常日ごろからの準備と心構えで臨まなければならないと思うところでございます。このところ、日本列島で火山活動が活発化していますが、9月に世界ジオパークに登録された阿蘇でございますが、先日、阿蘇中岳で22年ぶりのマグマ噴火があり、現在も活発な活動を続けています。自然の摂理には逆らえませんが、今後、人的被害がないよう、また農作物等への影響が広がらないよう祈るばかりでございます。

平成3年、44人の方が犠牲になった雲仙・普賢岳の火砕流は、皆さんの記憶に深く刻まれていると思いますが、9月27日、御嶽山が突然噴火しました。紅葉で見ごろの季節であり、また正午前の噴火であったことから、57名の人命が奪われ、また現在でも6名の方が山の頂に取り残されていらっしゃいます。亡くなられた方々に対し心からの御冥福を申し上げますとともに、今なお行方がわからない方の発見を願うばかりでございます。

熊本県内におきましては、4月、球磨郡多良木町におきまして、県内初の「高病原性鳥インフルエンザ」が発生しました。県においては、速やかな防疫体制をとり、ウイルスの封じ込めに成功しました。発生から26日という最短ペースで終息宣言が出されたことは、改めて初動の重要性を認識させられたところでございます。先日、千葉県で野鳥のふんから鳥インフルエンザウイルスが検出されました。また鹿児島県出水市でもマナヅル1羽から陽性反応が出たとの報道もあっております。被害が拡大しないよう祈るばかりでございます。

本市関連では、6月3日、本市出身の服飾デザイナーである植田いつ子先生が御逝去されました。植田先生におかれましては、本市の博物館に皇后美智子様がかつて着用されたドレスやデザイン画など357点もの品を寄贈していただいたところでございます。それらを展示した企画展「植田いつ子の世界展」には、植田先生のこれまでの軌跡を一目見ようと、県内外から5,000人を超える来館者があり、関心の高さが伺えました。オープニング式典には、植田先生も御臨席いただき、元気なお姿を目にしたところですが、残念でなりません。

新庁舎の建設につきましては、議会を初め周辺地域の皆さまの御理解と御協力により、滞りなく、また大きな事故もなく工事が進捗し、完成間近になってまいりました。昨年7月25日に地鎮祭をとり行ない、本体工事へと進み、現在では、建屋を囲っていた足場と防護ネットも取り払われ、繁根木川沿いからでも全容が目に入り、そのボリュームを実感することができるようになりました。新庁舎の本体工事につきましては、そのほとんどが終了し、内部の仕上げを残す程度となっており、今月22日の引き渡しに向け、最終段階を迎えております。引き渡し後は、備品等の搬入を行ない、年末の休業日を利用しての引っ越し作業を行なう予定でございます。年明け、1月5日の月曜日から新庁舎におきまして業務を開始できますよう、遺漏なく取り組んでいく所存でございます。開庁後しばらくは、新しい職場となり、勝手がいかないこともあろうかと存じますが、よろしく願いいたします。

庁舎移転に伴う現庁舎の跡地利用につきましては、先月20日、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会の委員長から「玉名市本庁舎跡地等の活用に関する答申」があったところでございます。答申では、本庁舎の建物そのものについては、「新庁舎への機能移転後、財源的に効果が高い方法で可能な限り早い時期に解体し、本庁舎跡地の有効活用を図ること。」とされ、また、跡地の活用案としては、具体的な箱物の施設の建設は示されなかったものの、活用の基本方針として、「本庁舎跡地は、「新たな賑わいを創出し、「中心市街地の活性化」に資することを念頭にして、人が集まる便利で賑わいのある市街地環境の維持を図るため、市民や来訪者の世代間交流や人的交流を促すと期待される、「多世代交流機能」、「居住促進機能」を備える施設の整備を図ること。」ということでありました。なお、これらの機能を備える具体的な施設としては、「駐車・駐輪場」、「交通機関に接続する施設やエリア」、「公園」が明示されており、また、跡地の利用に密接に関連する事柄として「文化センターの改修」についても言及されていたところでございます。この答申内容につきましては、今後、直近の公共施設等建設特別委員会にて報告を行ない、委員各位の御意見もお聞きした上で、答申の趣旨を十分に尊重しながら、この跡地が全市域にとっての中核的な位置づけにあることを念頭に、また、隣接する保育所などの再配置や文化センターの機能拡充も視野に入れ、周辺の市の

所有地との一体的な整備を行なうべく、基本構想や具体的計画を早急に策定し、その実現に向けた関連施策を実施してまいりたいと考えているところでございます。

本庁舎移転により、本議場での審議も今議会で最後となり、感慨深いものがございます。さて、本議会に提案いたしておりますのは、予算案といたしまして、「平成26年度一般会計補正予算の専決処分」1件、「平成26年度一般会計及び特別会計補正予算案」など9件、条例案件といたしまして、「玉名市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について」など10件、人事案件といたしまして、「人権擁護委員候補者の推薦について」1件その他、「指定管理者の指定について」4件、合わせて26件と報告3件でございます。

初めに、平成26年度一般会計補正予算の専決処分でございますが、これは平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙に係る経費につきまして、12月2日の公示日までに期日前投票所及びポスター掲示場の設置、投票所入場券の発送等を行なう必要があるため、補正を行なったものでございます。また、一般会計の補正予算の主なものとしていたしましては、歳入におきまして、平成25年度の国の経済対策である「がんばる地域交付金」の交付決定による補正を行なっているところでございます。歳出におきましては、介護予防を行なうための施設整備である介護予防拠点整備事業補助金を計上いたしております。これは、県補助金の追加決定によるもので、いきいきふれあい活動などの介護予防事業を実施するため、今回新築1件、既存の地区公民館の改築4件の整備を図ることといたしております。次に、担い手への農地集積及び耕作放棄地対策として県農地中間管理機構へ農地を貸し付けた地域及び個人を支援する耕作者集積協力補助金と地域集積協力補助金を計上いたしているところでございます。この農地中間管理事業につきましては、県農地中間管理機構が農業をリタイアまたは経営転換する農業者あるいは地域から農地を借り受けた後、農地を担い手や農業生産法人へ貸し付けることで、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止・解消を図っているところでございます。

以上、主なものにつきまして申し上げますが、詳しくは、副市長、総務部長から提案理由説明を申し上げます。

議員各位におかれましては、明日、公示の衆議院議員総選挙の慌ただしい中でございますが、これらの提案につきましてよろしく御審議いただき、いずれも原案どおり承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第4 議案上程（議第122号から議第147号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第4、「議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第122号専決処分事項の承認について、専決第13号平成26年度玉名市一般会

計補正予算（第5号）から、議第147号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの議案26件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

補正予算関係につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

資料の1ページでございます。これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

議第122号専決処分事項の承認について、専決第13号、平成26年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。この補正予算は平成26年12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について12月2日の公示日までに、期日前投票所及びポスター掲示場の設置、投票所入場券の発送等を行なう必要があるため11月21日付で専決処分を行ないましたので、地方自治法第179条の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,060万3,000円を追加し、総額を310億680万7,000円とするもので、全額県からの委託金でございます。

次に議第123号から議第131号までの補正予算関係9件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。なお、一般会計及び特別会計の共通事項といたしまして、人事院勧告に基づく職員給与等の調整を行なっております。

初めに、議第123号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正につきまして、歳入歳出それぞれ2億2,323万1,000円を追加し、総額を312億3,003万8,000円とするものでございます。まず、歳入の主なものを申し上げますと、12款分担金及び負担金は802万8,000円の追加で、保育所運営費負担金などがございます。14款国庫支出金は8,500万6,0

00円の追加で、平成25年度の国の経済対策である「がんばる地域交付金」などによるものでございます。今回、交付決定による増額補正であり、市債を減額し財源の組み替えを行なっております。

2ページでございます。

15款県支出金は8,580万8,000円の追加で、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、農地集積・集約化対策事業補助金などがございます。16款財産収入は6,000円の追加、18款繰入金は4,730万1,000円の減額で、財政調整基金繰入金を減額し、今回の補正の財源調整を行なうものでございます。20款諸収入は52万4,000円の追加、21款市債は臨時財政対策債の追加などがございます。

次に歳出でございます。1款議会費は365万円の追加、2款総務費は2,567万8,000円の追加、3款民生費は9,382万3,000円の追加で、介護予防を行なうための施設整備である介護予防拠点整備事業補助金、入所児童数の見込み増による市立保育園運営費負担金の追加でございます。4款衛生費は151万1,000円の減額で、新型インフルエンザ集団予防接種の備蓄用機材購入費などがございます。6款農林水産事業費は6,706万9,000円の追加で、担い手への農地集積及び耕作放棄地対策として県農地中間管理機構へ、農地を貸し付けた地域及び個人を支援する耕作者集積協力補助金及び地域集積協力補助金などがございます。7款商工費は144万5,000円の追加、8款土木費は81万9,000円の追加、9款消防費は38万2,000円の追加、10款教育費は3,187万6,000円の追加で、八嘉・伊倉小学校のパソコン教室と校務用のパソコンを整備するものでございます。

第2表債務負担行為補正につきましては、重度心身障害者医療費助成処理業務ほか3件を追加。

第3表地方債補正につきましては、土地改良施設整備事業ほか2件の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

次に3ページでございます。議第124号平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,173万6,000円を追加し、総額を96億4,618万4,000円とするもので、歳出の11款諸支出金は平成25年度の療養給付費等の決定に伴う国及び県への償還金でございます。

第2表債務負担行為については、レセプト点検及び過誤返戻業務の期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、議第125号平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ227万5,000円を減額し、総額を71億1,319万3,000円とするもので、4ページでございますが、10月1日付の人事異動及び人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

第2表債務負担行為については、二次予防事業通所型介護予防業務ほか1件の期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、議第126号平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ53万6,000円を追加し、総額を2億3,723万8,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

5ページでございます。議第127号平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8万3,000円を追加し、総額を3,720万7,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

次に、議第128号平成26年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,915万4,000円を減額し、総額を4億4,913万円とするものでございます。主な内容につきましては、三ツ川石尾地区の1号ため池改修工事につきまして、当初年度内完成を予定していましたが、詳細設計を行なったところ1年4カ月の適正工期を必要とするため、工事請負費を減額し、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

6ページでございます。議第129号平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条の収益的支出の補正につきましては、86万4,000円を追加し、総額を8億5,909万3,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

第3条の資本的支出の補正につきましては、3,500万円を追加し、総額を4億5,088万5,000円とするもので、伊倉南方地区の配水管布設工事でございます。

議第130号平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条の収益的支出の補正につきましては、606万8,000円を追加し、総額を15億2,255万8,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の補正でございます。

7ページの第3条債務負担行為の補正につきましては、浄化センター長寿命化支援事業につきまして、限度額を変更するものでございます。

最後に、議第131号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条の収益的支出の補正につきましては、17万8,000円を追加し、総額を6億2,130万3,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

以上、主な内容等につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明をいたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 副市長 斉藤 誠君。

[副市長 斉藤 誠君 登壇]

○副市長（斉藤 誠君） おはようございます。

私のほうから条例案件等の議第132号から議第146号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第132号玉名市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは機構改革に伴い条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、多様化する住民ニーズへの対応のほか、行政運営の効率化等を考慮した組織機構へ再編するもので、玉名市事務分掌条例におきまして所要の改正を行なうとともに、関係します玉名市特別職報酬等審議会条例、玉名市防災会議条例、玉名市水防協議会条例、玉名市国民保護協議会条例及び玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の整備を行なうものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。

議第133号玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市役所の位置の変更に伴い、玉名自治区の事務所の位置を変更するため条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、玉名自治区の事務所の位置を玉名市岩崎163番地に改めるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成27年1月5日から施行するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

議第 1 3 4 号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、議員の給与を改正するため条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、第 1 条の改正規定におきまして、期末手当の支給月数を 0.1 5 月分引き上げるものでございます。

第 2 条の改正規定におきましては、前条において引き上げました期末手当の支給月数を 6 月及び 1 2 月の支給時に割り振るものでございます。

なお附則といたしまして、第 1 条の規定は平成 2 6 年 1 2 月 1 日から適用し、第 2 条の規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

議第 1 3 5 号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、第 1 条の改正規定におきまして、期末手当の支給月数を 0.1 5 月分引き上げるものでございます。

第 2 条の改正規定におきましては、前条において引き上げました期末手当の支給月数を 6 月及び 1 2 月の支給時に割り振るものでございます。

なお附則といたしまして、第 1 条の規定は平成 2 6 年 1 2 月 1 日から適用し、第 2 条の規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

議第 1 3 6 号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、第 1 条の改正規定におきまして、交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ引き上げ改定を行ない、勤勉手当の支給月数を再任用職員にあっては 0.0 5 月分を、その他の職員にあっては 0.1 5 月分を引き上げるとともに、若年層に重点を置いた給料表の改定を行なうものでございます。

第 2 条の改正規定におきましては、前条において引き上げました勤勉手当の支給月数を 6 月及び 1 2 月の支給時に割り振るものでございます。

なお附則といたしまして、第 1 条中通勤手当及び給料表の改正規定は平成 2 6 年 4 月 1 日から、勤勉手当の改正規定は同年 1 2 月 1 日から適用し、第 2 条の規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

1 4 ページをお願いいたします。

議第137号玉名市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市役所の位置の変更に伴い、玉名市福祉事務所の位置を変更するため条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、福祉事務所の位置を玉名市岩崎163番地に改めるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成27年1月5日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。

議第138号玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは使用料の見直しに伴い条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、施設の利用者の利便性の向上及び利用者の増加を図るため、入館料を浴場使用料に改めるとともに、機器使用料の区分にある機器を見直すものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行し、別表マッサージ器の項を削る改正規定は公布の日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

議第139号玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは児童福祉法の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、児童福祉法において現行の法第21条の5の規定に基づき実施されている小児慢性特定疾患治療研究事業に関する規定が、今回の改正により法第2章第1節第2款に小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定として新たに整備されることなど、法律に所要の改正が行なわれたことに伴い条例の整備を図るものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成27年1月1日から施行するものでございます。

17ページをお願いいたします。

議第140号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは健康保険法施行令の一部改正に準じ、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金を基準とされておりました加算額が3万円から1万6,000円に見直されたことに伴い、出産育児一時金の基本額を39万円から40万4,000円に引き上げ、加算後の支給総額を42万円に維持するものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成27年1月1日から施行するものでございます。

18ページをお願いいたします。

議第141号玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市役所の位置の変更に伴い、玉名市教育センターの位置を変更するため条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、教育センターの位置を玉名市岩崎163番地に改めるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成27年1月5日から施行するものでございます。

19ページから24ページまでをお願いいたします。

議第142号から議第146号までの指定管理者の指定についてでございますが、これは各施設の条例に基づき、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

内容といたしましては、管理を行なわせる施設は、議第142号が玉名市民会館、玉名市勤労青少年ホーム、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターでございまして、平成27年4月1日から平成32年3月31日までを指定の期間として、一般財団法人玉名自治振興公社を、議第143号が玉名市福祉センターでございまして、平成27年4月1日から平成32年3月31日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を、議第144号が玉名市岱明ふれあい健康センターでございまして、平成27年4月1日から平成32年3月31日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を、議第145号が玉名市大衆浴場でございまして、平成27年4月1日から平成32年3月31日までを指定の期間として、玉名温泉観光旅館共同組合を、議第146号が玉名市草枕温泉てんすい、玉名市草枕山荘、玉名市草枕展望農園、玉名市花の館、玉名市馬水農村公園及び玉名市津越イベント広場でございまして、平成27年4月1日から平成32年3月31日までを指定の期間とし、株式会社池田建設をそれぞれ指定管理者の団体とするものでございます。

以上、条例案件等について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 人事案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案書の25ページをお願いいたします。

議第147号人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員の糸永歌代子氏が本年9月30日をもって辞任されたため、その後任に中原忠士氏を推選いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上、1件の人事案件について、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告3件

○議長（作本幸男君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第9号専決処分の報告について、専決第10号ほか2件の報告があります。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 議案書の26ページ及び27ページをお願いいたします。

報告第9号及び報告第10号の専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、2件とも市営住宅の家賃滞納者に対して、民事訴訟法第383条第1項の規定に基づき、滞納家賃について支払い督促を申し立てたところ相手方より督促異議の申し立てがあったため、同法第395条の規定により訴えの提起があったとみなされるものでございます。訴えの提起の相手方は、報告第9号については、杉田東団地3棟1号に居住していた者で、滞納額は129万3,225円、報告第10号については、三ツ川団地2棟301号に居住していた者で、滞納額は47万491円でございます。

28ページをお願いいたします。

報告第11号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、平成26年10月18日午後4時50分ごろ、玉名市立横島小学校において、除草作業中の学校職員が、刈り払い機で小石を跳ね、有限会社秀和興建所有の軽自動車を損傷させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は100%に当たる23万7,168円を負担するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国市長会の学校災害賠償補償保険から全額給付されます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 請願・陳情の報告（請第3号・陳第9号から陳第11号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第7、「請願・陳情の報告」を行ないます。

今期定例会において受理いたしました請願・陳情について報告いたします。

請第3号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願。

陳第9号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情。

陳第10号介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情。

陳第11号飲料水製造・健康食品製造企業である株式会社シェフコに関する陳情。

以上、請願1件、陳情3件が提出されております。

内容については、御手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。これにて請願・陳情の報告を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 決算特別委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第8、「決算特別委員長報告」を行ないます。

これより去る9月定例会において決算特別委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、委員長の報告を求めます。

議第90号平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第99号平成25年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案10件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読はこれを省略いたします。審議の方法は、委員長の報告のあと質疑・討論の後、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 内田靖信君。

[決算特別委員長 内田靖信君 登壇]

○決算特別委員長（内田靖信君） おはようございます。

ただいまから決算特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。議案が多岐にわたります。少々時間を要しますので、よろしくお願いを申し上げます。

今般の決算特別委員会は、10月28、29日の2日間にわたり審査を行ないました。

委員会に付託されました案件は、議第90号平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第99号平成25年度玉名市下水道事業会計決算までの一般会計及び特別会計、並びに企業会計の歳入歳出決算までの議案10件であります。以下、各決算議案の審査経過について報告いたします。

まず、議第90号平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額304億7,397万546円、歳出決算額292億5,041万1,135円で、歳入歳出差引額は12億2,355万9,411円となり、翌年度繰越額1,048万9,531円を差し引いた実質収支額は12億1,306万9,880円となっております。執行部から、事項別明細書の予算現額、調定額、収入済み額、不納欠損額、収入未済み額、支出済み額、繰越額、不用額等の説明と各課における主要事業等についての詳細な説明の後、質疑応答に移りました。主な質疑について申し上げます。まず歳入ですが、執行部からの説明のあと委員から、使用料における不納欠損額と収入未済み額、また、不納欠損を防ぐ方法について質疑があり、執行部は、住宅使用料の不納欠損分で、未納者5世帯分、平成元年から14年の319カ月分であり、内訳は住宅使用料282カ月分、汚水処理施設使用料37カ月分である。また、収入未済み額については、平成元年から24年まで4,058万2,880円、平成25年度298万7,320円であり、収納率は平成23年度が94.6%、24年度が96.4%、25年度が98.3%となっている。滞納者については、納付誓約書を作成、分納等の指導を行なっているとの答弁、これに対して委員から、収納率の上昇は理解できるが、できる限り100%に近づく努力をしてほしいとの意見がありました。また、委員から、ふるさと寄附金177万円について県下での順位、今後の増収に向けた方策と寄附金の使用目的について質疑があり、執行部から市で受け付けた177万円のほか、県を通して入る分も含め223万7,750円あり、県下45市町村中12位である。ふるさと寄附金の導入後6年たち、以前はお礼の文章を送付していたが、平成26年度から6次産品をお礼の品として送っている。ふるさと寄附金の使用目的については、元気で長寿のまちづくり等5項目を掲げているとの答弁、これに対して委員から、平戸市や高知県奈半利町は特産物を送り、1億数千万円の歳入があると聞く、税収が伸びない中、地域振興策の一つとして玉名ブランド品の贈答も考えてみてはどうか。使用目的については、もっと幅広く魅力ある目的として、例えば、全国にサッカーファンも多いことから、現在検討されているサッカー場建設なども選択肢の一つとして考慮してみてはどうかとの意見が上がりました。また、入湯税の滞納繰越分の収入未済み額と納付指導についての質疑に、執行部は、収入未済み額については、滞納施設からの納付はあるが、滞納繰越分から充当しているので、なかなか未納分がなくなる状態。滞納繰越分で破産となった施設で徴収できないところもあり、預かり税という意味合いもあり、徴収方法を模索してきた

が、資力もなく不納欠損も検討している状況との答弁。これに対して委員から、地域観光や街路整備等の目的税であり、利用者が利用する際に納税したものを施設が預かっている状態であることを考えた場合、月々精算され、納付されるべき税として適切な指導がなされているのかとの質疑に、執行部は、預かり税であるために翌月に納付するのが当然であり、指導の結果、以前より改善されつつある。今後のさらなる指導を行ないたいとの答弁があっております。

次に、県補助金中、介護施設関連補助金について委員から、介護施設開設準備経費助成特別対策事業及び介護基盤緊急整備特別対策事業について質疑があり、執行部は、介護施設開設準備経費助成については、岩崎に設置された「ライフサポートいわさき」への補助金で、定員9名に対して、1定員当たり60万円、計540万円の補助金である。また、介護基盤緊急整備は、「ライフサポートいわさき」の新築に対し3,000万円、介護予防拠点整備として9公民館の新設・改修で3,750万円の補助で平成24年度は44カ所の補助を行なっているため、25年度においては件数、金額とも大幅に減少しているとの答弁、また、委員から、土地売却収入及び財産貸付収入の主なものについて質疑があり、執行部から、土地売却においては豊水の愛三熊本株式会社で面積4万3,128.51平方メートル、売却金額は2億1,564万2,550円、また、財産貸付けについては、公的機関として労働局所管の玉名公共職業安定所に182万4,630円、九州農政局所管の玉名横島海岸保全事業所に129万8,304円で貸し付けし、無償貸付けもある。民間向けとしては、自治公民館や一部個人へも貸し付けているとの答弁がありました。その他歳入について、強い農業づくり交付金の事業内容、たばこ税の増収理由、生活保護費の返還に至る要因、住宅新築資金等貸付金の不納欠損など、多岐にわたる質疑や確認がなされました。

次に、歳出についての質疑で委員から、定住促進補助事業の利用者について質疑があり、執行部は、住宅促進補助事業の利用件数は56件で、住宅取得補助金と住宅リフォーム補助金が多くを占める。年代別には30歳代が一番多く、転入先は旧1市3町すべてにまたがっているとの答弁。また、他の委員から、FM熊本放送委託料の委託内容についての質疑に、執行部は、平日朝7時50分から8時までの「ぶらりくまもとMORNING LIVE」の中で、本市の祭り情報などを年間約40回程度放送をしているとの答弁、これに対し委員から、高速のパーキングエリアで他の自治体の桜情報が流れていたが、当市の紹介はなかった、また、テレビのデータ放送の情報などももっと活用してPRしてほしいとの要望がありました。また、委員から、嘱託員の文書配布について質疑があり、執行部は、広報は区長を介して各世帯へ配布しており、一部区から特定の方へ依頼し配布しているところもある。文書配布の流れは、広報と各課からのチラシ等それぞれ行政区ごとに仕分けをする作業を、委託先のシルバー人材センターで行ない、

その後区長が各世帯向けに広報、チラシの折り込みを行ない配布となるとの答弁。これに対して委員から、現状月2回の折り込み、配布は区長に大変な負担をかけている。月1回への配布への変更やシルバー人材センターへ委託している業務の拡大も可能ではないかとの質疑がなされ、執行部は、県下14市中4市が月2回の配布で、ほかは月1回となっており、現に区長会協議会からの要望もあるため、月1回配布への変更を検討している状況。以前から区長による世帯向けの仕分けを行なっているが、仕分けの変更については必要であれば検討していきたいとの答弁でした。さらに委員から、防犯灯の補助について、以前は条例で2分の1の補助があり、区長への周知もなされていたが、現在は1灯当たり1,320円に固定されている。旧横島町は地元の全額負担、旧岱明町は一部負担であったが、行政も負担すべきものとの観点から、合併時に2分の1が基準となったはずであるが、現状に至る根拠を示してほしいとの質疑に執行部は、区長への周知については認識をしているが、現在、補助金交付要綱で予算の範囲内で、おおむね2分の1としているとの答弁、これに対して委員から、予算がオーバーしたから補助金をカットするのは区長も納得をしない。本来防犯灯は、市民が自己負担するものではないと思うので、よく精査して予算に反映してほしい。次年度は2分の1を確保したいとの話を聞くが、平成25年度の決算としては、支出の根拠等を含め問題があると思うとの意見が出されております。その他委員から、天水、横島、大浜、岱明などデマンドタクシーの導入地域以外のその他の交通空白地域への対応に関する今後の方向性と現在の進捗状況について質疑があり、執行部は、現在の進捗状況は他市の状況を調査中であり、その中で検討している事例が、熊本市で取り入れている路線バスの運行がない交通空白不便地域における制度で、一定の割合を地域に補填してもらい、その他の部分については市が補助する事例がある。本市でもモデル事業として希望される地域があれば検討していきたいとの答弁でございました。

次に委員から、生活保護費の中で医療扶助が突出しているが、医療費抑制に向けた被保護者への指導等について質疑があり、執行部から、全国的には約5割だが、本市は約7割を医療扶助が占め、その要因としては被保護者の約半数が高齢者であり、また、他市町村に比べ精神科の大きい病院が2つあることもあり、精神疾患患者の長期入院による医療費高騰がある。また、心臓疾患や高額手術がある場合には、医療費が跳ね上がる傾向にある。厚生労働省もジェネリック医薬品の使用促進を働きかけ、本市も医療機関、調剤薬局に周知を行ない、被保護者への国の全額補助による医療扶助相談指導員を平成24年度から雇い入れ指導を行ない、医療費削減に努めており、少しずつ成果が出ている状況であるとの答弁。さらに委員から、障害者補装具給付費の申請者数と申請から交付までの期間、市の受け付け事務とその後の事務処理について質疑があり、執行部は、申請者数は大人180名、子ども20名で、申請から給付券発行までの流れは、対象者

からの申請を市が受け付けた後、県へ判定を依頼し、相談事業所の判定が下りてから補装具給付券の発行となり、ここまで約1、2カ月の期間を要しており、その後各補装具の製作期間が加わっている状況。市においては対象者からの受け付けと県への判定依頼、支給決定はスムーズに対応しているが、医師の意見書等の内容確認が必要なため時間がかかっているとの答弁。これに対して委員から、補聴器や車いす等が障がい者が生活する上で絶対に欠かせないものであり、申請から長い間不自由なまま過ごすことがないよう、せめて2、3週間で交付できないか、時間が短縮できないのであれば、交付までの間対象者が申請漏れではないか等の不安を抱かないよう、定期的に経過、進捗状況をお知らせするなどの対応が欲しいとの要望が上がっております。また、委員からのそれぞれの学童保育クラブにおける保護者の月額自己負担額の差と、学童保育以外の保育事業についての質疑に、執行部は、9,000円が1クラブ、8,500円が2クラブ、7,000円が6クラブ、2,500円が3クラブあり、かなり金額に差がある状態。また、学童保育以外には生涯学習課所管の放課後子ども教室があり、3小学校においてボランティアの方々が見守りをされ、利用できる回数は週に2回であるとの答弁でした。さらに委員から、人間ドックを受診する際、玉東町と本市では自己負担額に違いがある点について質疑があり、執行部は各市町村で人間ドック、がん検診等で自己負担額の違いがあり、40歳から70歳までの間、5歳刻みの節目年齢に行なう人間ドックは、玉東町が自己負担なし、本市の場合1万円の自己負担、その他の年に受診する節目外年齢では、玉東町が7,000円、本市2万円の自己負担となっている。近隣市町村も含め、県下14市を比較し、適正な自己負担額についてもう少し時間をかけて調整していきたいとの答弁、これに対して委員から、現に中央病院で人間ドックを受けた本市、玉東町の住民の間で自己負担額の差について話が出ることもある。同じ人間ドックを受診したにもかかわらず、余りに差があると公平性に疑問をいただかれるので、検討をお願いしたいとの意見が上がっております。

次に委員からの農業機械等整備費事業補助金で、市から25%補助があるが、以前県の予算枠がいっぱいになり急遽市からの補助となり、その際は約13%であった、ここ数年の補助割合はどうなっているのかとの質疑に、執行部は、平成23年度13.2%、24年度18.9%、25年度25%であるとの答弁、これに対して委員から、現在燃料費等も高騰し、野菜・施設園芸等生産コストがかなり上がっているため、25%の補助金継続をお願いしたいとの意見、また、委員から、橋りょう長寿命化事業における全橋866カ所の点検についての質疑に、執行部は、平成23年度の橋りょう長寿命化点検業務委託により、遠方目視方法での調査を終了している。しかしながら、平成25年度の道路法改正により、5年に1度の近接目視による全数管理が義務づけてあるため、来年度から5カ年の計画で実施予定との答弁があっております。また、委員から鳥獣被

害対策のイノシシ駆除について現在の補助金に加え、国の補助金を上乗せできると聞く。また、天水、八嘉地区はもとより、最初に予定された月瀬地区用の実施計画はどうなっているのか。そのほか捕獲隊や捕獲方法、電子柵周辺に設置する捕獲わなについて質疑があり、執行部は現在のイノシシ捕獲委託料は、1頭当たり4,000円への上乗せ分で1頭当たり8,000円、合計すると1万2,000円の補助となるが、捕獲隊に相談をしたところ、地元のためにボランティアの趣旨で捕獲を実施している点、また、この補助金は捕獲した場所の撮影やナンバリングの規定、日付や捕獲場所の地図の明示など非常に厳しい制約がある点から、活用は難しいとの答弁でありました。来年度以降の国からの補助金は考えていない。また、月瀬地区については、市の電子柵事業で個々に対応している理由で、現在犬追いによる対策をとられている。現在の捕獲方法については、わな隊13名、鉄砲隊15名、予備隊31名、計59名により実施され、捕獲数については、日没後の銃使用は規制がかかるため、わなによる捕獲約7割、銃による捕獲約3割となっている。国から指導が行なわれている囲いわなについては、来年度からの事業としているとの答弁、これに対して委員から、電子柵は有効な手段と考えるため、この事業の予算拡充等をお願いしたいとの要望が上がっております。さらに委員から、小浜繁根木線の進捗状況と今後のスケジュールについて質疑があり、執行部は設計・測量は終了し、今年度から来年度にかけ用地交渉を実施し、その後工事着工となる、平成28年度にJR砂天神踏切の拡幅工事を行ない、平成29年度には完了予定であるとの答弁、これに対して委員から、この道路は利用がとても多く小島橋までの道幅が狭く、草も生い茂り、接触事故も発生しており非常に危険な状況。道路から見て松木・六田方面は国登録記念物のハゼ並木があるため、拡幅は厳しいが、菊池川方面へ多少なりとも広げられないか、国土交通省と交渉するなど努力してほしいとの要望が上がっております。さらに委員から、農林水産業費の翌年度繰越中、事故繰越が生じた原因、また、全款にわたり多額の不要額が計上されている主な要因と、工事発注の入札残の取り扱いについて質疑があり、執行部から、事故繰越で969万8,400円の計上をしているが、これは睦合上地区の転倒堰補修工事に係るもので、8社による指名競争入札を行なった結果、いずれも予定価格を上回っていたため、入札を打ち切り、その後設計を見直し再度8社による指名競争入札の手続きをしたが、県内でもかなりの工事本数があり、年度内に工事完了ができないとのことから辞退者が出て、結果、参加者がいなかった。その後、県農地整備課と幾度も打ち合わせをした結果、施工業者と随意契約し事業を進めた。また、不用額については、土地改良費中、工事請負費の不用額952万1,473円については、工事請負契約45件、約3億2,900万円の入札残、また、補助金等の主な不用額については、農業体質強化基盤整備促進事業の1,430万円があり、その内容としては、圃場30アール以下の畦畔を除去し、区画拡大を行なうことで営農促進を図る場

合に、10アール当たり10万円を助成する事業で、農家から14.3ヘクタールの要望があったため事業費を計上したものの、国への申請時に補助要件に合致しないことが判明し、農家が辞退したことに伴う不要額計上との答弁。ほかにも用地交渉の不成立による不用額計上、道路舗装工事に伴う道路面性状調査の終了から発注までが短期間であったための入札残、緊急経済対策事業費積算において、予算要求までの短期間で対象者の要望等を聞き取りをしなければならないため、詳細な予算をつかみきれず大枠での予算要求となった結果での不用額計上等の説明がなされ、これらの対応として、入札残が発生した場合には、側溝工事や路面改修など、地域の緊急性などを考慮してできる限り対応しているとの答弁がっております。これに対して委員から、国の補助金等は多く要求した方がいいとも考えられるが、市の負担がある事業も数多くある。市全体のバランスを考え、財政も予算を割り振っている中、大枠で予算要求を行ない、相応に市の予算も組み、これらの事業を進めた結果、決算においてこれだけ多額の不用額等が計上されるのはいかがなものかと考えている。より正確な積算による予算要求を求めるとの強い要望が出されております。

次に委員からの小学校・中学校就学援助費事業について対象者数の推移と児童・生徒数に対する割合と、生活保護基準引き下げによる準要保護基準への影響についての質疑に、執行部は、小学校で要保護、準要保護支給児童数は平成23年度は411名、24年度は415名、25年度が423名で微増傾向、中学校での支給生徒数は23年度が264名、24年度が273名、25年度が265名であり、平成25年度の小学校全児童数に対する割合は11.8%、中学校は同じく14.4%となる。準要保護基準は従来から生活保護基準の1.3倍で運用しており、生活保護基準引き下げ後も従前のままであるとの答弁、その他委員から、幼稚園就園奨励事業の過払いの経過と現状についての質疑に、執行部から、市立幼稚園に在園する園児の保護者に対して、入園料及び保育料の減免をする当該幼稚園設置者に対して、補助を行なう制度であるが、平成25年10月に補助金の過払いが判明した。原因として世帯の所得により階層を分けているが、所得の判断の際に住宅取得控除前の額で判定すべきところを、控除後の額で判定したため、本来より補助金を多く支出したものである。過払いの期間と金額は平成23年度から25年度の3カ年で36件184万2,700円であり、本来の世帯負担分を納入していただけるようにこれまで対象者宅へ戸別訪問し、おわびと説明を行ない、現在も納付のお願いを続けている。現在の状況としては未納世帯が15件75万1,200円あり、うち5件分が分納中、10件が未納であるとの答弁、これに対して委員から、市の事務処理ミスであり、園児や保護者にとっては何の過誤もないため、市として精いっぱい誠意を持って対応してほしいとの意見が出されております。そのほか歳出に関して、市ホームページのスマートフォンへの対応、県との交流職員の人件費と従事内容、岱明

ふれあい健康センター、横島総合保健福祉センターゆとり一む、天水老人憩いの家等の指定管理における市とのリスク分担割合の違い、がん検診受診者で要精密検査と診断された人数、各地区でのコンテナ回収、アサリ貝の収穫量の推移、大俵まつりと花しょうぶまつりへの補助金、農業基盤整備促進事業の今後の計画、新規就農総合支援事業における新規就農者の市内在住者数と年齢層、栽培品目、常備消防負担金の内訳、消火栓設置数の確認、県防災ヘリコプター運行の状況、市立図書館及び天水町図書室の運営状況、防災無線の今後の整備計画など多岐にわたる内容確認や質疑、さらにデマンドタクシーの市民へのさらなる周知、金婚・米寿表彰式の各地域での継続開催、小天火の神まつりなどの民族文化財保存に関する行政支援について要望が上がりました。

以上、審査を終了し、認定に異議があり、挙手により採決の結果、議第90号については賛成多数で原案のとおり認定することと決定いたしました。

次に議第91号平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額93億3,397万5,674円、歳出決算額94億4,108万4,799円で、歳入歳出差引き額及び実質収支額は1億710万9,125円となっております。

まず委員から、特定健診や人間ドックでの医療費抑制効果と受診率の目標設定、また、健康推進員による啓発活動についての質疑に、執行部から、特定健診受験者がふえることにより、一時的に医療費が高くなることは予想されるが、長期的に見れば病気の重症化を防ぎ、医療費抑制につながると考えている。現在は、受診率32.28%だが60%程度を目指している。また、健康推進員については合併前の旧町では活動されていたが、旧玉名市にはその制度はなく、合併の際に継続した事業とするか否かの検討の際、旧市地域でこれまで経験もなく、引き受ける人材の確保が難しく十分な体制づくりができないとの理由で全市的に制度がなくなったとの答弁、これに対して委員から、合併以前は天水地区に健康推進員がおり、啓発を広めることで80%から90%の受診率があった、しかし現在はその仕組みがなく、同じ天水地区でも受診率は減少していると思う。市の目標として受診率60%を本気で目指すならばこのような仕組みが必要ではないか。予算的にも余りかからないと考えている。また、この事業にかかわらず、一部の地域の事情に他地域も合わせ、全市で一律の事業を行なう場合が多々見受けられるが、これではせっかくのよい取り組みもなくなっていくのではないか。以前のように旧町地域だけでも取り組み、受診率が上がれば医療費抑制に相当の効果があるはず、ぜひ検討してほしいとの意見、要望がなされました。

次に委員から、平成26年度予算からの繰上充用について、国庫負担金、国庫支出金の減少が考えられるが、歳入減について本市及び他自治体の対応、インフルエンザ等が大流行した場合の対策、さらに来年度の税率改正に向けた考えについて質疑があり、執

行部は、全体的に国からの交付が減少しており、本市の場合前期高齢者交付金が約22億円と前年度より多く交付されたため、反面国庫支出金については算定値が下がり、約1億3,000万円歳入が減少した。他自治体では前期高齢者交付金が少ないところは国庫支出金算定に余り影響はなく、国保財政にそれほど影響がない。基金積立があるところは歳入が不足する分を取り崩して補っており、本市もこれまでは同様に対応してきた。またインフルエンザ等の大流行の際も、急激な医療費上昇に備え、本来なら基金等を準備できればよいが、現在の状況からすると平成27年度予算からの繰上充用で対応するしかないと考えている。税率改正については、今後の推移を見ながら検討する時期ではあるが、本市は医療費が県下14市中7位から8位であり、反面国民健康保険税については1位か2位のトップクラスにあるため、このバランスを考え均衡が取れるよう検討していきたいとの答弁がっております。さらに委員からの国民健康保険税の収入未済み額が約7億3,500万円あるが、納税が見込めるものか、また、結果的に不納欠損とせざるを得ないのかとの質疑に、執行部は、納税者の担税能力により一部は執行停止、不納欠損に回る可能性はある。本市は県下14市中7位の徴収率であるが、保険税の徴収率にはどの自治体でも苦慮している状況であるとの答弁。委員から、さらなる努力をお願いしたいとの意見が上がっております。

以上、審査を終了し採決の結果、議第91号については、全員異議なく原案のとおり認定することと決しました。

次に、議第92号平成25年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額7億7,861万9,833円、歳出決算額7億7,773万4,033円で、歳入歳出差引き額及び実質収支額は88万5,800円となっております。

この件について、委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第92号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第93号平成25年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額69億2,426万1,492円、歳出決算額68億1,281万9,265円で、歳入歳出差引き額及び実質収支額は1億1,144万2,227円となっております。

まず委員からの介護認定の年齢別割合についての質疑に、執行部は、平成26年3月31日現在の高齢者人口のうち、65歳から74歳が8,994名、75歳以上が1万1,404名、合計2万3,988名となり、そのうち介護認定者が4,405名おり、介護人定率は21.6%になるとの答弁、また、委員からの通所型介護予防事業の特とく教室の実施場所についての質疑に、天水ふれあい館、高齢者等就業支援センター、岱明町

公民館の3カ所で、年度後期は天水ふれあい館を横島総合保健福祉センターゆとり一むに変更して実施するとの答弁でした。

次に委員から、居宅介護や通所介護で行なわれる各種サービスのチェック体制について、適正なサービスを行わない事業所もあると聞くとの質疑に、執行部は、通所や訪問介護などは要介護度で設定されているサービス限度額と本人の希望するサービス内容をケアマネージャーが組み合わせ作成する計画に沿って行なわれており、サービスを提供した事業所から国保連合会へ請求があり、限度内に収まっているか、また、不正はないか等の審査がなされている。計画したサービス内容と実際に提供されるサービスが違う場合には、事業所の指定取り消し等に該当する場合もあるので、市としても指導を徹底していきたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し採決の結果、議第93号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第94号平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額4億8,047万4,203円、歳出決算額3億9,695万6,836円で、歳入歳出差引き額及び実質収支額は8,351万7,367円となっております。

委員から、建設事業費、維持管理費の不用額計上の要因について質疑があり、執行部から、建設事業費の不用額については、この会計が平成26年度から企業会計に移行したために、平成25年3月31日で打ち切り、出納閉鎖期間を設けていないため、これらの不用額が一旦企業会計の特例的支出に繰り入れを行ない、4月以降の支出を行なう。また維持管理費については、1年間の契約で請負業者からの請求は毎月遅れてくることから、建設事業費と同様に4月以降の請求分は企業会計からの支出となる。今回の不用額計上は3月で特別会計が終了し、企業会計へと移行したものによるものとの答弁がっております。

以上、審査を終了し採決の結果、議第94号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第95号平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額2億9,332万6,878円、歳出決算額2億7,532万136円で、歳入歳出差引き額及び実質収支額は1,800万6,742円となっております。

委員から、使用料及び手数料の未済み額18万3,100円について質疑があり、執行部は、61カ月分で今年度8月末までに納入されているとの答弁。また、委員から、工事請負費約2億5,800万円の内訳と、約2,437万円の不用額について質疑があり、執行部は、工事請負として6本発注し、内訳は配水管布設工事が3本、中継ポンプ

所が2カ所、電気計装設備が1件となっている。不用額は6件分の入札残であるとの答弁。これに関連し、委員からの工事発注と配水管布設施工者についての質疑に、執行部は、中継ポンプ所2カ所の築造工事については、造成費の割合が建築費より高かったため土木業者で発注している。また、配水管布設施工は水道工事の実績を有する業者で対応しているとの答弁でした。また、委員から、財産に関する調書で債権欄に金額の表記がない理由について質疑があり、執行部は財産に関する調書の債権欄について決算年度の歳入に係る債権は対象にならないとされている。歳入された場合には、当該年度の歳入として決算書に計上され、出納閉鎖期日までに歳入されなかった場合には、決算書の収入未済み額に計上されるため、この調書には記載がないとの答弁がっております。

以上、審査を終了し採決の結果、議第95号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第96号平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額2,918万2,175円、歳出決算額2,716万8,590円で、歳入歳出差引き額及び実質収支額は201万3,585円となっております。

この件について、委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第96号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第97号平成25年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額8億7,002万4,590円、歳出決算額5億4,347万3,793円で、歳入歳出差引き額3億2,655万797円となり、翌年度繰越額3億574万970円を差し引いた実質収支額は2,080万9,827円となっております。

委員から、九州新幹線濁水等被害対策基金の総額、現在までの工事完了済み分の比率、基金残額、今後の維持管理費について質疑があり、執行部から、基金については平成23年3月8日に41億8,000万円を積み立てており、25年度末残高が31億1,134万5,592円、工事については、本年9月1日現在で用地買収は68%、工事が43%終了している状況、現在までの用地買収費と工事費等で約10億円分完了しており、また、今後の用地買収と工事費で約18億円かかるため、基金総額からこれらを差し引いた額、約13億円が維持管理費用となるとの答弁でありました。

以上、審査を終了し採決の結果、議第97号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第98号平成25年度玉名市水道事業会計決算についてであります。

収益的収入7億6,955万8,435円、収益的支出6億4,431万816円、当年度純利益は1億2,140万7,580円、また、資本的収入310万121円、資本

的支出2億8,023万867円となっております。

この件について、委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第98号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第99号平成25年度玉名市下水道事業会計決算についてであります。

収益的収入12億8,340万6,520円、収益的支出9億7,394万3,514円、当該年度純利益2億9,460万8,021円、また、資本的収入7億3,471万3,980円、資本的支出12億9,600万7,353円となっております。

委員から、下水道使用料の賦課漏れに係る納付状況と今後の対応について質疑があり、執行部は、賦課漏れがあった53件については、現年分をお支払いをいただいております。遡及分については、43件から納付の同意を得て、一括又は分納で支払いをしてもらっている。他の10件については、1件が所在不明、9件が納付についての説明と交渉をしている状況で、高齢者や年金暮らしの方で支払いが厳しいとのことであるが、誠意を持って話を進めていきたいとの答弁、これに対し委員から、これまでに賦課漏れが把握できず時効となったものもあるかもしれないが、とにかく現在把握している分については、高齢者もいるので直ちに納付いただくのは難しいが、支払った方々が不公平感を抱かないよう、時効中断等の手続きを含め、誠心誠意努力してほしいとの意見が上がりました。

以上、審査を終了し採決の結果、議第99号については、全員異議なく原案のとおり認定するものと決しました。

以上で決算特別委員会に付託されました案件の報告を終わります。以上です。

○議長（作本幸男君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

日程第9 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） 日程第9、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいままでの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

16番 前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

ただいま決算特別委員長から報告がありました。私はその中で、議第90号平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算、議第98号平成25年度玉名市水道事業会計決算、議第99号平成25年度玉名市下水道事業会計決算、以上3議案には反対をします。

まずこの3議案に共通する問題として、職員の給与引き下げがあります。公務員の給

与引き下げは民間給与の動向にも大きく連動する重要な問題であります。今年の4月から消費税が8%に増税される中での職員給与引き下げであり、絶対に容認することはできません。

25年度一般会計予算の中で、岱明町、天水町の学校給食センターを民間委託することが予算化されました。26年度からこれは実施をされており、元玉名市の非常勤職員がそのまま民間会社に雇用されています。ところが玉名市非常勤職員のときには、全員が社会保険加入であったものが、民間になったら未加入者が出て労働条件が悪くなりました。私は玉名市からの改善指導を議会で要求しましたが、未だに改善されたとはいっておりません。社会保険未加入問題を生んだ要因、これは民間会社と玉名市との契約に至る詰めの甘さがあったものだと考えます。また、幼稚園就園奨励補助金を保護者に実際より多く交付した問題が発生しました。保護者には補助金を多く交付したから返却してくれと、返還の請求がされております。しかしこの件について、保護者には全く責任はなく、市役所は何をしているんだという市民からの不審を抱かせることにつながっております。これは幼稚園就園奨励補助金の計算を民間会社に委託していたものですが、この問題の根底にも玉名市と委託会社との契約に至る詰めの甘さがあり、民間依存の市政運営が招いた結果だと言わざるを得ません。合併効果として盛んに宣伝をされました、職員の資質向上の成果は一考に見えてきません。

以上のようなことから決算の認定につきまして、私は反対をいたします。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第90号 平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算。

議第98号 平成25年度玉名市水道事業会計決算。

議第99号 平成25年度玉名市下水道事業会計決算。

以上、決算議案3議案については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第91号 平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。

議第92号 平成25年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

議第93号 平成25年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

議第94号 平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。

議第95号 平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。

議第96号 平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算。

議第97号 平成25年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計歳入歳出決

算。

以上、決算議案7件について採決いたします。

ただいま採決に付しております決算議案7件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって決算議案7件については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第90号 平成25年度玉名市一般会計歳入歳出決算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第90号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。

よって議第90号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第98号 平成25年度玉名市水道事業会計決算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第98号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。

よって議第98号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第99号 平成25年度玉名市下水道事業会計決算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第99号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。

よって議第99号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（作本幸男君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明2日から9日までは休会とし、10日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないません。一般質問を希望されておられる方は質問の要旨を具体的に記載し、明2日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時14分 散会

第 2 号

12月10日(水)

平成26年第6回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成25年12月10日（水曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 10番 田 中 議 員
 - 2 5番 城 戸 議 員
 - 3 23番 吉 田 議 員
 - 4 13番 福 嶋 議 員
 - 5 4番 徳 村 議 員
- 散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 10番 田 中 議 員

- 1 国民健康保険事業特別会計の決算状況と今後の国民健康保険税負担について
(1) いわゆる赤字決算に対する対応として、一般会計からの繰り入れなどによる市民の負担増を回避する策をとるべきではないか
- 2 岱明支所への岱明町公民館及び岱明図書館の移転について
(1) 岱明地区で行なわれた説明会の経過について
(2) 今後の市の対応について
ア 図書館移設への反対はない。早期の対応を望む
イ 公民館の岱明支所3階への移設に反対がある。1階への移設か、3階部分には事務所等としての活用を考えてはどうか
- 3 九州新幹線新玉名駅の駐車場の増設について
(1) 現実問題として駐車場は不足している。新玉名駅の利用者をふやすためには、やはり増設すべきではないか
- 4 玉名市総合体育館アリーナへの空調設備導入について
(1) 宇土市民体育館は低価格で維持管理コストの低い空調設備を設置したと聞く。玉名市の導入に向けた検討状況について
- 5 桃田運動公園の管理について
(1) 指定管理者の導入による一体的な管理体制についての検討状況は

2 5番 城 戸 議 員

- 1 国民健康保険の実態について

- (1) 国民健康保険加入者の職業構成の実態割合について
 - (2) 国民健康保険加入世帯のうち所得割合は
 - (3) 滞納世帯の割合は
 - (4) 健康づくり事業「健康大学校」について
 - (5) 今後の国民健康保険のあり方について
 - 2 玉名市本庁舎跡地等活用について
 - (1) 本庁舎跡地等の活用に関する答申書を踏まえての計画は
 - (2) 本庁舎の解体について
- 3 23番 吉田 議員
 - 1 教育問題について
 - (1) 小中一貫教育推進フォーラムについて
 - (2) オリンピック・パラリンピック選手の育成について
 - (3) 強化合宿地の誘致について
 - 2 老朽化した戦没者慰霊碑の修復等の取り組みについて
 - (1) 三ツ川地区の招魂碑の修復について
- 4 13番 福嶋 議員
 - 1 商工観光課の設置について
 - (1) 新庁舎になぜ入らないのか
 - 2 定住化政策の成果と実績について
 - (1) 定住化促進の計画、政策の現状について
 - (2) 各部署の取り組み、連携について
 - (3) その実績と成果について
 - (4) 玉名市でインターネット光ケーブルの接続はできないか
 - (5) 定住化政策について市長に問う
 - 3 玉名市の「地方創生計画」の自民党県連への提出について
 - (1) 国の地方創生計画に伴う自民党熊本県連が計画した「まち・ひと・しごと創生」に関する要望書の提出について、玉名市だけ会議の場に出てなかったと聞くが、そのことに対して問う
 - 4 支所に対する市の対応について
 - (1) 公共施設の統廃合での支所に対する対応は
 - (2) 支所のこれからの機能と、地域関連の行事について
- 5 4番 徳村 議員
 - 1 肺炎球菌ワクチンについて
 - (1) 肺炎球菌ワクチンの接種対象者について

(2) 対象者等に対する周知について

2 輝け玉名「戦略21」、子育て施設の設置について

(1) 市長が考える子育て支援とは

(2) 市長が考える子育て支援施設（子育て支援センター）とは

(3) 市長が考える少子化対策は

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1 番	北 本 将 幸 君	2 番	多田隈 啓 二 君
3 番	松 本 憲 二 君	4 番	徳 村 登志郎 君
5 番	城 戸 淳 君	6 番	西 川 裕 文 君
7 番	嶋 村 徹 君	8 番	内 田 靖 信 君
9 番	江 田 計 司 君	10 番	田 中 英 雄 君
11 番	横 手 良 弘 君	12 番	近 松 恵美子 さん
13 番	福 嶋 譲 治 君	14 番	永 野 忠 弘 君
15 番	宮 田 知 美 君	16 番	前 田 正 治 君
17 番	森 川 和 博 君	18 番	高 村 四 郎 君
19 番	中 尾 嘉 男 君	20 番	田 畑 久 吉 君
21 番	小屋野 幸 隆 君	22 番	竹 下 幸 治 君
23 番	吉 田 喜 徳 君	24 番	作 本 幸 男 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	吉 川 義 臣 君	事務局次長	堀 内 政 信 君
次 長 補 佐	平 田 光 紀 君	書 記	松 尾 和 俊 君
書 記	富 田 享 助 君		

説明のため出席した者

市 長	高 崙 哲 哉 君	副 市 長	斉 藤 誠 君
総 務 部 長	西 田 美 徳 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	北 本 義 博 君	健康福祉部長	前 川 哲 也 君
産業経済部長	北 口 英 一 君	建設 部 長	藤 井 義 三 君
会計管理者	宮 本 道 之 君	企 業 局 長	本 田 優 志 君

教育委員長 桑本隆則君
教育部長 伊子裕幸君

教育長 池田誠一君
監査委員 坂口勝秀君

午前10時00分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） おはようございます。市民クラブの田中でございます。通告の順に従って質問させていただきます。

新年5日から市役所は新庁舎に移転することになり、この12月議会が、この議場での最後の議会となります。私は旧玉名市のころから歴史を刻んだこの場所に、今回はトップバッターをして質問できますことを非常に光栄に思っております。今回の私の質問は、過去懸念事項にもなっている問題が多く、平成27年度からの玉名市の方向性を問う質問でもあります。質問とともに執行部に対する要望を、私なりの要望を申し上げたいと思います。十分御検討いただき、新年度の計画に反映していただきますようまずもって思う次第であります。

まず、国民健康保険事業特別会計の収支見込と保険税の負担について伺います。

いわゆる国保会計については、9月議会でも質疑があり、平成25年度の歳入不足1億700万円を繰上充用にて補てんしたところであります。よって平成26年度国保会計ではさらなる歳入不足が予想され、これをいかにして収支を均衡させるかが議会のみならず多くの市民の皆さまにも関心と呼んでいるところであります。所管の委員会である文教厚生委員会でも閉会中に議論をし、簡単に申し上げれば、解決方法としては、保険税をいわゆる値上げするか、県内の他市に例のあるように一般会計からの繰り入れにて賄うかの方法しかないと思われませんが、今年度の国保会計の現状と経過について伺いするとともに、執行部の方針をお伺いしたいと思っております。

次に、玉名市岱明支所への岱明地区公民館及び図書館の移転についてお伺いいたします。

11月に岱明地区で行なわれた移転説明会の経過と内容について、まず今後の対応についてお伺いしたいと思っております。私も岱明地区に事業所があり、子どもも鍋小学校から岱明中に通学している関係上、今後の岱明地区の発展については、岱明支所の活用と、また、中央公民館の活用が非常に重要であると考えております。説明会による地元住民

の皆さまの御意見を伺いますと、中央公民館をふだん利用していない方は、移転に関しては残念ながら無関心ともいえるくらい賛成でも反対でもないと思われまし、図書館の移転に関しては、反対の方はほとんどいらっしゃらない、むしろ早く移転してほしいという学校の保護者の方からの意見も承ったところでもあります。ただ、公民館を利用されている方の中には、御高齢ゆえに計画の支所3階への移転には難色を示され、平屋が原則だろうとして、現在の岱明町中央公民館の場所への建てかえの要望と、建てかえなくても今のままでよいから、移転には反対などという御意見があったと思います。移転のための設計予算が過去の2度の議会で否決された以上、計画は一旦白紙に戻ったとも言えなくもないことでもあります。説明会の意見を踏まえて、計画案の見直しをすべきではないかと私は考えておりますが、執行部のお考えをまずもってお伺いしたいと思えます。

まずは2点、よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） おはようございます。

田中議員の国民健康保険事業特別会計の決算状況等についての御質問にお答えをいたします。平成25年度の国民健康保険特別会計は、歳入などの減少により約1億700万円の歳入不足が生じたところでございます。5月の臨時議会において平成25年度の歳入不足補てんのため、平成26年度から繰上充用の補正をお願いし、承認をいただいたところでございます。地方公共団体の会計は、歳入歳出のバランスが取れているのが原則でございますが、合併以降の国民健康保険事業特別会計の単年度収支におきましては、毎年赤字が続いておりまして、財政の均衡を図るために5回の税率の改正をお願いしております。また、合併時7億3,000万円ございました国民健康保険の財政調整基金の取崩しを行ないながら均衡の収支を図ってまいったところでございますけれども、平成24年度に基金が枯渇し現在に至っております。しかしながらこのまま赤字を放置いたしておりますと一層国保財政運営は厳しくなるものと思われまし。赤字解消の対策といたしましては、歳入につきましては、市の独自財源でございます国民健康保険税の税収向上のために毎週行なっている夜間の納税相談や休日の納税相談、口座振替推進等により収納向上に努めてきております。また、歳出につきましては、医療費の適正化対策といたしまして病気の早期発見、早期治療を目的とした特定健診では、平成26年度より健診料金を800円に統一し、実質値下げを行なう一方で、日帰り人間ドックを1医療機関から2医療機関で受診可能としたり、被用者保険の被扶養者も集団健診において同時受診できるようにし、受診率の向上に努めましととも、40歳以上を対象とした健康大学校やはり・きゅう・マッサージ施術券等の助成などにより、医療費の抑制、

削減に努めているところでございます。いずれにいたしましても国民健康保険制度は、構造的な問題がございますので、非常に厳しい状況でございますので、今後関係各課と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の岱明地区で行なわれた説明会の経緯、経過についてまずお答えをいたします。

11月11日を皮切りに、計5日間の説明会を開催しましたところ、延べ146人の市民の皆さまに御参加をいただきました。その内訳でございますが、区長及び支館長を対象に岱明町公民館で開催いたしました11日の説明会に39名、睦合校区住民を対象に睦合小学校体育館で開催した19日の説明会に32人、大野校区住民を対象に大野小学校体育館で開催した20日の説明会に14人、鍋校区住民を対象に鍋小学校体育館で開催した21日の説明会に24人、高道校区住民を対象に高道小学校体育館で開催した26日の説明会に37人ございました。

市側の説明の内容といたしましては、公共施設適正配置計画の趣旨、目的と今後市がおかれるであろう状況予測を人口、財政、施設の3点から説明をさせていただきました。その上で、全国的にも喫緊の課題とされておりますいわゆる箱物施設の適正な配置、あり方について中長期的で具体的な取り組みが必要であるということへの理解を求めさせていただきました。なお、今回の岱明支所の件もその取り組みの一例であり、岱明町時代からこれまでの検討経緯、そして現時点での、その時点での再配置内容の案について説明をし、これらについての意見等を参加された市民の皆さま方から頂戴したところでございます。その代表的な意見の内容といたしましては、支所への集約に反対の立場として、「公民館の建てかえは合併時の約束事だ。」「財政的に厳しいと言うならば、市民会館、サッカー場の建設も急がなくてよいのではないか。」「行政としては建てかえでなく、支所への移転ありきとを感じる。」「これだけ意見が出ているので再考してもらいたい。」「建てかえるということで周辺の土地も購入しているはずだ。」「合併した以上、旧玉名市、旧横島町、旧天水町も平等に扱ってもらいたい。」「地域協議会等へ説明したと言うが、移転ありきでの説明だった。」「といったものがございました。また、支所への集約に賛成の立場からは、「合併時の約束事にこだわるより、将来を見越して施設をつくらない、借金をつくらないということに胸を張るべきだ。」「旧岱明町のシンボルである立派な支所は有効活用すべき。」「市民会館は市の唯一無二の施設なので、公民館と比較すべきではない。」「まだ設計段階なので、賛成派、反対派、執行部が十分に話し合えば、合意点に到達するはずだ。」「新たに建設すれば市民の負担として跳ね返って

くる、これ以上の税負担は避けてほしい。」という意見、要望がございました。さらに、その他の意見、要望といたしまして、「図書館についてはだれも反対していない。支所に移転するならば公民館を1階に配置してほしい。」「もう少し住民の意見を取り入れてほしい」「岱明自治区が我慢する必要があるならば、他の自治区も何かしらの我慢をすべき。」「3階には公民館ではなく、有明広域行政組合事務所等の利用も考えられるのではないか。」「現在の公民館をできる限り使用すべきだ。なぜ急いで支所への集約を進めるのか。」「調理室と和室は近くにあるべきだ。」「ふれあい健康センターに公民館を増設してほしい。」といった内容のものもございました。このように集約化に対しての賛否両論がありましたが、どちらの意見も今後事業を進める上で、軽々に扱えない非常に重要な民意として重く受けとめているところでございます。

次に、今後の市の対応についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、市民の皆さまから高齢者の利用が多いことを考慮すると、公民館機能を3階に配置することは望ましくない、現在の公民館をできる限り使用させてほしいという意見、要望も確かに多くございました。このような意見、要望はどれも貴重なものでありまして、市といたしましては、我々行政と議会のそれぞれに十分かつ慎重な検討とこれに基づいた適切な判断が強く、強く求められたものと受けとめ、今後の検討段階において改善すべき点については再考しなければならないと感じたところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） まずは国民健康保険について再質問させていただきます。

関係各課と協議をして今後の方針を決めるということでございますが、もう年末でございまして、新年度予算にはある程度反映させるためには、もう現時点での方向性を決めていただく、また、決めておかなくてはいけないものだと思います。やはりこれは他市によりますように一般会計から、もし繰り入れ等を考えるのであれば非常に政治的判断でありますから、関係各課というよりも市長の判断が非常に重要なものになると思います。できればぜひ市長のお考えを承りたいと存じますが、よろしくお願いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 田中議員の一般会計からの法定外繰り入れについての質問にお答えをいたします。

一般会計からの法定外の繰り入れの目的は医療費の急増への対応や単年度の決算の赤字補てんなどがございます。各保険者の政策判断で法定外繰り入れを行なっているところでございます。本市におきましては、これまで保険税率の改正や国保財政調整基金の取崩しを行ない対応してきたところでございます。しかしながら基金も枯渇をし、国保

財政的には厳しい状況でございます。そういうことで平成25年度歳入不足につきましては、一般会計からの法定外繰り入れも考えているところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） では考えているということは実行されるというふうに受け取ってもいいかなとは思いますが、消費税が本年4月に上がりまして、アベノミクスで非常に景気がよくなったと言いながら3%程度と言ってはあれですけど、その3%が非常に景気の足を引っ張ったと。この国民健康保険を納めていらっしゃる方は、当然介護保険も納めていらっしゃるし、また、国民年金も納めてらっしゃいます。介護保険のほうも残念ながら値上げを考えなくてはいけない財政状況というふうに承っております。ぜひ、国保に限っては一般会計からの繰り入れをお願いしたいというところでございます。よろしく願いいたします。

それでは次に、公民館の移転について再質問させていただきます。

見直すというところで考えていただいてもいいかと、承っていいかと思っておりますけれども、私もその会議というか、中での発言として、もし公民館を現在の岱明支所に移すのであれば公民館部分を1階に移して図書館は2階、1階の一部をいわゆる支所機能を残すと、3階については一般的な事務所に貸し出してもいいのではないかと、図書館はそのまま2階に移転していただいて、ぜひ図書館機能については公民館とは別にしてもやはり早急に移転していただきたいと思うところであります。ぜひ、積極的に御検討いただきたいと思っております。

いろいろ議論が公民館についてでございますが、当面は現在の場所にあるわけでございますから使用不能というわけでもございませんから、そのまま継続的に使用していただいて、ゆっくり時間をかけて住民の意見を聞きながらよりよい形で解決策を見いだすということでもいいのかなと思っております。この支所の3階部分に関しては、もともと事務所として当然建ててあるのでありますから、やはり事務所として使っていただくような各種団体でもいいし、極端な言い方をすれば民間利用を促してもいいかなと思っておりますので、そういったことに関してはどう思われますでしょうか。ちょっと御見解を伺いたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御指摘のとおり岱明図書館の岱明支所2階への移転に関する御意見というのは説明会の中でも大部分がおおよそ賛同されておったかなと感じてはおります。これも含めて再考したいというふうなことは考えてます。

それから岱明支所の3階に事務所を、支所事務所を置いたらどうかという御意見でございますけれども、現在の市民生活課につきましては、住民異動や戸籍、国保、年金、介

護、子育て、障害者、高齢福祉の市民の皆さま方に直結している住民サービスを取り扱っております。特に市民全体の方が年に何回使われるかわかりませんが、全員の人が使われるというふうな部署でもございます。そういったことで1階のわかりやすく、行き来のしやすいというところで現在までは1階に配置を考えてきたところがございます。ということで、支所機能については1階に残すべきという判断のもとに話を進めてまいりました。

それから3階部分については事務所として建設されているんだから、その辺の貸出しはどうかというふうなことですけども、当初は当然岱明市民の方に使っていただけるように考えたところございましたけども、今後の方向性次第では今まで話がありましたその民間であったりとか、例えば有明広域行政事務組合の話がありましたけども、貸し付けるというふうなこともその方針、今後の方針次第では当然考えていかなければいけないのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 非常にもう一旦、頭をやわらかくしていただいて、例えば、今の中央公民館の跡地には私は過去にいろいろ発言をしてまいりましたけれども、岱明町のあの中心部には一般的なスーパーが今現在ございません。御高齢の方にはタクシーで片道2,000円、3,000円払って、往復5,000円、6,000円払ってスーパーに買物に行かれる方がたくさんいらっしゃいます。そういう意味ではあの一番、岱明町の中心ともいえる場所に、商業機能があるような施設を誘致し、また、それに併設する形で公民館的機能であるとか、あるいは極端な話、市民課的な機能を併せ持った施設をつくってもいいのではないかと思う次第であります。ぜひ、そういったところも含めて御検討していただきますようお願いいたします。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） それでは、次に九州新幹線新玉名駅の駐車場の増設についてと題しております。

九州新幹線も開業から4年目を迎え、遅ればせながら私も今年になってようやく数回新玉名駅を利用し、その新幹線の速さと快適さに大変驚いている次第であります。つい最近では、熊本博多間は通常片道5,130円の運賃が、割引チケットにより片道2,570円、往復で5,140円になっているそうであります。玉名市民は福岡方面にはJR在来線から西鉄大牟田線を利用して出かける方がまだ多いようですが、福岡市中心部まで新幹線と市営地下鉄をあわせても1時間で行ける新幹線の利用が今後はますますふえていくことは明らかであります。そこで過去一般質問でも、新玉名駅の駐車場295台

分では不足していることに対して、使用料が無料ゆえに新幹線の利用者以外方の車が多く駐車場を使用しており、有料にすべきとの意見も出ているところであります。平成25年度中には駐車場整備費として1億1,000万円が議会に予算計上されましたけれども、議会にて否決されたと同っております。今回改めて新しくなった議会の議員の立場として、また、駅を今後利用する市民の一人として、新玉名駅の駐車場の拡大整備について要望をいたしたいと思っております。執行部の御見解を伺います。

次に、玉名市総合体育館アリーナへの空調設備導入についてお伺いいたします。

最近、私は個人視察をして、宇土市の体育館を訪れました。ここは耐震施設改修という名目におきまして、屋根、天井、床、そして照明をLEDにかえるということ、そして、空調設備も導入をなさっております。この老朽化した体育館を大幅にリニューアルをされたと聞いて視察に行かせていただいたところですが、通常、大きな体育館等の施設におきましては、対流式の冷暖房設備を導入するところではありますが、この宇土市体育館では輻射式局所空調設備を導入しているところでもあります。これを簡単に申しますと、冷えた液体を、車のラジエータを冷やすような形で、それを循環させることによって空気を冷やし空調とするということでもあります。これのいいところは、簡単に申しますと、導入経費がほぼ半分といってもいいくらいにコストが下がるということ。予定としては、通常3億円かかるものが1億5,000万円できたとお伺いしました。また、運営コスト、いわゆる使用料も全面を1時間2,000円、片面使用も可能ですので、反面であれば1時間1,000円という安い価格設定で利用できるということでもあります。非常に市民の評判もよく、また、空調設備として十分な設備であるということで、非常に市民の利用もふえているところでもあります。

過去、桃田運動公園の市民体育館においては、多くの方が空調設備の導入を要望、また、質問されているところでもあります。実は私も、もう10数年前に桃田運動公園の体育館ができあがったときに、空調設備を導入してほしいというところで、その当時は必ず導入するという答弁を実はいただいていたところでもあります。ただ、予算の都合上、時間がかかるのかなということで黙っておりましたら、あっという間に10数年がたっていた次第であります。幸か不幸か、3億円、4億円かかると言われていたこの空調設備が、この方式を利用しますと半額、それ以下で導入することが可能だと考えられるところでもあります。また、維持管理コストも大幅に下がるということもございますので、ぜひ、こういった方式が、また、この企業そのものが熊本県内の企業でありますので、非常に有効な解決策ではないかと思っております。そういったところを改めて考えた上での御答弁をお伺いしたいと思います。

それと続きまして、桃田運動公園の設備全体を管理委託するというところで計画があるというふうにお伺いしております。指定管理者の導入計画についてですね、今後どうい

った手順で指定管理者の導入を計画されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 田中議員の御質問の九州新幹線の新玉名駅の駐車場の増設についてお答えをいたします。

新玉名駅は、平成23年3月に開業し、これまで多くの市民の方々に御利用をいただいております。平成24年3月の議会におきまして、混雑解消や駐車場の利便性の確保のため、新玉名駅駐車場の拡張計画を提案いたしておりましたが、時期尚早と理由などから賛同いただけることができませんでした。それ以降、駐車場が満車状態になった場合等については臨時駐車場として、駅前広場やバス待機所の一部を開放するなどして対応を図ってきたところでございます。

しかしながら今年には春の大型連休、秋の行楽シーズンや福岡でイベントがある場合において駅利用者が多く、駅前広場の開放や緊急的に交通誘導員を配置して整理に当たりましたけれども、枠外駐車等も多く利用者の皆さまには大変不便をおかけした時期もございました。新玉名駅は県北地域の協力によって設置された広域の駅でございます。現在多くの皆さまに利用していただいているところでございまして、今後は駅利用者がいつも安心して利用できるように増設も視野に入れまして、今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 田中議員御質問の玉名市総合体育館アリーナへの空調設備導入にむけた検討状況についてお答えいたします。

空調の整備につきましては、整備費用にかかる財源的な問題がございますが、空調設備を整備することにより2020年東京オリンピック、パラリンピックのキャンプ地の誘致をしやすくなると思われるとともに、災害時の避難場所やトップレベルの大会誘致などを考慮し、国、県の施設整備費補助金等の補助メニューが創設されることを期待しまして、田中議員が言われております宇土市が導入しております新しい空調システムを含めたところで調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、桃田運動公園の指定管理者の導入による一体的な管理体制についての検討状況はという御質問にお答えいたします。

桃田運動公園は、都市公園事業として整備しております。教育委員会が管轄する玉名市総合体育館、運動広場、野球場、市民プールなどの体育施設と、建設部が管轄しております広場等の公園施設がございます。今後、平成28年度に市内体育施設の指定管理

者制度導入の方針でございますので、桃田運動公園につきましても平成27年7月ごろまでに関係部署と協議の上、公園施設等も含めた各施設をどのように、どのような範囲で導入するかなどを検討してまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） まずは、新幹線の駐車場に関してですが、私は、やはり無料のまま拡幅して駐車場を広げるといったことがやはり玉名市としてはとるべき対策じゃないかなと思っております。今現在も駐車場はありますけども、やはり狭いということで、まだむしろ295台といたしますけれども500台以上、むしろ600台程度あったにしてもすぐに利用者の増でひよっとしたら、その600台程度あったとしてもまだ少ないといわれるような形になるかもしれないと思うぐらいであります。現時点ではまだ利用者が新幹線のほうは少のうございますけれども、もし駐車場が無料でいつでも空いているような状況で利用しやすいとなれば、山鹿、荒尾、植木、もちろん玉名市以外の地区からも安心して利用できるような形になりまして、福岡に通勤又は通学される方もアパートを借りずに、玉名駅、新玉名駅から通勤、通学できる、福岡方面に通勤、通学される方も今後ますますふえることが考えられます。ですからここは思い切って玉名市の方針というか、政治的これまた判断として城北の雄途として発展していくためには、極端な話常識はずれと言われてもいいぐらいの広さの駐車場を拡幅すべきだと思っております。

財源の問題がやっぱりどうしても出てきますので、これに関しては、やはり地方創生のメニューにのる可能性も非常に高い部分もありますし、必ずしも駐車場単体での整備ではなく、周辺に施設を持ってきて、補助金のつくような施設を持ってきてその駐車場と併用するというような考え方もあっていいのかなと思っております。その辺のことも含めて御検討していただければと思っております。

桃田運動公園の空調施設でございますが、9月の議会での答弁と全く同じだったのにびっくりしたわけなんですけれども、あの時はまだ宇土市民体育館のことは御存じなかったかと思えます。この宇土市民体育館の設備は、今度城南体育館、それと県立体育館にも導入の予定がもう既に決定しているそうであります。また、県外の他市町村でも導入の検討を始められているということでございまして、オリンピックがもうあと6年後に迫っております。どの体育館もこのコストが低い空調施設に関しては積極的に取り入れてくるものと思っておりますので、ぜひ玉名市でも導入していただきたいと思えます。この空調施設を導入していきますと大規模な講演でありますとか、コンサートとかそれも開催が可能になりますし、大人数のコンサートとか講演がこの桃田で開催できるようになりますと、今建設中の市民会館もさほど大規模な収容人数を計画する必定はないものと思われまして、これは別に体育館だけではなくそれこそ市民会館、今度改修予

定の岱明町の旧支所についてもこの空調施設はコストを低く導入できるというふうになっておりますので、そのところも検討していただければなと思っております。

あと御答弁いただきました指定管理についてであります。桃田運動公園に関しては体育館、グラウンドさまざまな施設が、植栽もありますし、指定管理に委託するには非常にコストの計算もした上で、十分に地元若しくは内外の業者の皆さんにどのくらいの請負金額で、請け負われるのかということをも十分に説明の時間と導入計画を慎重になされまして、もし導入するのであれば計画していただきたいと思っております。

以上、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） おはようございます。5番、伝統ある新生クラブの城戸淳です。また、本日傍聴の皆さまお疲れさまです。よろしく願いいたします。

さて、今、ちまたでは衆議院選挙が行なわれております。この選挙は大儀のない解散とも言われていますが、ただ景気回復を図る目的にアベノミクス3本の矢、経済対策を安倍総理は実行され、「景気対策この道しかない」の思いから、国民に問うことで選挙を決意されました。我々、熊本2区でも選挙区には自民党の野田毅候補、共産党の広瀬由美候補が立候補されております。また、比例区には玉名高校卒業の玉名出身で自民党の林田彪候補、そして荒尾出身で公明党の吉田宣弘候補が出馬されます。郷土のためにぜひ頑張ってくださいたいものです。また、この選挙で熊本2区に前々回政権をとられた野党第一党の民主党は擁立されておられません。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○市長（高崎哲哉君） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○5番（城戸 淳君） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○市長（高崎哲哉君） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○5番（城戸 淳君） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・先月地方創生計画の自民党熊本県支部連合会へ玉名市だけが要望が出ていなかったようです。どういことなんでしょうか、これは。ぜひいま一度、玉名のために頑張ってくださいたいと思います。今回、総選挙は投票率が下がると言われております。ぜひ、玉名の将来を考えて、玉名の市民の皆さま選挙に行きましょう。大切なあなたの1票をよろしく願いしたいと思っております。

さて、今回の総選挙後2015年に厚生労働省は国民健康保険関連法案を通常国会に提出する方向があるということです。それを踏まえて一般質問を通告に従いまして質問

いたします。

これは先ほど田中議員が国民健康保険で質問された、さらには9月議会で多田隈議員が国民健康保険のことで質問されております。ダブる面があると思いますけど、今一度私のほうからも質問させていただきます。

それではまず、玉名市の国民健康保険事業の実態についてです。1番目から3番目まで質問して、あとは質問席で再質問いたします。

まず、国民健康保険被保険者から国民健康保険税が支払えない。非常に負担を感じる。と近年必ず聞こえてくる声です。国民健康保険制度の問題については、厚生労働省の社会保障審議会の部会で話がなされています。問題点は国民健康保険の主な構成員の所得が低いこと、また、ほかの保険より医療を必要とする人が多いこと。そしてそれにもかかわらず国民健康保険税が高いということが上げられます。そこで1番目に国民健康保険加入者の職業構成の実態割合を農林水産業、自営業、企業者、無職、その他をお答えいただきたいと思います。

それでは2番目に、国民健康保険加入世帯のうち所得割合は、所得なしの世帯、100万円以下の世帯、200万円以下の世帯をそれぞれお答えください。

そして3番目に、滞納世帯の割合についてもお答えいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 城戸議員の国民健康保険の実態についての御質問にお答えします。

まず、国民健康保険加入者の職業構成、割合ということでございますけども、国民健康保険は被用者保険や組合健保、共済組合など他の医療保険に属さない人、すべてを被保険者としているため、人口の高齢化や産業構造の影響を受けやすい制度でございます。全国的に見ますと制度発足当時と比べ、高齢者の割合が増加するとともに農林水産業者や自営業者の割合が減少し、主に年金受給者である無職者の割合が増加をいたしております。さらに、近年の景気の低迷に伴い、非正規雇用者が増加しており、これらの方々が国保へ加入してきております。厚生労働省が取りまとめている国保実態調査によりますと、市町村国保のこれは世帯主の職業別構成割合でございますけども、平成24年度で農林水産業者が2.4%、自営業11.5%、それから被用者ですね、雇われておられる方が31.1%、それから年金等無職者が39.5%、その他不明が15.5%という結果が示されております。なお、本市で集計ができる集計方法は少し異なりますけども、本市の国民健康保険加入者2万900人ほどおられますけども、これの職業別構成を申し上げますと平成26年度の当初の課税の時点で、農業者が10.8%、営業・

不動産等が11.3%、給与所得・被用者が30.9%、それから年金等が27.6%、その他無職・子どもさん等の分が19.4%ということでございます。

次に、国民健康保険加入世帯のうち所得割合はということでの御質問でございますけれども、国民健康保険税は前年の所得に基づく所得割額、それから世帯の被用者数に応じて賦課する均等割額、それから1世帯につき定額を付加する均等割額を合計して年税額が算出されます。よって世帯所得が同額であっても被保険者数によって税額が異なってまいります。また、世帯所得が世帯の被保険者に応じた一定の基準額以下の場合には国保税の均等割額と平等割額を7割、5割、2割削減する軽減制度が設けられており、世帯所得のみでは一概に税額の大小を比較することはできません。そこで、軽減世帯と軽減の適用を受けてない世帯を比較してみますと、平成25年度末における国保加入世帯数1万916世帯のうち、軽減世帯数は5,369世帯、軽減の適用を受けない世帯が5,547世帯となっており、軽減世帯数は国保加入世帯数の約49%にも上っております。そのうち7割軽減が3,345世帯、5割軽減が728世帯、2割軽減が1,296世帯となっており、最も軽減割合が高い7割軽減世帯は、全軽減世帯数の約62%、また、国保加入世帯全体の31%を占めている状況でございます。これに対し、保険税が高く賦課限度額の適用を受ける世帯数が474世帯、軽減不適用世帯の、先ほど軽減を受けない世帯というふうに申しました5,547世帯のうちの474世帯でございますので約9%、また、国保加入世帯の全体の4%にとどまっております。このことから世帯所得が一定基準以下の世帯が非常に多いということがわかります。先ほど国民健康保険加入の職業構成の実態割合についての中でお答えしましたとおり、国保加入者は構造的に被用者保険などと比べて高齢者の割合が高く、また、所得が低い方々が加入割合が多いのが現状でございます。

それから3番目の御質問の滞納世帯の割合についてでございますけれども、本市における平成25年度現年分でございますけれども、平成25年度末の国民健康保険税課税世帯数は1万912件で、このうち滞納世帯数は、出納閉鎖期間満了日の本年の5月31日現在で1,336件でございます。滞納世帯の割合としましては、12.2%となっております。なお、参考までに全国の滞納世帯の割合について申し上げますと平成26年1月28日付の厚生労働省保険局国民健康保険課発表の平成24年度国民健康保険税の財政状況の速報値によりますと、平成25年6月1日現在で、課税数が2,058万3,682件のうち滞納世帯数が372万1,615件、滞納世帯の割合が18.1%となっております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 5番 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁ありがとうございます。

実態の数字を今見まして、まず国保加入者と被用者保険加入者の1人当たりの医療費の比較をちょっと調べてみました。国の調査ですけど、被用者保険加入者が年額1人大体15万円ちょっと、それと国保加入者が30万円強ということで、倍ぐらいの違いがあるということですね。これは本当に以前はこの国保は被用者に入らない、働く人の保険であったと私は思います。今はそうでないことになっているようです。国保加入者のうち所得の200万円以下の世帯が大体70から80ぐらいだと思います。非常に低い世帯の保険だということがこれでわかります。玉名市においても合併時7億3,000万円の国保の財政調整基金があつて、毎年赤字が続いて24年度には基金がゼロになっております。そしてまた、25年度には1億円を超える赤字決算になっている状況です。そこで先ほども田中議員の中で言われましたけど、過去5回の国保税に見直しをされて収支の金等を図られている状況で、質問をいたします。これから国保税の見直しは考えられるのか、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 城戸議員の国保税の値上げについての御質問でございますけども、先ほど答弁しましたとおり、基金それから税制改正等の努力をしながら今までつないできたわけでございます。5回の値上げを行なつて、お願いしたところでございます。この値上げによりましてかなり県下でも高いレベルの国保税を市民の方にお願ひしている状況でございます。なかなか先ほども申し上げましたとおり、国民健康保険自体が被保険者の平均の年齢が高い関係で医療費が異常に、先ほど申し上げられましたように高いというような状況でございます。それに比べ非正規等の所得の低い方たちの加入者、年金所得者等がございますので、かなり収入の面では厳しい状況でございます。25年度の赤字額1億700万円につきましては、先ほど市長のほうから答弁がございましたとおり、一般会計からの繰り入れを考えるとということでの答弁をいただきましたのでなんとかありますけど、26年度につきましては、25年度の赤字の要因が医療費につきましてはそれほど伸びてないんですけども、やはり国からの補助金そういう面が、歳入のほう落ちてきたと、そこを十分検討して分析して26年度以降の財政運営に努めますということで今まではお答えしてきたところでございます。なかなか分析を進める中でも非常に不確定な部分が非常にございます。例えば、共同事業という、30万円以上の医療費に対して私たちの市から国保連合会に11億円ほどの金を出しております。また、それに伴つて実際の医療費のやつをもらうような形の制度もございません。ここでの差額が玉名市の場合は幸い30万円以上が余り多くなくて、逆に出しすぎている部分があると、そういう面もございましてそういう制度につきましては、この金額を30万円から引き下げるような形の協議を今、行なつているところでございます。税制改正につきましては、できれば避けたいという気持ちはございますけども、なかな

か会計として存続するためには、どうしていくか、すべてを一般会計に頼るのはどうかというような配慮もございますし、また、国民健康保険、制度的な問題と言いましたけれども国民健康保険自体、国保の加入者市民の中で約3割でございます。7割の方の負担の税金の中から全額そういう形で繰り入れていくのもいかなものかなというような考えもございますので、ほかの努力をしながら税制改正に至らないように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、ありがとうございます。

国保税をもし値上げとするならば、やっぱりそれは滞納者が、滞納率がまたふえるのでなかなかこれは難しいことだなと私も思っておりますし、本当にこの辺はこれから先難しい問題になってきております。ただ、一番のポイントは毎年どれだけ医療費がかかるのかですね、それをやっぱり医療費の適正を図るためには、先ほど部長も今言われましたように特定健診、早期発見、早期治療あたり、それと健康づくりに取り組み、この意識をもって健康づくりを進めていただきたいと思います。

それではまた登壇してから次の質問に移らせていただきます。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） それでは4番目の健康づくりということで今言いましたけど、国民健康保険の健康大学校について御質問をいたします。

厚生労働省の健康増進の考え方は、国際的にもともと1946年にWHOが提案した「健康とは単に病気でない、虚弱でないと言うのみならず、身体的、精神的そして社会的に完全に良好な状態を指す」という健康の定義から出発をしております。我が国においては、健康増進に係る取り組みとして国民健康づくり対策が昭和53年から数次にわたって展開されてきました。最初に昭和53年に第1次健康づくり対策として、健康づくりは「国民一人一人が自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが基本であり、生涯を通じ健康づくりの推進、健康の基盤整備、健康づくりの普及啓発の推進でありました。また、昭和63年から第2次健康づくり対策として、第1次の対策などのこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養、運動、休養のすべての面で均等の取れた健康的な生活習慣の確立を目指すことです。そして平成12年から第3次健康づくり対策として、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的として、1次予防の重視で健康づくり支援のための環境整備、目的等の設定と評価、多彩な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進でありました。さらには、平成25年、今年度ですね、第4次健康づくり対策として、人生の質の向上やすべての世代の健やかな心を支える社会のあり方の再構築、そして科学技

術の進歩を踏まえて、最新技術の発展を視野に入れた運動の展開や休養、そして心の健康づくりの推進ということによって行われております。この国の健康づくり対策を踏まえて、我が玉名市の健康づくり事業として、今約20年間玉名市国民健康保険健康大学校が開催を今、されております。毎年これは5月に開校式が開催され、週に火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の4会場で講座人員237名が受講をされております。講座内容は、健康講話の講話と人生の生き方、健康ダンス、健康体操、卓球など軽スポーツです。年齢は60代、70代を中心に女性が多いようです。中には80歳以上の方も受講をされております。健康を目的に病気にかからない健康づくりをされておるところを、私も4会場あります、玉名市武道館、玉名市勤労者体育センター、横島体育館、岱明B&G体育館に出向きまして、はつらつと輝き、汗を流すシニアパワーを目の当たりにしました。聞くところによると、来年この健康大学校がなくなると聞いております。受講者は受益負担の原則によって、応分の個人負担も認識をされております。ぜひ継続を要望されているというようなことです。

そこで健康大学校を閉校になる理由をお答えください。また、かわる事業があれば教えてください。さらには、国が第4次健康づくり対策で示してあるとおり、心の健康づくりについての指針があればお示しください。

それと次に5番目の今後の国民健康保険のあり方です。これはなかなか難しいところがありますけど、2015年に関連法案が提出されて、都道府県へ移管と言われております。現時点で、今後どうなるのか、よければこの場で市民にわかりやすく説明していただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 城戸議員の国民健康保険の実態の中の健康づくり事業の健康大学校についての御質問にお答えをいたします。

玉名市健康大学校事業は、平成4年度から旧玉名市において開始した事業でございます。合併後は実施会場を玉名市武道館、玉名市勤労者体育センター、横島町公民館、岱明B&G体育館の4カ所にふやして毎年200名を超える方々に受講をいただいております。健康に関する講話や健康ダンス及び卓球など、内容も盛りだくさんで、また、熱心な講師陣の御尽力の賜もあって、多くの受講生の方々に好評をいただいております。このように市民の皆さまに親しまれている事業でございますが、一方で受講生の固定化、長期化という課題があるのも現状でございます。平成26年度の玉名市健康大学校の新規受講者の割合は全体の17.3%となっております。8割を超える方が2年以上の受講者となっております。また、受講生のうち国民健

康保険被保険者の割合は57.8%となっておりまして、このままの体制で健康大学校を玉名市国民健康保険事業として実施していくことは、現在の国保の財政状況からも困難であると考えております。御承知のとおり、国保会計は平成25年度に赤字に転落し、本年5月に繰上充用をお願いしたところでございます。今後も財政状況はより一層厳しくなるものと見込んでおりまして、本市の国民健康保険被保険者の健康づくりを支援することで病気を予防し、増加する医療費の削減につなげることが行政の責務であると自覚はいたしております。このことを踏まえ、新年度より新しい形での事業を実施するために現在、調整準備を進めているところでございます。新事業は、本市を初め近隣地域の支援によって開学した九州看護福祉大学との協力連携により実施する予定でございます。九州看護福祉大学には看護福祉学部鍼灸スポーツ学科が設置されており、最新のスポーツ科学と専門性の高い運動理論を生かした連携に期待いたしているところでございます。また、新年度からの講座については、受講期間を1年と制限し、運動習慣を維持するため翌年度以降は自主講座への移行を促すこととしております。このことで運動習慣を持つ国民健康保険被保険者の方々を拡大して、限られた国保予算を活用して、多くの方々の健康づくり、ひいては医療費削減への効果を期待しているところでございます。

なお、本年度まで実施してきた健康大学校につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、長年にわたって多くの市民の方々の健康習慣を定着させ、その役割は十分に果たすことができたものと考えております。現在の受講生の方々には、昨年度の健康大学校の中でもお願いしましたとおり、この健康習慣を維持させるために自主講座への移行により健康保持に努めていただきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思えます。

次に、今後の国民健康保険のあり方についての御質問にお答えします。

国においては、平成25年度の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律により方向性が示されております。国民健康保険に関しましては、財政支援の拡充等により、国民健康保険の抜本的な財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとされております。その上で、国民健康保険の運営につきましては、財政運営を初めとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課徴収、保険事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たすことが果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割分担を行なうようになっております。このために必要な法律案を平成27年に開会される通常国会に提出されることを目指すとされております。国におきましては必要な法案がまだ決定しておりませんが、平成29年度より熊本県が国保保健者となると新聞等により報道されているところでございます。このように現段階では具体的なことは不明でありまして、市町村と県の

役割分担もはっきりとしておりませんので、今後国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 御答弁ありがとうございました。

先ほどの健康大学校のことなんですけど、これはまず今の説明の中では来年度は閉校という形で御説明ありました。受講者の方は、やっぱりもちろん先ほど言われました自主講座みたいな形で先ほど看護福祉大と連携してという形をとっていただきたいということも十二分に私のほうもわかります。というのも国保の中の事業としては本当に厳しい国保の状況の中で今まで運営されたということなんですけど、ただ、受講される方の本当に生き生きとしたそういう場所、なかなか違う講座、自主講座ということになると、なかなかまとまってあれだけの方が一生懸命そういう自分の健康に留意されて、運動されるというのはなかなか難しいなと思います。そういう中で、国保の中では無理かもしれませんが、私の考えとしては、介護保険の中ではできないのかなと、ちょっと思いがあります。というのは、地域事業、地域支援事業という形で、「ゆた〜っと体操」とか「いきいき体操」とかがやられていますが、その大学校という形を変えて、地域事業として介護保険でできないのかなとちょっと自分なりに思っていますけど、そこだけちょっと質問いたしていいですかね、お願いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 城戸議員の御質問にお答えいたします。

介護保険事業のほうで、今各公民館等を利用して「いきいきふれあい活動」また、「ゆた〜っと体操」という形で90数カ所ずつ、今実施をいたしております。こちらにつきましても当然、先ほど言われました地域支援事業の一つととらえてやっているわけですが、対象者、年齢、先ほど言われた60から70、こちらのほうに参加していただければ一番スムーズな移行ができるというふうには考えております。若い方もいづらか健康大学のほうにも参加されておりますので、そちらの方につきましては、今度の新しい講座のほうに移行してまた、1年されたあとにという形での対策ができないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございました。

なかなかこれは本当、新しく講座がどういう形になるかはちょっとわかりませんが、ぜひそういう受講者の今のあの生き生きとした顔がまた見られるような講座にぜひ今後もしていただきたいなと思います。

そしてまた、先ほど国民健康保険の今後のありましたけど、確定してない面がいろいろありますので、なかなか難しいと思いますけど、医療費の膨張の歯どめになり、都道府県と市町村が連携して、一番市民にわかりやすいような形で、この国保のあり方がなっていけばなと思っておりますので、その辺はまた国の推移を見守りながら、いろんな意味で質問させていただきたいと思います。

それでは次に、また壇上のほうで質問させていただきます。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） それでは2項目目の玉名市庁舎跡地利用についての質問をさせていただきます。

まず、玉名市本庁舎の移転を踏まえて、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会が設置され、6回の委員会が開催され、11月20日ですかね、市長のほうに答申がなされました。その答申を踏まえて市長のほうにお聞きします。

今後どのような計画を市長は考えられているのか。また、それはいつごろ決定するのか。そこをお答えしていただきたいと思います。

そしてまた、2番目の庁舎の解体時期と、予算計上の時期はいつなのか。解体をするのであればその期間、解体までの管理や警備等の計画は考えていらっしゃるのか、その辺をお答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 城戸議員の本庁舎跡地の活用に関する答申書を踏まえての計画はどのようになっているのかということにお答えをいたします。

今般の議会の招集あいさつでも申し上げましたが、先月20日に玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会の委員から、玉名市本庁舎跡地活用等の活用に関する答申がございました。その内容を御紹介いたします。

まず、本庁舎の建物につきましては、新庁舎への機能移転後、財源的に効果が高い方法で可能な限り早い時期に解体し、本庁舎跡地の有効活用を図ることとされております。

次に、本庁舎跡地につきましては活用の基本方針として、本庁舎跡地は新たなにぎわいの創出と中心市街地の活性化を念頭に、人々の参集や多世代間交流を促す活用を図ることと、また、その活用案といたしましては、具体的ないわゆる箱物施設の建設は示されなかったものの基本方針を念頭に、「人が集まる便利でにぎわいのある市街地環境の維持を図るため、市民の来訪者の世代間交流や人的交流を促すと期待される多世代交流機能、居住促進機能を備える施設の整備を図るべき」との趣旨でございました。さらにこれらの機能を備える具体的な施設といたしましては、駐車場・駐輪場、交通機関

に接続する施設やエリア、公園が明示をされており、加えて跡地の利用に密接に関連する事柄といたしまして、本庁舎跡地の整備に伴う相乗効果を図るため、文化センターをさらに人が集う利用しやすい公共施設として、機能充実やリニューアルを実施することや隣接する市の所有地などを含めた一体的な整備計画を策定すべきであるというふうと言及をされているところでございます。

市といたしましては今後、公共施設等建設特別委員会にて答申内容の報告を行ない、委員の御意見も拝聴した上で、答申の趣旨を最大限に尊重しながら、また、この土地が全地域にとっての中核的な位置づけにあることを念頭といたしまして、隣接する保育所などの再配置や文化センターの機能充実も含め、包含した基本構想や具体的計画を早急に制定し、その実現に向けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の本庁舎の解体についての質問にお答えをいたします。

本庁舎の解体につきましては、新庁舎の移転後できるだけ早い時期に実施したいというふうに考えておりますけども、本庁舎跡地等活用検討委員会の答申にもありますが、その際には財源的にも効果が高く、有利な方法で行なうために合併特例債の活用などを図りたいというふうに考えております。しかし、現況では建設物の解体のみでは起債の同意を得ることが難しいために、本庁舎の解体につきましては、解体後の用地を活用して公園等の公共施設を設置するなど、解体と建設を一体的に実施する事業の事業計画を平成27年度中に立て、その翌年の実施を解体については予定しているところでございます。

なお、本庁舎規模の解体につきましては、解体工事の設計が必要であることから、来年度でございますけども、解体工事の実設計を業務委託により実施をいたしまして、平成28年度以降は直ちに解体工事に着手できるよう準備したいというふうに思っております。

次に御質問の現本庁舎を閉庁した以降の建物の管理の方法についてでございますけども、使用してない建物を適正な管理を怠り放置するということになりますと、防災や防犯の機能低下、景観や衛生の悪化、ごみなどの不法投棄や火災の誘発などの多様な悪影響が多分に懸念されます。よって所有者の責務としましては、新庁舎への本庁機能の移転後から費用対効果等を踏まえまして、警備員や守衛を置かない機械警備による管理を実施したいと考えております。なお、機械警備の概要につきましては、警備する建物に、この建物にセンサーを設置しましてその進入や火災等の異常を機械で察知しまし

て、その発報を受信した警備員が現場へ急行して初期対応をとるというふうな形態を考
えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 先ほど市長のほうから検討委員会を踏まえて、公共施設等建設
特別委員会あたりの意見を聞きながらということではなされました。この検討委員会の検
討された内容というのをちょっと率直に私のほうから意見を申し上げますと、まず秋元
委員長がこの検討委員会の委員長ですね、秋元委員長がまず最初のほうに言われたとき
に、庁舎跡地は全域的に、中核的な位置づけにあり、その活用は中心市街地の活性化や
新たなにぎわいの創出に大いに資するものでなくてはならないということと、もちろん
本庁舎跡地のみならず、隣接する文化センターなど周辺施設や周辺の道路、土地です
ね、それを一体的に整備するべきであるということではなされました。私は本当にそのと
おりだと思います。ただ、庁舎内だけの計画だけではなかなか難しいと、周辺を含め
て、もちろん商店街とか周辺の道路、その辺の拡張とかも含めて、玉名市の中心市街地
という、本当の玉名市の中心でありますので、そういう計画というか、絵を描くような
ことをまずしないと、なかなかこの何をするのかというのは進んでいかないのかなと思
いました。だから答申内容で先ほど市長も言われましたように、恐らく駐車場や公園な
どになってくるのかなと、もうそれは最初から検討委員会が始まる前から敷地内での検
討であればそうだったのかなと私は思いました。

そこで、この跡地の問題、まず公園でも駐車場でも差し当たっていいです。ただ、こ
れだったらにぎわいとかそういう中心地にこれでいいのかという思いがあります。そう
いうので計画をつくるに当たってはまず、この中心市街地を再開発といいましょうか、
そういう絵を描くのがまず先じゃないかなと私は思います。ただ何をつくるのかではな
くて、特に保育園を下にもって来たり、そういうのじゃなくて、どういうこの中心市街
地、再開発をするのかという絵を描いていただいて、いろんなそこには絵を描くため
には、まず私はいつも、何回でも質問してきました。昨年、中心市街地の空洞化がず
っと起きているということは一般質問の中でも言うておりますけど、中心市街地の活性
化法の国の認定ですね、やっぱりこういうのが認定を受けないとなかなか絵は描けな
いんですね、玉名市は平成13年に第1回の中心市街地活性化の認定を受けております。
そのときはまだ合併もしておりませんが、その認定を受けたときに、今はそのあと中
心市街地活性化法が平成19年に変わっております。これも何回も言うております。中
心市街地の以前のとらえ方と違うのは、19年のとらえ方は、商業とか文化とか教育と
か医療、それには交通も含めて、もちろん道路整備も含めて、そういう認定を受けて、
国の補助を受けられるんですね、そこの横の周辺の道路あたりは都市計画道路じゃあり

ませんので、なかなか開発するには市税を使わないかんということでなかなか進まない状況で言われておりますけど、そういう国の補助を受ける、何と言いますか、いろいろなやつがあると思うんですよね、その辺を調べていただいて、まずは私が思うのには中心市街地の国の認定を受けて再開発をしていただきたいというのが思いでございます。平成13年に第1回の中心市街地の国の認定を受けて今あるのが、高瀬の高瀬蔵でございます。そのときにこれが絵を描かれて高瀬蔵ができたわけですよね、そういう何かをつくるときには、大枠にそういう基本計画をつくっていただいて、今、玉名市でも総合計画とか、マスタープラン計画とかありますけど、なかなか中心の中の計画というのはそういう認定を受けないとなかなか進んでいかないんですよね、これも何度も私は言っております。この認定をするのにも多分、いろんな議論があると思いますので、まずはそういう関係団体とかを集めて、この玉名市の中心市街地はどうするんだというのを検討会議あたりを開いていただいて、中心市街地活性化の認定を受ける準備をすぐにでもしていただきたいと思っておりますけど、その辺は、もう何回でも私は言っておりますけど、どうでしょうか部長、原口部長でもよろしいですか。

○企画経営部長（原口和義君） はい。

○5番（城戸 淳君） はい、よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 城戸議員の中心市街地活性化基本計画の御質問だろうというふうに考えております。

検討委員会の中でも、傍聴に来られたから御存じだろうと思っておりますけど、やっぱりこの周辺も含めて整備計画を立てたらどうかというふうな意見もございました。当然、それと周辺のこと考えたこの庁舎の整備を考えて周辺との整合性を、将来的な計画の整合性を取るというふうな中で、今回のこの答申というのは出てきたかというふうに思います。

その検討委員会の中でもいろんな意見がございまして、御存じのとおり、砂天神の踏切からこの庁舎南側の道路、あの辺の道路、また、市役所の東側の河川との間の道路の整備など、いろんな話が出ました。まずもってこの整備計画、答申がなされましたけども、先ほど申しましたが、来年27年度で基本計画、基本構想あたりは考えたいというふうに考えております。先ほど申しましたとおり起債の対象にならないというふうなことがありますのでですね。

それから去年の12月の議会の中で産業経済部長がこれは答弁したと思っておりますけども、この中心市街地活性化基本計画の見直しとか、新しい制度の中での見直しというのは、当然もうする時期にきているというふうな答弁をしたかと思っております。そういった思いで今おりますので、そのときは当然、基本計画の中でのこの跡地の位置づけも

当然重要視していかなんし、そういった時期にきておるといふうなことは昨年12月以降も同じ思いであります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、ありがとうございました。

ぜひ、その辺は進めていただいて、まず絵を描くに当たってもそういう基本計画がないとなかなか絵が描けませんので、ぜひその辺は進めていってほしいと思います。

それと本庁舎の解体ですけど、先ほど言われました28年度に要するに解体ということで考えてらっしゃると思いますが、そうなったら1年以上は放置のままということ、先ほど警備内容のことで、センサーとかをつけてということで行われました。本当に何が、これ1年半も放置したら何が起きかわからない私は状態だと思います。このことに関しては守衛とかそういう警備人を置くんじゃなくて、センサーでとかその警備のやつで対応するというごさいますけど、私も警備会社を何件か知っておりますけど、警備会社というのは待機場所があるんですね、どこそこ待機場所が。今、ある警備会社は、あそこの今、今度、市民会館ができる芝生広場ですかね、あそこに待機されています。そういうのも考えれば待機場所はどこでも多分よかったですよね、そういうのでセンサーをつけるならその会社との何ですか、お願いで待機場所をここの玉名庁舎跡にさせていただくとか、そういうことをしていただければ逆にお金はかからないわけですよ、センサーをつけてそこに待機、いつも待機してるから、何かあったらそこからでるといふ形で、ぜひそういうのは警備会社と打ち合わせをしていただければ、そういうのも可能かなと私は思っております。とにかく事件、事故が起きないようなこの本市の本庁舎、これをぜひ綿密に考えていただいて、そういうのを28年ということのごさいますので、これは合併特例債ですということですので、その間の期間にもそういうお金をかけていただいて警備をしていただきたいと思います。

最後に、この玉名市本庁舎この議会が最後と、この議場で行なわれるのが最後ということで、今までこの議場で長年、亡くなられた方、実はうちの親父もここで一般質問とかをしたんだろうと思いますけど、本当に長い間この議場で議員をされた方々に敬意を表したいと思います。そして自分自身新たに玉名市の発展のために尽くすことを誓ってこの今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、城戸 淳君の質問は終わりました。

23番 吉田喜徳君。

[何ごとか呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） はい、わかりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 46 分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） もう間もなく正午であります。皆さんこんにちは。非常に難しい時間帯でありまして、答弁は午後になるんじゃないかな。私の質問も午後にもかかってくるんじゃないかなという思いをいたしております。あと10数分でありますけれども、正午の時間のある限り読み上げたいと思います。

1つ、教育問題。玉名市教育フォーラム、小中一貫教育を考えるについて。

去る11月22日、市民会館大ホールで開催された「玉名市教育フォーラム、小中一貫教育を考えるについて」まず、第1部では、「玉名学」の実践授業風景、大野小学校1年生による礼節の授業でした。続いて、鍋小学校1年生による「エンジョイ・イングリッシュ」これは先に鍋小学校で授業参観したことがありますが、ここでの実践授業でした。この2つの授業風景といい、内容といい、実にわかりやすく感銘するものでした。

次に、第2部として、高森町佐藤教育長の講演、「ローカルオプティマム～小中一貫教育を考える～」と題しての約90分の熱弁を聞きました。「ローカルオプティマム」余り聞きなれない名称ですが、その町、すなわち市町村。学校にとって最もふさわしい教育効果を上げることの意味のことで理解を深くいたしました。小中一貫教育については、高森町はもとより、東京都品川区、また、産山村の小中一貫教育、三鷹市のコミュニティースクールを基盤とした小中一貫教育等を実例に上げての話であります。

そして「玉名学」について、また、「エンジョイ・イングリッシュ」について、小中一貫教育についてのアンケート調査がありました。会場は主に、現場教師を含む学校関係者、保護者、PTAでしたが、一般社会人の皆さんも参加されておりました。「それぞれの様なものがわかりましたか。」「玉名の子供たちに役立つと思われましたか。」のアンケート内容です。アンケートの結果を報告していただきたい。

教育長はそれぞれ、特に高森町教育長の講演をお聞きになり、どのように感じられ、感想をもたれたか。また、これからその思いを玉名市に取り入れ、なお一層推進されるのかお伺いしたいと思います。

そしてそれは、小中一貫教育の併設か、分離型か、一体型か。どのようにもっていかれるか、これについてもお尋ねをしたいと思います。

以上の課題の実現に対するスケジュールは、どう考えておられるのでしょうか。

2番、オリンピック・パラリンピック選手の育成について。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックが近づくにつれ、1964年のオリンピック、そしてパラリンピックが思い出されます。1964年に東京オリンピックの新幹線等偉業を成し遂げた日本、奇跡にも思えると日本中の国民が涙して喜びました。焼け野原から成長し、日本の頑張りを身近に味わった学生時代の私にも、いまもって胸に焼きつくものを感じてなりません。「パラリンピック」という言葉は、東京オリンピックで誕生いたしました。そしてある新聞記事にパラリンピックの意味は、「脊髄麻痺などによる下半身の方、そしてオリンピックを合わせた造語である」とも書いてありました。車椅子を使う人たちのオリンピックで、64年には日本を含め世界から総勢400人以上の選手が参加、大方の試合内容のこの中にひときわ目立ったパラリンピックであり、終わりには健闘をたたえて握手を交わす選手たちの笑顔が映し出されます。槍投げや砲丸投げ、円盤投げで、1メートルでも1センチでも遠くに飛ぶようにと必死になって車椅子を支えるボーイスカウトの表情も身に迫るものがありました。

さて、先の議会で来年度創設のスポーツ庁の創設、これは複数にまたがる行政の窓口を一つにまとめ、総合的にスポーツ施策を進める指令役として設置されるわけですが、これに関連して玉名市におけるオリンピックの選手の育成策について市長は、前回の私に対する議会答弁で、「2020年のオリンピック・パラリンピックについては、熊本県におきまして、本年度45人の育成選手の指定がございました。県内選手のメダル獲得を目指した動きであるというふうに思っております。この45名のうち玉名市から本市より、いわゆる男子バレーあるいはレスリング、バドミントンの選手がその中に入っている。玉名市体育協会に補助金を交付し、常日ごろよりスポーツの振興や技術力の向上、指導者の育成などに努力をしているところであります。このうち2020年夏季オリンピック競技種目であります28種目の関連する団体が17種目ございます。現段階では現存の団体を核としながら、スポーツの選手の一つの目標であるオリンピックへの出場につきまして、玉名市もそういった人材が輩出できるよう体育協会と連携を密にして競技力の向上を図ってまいりたい。」とこのように答弁されております。

先に述べました平成26年の2020年オリンピック選手育成事業育成指定選手5名の皆さんをいろいろな報道機関で紹介されております。もちろん「広報たまな」でも大きく報道されました。鍬田憲伸君、バレーボール、有明中学校。上田尋也君、レスリング、玉南中学校。井上実奈梨さん、レスリング、玉陵中学校。平川透君、バドミントン、この方は八代東高校に在学中で岱明中出身。荒木大貴君、レスリング、この方は玉名工業高校在学中で玉名中出身。5名の県内での育成選手が玉名から輩出されております。私が申し上げたいのは、この方たちについて、ただ「頑張れ、頑張れ」と言うエール、これも大事でしょう。かけるので終わるのか、あるいは常日ごろ体育協会に補助金

を出しているからということで終わるのか、私はこの機会にこの中学校のいわゆる部活に対して、バレーボールならバレーボール、レスリングならレスリング、あるいはバドミントンならバドミントン、また、個人に対して何らかの育成の方法を考えたらどうかということをお尋ね申し上げる次第であります。いわゆる、玉名市独自の施策は考えられているのでしょうか。

次に、オリンピック合宿地の誘致について、東京オリンピックを盛り上げる運動を地方から、玉名市が始めたらどうでしょうか。数年前、国体玉名会場は桃田運動公園内、総合体育館では両陛下をお迎えしてのレスリング会場となりました。玉名工業高校、北稜高校のレスリングは非常にレベルが高い、本市のオリンピック合宿地を誘致する運動を展開したらどうなんでしょうか。あるいは、今申し上げました育成者に指定されているバドミントンとか、そういったようなことも盛んであります。そのための方策としてバッジを、家庭にワッペン等を配り、これは有料でいいと思います。買ってもらいJOCの注目を受け、世界に発信してはどうか。きっとIOCを動かし、世界のレスリングやバドミントンの国に伝播すると確信をいたします。

東京オリンピック・パラリンピックは一度誘致に負けたことがございます。その最大の原因は、東京は、あるいは日本中はまだ盛り上がっていないということが発表されております。地方からオリンピック推進運動を発信したらどうか。できないことはないんじゃないかと思う次第でございます。市長初め関係者の御答弁を期待いたします。

ちょうど12時になりつつありますので。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 皆さんこんにちは。昼食を挟んでの答弁になりましたけれども、吉田議員のお尋ねにお答えしていきたいと思っております。

まず、小中一貫教育推進フォーラムについての御質問にお答えいたします。

11月22日に開催いたしました小中一貫教育推進フォーラムにつきましては、学校職員の職員を中心に約500名の参加があり、本市の教育についてともに考えるよい機会となりました。吉田議員におかれましても御参加いただきましてありがとうございました。

まず、当日実施しました参加者アンケートにつきまして御報告します。

「玉名学」につきましては、どのようなものかわかったかという問いに対しまして、「よくわかった」「だいたいわかった」を含めると95.3%、また、「子供たちのために役立つと思う」という回答が88.1%でした。「エンジョイ・イングリッシュ」につきましては、どのようなものかわかったか「わかった」という回答が95.9%、子供たちのために役に立つと思うか「思う」という回答が92.1%でした。小中一貫教育につきましては、「どのようなものかわかった」という回答が89.9%、「子供たちのために役に立つと思う」という回答が81.8%でした。おおむね所期の目的は達成したと考えておりますが、不十分な点につきましては今後の課題として受けとめ、いただいた感想を分析しながら啓発等に努めてまいります。

ここで感想をいただきました中から幾つか御紹介をいたします。「準備をすることは難しいと思いますが、少しでも早く「玉名学」「エンジョイ・イングリッシュ」を全学校に取り入れてほしい。」「子どものころから玉名を学び、誇りを持つと、就職は地元で、結婚しても玉名に住むという人がふえていくと思うので、とてもいい取り組みだと思います。」という保護者の方からのコメントがありました。また、「玉名学」や「エンジョイ・イングリッシュ」については、「子供たちの生きる力や確かな学力に向けてとても期待できる。」「みんなで力を合わせて十分な準備をしていきたい。」「高森に負けないよう、玉名もがんばりましょう。」「日本の教育が今、動いているということがわかりました。」「教師の私たちが子供たちに学力をつけるためには、9年間の見通しを持ち、1年でつけるべき力をしっかりつけていく使命感を持ってやっていかなければならないのだとさらに感じました。」という先生方の心強いコメントもありました。私はこのような言葉に大きな力で背中を押されたような思いをいたしました。

一方で、「玉名学」や「エンジョイ・イングリッシュ」、小中一貫教育などの導入に伴う不安や多忙感を伝えるコメントもございました。また、意義についての疑問も一部に聞かれたところです。このような不安や疑問につきましては、実践や研修、あるいは説明会等を実施することで解消し、玉名市の子供たちのためにすべての先生方が目標を一つにして取り組む風土をつくりあげてまいりたいと思います。

次に、高森町教育長の講演につきましての感想を申し上げます。

講演にありましたように、今年7月の教育再生実行会議においては、今後の学生等のあり方についての論議がなされ、小中一貫教育の効果を一層高めることを目指して、小中一貫教育学校の制度化が提言されました。そののち、中央教育審議会では、小学校、中学校の区別をなくした小中一貫教育学校と、小学校、中学校の区別を残した上で一貫教育の軸となる教科や指導内容の組みかえを可能とする小中一貫型小学校・中学校の2つのタイプの小中一貫校を新たに制度化することを求める報告書をまとめております。

次年度の通常国会には、この学制改革、小中一貫教育学校（仮称）が上程され、審議の目玉となるのではないかと予想しているところです。小中一貫教育は、今や全国各地で実施され大きな成果を上げていることが、このような国の動きからも読み取ることができます。

一方、講演のテーマは「ローカルオプティマム」というものでございました。ローカルオプティマムは、それぞれの地域が選択する地域ごとの最適状態という意味であり、高森町教育長は、「その市町村、学校にとって最もふさわしい教育効果を上げること」と説明されておりました。私も教育長として、この玉名市において最適な状態を生み出すために、国の動向をにらみながら玉名市のローカルオプティマムを模索していきたいと考えております。御存じのとおり現在本市では、小中一貫教育に取り組む一方で学校再編にも取り組んでおります。このことにつきましては、今後も学校規模配置適正化基本計画に従って、玉名中学校以外は、1小1中を目指して進めてまいりたいと考えております。その際、高い教育効果が期待される施設一体型、いわゆる併設型を基本としたいと考えておりますが、立地条件等を踏まえ、また、地域の方々や保護者の皆さんの御意見をいただきながら中学校区ごとに、各中学校区のローカルオプティマムを求めて、検討してまいりたいと思っております。現在、平成30年度開校を目指して玉陵中学校区の再編準備及び小中一貫教育の充実を進めております。この実践の成果を十分に活用し、よりよい学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。玉名中学校におきましては、施設分離型での小中一貫教育として計画をしておりますが、そのような環境におきましても小中一貫教育の効果が十分にあらわれますように、学校間の情報、連携を密にし、課題の共有や共通実践が図られるよう工夫してまいりたいと考えております。

次に、もう一つの（2）のオリンピック・パラリンピック選手の育成についてのお尋ねにお答えいたします。

吉田議員のオリンピック・パラリンピック選手の育成について、玉名市独自の育成策はあるのかについてお答えします。

まず、熊本県における2020年東京オリンピックの指定選手育成の内容は、熊本県体育協会に補助金を交付し、当協会審査の上、指定選手の海外遠征や合宿等の経費を指定選手が所属する各種各競技団体へ支出することとなっております。玉名市独自の育成策について、当市からもオリンピック選手が輩出できるよう、今後指定選手に対してどのような方法での育成策があるか、市体育協会と協議してまいりたいと考えております。

以上で答弁にさせていただきます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 吉田議員の強化合宿地の誘致について市民への誘致にかかわる

推進方法はということでお尋ねにお答えをいたします。

現段階では熊本県において進められております2020年の東京オリンピック・パラリンピックにかかわるキャンプ誘致の意向調査に対し、誘致希望を示しているところでございます。今後、熊本県が誘致活動を本格的に推進されるために、当市のスポーツ施設や宿泊施設等の情報提供を行なうとともに、スポーツ団体や観光団体等との協議を重ねていくこととなります。吉田議員御指摘の市民への誘致にかかわる推進方法につきましては、熊本県全体の動向を見ながら推進方法も含め、関係団体と協議していきたいと考えております。また、吉田議員言われますグッズ等を使うことも誘致の機運を盛り上げる一つの方法だと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 御答弁ありがとうございました。

改めてそこで申し上げたかったんですけど、市民クラブの吉田喜徳と申します。

本日は、市の区長会から役員の皆さま方、多数御参列いただき、また、次に質問する遺族会の幹部の皆さんも会長以下おい出でいただいております。ありがとうございます。後ろ向けて言うのもいかんだったけん、そこで言うてからここさんこうかなと思ひよりましたけど、勘弁してください。

大野小学校と玉名学、それから鍋小学校がイングリッシュ、非常に大変わかりやすくて本当に劇みたい、劇みたいと言うと語弊がありますが、非常にまとまってよかったのを、来年から他の学校にも、小学校にも普及されるんじゃないかと思うんですよね、大野小学校さんと鍋小学校さんをなんかの形で見せたらどうかな、同じ小学生にですね。これは一つの普及のための理解をいただくための方法ですけど、非常に感動するんじゃないかなと、児童もですね、そう思いました。

教育長おっしゃったように、来年は小中一貫教育の制度化が成り立ちます。長短あると思いますけれども、やはりこれも一つの時代の流れ、教育の改革、この一貫ではないだろうかと思ひますけれども、どうかスケジュール、考えに従って私としてはいろいろな御意見を聞きながら推進をしていただきたいとこのように思う次第でございます。

オリンピックのことについてでございます。私は何度か申し上げましたように本当に私どもの総長、オリンピック担当大臣でありました関係もあって身近にありました。ところがあのころの5、6年前、2、3年前、2、3年前まではまだ来てないですけど、2020年ですけども、全国的に推進運動みたいなのが地方からも新幹線もできたこともありましょけど盛り上がったんですね、したがって市長や教育長におかれましても、そのせつかく国体のときにも両陛下がおいでになって、ここの会場で、桃田運動公園も田中議員の質問でもありますが、冷暖房が、冷房が特に完成するんじゃない

かなと、そのころはですね、思いますし、また、その前に完成するとすればやはり世界から、あるいは日本の選手でも構いませんけど、誘致運動を展開することによって玉名市が注目され活性化につながるんじゃないかなと、こういうように思います。したがって、この補助金というのは、まずオリンピック・パラリンピックの誘致のための新たな県の体育協会、まず県の体育協会に対する補助金でしょうか。先ほどの他校の1年生の見学、これに合わせて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） ただいまの再質問の1つ目につきましてですけども、他校の子供たちに鍋小学校あるいは大野小学校の学習の様子を見せて普及に努めたらどうかというアドバイスをいただきました。いろいろ今後普及のために担当の先生方の研修会等はやっていく予定でございますが、児童・生徒の全体の移動になりますと、ちょっとした課題もでてきますので、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） もう一つの、県の体育協会からの補助金についてお答えいたします。

この補助金につきましては、今回、指定選手の海外遠征、合宿等の経費について、指定選手が所属する団体、競技団体のほうに協会のほうから補助をするということで伺っております。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） それでは例えば、有明中学校さんにしてもそういう生徒がおるところに学校に対してもあるんでしょ。それは団体に対してですか。例えば、バレーならバレー協会とか、ああ、そうですか。わかりました。

補助金についてもこれは現在玉名市が出している体育協会に対する補助金は、これは通常でしょうけど、お幾らでしょうか。宙に覚えておられないなら結構です。

新たに県が国からの補助金を吸収することができたら、これに対する、5人に対するですね、その辺の運動をやはりしっかりとやっていただきたいものだと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に移りたいと思います。

私は、昭和48年1973年、今からおよそ41年前でありました。当時国は遺骨収集団を派遣する政策がありまして、その中でマリアナ諸島、つまりグアム、テニアン、サイパン、この方面の収集団の編成が行なわれました。国の考えは、責任官庁は今の厚生労働省でございますけど援護局、遺児の方を30名、それから全然直接御英霊にかかわりのない一般の青年を30名、60名を代表で遺骨収集に送り込むというようなことでありました。凶らずも私はその一員になって2週間ほどサイパン、テニアンのほうに

遺骨収集に参加したわけでありませう。本日の熊日新聞の「語り継ごう、伝えよう戦争の体験」こういうものにもちょうど、くしくもテニアン戦争体験、そのことが載っておりました。それは別といたしまして、その際、遺児の方と一般の青年が2人一組で遺骨収集をやるわけでありませう。朝、水筒と昼食を、軽食を携えて夕方5時に帰ってまいりますけども、遺児の方が御遺骨の特に頭蓋骨を見つけると、水筒から水を出してかけてやる姿。私は少しの水筒の水でありますので、5時までもたなきゃいかんということで惜しんでおりました。じくじたる思いであります。みんなお父さんに見えると私と組んだ彼が言いました。ほら穴に行けば行くほど、地下壕に行けば行くほど土色をした御遺骨であります。御英霊であります。どうやってこの方が亡くなったかという姿がわかります。いわゆる鉄砲、銃で自害をする姿で頭蓋骨が下に落ちてそこに固まっている姿、あるいは仰向けになってちゃんと頭蓋骨から足の先までの御遺骨、これは触るなというような御命令で、援護局の専門の方がおいでになり、その方たちはやはり銃傷というよりも、何何部隊というようなことがはっきりわかっている姿であります。火炎放射器でやられた御遺骨はせっかく飲み水で溜めていたいわゆるバケツの中に頭を突っ込んだ姿の焼け跡の御遺骨、頭蓋骨でありませう。上に行けば行くほど風化している真っ白な御遺骨であります。

さて私は、その経験を踏まえてそれから40年、「ああ、残された御遺族に対して何が政府の代表として恩返しができるんだらうか。」とこのことをずっと考えておりました。それが本日の、ただいまから申し上げるいわゆる質問の要項になる次第であります。

国は、国の遺族会を通じて慰霊碑や招魂碑、あるいは御英霊をお祭りになっている忠魂碑、いろいろ名前は変わりますが、その碑を調査する制度が行なわれることということで、県を通じて玉名市の遺族会にも参りました。一々玉名市全域のその碑に対して申し上げるのは時間がありませんので、割愛させていただきますが、特に本日は三ツ川地区の慰霊碑に対して、招魂碑と申しますけれども質問をさせていただきたいと思ひます。

戦没者慰霊碑等の状況調査結果に基づき、平成26年7月17日、玉名市遺族連合会長から玉名市長へ早急に移設並びに補修工事を要するものについてお願い申し上げるといふような要望が出ました。先ほど申しましたように、中でも移設を要する三ツ川地区招魂碑については、その後地権者並びに地区住民から要請書及び陳情書が提出されました。そのほか特に傷んでいるのが、各地区もいろいろありますけれども、滑石の護国神社にある慰霊碑、梅林地区のお宮にある忠霊碑等でありませうが、三ツ川地区の招魂碑について申し上げたいと思ひます。

竣工年月は現在建っているのは、昭和28年10月、建立者は旧米富村村長阪本実

雄。書いてあるとおりに読みます。経緯は、旧米富村当時合併の際、三ツ川地区は玉名市へ、四ツ原地区は南関町へ分割されました。私の記憶によりますと昭和30年。昭和の合併が29年、12カ町村、そしてあとで1年遅れて三ツ川地区が編入されたわけがあります。同小学校の敷地は昭和39年10月7日に宮畑勝義が購入し、これは牧野として玉名市が運営するものでしたが、個人所有となりそのままになっているわけがあります。当時の県知事の御名前が揮毫されて、招魂碑に建立されております。また、玉名市の初代市長橋本二郎氏の名前でもあります。この橋本当時の市長と三ツ川地区の皆さんに対する覚書もちゃんと残っております。いちいち読み上げるわけではありませんけれども、私が強調したいのは、この三ツ川地区は既に南関町の御英霊に対しては南関町で建立されております。また、福山の一部でも建立されておりますが、合併によって、合併によって余儀なくされた招魂碑であります。このことはほかのところと一番の違うことであります。先日、私ももちろん参りましたが、後ほど市当局におかれましては、総合福祉課長ほかの方で視察をされております。なぜ、ここが放置されたかと申しますれば、そういうようなことで竹やぶ化した、今はもう全然通られません。きょう傍聴においでになっているある方が、私たちが視察するに当たって切り開いて、そここのところまで案内をしてくれるというような状況であります。もう倒れそうな招魂碑であります。建立者はすべてほとんど当時の市町村長と伺っております。だから合併によって特にこの三ツ川地区のは先日も署名運動が行なわれまして、全三ツ川地区の方たちがこの署名に、区長さんを中心にした署名に加わっていただいて、今愁いてる次第であります。

さて、どうでしょうか。合併によって生じたこの招魂碑、取り残された招魂碑を、実はきのうでありましたが、野田前代議士の政務秘書官に、遺骨収集の法案は通過して、来年から国のまた補助金、考えでなされることがあったけど、このことについてはどうなっているんでしょうということをお尋ねいたしましたところ、これも必ず法制化されるので、あとは県が指定すると、こういうことでございます。いわゆる県が国より補助金等をもたらしたら、県内のそういう招魂碑、慰霊碑、忠魂碑、こういうのを視察してそれを指定する。この指定にまず入らないと国の予算は来ないわけで、単独で市がやらなきゃならないというこういう状況でございます。

以上、趣旨だけ申しましたが、どうかこのことについて、どういうお考えかを、一番タイミングいいのは、国から指定され、県から指定されて国の予算と市の予算と合わせて、これ移転しなきゃなりませんので、単なる修復じゃございませんので、多少の予算がかかりますからお尋ねしたわけでございます。以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高壽哲哉君） 吉田議員の老朽化した戦没者慰霊碑の修復等の取り組みについて、そしてまた三ツ川地区の招魂碑の修復ということでございますので、そのことについてお答えをいたします。

これは平成26年3月31日付で厚生労働省から各都道府県の民生主管部長に対して、国内に建立された民間建立戦没者慰霊碑の状況調査についてと題した依頼分書がございました。これが同年4月4日付で熊本県を通じて、熊本県遺族会熊本県遺族連合会長から県下の各市町村の遺族会に対し、その戦没者慰霊碑の現状調査の依頼がございました。この調査の結果、市内19カ所に民間建立の慰霊碑の所在地等の確認をすることができました。どれも遺族、あるいは地域の有志の方々により手厚く管理をされておりますが、昭和20年から30年代にかけて建立されたものばかりで、長い年月による風化や破損等が確認をされております。その中で三ツ川校区に2基ございます慰霊碑のうち旧米富村の小学校敷地内に旧米富村遺族会による昭和28年に竣工されております招魂碑については、人もなかなか立ち入れない個人所有の民地ということもあり、周囲の荒廃と破損がひどい状況になっております。このことは御慰霊に対しましても大変心苦しく感じておる次第でございます。この三ツ川地区の招魂碑がこのような状況におかれるようになった経緯につきましては、昭和30年に旧米富村の四ツ原地区が南関町へ、そして三ツ川地区が玉名市へと分割して合併をし、その後招魂碑があった旧米富村小学校敷地も民間に売却され、個人の所有となったことによりまして、遺族の方が足を運ばれるものの、自然と遠のき、手入れも行き届かなくなり、時を経てこのような状況になったものと思われまます。

冒頭に申し上げました3月31日付の厚生労働省からの国内に建立された民間建立戦没者慰霊碑の状況調査についての依頼文書の内容が、海外において建立後、年月が経過し維持管理が不十分なため、必要に応じて移設等の整備を実施をしており、国内に建立された民間建立戦没者慰霊碑についても管理者の高齢化等により維持管理のよくないものがあることから、国においても対応すべきとの意見があるため、その検討しようとするためとあります。これらのことは来年の平成27年は戦後70年という節目の年に当たり、国もこれを境に、国内にある民間建立戦没者慰霊碑につきましても何らかの行動があるように思われますので、今後の国の動向を見ながら、本市といたしましての三ツ川地区の旧米富村小学校跡地の招魂碑を含め、経年劣化の著しい慰霊碑につきましては、その対応について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） ただいま市長から答弁をいただきましたが、仮に国のほうで予算はついたものの、県で指定されなかった場合は今の言葉の最後を承りますと、国の

動向と一緒にってということでありますけれども、その運動は遺族会の方も県に対して、県遺族会等を通じておやりになる。なんせ玉名市だけでも19カ所、県内であればずいぶんと多いそういう慰霊碑であろうかと想像いたしますが、この件について、仮につくまでずっと待つ、あるいはつかなかったということに対しての市長のお考えがいかかなものかと再質問をさせていただきたいと思ひます。

4月の戦没慰霊祭において私たち議員も全員参加しますけれども、市長のごあいさつやら市長の慰霊の言葉、来賓の方の言葉には、共通して申されることがござひます。今日の我が国が自由で繁栄してひるのは、先の大戦で散華された御英霊のおかげであると、また、そのような内容を共通して申されます。そういう意味からおかれましても、特に三ツ川の合併によって生じたこの招魂碑についての格段の御配慮を願ひたいと思ひますけど、いかがでござひますでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 三ツ川地区の招魂碑の復修について、国の補助がつかなかった場合どうするかというような御質問でござひますけども、国に対しましては積極的に働きをかけてまいりたいというふうにお思ひますし、また、先ほど言ひましたように来年は戦後70年という節目の年でもござひます。ここ数年間の国の動向もあると思ひますので、そのことをしっかりと見きわめて行動したいと思ひますけど、万一補助がつかなかったと判明した場合には、亡き御英霊や遺族に配慮した前向きな対応をしてまいりたいと思ひます。

以上でござひます。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） ありがとうございます。

話は少し変わりますが、官軍墓地の修復、これに対しても市長は自愛の心、あるいは人情深い心で予算をつけていただきました。これは官軍の将兵の皆さんでありますから、玉名市民ではあられませんでしようけれども、そういうお考えが今の御答弁に通じたと敬意を表する次第でござひます。

掘り返してみたら、官軍の将兵の皆さんの御遺骨がたくさん出てきた。「あら、大変だ」ということで文化課が乗り出し、県の文化課も乗り出し、これは国指定の墓地公園にしていこうというようなお考えが沸き上がっております。このことと玉名市における慰霊碑等の修復問題とは多少は違ひますけど、やはり市長のお心、あるいはまた、教育委員会のお心が御英霊に対するその心ではないかと考えるわけでござひます。敬意と感謝を申し上げる次第であります。

お話のとおり、今から70年前、国の命令によって全国津々浦々から兵士として招集

され、戦地に赴きとうとい命を国にささげて亡くなられた方々を夫や父、そして肉親に持ち、お墓にお参りしてこられた多くの遺族の方々の長い、長い悲しみの日々はいかばかりでしょうか。

御答弁ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 無会派の福嶋譲治です。区長協議会の皆さん、本日は御苦勞さんでございます。最後の議場で区長協議会の皆さんの前で質問ができることを光栄に思います。それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、商工観光課の設置についてということで、私は9月議会で商工観光課が新庁舎になぜ入れないのかということで質問を申し上げました。また同じ質問の中ですけれども、それに対する答弁で、主に3点疑問に感じ、納得がいかない部分がありまして再度質問させていただきます。

1つ、9月定例会での答弁の会議録を読み返してみると、商工観光課は最初から新庁舎の中に配置計画はなかったように答弁をされております。本当にそうなのか、部長は本心でそういう答弁をされたのか。再度質問いたします。

2番目、商工観光課の業務の性質が一般市民とはかかわりが少ないという答弁がされました。本当にそう思って答弁されたのか、また、本当に一般市民とはかかわりが少ないのか再び質問いたします。

3番目、商工会館の2階事務所部分と4階のホールが現在進められております公共施設の適正配置計画の中の削減対象となっていて、公共施設長期保全プログラムの中にもそのことが明記してあります。答弁では、何らかの事情が生じたときに初めて生じて商工観光課が本庁に移るようなことがあったら、時としてそういう議論が出てくるという答弁がされております。この答弁には私、非常に無理があるんじゃないかなと思って、またこれも再度質問させていただきます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の新庁舎になぜ商工観光課が入らないのかということへの御質問にお答えをいたします。

商工観光課が新庁舎に入らないことについては、先ほど議員がおっしゃったとおり、9月議会での答弁と重複した内容になるかと思いますが、お答えさせていただきます。

商工観光課は、商工業者との会議や商工会議所、商工会等との連携又は直接的に一般

市民とのかかわりが他の課と比較すると少ないといった同課の業務の性質上、これにつきましては先ほど福嶋議員が一般の市民とちょっと違うというふうなことについてどう思うかということですが、普通の庁舎の1階であつたりとかに来られる一般のお客さん、例えば、税のお支払いであつたり、証明書の発行であつたりとか、そういった来客者の市民の方とは商工観光課に来られるお客さんというのは若干性質が違うのではないかなというふうなところで答弁をさせてもらったと思います。こういった同課の業務の性質上、これまでどおり現在の商工会館内に配置しておくほうが効率的であるとの考え方から現状どおりとし、来年の1月5日に新庁舎が開庁いたしますけれども、商工観光課につきましては移転をする計画は現在ございません。

また、議員が言われましたとおり、設計を進める過程において商工観光課が属しております産業経済部は2階に配置されます。その中でレイアウトの図面上には一旦は商工観光課を配置した経緯がございます。その後、各課からの意見等を聞いていく中で、商工観光課とも協議をし、最終的に現在の場所に残るという決定をしたところでございます。なお、観光で玉名にお越しいただく方や、市民の方への情報提供の重要性については十分に理解をしておりますので、新庁舎開庁後も今まで以上に総合案内窓口を初め、観光イベント時の電話対応であるとか、パンフレットの配布、商工観光課と連携をとりながら業務を行なってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁を聞きまして、9月の答弁とちょっと違ってたなと思うのが1つありました。と言いますのは、前回のこの議事録を読み返してみますとわかるんですけども、一応、新庁舎に配置したというような答弁は全然ありませんでした。最初からもいろいろ考えたら、商工会議所と一緒のほうがいいからと、そういう感じでもう決まっていたということの答弁でしたので、その辺はまあ、少し誠意が見えたのかなと。ただ、商工会議所と商工観光課がそばにあるのは非常にいいことなんですけれども、じゃあ、玉名市は商工会議所だけですか。商工会もありますよ。商工会は岱明町ですよ。そういうことを考えたときに、その答弁では整合性がないと私は受け取っております。それと、商工観光課に対する業務の受け取り方、考え方の違いかもしれませんけれども、例えば、新しい庁舎の1階部分あたりに受付と、近くにどこか横のほうにあつたりすると、観光客の方もどんどん商工観光課を利用できますし、使いやすいような配置がされればどんどん使われるんですよ。例えば、全然違いますけれども、横島の図書館あたりでも何十倍もの利用者が、使い勝手のいい図書館になったから何十倍もの利用者があると。目線をどこにおくか、皆さんが一生懸命働いていらっしゃるのわかります。一生懸命頑張っているのはわかります。私も商工観光課あたりには時々顔を

出しておりますので、わかりますけれども、目線をどこにおくのか。市長は常にこう市民目線、市民目線ということをおっしゃいますので、本当に市民目線、市の発展、市の活性化を考えたときには、私は当然、本庁に置くべきではないだろうかと今でも思っております。例えば、面積がどうしても無理ということであるならば、所轄を全然、所轄が違うといえますか、独立しております教育委員会をもとの岱明支所に全部をおいたら、教育センターも一緒にできますし、非常に効率的な行政の進め方、教育行政の進め方ができるんじゃないかと、これは私の一つの例えですけど、そういう意味で今回の答弁は、そういうことだったら、少し納得できるなど、やっぱり狭かったからじゃないかということですよ、というふうに私は受け取りました。

それともう一つ。3番目の公共施設長期保全プログラムの中にあつた適正配置計画の削減対象となっている、ちゃんとした記述がされているじゃないですか。それを何らかの事情が生じて商工観光課が、本庁が移ったときとしてそういう議論が出てくるという答弁でしたけれども、それはあとづけですよ。結果に対して合わせてつくった、言った答弁としか考えられません。私は聞き取りのときにも申しましたけれども、今の答弁で最初に部長が申されました。いろいろ配置されて、いろいろ考えたらこうだったと、ただ、現在のところにおいても何とか機能できると、非常にいい機能ができるということも前回は答弁されているのであれば納得したと思います。そういう意味での質問でありました。

3番目の質問のもう一回、適正配置計画の削減対象となっていて、公共施設長期保全プログラムの中にもそのことが明記してあることに対して質問いたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 福嶋議員の再質問でございますけれども、商工観光課が新庁舎に入らない理由というのは、決して面積が狭いから入らないということじゃなくてですね、先ほど申しましたとおりあそこにいたほうが動きやすいといえますか、いろんな活動がしやすいというようなところで、商工観光課と協議の上決定したというところでございます。

それと保全プログラムの件ですけども、当然、今現在、商工会館の中に商工観光課がおりますけれども、将来、商工観光課があそこを、商工観光課から出てですね、例えばそれが新庁舎であるかどこかわかりませんが、いったときには当然、2階というのは空きスペースになります。当然、そこでどういった利活用をするのかというのは保全プログラムの中で検討していくと、その状態になったときに検討をしていくというのは当然だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきましたけれども、新庁舎を計画するときにももちろん当然、具体的な計画をして、来年の5日から新庁舎で事務等々仕事が行なわれるわけですけれども、普通一般的にだれが考えてもみんなを同じところに置いて、大きなところできちっとまとめてしたほうが仕事はやりやすいんじゃないですか。商工観光課はあっちにおいといたほうが仕事がいいというのは、こっちにおいといたほうが仕事がいいというのは、一般市民、私も一般市民ではありますけれども、一般市民の普通の人がだれが考えてもおかしいと思いますよ。部長は結果に合わせて何とか答弁しなきゃいけないという思いがあられるのかどうかわかりませんが、その辺はこういうやり取りをしている中で、一般市民の人が聞いても納得できないと思いますよ。やっぱり教育委員会ももともと別にあったのが、今度一緒に入るというのは、やっぱり一緒にあったほうがやりやすいからじゃないですか。そうでなければ教育委員会を岱明の支所の再配置でいろいろ検討されておりますけれども、教育委員会をもとのところにおけば教育センターもおけるじゃないですか。きょうは教育委員会のことじゃないし、商工観光課の質問ですので、このことについてはこの辺でやめます。私どもからすると、一般市民感覚からすると部長の答弁には非常に無理があるというふうに私はとっております。何度も言いますが、市庁舎を建てる、計画するとき当然一緒に入るという計画の中でされたと思いますよ。そういう中で入れなかったというのはやっぱり面積的に足りなかったというそういうふうにとらざるを得ないじゃないですか。

以上、1番の商工観光課の配置については以上で終わります。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時08分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） また、2番目の定住化政策についても原口部長にいろいろ聞くことになると思います。原口部長もつらいところがあるかもしれませんが、答弁をよろしく願いいたします。先ほどの商工観光課の配置につきましても、6次産業との絡み、いろいろあって本庁にあったほうがいいんじゃないかと外部からのいろんな話も聞いております。

2番目、定住化政策の成果と実績についてということで質問させていただきます。

市長は、チェンジ玉名平成25年度末の進捗状況報告書の概要版を玉名市全戸に配布

されました。定住化につきましては、スマイルプランの定住促進のための施策の中から取り組む9施策のうち、3施策が達成、4施策がほぼ達成、2施策が着手のみ。下水道の整備の進捗度は、事業総額ベースで65.4%であると報告してあります。どういふふうに達成したのか、定住化促進の計画、政策の現状はどうなっているのか。また、各部署、それぞれの部署が定住化に向けてがんばっておられると思いますけれども、各部署の取り組み、また、その連携について、それぞれの各部署の実績と成果について答弁をお願いします。

それにちょっと趣が変わりますけれども、インターネット光ケーブルがあちこちで、もう引かれております。和水町が本年10月でしたか、玉東町が来年の春に計画されておるようです。周辺地域は大抵光ケーブルのネットができております。玉名市での現状と未接続地域の対応について質問します。

若い人を呼び込むのは、光ネットサービスは定住化の中の重要な要因の一つとなり得ると思っております。玉名市での未開通地域に対しての対応はなされているのか質問いたします。

それから市長に定住化政策についての考えを述べていただきたいと思えます。チェンジ玉名平成25年度分の進捗状況報告に当たって、特に定住化の部分についてかなりの達成度を報告してありますけれども、市長はこのことに関してどのような理解をされ、どのように感じておられるのか答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の定住化促進の計画、政策の現状について、企画経営部としての立場としてお答えをいたします。

本市の定住化促進については、平成19年3月に策定をいたしました「玉名市定住化基本構想」を基本に、庁内に一元的な移住相談窓口を設け、これは企画経営課の地域振興係でございますけれども、空き家バンク制度、おためし暮らし制度、定住促進補助金などを創設する一方で、東京、大阪等で開催されます移住・定住の相談会におきましても本市のブースを出展いたしまして、関東・関西圏等の移住希望者への相談に応じ、将来的な移住・定住に結びつける取り組みを進めておるところでございます。平成23年度から5年間の予定で実施しております定住促進補助金制度は、住宅取得補助金については、初年度は37件、116人、翌24年度は42件、133人、25年度は41件、129人、本年度も11月末現在で28件、86人とあわせまして148件、464人の方に利用をいただいております。どの年度におきましても20代から40代までの若い子育て世代が全体の70%以上を占めております。また、住宅リフォーム補助金につきましては、平成23年度5件、平成24年度12件、平成25年度8件、本年度

は先月末現在で2件であり、新幹線通勤定期券補助金につきましては、これまで2人の方にご利用をいただいております。さらに、東京、大阪、福岡での移住・定住相談会では昨年度、今年度ともに約30名の相談に対応しております。この30名の方々につきましては、記帳簿に、不定期ではありますが、広報でありますとか、観光パンフの送付などを行っております。

次に、定住化政策に関する成果でございますけれども、各種補助金につきましては、これまでの利用状況や利用者の声から判断すると、補助金が本市を選ぶ判断材料の一つとなっており、その結果、県内の他地域を初め、福岡や関西、関東から若い子育て世代を中心に本市への移住を後押ししているというふうに考えられます。一定の効果が現れているのではないかと感じております。また、今年度から始めました天水町の住宅ですけれども、おためし暮らし制度につきましても4件、13人の方にご利用をいただいております。退室時にお願いをいたしますアンケートでは、ほとんどの利用者が住みやすさ、暮らしやすさの面において玉名市に好印象を抱いていただいているようでございます。時代を担う若者層を中心とした移住希望者に本市への転入を促し、市全体の人口減少幅を穏やかにしていることもまた事実であり、一定の成果は果たしているものと考えております。

現行の定住促進補助事業でありますけれども、これは平成27年度まで継続する予定でございます。この補助制度につきましてもいろんな課題等もございますので、現在の補助制度の終了後は新たな支援措置を検討する中で、効果的な施策、使いやすい施策、もっと利用できるような補助制度を財政面も考慮しながら、考えていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、玉名市でのインターネット光ケーブルの接続はできないのかの御質問でございますけれども、まず、本市におきます状況を御説明いたします。

現在、インターネット接続サービスの提供を行なっている通信事業者、NTT西日本でございますけれども、事業者の収容局にサービス提供の設備が設置されており、その収容局が玉名局、大浜局、石貫局、岱明局、横島局、天水局の6局がございます。この収容局に設置されておりますサービス提供用の設備により、各収容局エリア内の契約者へインターネット接続サービスの提供が行なわれております。このサービス提供設備によりインターネット光接続サービスを玉名局、大浜局、岱明局の3局で提供されておりますけれども、石貫局、横島局、天水局におきましては、ADSLサービスまでの提供が行なわれているというところです。また、議員がおっしゃった和水町の件でございますけれども、平成26年10月14日よりインターネット光接続サービスの提供がなされております。和水町です。これにつきましては、通信事業者単独での開局ではなく、通信事業者が行なうサービス提供に伴う、設備整備に要する経費の一部を自治体、和水町が過

疎債等を財源として通信事業者へ補助しサービス提供が行なわれておるといふような現状です。玉名市におきますインターネット光接続サービスのサービス提供格差を解消すべく、NTT西日本に対し毎年未提供地域での早期のサービス提供が行なわれるように強い要望活動を行なっております。しかしながら、設備整備の補助には多額の費用負担が必要でございまして、財源的な問題もあり非常に厳しい状態ではございます。ちなみに、和水町につきましては約3億円の補助をされているというふう聞いております。議員おっしゃったとおり、定住に関しましても若者に対しては重要なインフラ整備、光ケーブルの接続については重要な定住に対するインフラ整備だということも認識しております。今後陳情を行ないまして、通信事業者が行なうイベント等へ積極的に参加し、その場での要望であったりとかいふふうなこともやっていきたいというふうと考えております。格差解消にさまざまな協議を行なってまいりたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 福島議員の御質問の中で、定住化政策の各部署の取り組みとその実績ということでございますので、まず初めに総務部における定住化促進の取り組みと成果についてお答えをいたします。

定住化促進につながる安心・安全なまちづくりという観点から、消防団再編や支援団員制度の取り組みにより、消防力の体制が強化され、地域防災力の充実につながり住民の安心・安全の確保が図られております。

次に、地域ぐるみで防災、減災に取り組むための組織である自主防災組織を結成する団体に対し、平成25年度から玉名市自主防災組織育成事業補助金制度を創設し、1団体につき防災資機材整備事業補助として上限5万円、防災活動事業補助として上限1万円を交付しております。現在まで合計で約190万円補助しております。

○13番（福嶋譲治君） もう一回、今の補助の部分をちょっと。

○総務部長（西田美徳君） 平成25年度から玉名市自主防災事業育成事業補助金制度を創設し、1団体につき防災資機材整備事業補助として上限5万円、防災活動事業補助として上限1万円を交付して、現在まで合計で約190万円補助しております。地域住民の連携強化や地域防災力の向上が図られております。また、本庁及び各支所において防災行政無線を運用し、気象庁、県、警察署、消防署などから情報を速やかに住民に伝達しております。今後平成29年度から30年度にかけて、現在、本庁と各支所にある4つの防災行政無線を1つに統合し、デジタル方式による一元化を図る計画であり、緊急の際には本庁からの一括放送で迅速な情報伝達ができることで、より一層市民の安

心・安全の確保が図られるものと思われま。また、玉名市外に向けて火災や気象情報など緊急情報等を登録者の携帯電話やパソコンへメールで文字として情報発信する「玉名市安心メール」も運用しており、現在、約2,400件の登録がございます。今後もさらなる登録推進のため、啓発活動を行ない、災害情報の伝達手段の充実を図ってまいります。

次に、定住化促進につながる情報発信という観点からですが、日ごろから各部署と連携を図りながら、市内外に向けて情報を発信しているところでございます。定住化政策につきましては、市ホームページのトップに「玉名市で暮らしたい」との専用アイコンを配置し、県内外の皆さまに対して、定住化政策に関する情報を常時閲覧可能な状態にしているほか、広報たまな、記者会見、ラジオ放送これはFM熊本でございませけれども、NHKデータ放送を利用したの情報発信も行なっているところでございませ。

今後も各部署との連携を密に図りながら情報の発信に努めてまいります。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

[市民生活部長 北本義博君 登壇]

○市民生活部長（北本義博君） 福嶋議員の定住化政策の取り組み、連携についての御質問にお答えいたします。

市民生活部におきまして、定住化政策の取り組みにつきましては、環境整備課におきまして平成21年度から現在に至るまで、環境に優しい再生可能エネルギーである住宅用太陽光発電システムの補助を実施しており、定住化促進を図っているものであります。

次に、定住化施策の実績と成果についてお答えします。

まず、実績としまして、平成21年度から平成25年度まで1,071件、1億6,676万7,000円の補助を行なって、昨年度末まで全世帯の約4.1%に設置しました。また、今年度の実績につきましては、現在で133件の補助金申請を受理しており、市民の関心が高い事業であると認識しております。また、成果につきましては、この取り組みにより定住化が促進されたかのアンケート等を行なっておりませませんが、市外からの転入者の住宅取得者で住宅用太陽光発電システムの設置申請者数は、平成24年度で9件、平成25年度が7件、平成26年度が現在で9件の申請があっている状況でございませ。

以上でございませ。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 健康福祉部におきませ定住化対策の取り組みでございませけれども、次世代を担う子供たちを健やかに産み、育てる環境整備に取り組んでおります。次世代育成支援行動計画、玉名子育てプランにおいて、核家族化の進行や共働き

家庭の増加により、子育てを家族だけで支えることが大変難しくなっており、地域と家庭と行政がそれぞれの役割を担い、より楽しく、よりすてきに子育てができるような体制を整えております。保健センターにおいては、母子手帳交付から始まり、健やかな妊娠、出産、子育てに向けて妊婦健診14回の助成、出産後は乳幼児健診、全戸訪問の「こんにちは赤ちゃん事業」各種育児教室の開催、予防接種の助成、乳幼児のフォローを保健師や母子保健推進員が行なっております。子育て支援課では、0歳児から小学校に入る前までの親子が遊んだり仲間をつくり育児の不安を相談する子育て広場や地域で活動されている子育てハーモニーの支援、昨年度から発達障がい児に対応するため、心理相談員を配置し、保育所、療育センター、保健センター、小中学校と連携を密に状況、対応の共有を図っているところでございます。

次に、実績と成果でございますけども、本年度より子ども医療費助成の対象者を中学生までに引き上げました。自己負担額がなく受診できる制度では県内ではトップレベルの制度でございます。昨年11月に小学生までの保護者に子育てに関する調査を行ないまして、子育てに関する不安や悩みでは、「子育てにかかる経済負担が大きい」が半数近くあり、玉名市に期待することも「子育てのための経済的支援の充実」が6割を超えており、子どもの疾病や早期治療等健康の維持に大きな期待と効果があると考えております。また、地域の子育て支援の充実を図るため、子育て支援センターでの親子の触れ合い、病児・病後児保育施設、ファミリーサポートセンターなど、生活の支援に整備を図っております。来年度以降は現在策定中の玉名市子ども子育て支援事業計画に基づき着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） 福島議員御質問の産業経済部における定住化政策の取り組みとその実績、成果についてお答えをいたします。

平成19年3月に作成いたしました玉名市定住化基本構想において、定住促進のため複数の施策が計画されております。その中で観光振興策としまして、観光PRの充実と広域化、玉名ブランドの構築（物産）とオンリーワン計画の推進、新玉名駅における観光案内・観光イベントの実施、交流人口促進策としまして、玉名版ツーリズムの企画・開催、移住人口促進策としまして、企業誘致による雇用確保を掲げております。

その実績と成果についてでございますが、観光PR充実と広域化につきましては、九州新幹線全線開業と新玉名駅の開業を踏まえ、福岡を初め鹿児島、広島、大阪、東京などへの観光PRを毎年継続して行なっており、各地で開催される大型イベントの参画や新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等のメディア関係の積極的な売り込みを行なっているところ

ろです。これらの事業を継続して行なっていることにより、広島、大阪、東京での認知度も少しずつではありますが、向上しているものと認識をしております。玉名ブランドの構築（物産）とオンリーワン計画の推進につきましては、29品目の物産が玉名ブランド認定品として販売をされております。また、玉名ならではのオンリーワン計画につきましては、玉名市観光振興計画と玉名市ブランド化戦略プランを策定し、平成25年度から事業の実施に取り組みを始めたところでございます。新玉名駅における観光案内、観光イベントの実施につきましては、新玉名駅の開業に合わせ観光ほっとプラザ「たまララ」を整備し、年中無休で観光案内を行ない、開業から1万人を超えるお客様のご案内をしております。また、駅前広場を活用した花火大会時の夜市や各種イベント、県や地元高校と連携した菜の花フェスタなど継続して実施をしております。玉名版ツーリズムの企画開催につきましては、小岱山野草の会、観光協会などの連携による観光モニターツアーの実施、旅行代理店を通じたバスツアーなど着実に旅行商品化につながっているところでございます。企業誘致による雇用確保につきましては、合併後の数字でございしますが、新設が9社、増設が2社であり、雇用人数につきましては予定も含め、約160名の新規雇用につながっております。

次に、基本構想にはございませんが、本市においては平成21年度から平成26年度まで新規就農者数は総数156人、そのうち85人がUターン者で、県内でも上位を占めております。玉名市は自然豊かな土地柄で、安定的な農業経営を行なっている農家が非常に多く、また、支援制度や認定農業者組織が充実していることから就農に適しているものと考えられます。最近では、玉名市に東北からの移住希望者が相談に来られたり、県内外の若者たちが就農開始の手続きを行なったり、玉名市に縁がない方々が就農しようとする兆しがあります。今後は、関係団体の協力を得ながら、農家住宅の空き家紹介や中古ハウス施設等の斡旋、新規就農者を対象とした支援制度の充実を図るなど、より多くの方が玉名で就農して定住できるようなまちづくりに取り組んでまいります。

最後に本市の6次産業推奨品も17品目になり、今後も認知度が高まり事業者の6次産業化の規模が拡大してくれば玉名市への定住の希望や雇用が生まれ、人口流出の歯止めとなり定住化につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

[建設部長 藤井義三君 登壇]

○建設部長（藤井義三君） 建設部におきます定住化政策の取り組みと実績、成果についてお答えいたします。

建設部での定住化政策につきましては、市営住宅の改修や道路整備等を図っているところでございます。市営住宅につきましては、現在、計画的に実施しております安全性

や居住性の向上等を目的とした各種改修工事等により、安心して生活できる居住空間を常に整えておくことで市外からの転入も促し、定住化につながるものと考えております。

次に道路の整備等につきましては、都市計画道路などの政策的な道路といたしまして、平成23年度から平成25年にかけて、境川山田線と立願寺横町線の2路線が整備完了しております。また、現在、整備中の路線といたしましては、岱明玉名線、竹崎1号線、小浜繁根木線がございますが、これらの道路はいずれも主要な交通結節点を結ぶアクセス道路であり、物流及び交流の活性化などにより利便性が向上し、市外からの定住促進にも寄与するものと期待しているところでございます。それから、市内各地にございます市道につきましても拡幅などの道路改良や舗装、側溝等の改修を行っており、安全性や利便性の向上を図ることにより、定住化促進にもつながっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企業局長 本田優志君。

[企業局長 本田優志君 登壇]

○企業局長（本田優志君） 福嶋議員御質問の定住化政策の成果と実績について、企業局の取り組み、連携についてお答えいたします。

企業局における定住化を促進する施策といたしましては、ライフラインの充実が必要で、快適で文化的な生活を送るためのインフラ整備や豊かな自然環境と清らかな水環境が必要不可欠であり、また、その保全に努めているところでございます。下水道事業におきましては、各地域の特性を生かし、経済性や有効性を考慮した公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の事業を展開し、水環境の整備を図っております。

次に水道事業につきましては、民間業者による宅地開発行為に伴う申請時に水道に関する事項は市指定店を通じて給水申請を行なうよう指導しており、将来公道となる部分の配管材料に対しましては、材料支給を行っております。今後とも定住化に関しましては、住宅の開発行為など定住化に関連する申請や新築の建設における新たな管路整備が必要な場合にも速やかな対応を行ない、建築申請や住宅の建設に支障や遅れがないよう取り組んでまいります。

次に、その実績と成果についてお答えいたします。下水道事業につきましては、公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽への新たな接続件数は、平成25年度の総申請件数228件、そのうち新築による申請件数が145件、平成26年度10月末まで総申請件数120件、そのうち新築による申請件数が74件となっております。2カ年の申請件数のうち約63%の219件が新築件数となっております。

水道事業におきましては、材料支給の実績といたしまして、平成24年度に4物件、平成25年度に5物件であり、その成果は給水戸数にして平成24年度が25戸、平成

25年度が30戸となっております。また、配水管の老朽化により上水道は雲雀丘地区を簡易水道は天水東地区を平成23年度から平成27年度までの予定で配水管布設工事を行っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 福嶋議員の各部署の取り組み、その成果についての中で、教育委員会、教育部関係の取り組みについてお答えいたします。

まず、教育部所管の主な取り組みとしまして、教育総務課関係では給付制度を併設します奨学金制度や各学校での学力向上の取り組み、開かれた学校づくりを初め小中一貫教育の推進など、特色ある教育の取組、また、生涯学習課関係では高齢者教室授業による豊かな老後づくりや生涯スポーツの普及による健康づくりの推進など、コミュニティー推進課関係では自治公民館施設整備事業による地域活動の充実のための支援や横島いちごマラソン大会などの開催による交流促進など、また、文化課関係では文化財の保存活用、文化交流活動の推進、音楽の都玉名づくり事業の推進などによる郷土の歴史や文化、芸能、芸術に対する理解と愛着心の醸成などが上げられます。

次に、実績と成果についてでございますが、定住化に特化した成果としては数値的な効果測定がなかなか厳しいところがありますが、いちごマラソン大会や市民音楽祭の参加型の事業につきましては、市民の参加や市外からの交流についておおむね所期の目的を達成しているというふうと考えております。定住化の基本的な考え方として、移住人口の増加だけでなく、交流人口の増加や今住んでいる市民がこれからも住み続けたいと思う、そういった方々の増加も視点に、「住みたい、行ってみたい、そして住み続けたい玉名」をコンセプトに、教育委員会、教育部としましても玉名の自然や歴史文化を基盤に学校教育、社会教育及び社会体育の充実や文化・芸術の振興などの教育行政施策のすべての分野で本市の魅力を掘り起こし、磨き上げ、市内外にその魅力を発信し、定住化につなげたいという思いでございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 福嶋議員の定住化政策についての思いという御質問にお答えをいたします。

日本全体において将来的に総人口の減少、高齢人口の増加が見込まれる中、都市圏以外の地方圏でも現在より約2割の人口減少が見込まれております。国の研究機関の調べによりますと、玉名市の将来人口も現在の約6万9,000人から2035年には約5万7,000人と、約20年間に1万2,000人余り減少すると推計をされております。

す。地域の人口が減少すると税収が減少し、地域自治体は緊縮財政を強いられ、ひいては地域経済の冷え込み、人口の流出といわゆる負のスパイラルに落ち込むことにつながりかねません。その危機感のもと、行政施策集の「輝け玉名「戦略21」」では、定住化推進施策を特に重要な施策の一つとして位置づけをいたしております。先ほど関係部長より御答弁いたしました。定住化政策は一朝一夕には解決できるものではございません。より多様な取り組みを行なうことで玉名市の魅力を向上させ、何より「玉名市に住んでよかった。」「住みたい。」とさせていただくことが必要であると考えております。今後とも定住化施策で将来的な人口減少に歯どめをかけるためには、全庁一体となってさまざまな施策を確実に遂行していくことが重要であると認識をいたしております。私にとって大切で大好きな玉名市を市民の皆さんだれもが将来にわたって住み続けたいと思えるすばらしい都市にしたいという強い信念を持ち続けております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 各部長より、各部署の取り組みを上げていただきました。定住化に限っての取りまとめ、大変だったと思いますけれども、企画経営部のインターネットに関しましては、今は大体大都会に集中しているわけですが、仕事も集中しているわけですが、自宅の小さな事務所でも仕事ができるというような、インターネットでできるというような人もあります。仕事もあります。ただ、インターネットの光サービスになりますと、容量が大きくスピードも早いということで、専門的に仕事をなさる方はどうしても必要だというような話も聞きます。まだまだ少数ですが、そういう若い人たちの仕事としては重要なことだと思いますので、ますますの努力をお願いしたいところであります。

移住者に対して100万円の補助があって、非常にこれはもう数字を聞きましてもそれなりの効果は上がっているのかなという思いはありますが、ただ、アパートに住んでいて新築して定住しようとするときに、そういう人たちには非常に不合理だな、不条理だなと、そんなら外に建てようかということになる可能性もあります。そういうところのちょっとこれから考えていかなければいけないことかなと思っております。

総務のほうの安心・安全、地域防災ということがありましたけれども、これはまた最後の質問に地元の支所の問題で少し申し述べようかな、聞こうかなと思っておりましたことがあります。ちょっとこれはまたあとで質問することになると思います。太陽光に限りましては、今度は非常に厳しい状態になったのかなという思いはあります。非常にこう再生可能エネルギーということで、皆さん進めていらっしゃるわけですが、私も少しつけておりますけれども、これからは太陽光に対してどうなるのかなという思いがあります。各部署いろいろ上げていただきました。

教育関係では統廃合の話がちょこっと出ましたけれども、統廃合というのは本当に周辺地域においてはこの定住化には逆流するんじゃないかなという思いがあります。ただこれはもう答弁は、再質問ではありません。私の思いであります。この辺も十分に考えたところで統廃合、学校の統廃合、小学校の統廃合は考えていただきたいと思います。

産業経済部の企業が9社、増設が2社ということでありましたけれども、なかなか企業誘致する場所が決まってない中での企業誘致は非常に難しいと思っております。どういふような企業誘致の方法があるかはやっぱりこれはみんなでもっともっと考えていかなければいけないと思いますし、企業局のインフラ整備は定住化の基本でありまして、私どもの地元、天水には下水がありません。水道もないところが多いわけですし、そこに新築された若い方が「余計な金がいる。」と下水はともかく、水道もボーリングを掘らないかんというようなことで、「なかなかよそから来つとは難しかな。」という話がありました。一遍にはできませんがそういうことも念頭におきながら計画的なこの整備をお願いしたいと思っております。

各部でそれぞれの取り組みを言っていただきましたけれども、先ほどの説明にもありましたが、計画の中、また、「玉名市スマイル構想」というみんながいただいているこれにはいろんな具体的なことが書いてあります。それと基本計画の中に平成28年でしたが、目標7万5,000人ということが明記してあります。市長から将来10年後だったですかね、20年後だったですかね、5万7,000人に減少が見込まれるというような話もありました。成果というのは、例えばこの500人平均減っているところが300人になったとか、200人になったとか、一番いいのはふえたとか、そういうことだと思います。

私、高寄市政になって平成22年第2回、22年第6回、24年第2回とこの定住化に対して質問しております。ほかの議員も定住化に対しては、今回もほかにもありますし、ほかの議員も何度もされていると思いますけれども、ということは非常に、特に地方都市にあっては最重要な課題であると私どもも認識しております。これはほとんどの議員、職員が、市長も含めて認識しているところだろうと思っております。

これまで市役所近辺への15分構想や4つの定住化ゾーンの整備についてはどうなっているのか質問したいと思います。私は22年の第2回3月議会の質問で、24年でしたか、24年の第2回の質問で具体的な質問といたしますか提案をした経緯がありまして、このスマイル構想の中にあります定住ゾーンの4としてありますのが、ゾーン4、小天地区周辺ということで、抽出ゾーンとして構想に載っております。非常に外からの希望者が眺めに来て「ああ、こんな眺めのいいところに、こんな空気のいいところに、こんな条件のいいところに住みたい。」という要望があるわけですが、そういう中で農振地域という非常にネックになるものがありまして、個人ではなかなかそういう

ことができない。それで市で分譲地を計画したらどうか、小天地区周辺の県道1号線や広域農道沿いや、また、新玉名駅に近い三ツ川、石貫地区、月瀬地区も新駅に真っすぐのところ、非常に距離の近いところにある。ああいうところに大型でなくて、小さな分譲地をつくったらどうかと、特に小天地区周辺あたりに5区画から10区画のをつくれば瞬く間に売れるんじゃないかというような提案をしております。そういう提案だったと記憶しております。しかしその時、市長は答弁に立たれる前に「でけん質問ばして。」というような言葉を発せられて答弁に立たれました。これ議事録を読むとわかるんですけども、まだ予算やらそういったこと、いろんなことでまだできないというような答弁だったと思います。さっきも言いましたように成果というのは、ただ数字、何をした、何をしようとして計画したのをできたということじゃなくて、定住の成果というのはやっぱり例えば先ほど言いましたが、500人が400人になり、300人になり、だんだん減らない。市長はおっしゃいました答弁で、日本の総人口が減っていく中で当然のように玉名も減っていくというような答弁、そういう予定になっている。予想が立っているということですけども、北海道から沖縄まで小さな市、玉名と余り変わらない、少し大きい、少し小さいあるわけですけども、どこも同じような悩みをもって、同じような状況でやっていると思います。そういう中でやっぱりテレビあたりを見てますと、1つ、2つ抜け出した市があるわけですよ。よそと違うようなことを何かやって、目玉をもって、そのオンリーワンの話も出ましたけれども、何か本当に人をふやすためには何をするか、みんなで考えていかなきゃ定住化の促進というのは、打ち上げ花火だけになってしまうと思います。そういう意味で、市長に再質問をいたします。

これからの本当に減らさないためには、どういう思いがあるのか。どういう指示をもって玉名市の市政を進めていくのか、こと定住化についてもう一回お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 定住化についての再質問にお答えをいたします。

定住化につきましては先ほど述べましたとおり、やっぱり大きな施策の一つであるということは、皆さんも御承知のとおり我々行政といたしましても大きな課題であるというふうに思っておりますし、また、このことが先ほども言いましたように一朝一夕に進むのではなくて、やはり大きないろんな施策の中からもって定住化のためにやっていくということが大事だろうというふうに思っておりますので、この定住化、いわば人口減少している中で、その減少を食い止めることは大事なことだろうということで常に感じておりますので、これからもそういった施策をしながら定住化、そしてまた人口の減少に歯どめがかかるように、これからも努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） もう答弁はいらないんですけれども、今のところまだ非常に玉名市ではその目標といいますか、掲げたことが抽象的で具体的にどうしてふやすんだとか、どうやったら絶対減らないんだとか、そういう強い思いがまだ見えないように思います。玉名の特徴は今、もっと玉名の特徴を分析して、今のままでは企業誘致が非常に難しいのは、もう職員の皆さんも議員も認識しているところであると思います。そういう中で、玉名の定住化を進めるのには何を持って、どこを特徴的に伸ばしていくのか、そういうことをもっとみんなで考えながら進めなければいけないと思っております。

それではまた、次の質問に入ります。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 3番目の質問としまして、玉名市の「創生計画」の自民党県連への提出についてということで質問しております。

国では、もう安倍政権の中で、最近地方創生が強く提唱されているところであります。また、今真っ盛りの衆議院選挙におきましても地方創生を争点の前面に押し出して、特に自民党系では運動がされております。そういう中で去る11月3日、熊本ホテルキャッスルを会場に地方創生に関する市町村長との意見交換会という催しが行なわれたようです。主催は、自民党県連「チームくまもと」地方創生実行本部となっております。当然、高崙市長も参加されたと思います。そのときの資料をちょっと手に入れたんですけれども、司会が松田三郎事務局長となっておりますけれども、地方創生実行本部本部長が山本秀久、自民党の県連の会長になりますかね、参加者国会議員が野田毅、林田彪、坂本哲志、木原稔、松村祥史、各代議士が参加されております。実はこの会議の前に、この会議に間に合うように各市町村に対しまして、「まち・ひと・しごと創生」に関する要望ということで、各市町村が要望をまとめて提出するように要請があったと思います。熊本県下45市町村のうち44市町村が要望書を提出しております。そういう中でただ1カ所提出してないところがありました。それが玉名市であるということですが、まずそのことについてどういうことなのか説明を求めます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 福嶋議員の御質問にお答えをいたします。

本市のみの要望書が出されていなかったということでございますけれども、その経緯についてまず私のほうから説明をいたします。

10月3日付で自由民主党熊本県支部連合会から市町村長宛に10月23日提出締め

切りで、「まち・ひと・しごと創生」に関する要望書の提出についての文書が来たため、10月7日に文書受付後、直ちに全職員に対し、グループウェアの掲示板を利用し照会したところでした。しかしながら要望の提案がなかったため、再度10月21日付で同じく全職員に対し、2回目の照会をかけました。それでも要望の提案がなかったため、24日に自由民主党熊本県支部連合会に電話にて、現時点では提出できる要望がない旨を伝えるとともに、今後、各課より要望が出た場合については、別途連絡をする旨を担当の方に伝えたとのことです。その後、11月3日「まち・ひと・しごと創生」に関する要望聴取の会が開催され、市長が出席しております。この市町村長を対象に開催された要望聴取の会で玉名市以外の市町村から要望の提案があったことについて、市長より翌日の4日にこの報告を受け、緊急庁議の開催を指示されたところでございます。その後、11月4日付で、「まち・ひと・しごと創生」に関する要望書の追加提出等についての文書が来ました。これを受け、最終的には12課から17本の要望を提案したところでございます。

まち・ひと・しごと創生法は11月21日に成立し、同月28日に交付及び施行されていますが、今回の要望の提出が遅れたことにつきましては、議員の御指摘を真摯に受けとめ、今後積極的な活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 福嶋讓治君。

○13番（福嶋讓治君） 今その経緯について説明を受けました。まず、このことを聞いたときがくつときたんですよ。「わあ、何だろうか。」と、私は恐らく市長にもあとで感想を聞きますけれども、市長もその会議の一番前に座っておられたと聞いております。それで代議士のほうから「もう玉名はどがんなるとか。」というような指摘があったような話を聞いております。緊張感が足らんとじゃなかですか。熊本県下全市町村の中で、あとは全部出しとるとですよ。これは自民党県連が主催して要望を取りまとめたということですが、これを県の企画経営のほうに取りまとめて国へ上げるということです。追加で11月4日に、追加要請が来て出したということですが、これはもうやる気のなかとしか見らんですよ。

まず、市長にその中に出席されてどういう感想を持たれたか市長に聞いてみたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 福嶋議員の御指摘のように、本市が各部からの要望が出ず要望書が未提出であるということ、この会議の直前に示されたというような状況でございます。この会議に出席をし、本市だけの未提出であるということを知り非常に残念というようなことを感じたところでございます。職員の意識の向上を図らなければならない

という思いで、翌日早速、事務方のトップであります副市長に指示をいたしまして、職員一人一人の職務に対する意識の徹底を指導すべく部長で組織いたします庁議を緊急に開催するように指示をしたというような状況でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 市長から今のような答弁をもらって、もうなら何て再質問しようかということになるわけですけど、答えに聞きようがないという部分もありますけれども、11月23日締切りの中で、4日だったですか、各部署に連絡をしていた、要望がないかということを通達したと総務部長の答弁ですけれども、日ごろより計画書、いろんなのがあるじゃないですか。新市計画があったり、その基本計画があったり、それは総務なり企画なりで取りまとめてあると思いますよ。それを来たからもちろん間に合えばいいんですけども、それぞれの部署で、それぞれの各課、各部、具体的な作業をやっている中で、特別な緊急なのがきて、簡単にとりまとめができるようなものじゃなかったと思います。企画なり、総務なりで私はできたんじゃないかなと思います。

ここに、ちなみに八代市が地方創生本部設置ということで、9月25日ですか、県内初。八代市はもう国が地方創生のことを打ち出して予算を組むということ、情報を受けて、もう玉名も同じ、みんな知ってるはずですよ。私どもも議員としまして地方創生が打ち出されたときに「わあ、これば利用して、こらどがんなんと立ち上がらなりたい。なんなんとせなりたい。どがんなんと玉名もならなりたい。」と思いましたよ。みんなで控え室でそういう話もしましたよ。これはやっぱりちょっと余りにもお粗末じゃないかと思えますけれども、市長も残念だったろうと思いますよ、その場で。

何を聞いていいのかあれですけど、もう一回、このことに対する思いなり、総務部長答弁を求めます。

例えば、どうすればよかったんだろうとか、そういう反省があっていいと思いますので、もう一回その辺をお願いします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 福嶋議員の質問にお答えをいたします。

今回の件につきましては、職員の中に地方創生計画に対する認識の甘さがあったという部分じゃないかなというところで思っているところでございます。

庁内には、これは平成19年2月に策定しておりますけれども、玉名市人材育成基本方針というのがございます。その中で目指す職員像といたしまして、意識を変革できる職員、それから仕事を変革できる職員、それから職場を変革することができる職員というふうな形で、目指す職員像を掲げております。今回、こういうことで対応ができなか

ったということで、今後研修会の機会などを通して、この基本方針に沿った形で職員一人一人の意識改革を行なっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 私はきょうは4つほど質問をしております。すべてがそういう意識の中で行なわれているのかなと思わざるを得ません。この定住化にしましても、うたい文句はいいんですけど、本気度が足りないんじゃないんですかね、本気度が足りないからこういうことは、「まあ、自民党がさすとだけん、寄らんときは寄らんでよかたい。」というようなことだったのか、どうだったのかわかりません。市を活性化していく、玉名市を城北の雄として光り輝かせる、輝け21構想を市長は何度も言われますけれども、そういうのも夢物語に終わるんじゃないんですかね、そういうのは、一番大切なことですよ。どっちみち差し当たっては反省の言葉しか出ないでしょうから、今部長が職員教育の話をされましたけれども、やっぱり上に立つ人がきちっと思いをもって、緊張感をもって、本当に市民のほうを向いて、玉名市をどうするんだという思いをもって頑張っていかなければ、本当に冊子いっぱいできております。基本計画も何冊も私ももらっております。厚い冊子ですよ。このスマイル構想も本当にこういうふうにいけば素晴らしい構想なんです。私が言いました4つの定住ゾーン抽出結果ということで、石貫・三ツ川地区、睦合地区、八嘉梅林地区、小天地区の4つを上げて定住ゾーンとしてふやしていこう、定住をふやしていこうじゃないかということなんですけれども、こういうのを設けたらやっぱり具体的に何らかの動きをしなきゃだめですよ。上げただけじゃ定住化が進むわけではないですよ。実際は全然変わってないじゃないですか。こういう45市町村ある中で、たった1つだけ出してない。あとはみんな「よしこれでうちの町を、うちの市を、うちの村をなんとかするんだ。」というような思いで出してあると思いますよ。八代市のことを言いましたけれども、この八代市がじゃあこのこと1本でぎりぎりやっているかと言うとそうじゃないとは思いますが、やっぱりそういう思いをもって、よそより先んじて地方創生の予算を取るんだという思いがなければ、この厳しい時代によそに勝っていくと、玉名市を光り輝かせていくというのは非常に厳しいんじゃないかと思えます。議員もそれぞれ皆さんと一緒に、本当に玉名を何とかしようとして張り切っているんですよ。頑張っているんですよ。多少、違いがあっても、本当に玉名をよくするのはどうしたらいいのかというのを、もう少し真剣に考えましょう。

こういう情報は区長協議会の皆さん、区長さん方知らなかったでしょうから、突然こういう話が出てきて驚いていらっしゃると思いますけれども、もうちょっとよその44団体、44市町村に遅れをとったことは間違いありませんので遅れを取り戻すために、またこれから一生懸命頑張りたいと思います。我々も協力できるところは協

力して、地方創生、玉名の創生に向かって頑張らなければいけないと思います。

市長、一つ私は、さっき言いました提案しました定住ゾーン、今もちょっと言いましたけれども、私、賃貸住宅、例えば貸家、貸家といいますか、大倉団地あたりのようなああいうのは非常に難しいかなという思いがありまして、だから分譲地、農地つきとか野菜畑つきとかそういうのをしたら定住が、そこに家を建てた人は必ず定住するという事で提案したわけですが、そういう検討もできませんかね、そのことについて質問いたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 分譲住宅等々につきましては、検討をするのは結構だろうというふうに思いますけども、検討する中でやはり福嶋議員言われるようにいいところは売れるということもございますけども、これはあくまでも行政がやって成功するかというような問題もございますし、また、民間もそれなりに開発を進めているところもございますし、そういう両面を合わせて今後考えてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） それでは4番目の質問、支所に対する市の対応についてということで質問いたします。

まず、公共施設適正化計画の中で、天水支所限定で質問をいたします。天水支所管内での公共施設の統廃合計画についての現況をお示してください。

次に、支所関連の機能について質問いたします。社会福祉協議会が天水のみ本庁兼務になっていまして、本庁兼務職員の駐在になっておりまして、横島、岱明とは違うような対応になっております。包括支援センターにおきましても天水だけが配置されていないということで、非常に一番隅っこにあって、一番出先の遠いところにある、そういう対応がなされていないのは非常に考え次第でしょうけれども、地元の天水町の住民はその不安を感じております。それと農業委員会が本庁に統合されるとの説明が議会初日の全員協議会でもありまして、きょうも説明書が手渡されました。先ほど手渡されました。農業委員会の支所地域での重要性には、重要性というものはこれまで議会でも我々も十分議論してきたところであります。一方的な決定のように思えてしょうがないんですけども、その辺のもう一回説明をお願いいたします。

それと、いろんな行事も真ん中の行事はどんどん真ん中に集約されたり、残ったりするんですけども、地元天水でやっておりました行事あたりがどんどん縮小されて、まず敬老会におきましても天水町では敬老会を区長さん方が中心になって米寿のお祝いと金婚のお祝いを一緒にしていただいております。もちろん支所の職員にも手伝っていた

だいですけれども、非常に参加意識が強くて皆さん喜んで参加していらっしやいます。今年の敬老会の中でその話を突然ちょっと聞きまして、「えっ」ということを思いましたけれども、どういうことかと言いますと、金婚式を市中心部だけでやって、市民会館かどっか中心部でやって、もう統合してすると、そうなりますと米寿のお祝いは、区長さん方も米寿だけはするというのはということで、廃止になるわけです。金婚の方々にもその時聞きましたら、「もう、だっでん真ん中であるなら行かんばいた。地元であるけん参加するとたい。」というような話を聞きました。当然、米寿の方々は何にもなくなります。あえてこういうことは、金が特別いるわけでもありませんし、何事も参加、住民に参加してもらうのが一番じゃないかと思しますので、この辺は再考していただけないかと。例えば、天水町地区では運動会を支館長を中心にやっているわけですが、市長も来賓としてきていただきますので御存じのように、下は乳飲み子から年寄りまで参加します。非常に地域のコミュニケーションが取れる重要な場となっております。やっぱりみんなが参加することで非常に活性化をしていけるという思いを、つないでいけるというような考えをいたします。春祭りにしましても非常に盛り上がっておりましたのが産業祭として来年の春で3回目になりますかね、中心部でやるようになりました。私もずっとかかわっておりましたので、第1回目のときに行きましたけれども、中心部でやったときには非常に職員さんの数が目立って、また、アサリとコノシロの販売がありましたけれども、天水あたりでやっていたときには瞬く間に売り切れていたのが、売れ残っております。私はコノシロ買って帰りましたけれども、そのあと聞きましたら天水の草枕温泉でちょっと売ってくれという、その4時ごろですか、来たということでした。集まる人の年代層でそういったコノシロを買う年代、貝を買う年代、赤ちゃんを抱いてきた人、子どもを連れて来た人がコノシロを買っても料理ができないとか、春祭りにつきましては天水で初市と3月1日、2日で初市がまだこれだけは残そうということで残したんですけれども、それに合わせてやっておりまして非常によその河内町とか玉東町とかからも来ていただいております。特徴ある春祭りであり産業祭でありました。そういう特徴を殺して真ん中で、全て真ん中に持っていくというようなことはいかがかなと思います。また、先ほど慰霊祭の話が吉田議員の質問の中にありましたけれども、今、市民会館である慰霊祭には参加できない人がいるんですよ。もう年取った人で地元であったときにはこの忠霊塔のところまで行って、皆さん年取った人まで参加されておりました。非常にそういったなんか参加したい人を参加できないような状態に追い込んでいるというのも事実なんです。そういうことについて一応、答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の公共施設の統廃合での支所に対する対応、公共施設の統廃合の現状についてお答えをいたします。

天水地域における天水保健センターの増改築による天水支所、天水町公民館等の機能集約化につきましては、公共施設適正配置計画に基づいた取り組みの一つでございます。現在まで対象となる施設を所管する関係各課で構成する庁内組織において、集約した場合に必要な機能や面積等について慎重に検討を重ねてきたところでございます。今後はこの検討結果や財政面を考慮した市としての方向性を決定したいというふうに考えております。その後、地域住民の皆さまや施設利用者の皆さま初め議会への説明と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

天水農村女性研修センター内のみそ加工室につきましても現在活発に利用されている状況等からその機能は存続させるべきというふうに判断をしております。市といたしましては、複数の機能を集約することで共用できる機能はできる限り共用しながら利便性が高い地域コミュニティの拠点施設になるよう、今後とも慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、ちょっと順番は異なりますけれども、農業委員会の件についてお答えいたします。

支所のこれからの機能と地域関連の行事についての中での農業委員会事務局の体制について私から答弁をさせていただきますけれども、今から申し上げます内容につきましては、今月の4日の日に農業委員会会長と副会長が同席のもと農業委員会事務局長、次長とともに内容について確認してもらった上でお答えするものです。

まず、合併当時の農業委員会事務局の体制としましては、本庁及び支所、出張所方式により、各支所の出張所では本庁と同様の業務を行なってきたところでございます。その後、業務の一部本庁集約化や市全体としての職員定数削減を進めていく中で、平成22年4月からは支所出張所を廃止し、本庁及び支所への事務局職員の定期派遣方式に、また、同年の9月からは本庁及び支所職員の事務補助執行方式に見直し、支所でも農業委員会業務を取り扱ってきたところでございます。さらに平成25年度からは、現在の体制であります本庁及び分室方式をとりまして、現在の職員数は本庁が8名、各分室がそれぞれ1名の計11名体制により業務を行なっております。先ほども申し上げましたけれども、業務の本庁集約化や職員定数の削減に加え、本庁と各分室農業委員会の本庁各分室の業務量の違い等も考慮いたしまして、新庁舎完成後の来年の4月には事務局分室を廃止したいというふうに考えております。このことにつきましては、本年の2月5日に開催されました農業委員会総会において協議をされ、意見の集約が行なわれたところでございます。この協議の中では、「本庁では気軽に行けない。」「いつでも相談できるよう分室は廃止すべきではない。」などの御意見もあったようでございますけれども、

「職員の削減、本庁への業務の集約化等は市全体での取り組みであり、農業委員会だけの話ではなく、市全体のことで考えるべきだ。」との意見もあったというふうに聞いております。最終的には、市全体のことを考え分室の廃止は、これは総会での話ですけども、分室の廃止はやむを得ないが、利用者のことも考え分室廃止後は各支所を巡回し対応するとの意見でまとまったというふうに聞いております。そのことを踏まえ、農業委員会事務局では、巡回方法等について検討がなされまして、11月5日に開催されました農業委員会総会の場で、基本週1日各支所に職員を派遣し、各種申請の受け付けや相談に対応する窓口を開設することが事務局より報告をされております。また、各支所の申請状況などをみて、サービスが低下しないように日数や人員の追加で対応していくことも説明されております。また、毎年6月と12月の利用権設定に関する申請が集中する時期につきましては別途窓口を開設するなどして対応したいと説明され、その上で分室廃止についての再確認が行なわれたところでございます。その後、開催されました12月5日の農業委員会総会で、分室廃止後の各支所の巡回日数について各委員から回数増を再度要望されたことから、農業委員会事務局において、週1日の巡回だったものを、曜日を固定し週2日定期巡回に見直すことが決まっております。このことによりまして6月と12月に集中する利用権設定に関する申請の対応に関しましても、定期巡回の際に人員をふやし、対応するよう見直されたところでもございます。実際に巡回いたします曜日につきましては、今後、農業委員会事務局において必要な調整等を行ない、その上で毎月の市広報紙に詳細な日程を掲載するなどして広く周知したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 福嶋議員御質問の金婚式についての御質問にお答えいたします。

金婚式につきましては現在、玉名自治区が各校区や行政区単位での実施をいたしております。岱明自治区は金婚式のみを自治区で実施いたしております。横島自治区は敬老会の中で実施、それから天水自治区は米寿、金婚式というように合併前の旧自治区が実施した形態でそれぞれ実施をされております。また、県下合併した市の中で本市玉名市と天草市を除き、すべての市が合併後速やかに市の一カ所での合同開催を実施している状況でございます。開催日が重なり市長の祝辞が代理になったり、せっかくの結婚50年のお祝いなので、市で盛大に祝福してほしいという要望等もございます。現在、式典は地元の方、また、各支所の職員で実施をいたしており、人員削減の中負担が大きくなっていることも事実であります。また、合併協定書によりますと、敬老会、金婚式は合

併後速やかに統一を図るとされていますことから、まず、金婚式の統一を合併10年を迎える平成27年度から市として一体となるよう、市民会館での開催を検討をいたしているところでございます。また、出席率が下がるとの御懸念でございますけれども、現在、本市での金婚式への参加者は、平均で87%参加されております。近隣の合併した市においては、本市より少し劣る状況ではございますが、本年度の金婚者の平均年齢は、男性が75.9歳、それから女性が73.3歳で、現在の車社会を考えますと統一した式典にも参加していただけるものと考えております。また、敬老会につきましては、今までどおり区長協議会に委託して校区単位や行政区単位での身近な地域で実施していく予定でございますので、地域という意識が保たれていくものと考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） 福嶋議員御質問の産業祭についてお答えをいたします。

玉名市産業祭は、平成23年度より各地域の農林水産及び商工関係のイベントを集約し市の産業全般を内外にPRすることを目的として開催しているところでございます。平成23年度第1回目を草枕温泉てんすい芝生広場で行ない、平成24年度から市民会館前での実施が2回となっております。本年度は平成27年3月21日に菜の花フェスタ及びJR九州ウォーキングと同時開催とし、新庁舎の披露も含め、新庁舎付近での開催を予定しております。

まず、実施状況につきましては、玉名市産業祭として3回開催し、これまでの反省などを踏まえ、産業祭としての内容の充実を図りPR効果もあり、徐々に浸透し市外からの集客もふえているところでございます。

次に、開催地につきましては、現状どおり市の中心部で行なうか、各地域の特色を生かした産業祭として地域で実施するか、今後、関係協力団体及び実行委員会と協議を重ね、本来の目的市の産業全般を内外にPRできる産業祭となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） ここでお知らせをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきまして、今、健康福祉部長よりはよその市もほとんどもう一つになっているということなんですけれども、よそと同じにする必要はないわけで、特徴ある市の運営をすべてにおいて特徴をもっていくことがよその違いを

出して、人を引きつけるという部分になりはしないかということで、このことをあえて目くじら立てて言うようなことではないと思いますので、それは承っておきます。

それと産業経済部長より答弁いただきました。これはまだ検討の余地があるということで、少しの楽しみをもって私どももかかわっていきたいと思います。

企画経営部長より統廃合のこと、農業委員会のことに関しましては、市の職員さんたちみんな一まとめに考えるということではなくて、農業委員会については特別に考えていただきたいというのがあります。ゼロが先ほどいただきました分室廃止後の対応ということで、定期窓口の開設、各支所週2回ということでもいただきましたけども、市側としては、執行部側としては譲って譲ってということかもしれません。ただ決定に至る経緯につきましては、私も今回の質問に当たって、あっちこっち農業委員さんに話を聞いてきました。きのうは特に向こうから来られて「質問すってちな」ということで、「ちゃんと言うとってください。もう一方的だったとばいた。いっちょんこっちから言うたあれはなかつたもん。もうこがん決まりましたけんて言われたけん、しょんなかけんこがんなつたつばいた。ようと言うとってください。」というようなことを言われました。企画経営部長に再質問しても、これは農業委員会の副委員長さんから直接電話がありまして、「質問ば取り下げんな。」というようなこともありました。「どうしな。」と言うたら「なんもう農業委員会から出て答弁のだけばっするごと。」「はい、再質問もするもんな。」とそういうこと、やり取りもあっております。非常に天水町にしる横島町にしる、御存じのように、見て御覧のとおり農業オンリーと言っても間違いのないような、それほど農業が中心のところでありまして、本当に地下足袋がけで農業委員会には行けるというような、そういうことを地元では求めているわけでありまして。農業委員会は事務的な受付にかかわりませず、地域農業者の相談業務と市としての農業ビジョンを示し、もちろん産業経済もあるわけですけれども、農業者を指導育成する使命もあると思います。農業地帯にそのような配慮を続けながら、配慮をしなければ地域農業は衰退してしまうと思いますよ。

それと、国はこの平成の大合併10年近くなりまして、その歪み、不満そういうのを受けて、この支所に対して新聞等々出ておりますけれども、「合併市町村へ交付税支援継続」それと支所に対する上乘せというものをどんどん発表しております。これは前にもほかのところで質問があったと思いますけれども、玉名でも2億円、1支所当たり平均加算額は2億4,000万円と言われておりまして、玉名市も6億6,000万円ぐらいは見込みがあるんじゃないですか。これを丸々支所の運営に使うということは考えてないんですか。どういうふうなこの予算の使い方をされるんですか。合算されるんですか、一般会計の中ですべての中に入り込む、沈み込んでしまいますよ。国は支所の活性化のために、この予算を上乘せしていると思いますけれども、そのことについて答弁を

求めます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 福嶋議員の先ほど農業委員会の件ですけど、ちょっとよろしいですか。

○13番（福嶋譲治君） はい。

○企画経営部長（原口和義君） ちょうど質問の取り下げというのは私のほうから言ったように誤解されると。

○13番（福嶋譲治君） いやいや、そうじゃない、そうじゃない。

○企画経営部長（原口和義君） 困りますので、その辺について話をしたいんですけどよろしいですか。

○13番（福嶋譲治君） それはそうじゃないです。

○企画経営部長（原口和義君） ああ、そうですか。

○13番（福嶋譲治君） 個人的な考えとして電話してこられましたので。

○企画経営部長（原口和義君） ああ、そうですか。じゃあ結構です。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 福嶋議員の支所に関する普通交付税の算定見直しということで、お答えをいたします。

普通交付税は御承知のように、地方公共団体の財源の不足均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を補償するためのものがございます。自治体の独自の判断で使える一般財源として交付をされております。ということで、今後は支所機能の低下につながらないように、本庁と支所の連携といいますか、関係を見ながら住民サービスの向上に対応してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 市長は常々、市全体のバランスの取れた運営を進めるということで、各部長さん方、職員の皆さんにも指令を出していらっしゃるんじゃないかと思えます。常々おっしゃっております。そういう中で今の金の使い方をきちんと支所の活性化のために目に見えるような予算配分をお願いします。

質問の冒頭に天水支所館内でのということで質問をいたしました。旧天水町は50年間一つの町としてのコミュニティを形成してきました。その地域も高齢者、特に独居老人世帯が増加することによってきめ細やかな福祉保健サービスが求められております。一方、若年層の流出に歯どめをかけるには、玉名市全体にも言えることですが、雇用場の創出はもとより、子育て環境の整備、文化地域コミュニティ施設の整備な

ど定住環境を整える必要がある。そのためには天水支所においても合併協議に基づく地域のバランスや高齢化社会に対応した福祉サービス体制、特に32年の豪雨による山津波で53名の犠牲者を出し、平成3年の台風で50戸以上が全壊するという甚大な被害で、この50数年で2度の災害救助法の適用を受けております。毎年繰り返される人家の浸水、傾斜地の崩落被害等災害常襲地帯の天水地域の防災、安全・安心体制に備えられる集約施設の整備が必要であり、人的対応も必要であると思います。

先ほどの各定住化の中で、総務部長の答弁に対してあとで言うというのはこのことであります。総務省は自治体の支所は窓口サービスや地域振興を担っており、住民サービスを維持するためには支所の機能を低下させられないとして、先ほど申しました交付税の算定に反映させております。具体的には職員数などの経費負担が見込まれる消防活動を初め、市町村の地域保健を担う保健センターの維持、管理費などに充てる経費も勘案されております。ちなみに新市建設計画の進捗率を聞きましたところ、旧玉名市が76.7%、岱明町78.3%、横島町88.0%、天水町67.6%ということになっております。ちょっと思わず天水町が低いんですけれども、先ほどの定住化政策の中でいろいろ出ました。取り組みを出していただきました。中心部は水道、下水大方整備されております。岱明町も水道、下水整備されております。横島町は下水が整備されて、水道がちょっと整備されていない部分があります。天水町は一部水道はありますが、水道何割ぐらいですかね、20%ぐらいになりますかね、下水は今、市町村設置型の汚水処理整備とあと横島地区と同じ農業集落排水をやっておりますが、まだまだ未整備地区がありまして、先ほども申しましたとおり若い人が定住して家を建てるにはやっぱりどうしても厳しいところがあります。早く差別ということは使いたくないですけれども、そういった差のない市の整備をお願いしたいと思います。

市長に、天水町の今、私が質問したことに対する区長さん方もまだいらっしゃいますので、答弁をいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 質問者がかわりまして、戸惑っておりますけれども、当然、私も天水出身でございますので、思いは福嶋議員に勝るか、負けるかちょっとわかりませんが、ただ行政における立場としては均衡ある発展というのは当然のことだと思っております。ただ、一部に集中する、物次第では集中せざるを得ない部分も当然あるかと思っておりますので、均衡ある発展のためにはそれ相応に今後努力して、天水への愛着を持って仕事に取り組んでいきたいと思っております。天水にも愛着を持って取り組んでいきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 4時06分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さんこんにちは。4番、公明党の徳村登志郎でございます。

現在、投票日まであと4日と迫った衆議院選挙ですが、安倍首相の突然の解散劇には本当に驚きました。この解散には大義がないとの批判をメディアや野党から聞きますが、そもそも消費税増税は民主党政権時に民主、自民、公明の3党合意の上決定したことであります。その中で決まっていた10%への消費税増税の時期を先送りするという重大な決定は、国民生活に大きな影響を与えるものです。そのことに対して国民の信を問うことは至極当然であると思われまます。また、政権がかわって実施されたアベノミクスの継続も同時に問われるべきだと考えます。野党に再び託すのか、与党の自民、公明に託すのか、選挙という形で国民の信を問うのは、今後の政権運営の中で極めて重要であります。ぜひともこの重要な日本の行き先を左右する選挙に多くの市民の方が投票に行ってくださいと切望いたします。

さて、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、成人用肺炎球菌ワクチンについてであります。日本人の死因第3位は肺炎です。しかも肺炎により亡くなる方の95%以上は65歳以上の高齢者です。肺炎は細菌やウイルスなどが体に入り込んで起こる肺の炎症です。症状としては発熱、せきやたん、息苦しさや胸の痛みなどが挙げられます。肺炎の原因となる細菌やウイルスは人の体や日常生活の場に存在しています。体の免疫力が弱まったときなどに感染を起こしやすく、ふだん元気に暮らしている方でも持病の悪化や体調不良などをきっかけに感染する可能性のある病気です。日常でかかる肺炎の原因菌で最も多いのは肺炎球菌です。肺炎予防のためにできることの一つに予防接種があります。肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し重症化を防ぎます。65歳以上の方や慢性の持病をお持ちの方などは、肺炎球菌ワクチンの接種が推奨されています。接種は1年を通していつでも可能です。一度接種するとある程度長期にわたって効果が続きます。5年以内に再接種を行なうと注射部位の痛みなどが強く出ることがあります。再接種には5年以上の間隔をあけて行なう必要があります。

そこで今年度10月から実施されている高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種事業に関してお尋ねします。定期接種制度が開始されますが、最も肝心な対象者への周知方法が

広報紙やホームページだけだと、多くの高齢者が接種の機会を逃してしまうことが懸念されます。玉名市における接種対象者とその状況。そして現在及びこれからの周知方法についてお答えをお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 徳村議員の肺炎球菌ワクチンの接種についての御質問にお答えを申し上げます。

肺炎球菌予防接種でございますけども、この予防接種は予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正により、本年の10月1日より定期予防接種に追加された予防接種でございます。肺炎は高齢者死亡の原因の第3位となっております。

まず、御質問の肺炎球菌ワクチンの接種対象者でございますけども、本年度の予防接種につきましては65歳から5歳刻みで、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の各対象の4月2日から翌年の4月1日に生まれた方が対象となっております。また、60歳以上、65歳未満までの心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害のある方も対象となっております。玉名市における対象者数でございますが、65歳で1,200名、70歳で824名、75歳で807名、80歳で803名、85歳で571名、90歳で337名、95歳で127名、100歳17名、101歳以上51名、それから60歳から65歳未満までの障がいのある方56名、合わせまして計の4,793名の方が対象となっております。

次に、対象者に対する周知でございますけども、本年度の周知につきましては10月1日号の広報紙とホームページにより周知を行なっているところでございます。また、9月に開催しました予防接種を実施していただく医療機関に対する説明会におきまして、医療機関からの対象者に対しての接種勧奨をお願いいたしているところでございます。さらに、高齢介護課が行なっております「いきいきふれあいサロン」97カ所、「ゆた〜っと元気体操」91カ所で積極的な勧奨を行なっているところでございます。

今後の周知につきましては、本年度広報紙において再掲載を予定しているところでございます。次年度以降につきましては、個別通知による周知も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

現在のところ周知に関しては広報紙のみということで答弁をいただきました。

これは厚生労働省の定期接種実施要綱に記載されているものですが、ちょっと

読み上げさせていただきます。

対象者等に対する周知というところです。「定期接種を行なう際は、政令第5条の規定による公告を行ない、政令第6条の規定により定期接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項。予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。」というふうに記載がございます。やむを得ない事情がある場合を除き個別通知というふうになっております。特に、きょう実態をお聞きしましてすごく高齢者が多いということにびっくりいたしました。これ対象者になられている方だけですから、それで4,793名ということで、この高齢者の方々に広報紙とあとホームページで周知を行なって知っていただくというのは、まずちょっと厳しいのではないのかなというふうに思います。

私のほうで要望したいと思っておりますのが、まず、周知は必ずハガキ等で個別に行なっていただきたいということと、またそれに合わせてできれば問診表とか、そういうものもつけていただきたいなというふうに考えております。実際、この個別接種の案内と問診表をつけた八女市とかでは、11月すごくワクチン接種の接種が急激に伸びたという実例もございます。是非ともこの個別の通知というものを前向きに検討していただいて、早めにやっただけかなくてこれが期間を逃すとインフルエンザみたいに毎年、毎年というわけではございませんので、その年を逃すとまた5年かかってしまいますので、しっかりその辺を早めに周知徹底のほうをお願いできればというふうに考えております。できればその辺についてもう一度答弁をいただければと思います。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） この予防接種でございますけども、定期予防接種の中でB型という形で、AとBでございますけども、Bという形の高齢者インフルエンザ等と同じ扱いの予防接種の種類の分類でございます。今、御指摘を受けました点でございますけども、医療機関から勧奨とかそういう形で、それから高齢介護の教室あたりでしておりますけれども、不十分な点もあるかとは今考えているところでございます。

まだ10月から始まって、県下の各地でもなかなかそこまでの対応ができて、今いないのが実情でございますして、新しい予防接種周知も不足していると思っておりますので、御要望の点、十分検討して進めてまいりたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） このワクチンがB類にあたるというお話ですけれども、一応、この要項においても定期接種の周知はA類、B類に限らず原則個別通知となっておりますということですので、ぜひ個別通知と。あと実際熊本市、八代市のほうで実際個

別通知というものが実施されております。玉名市は後手後手にならずにその辺を先んじてやっていただければ、ほかの市町村の範になるのではないのかなと思います。

とにかく高齢者にぜひわかりやすい、目にとまりやすい周知の方法を、徹底をお願いいたします。

続きまして2つ目の質問に移らせていただきます。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 2つ目の質問でございます。「輝け玉名「戦略21」」の中にある新たな地域子育て支援拠点の設置についてですが、関連して幾つか市長にそのビジョン、考え方、対策をお聞きしたいと思います。

まず1つ、市長が考える子育て支援とは。2つ、市長が考える子育て支援施設（子育て支援センター）とは。3つ、市長が考える少子化対策はどのようなものか。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 徳村議員の子育て支援についての質問にお答えをいたします。

子供たちの輝かしい未来が展望され、だれもが将来にわたって住み続けたいと思える夢が広がる都市とするため、「輝け玉名「戦略21」」に取り組んでおります。昨年11月子育て支援調査を小学生までの保護者に実施をいたしたところ、子育て環境や子育て支援に対する意見・要望では、経済的支援、費用負担軽減、保育・教育施設の増設、定員拡大、放課後児童対策の意見が多く見られました。子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化をしており、子育ての孤立化、子育ての不安感、子育ての負担感等の課題に子育てを地域社会全体で支援していくことが必要と考えております。

次に、子育て支援施設、子育て支援センターでございますけれども、質問にお答えいたします。本市の地域子育て支援拠点施設は、6施設あります。子育ての中の親子に交流の場を提供し、保護者の子育てに関する不安や悩みに対応し、専門的立場から相談援助を行っております。その中の2施設に本年度から利用者支援事業を委託し、専門の子育てコーディネーターを配置し、身近な場所で教育、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言等を行なうとともに、関係機関との連絡調整を実施いたしております。利用者は3歳未満の乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に利用されており、25年度の延べ利用者数は3万3,651人でございます。これからも子育て親子の交流や集いの場の提供を行ないたいと考えております。

次に、少子対策といたしまして、現在「玉名子育てプラン」において「元気で！笑顔で！いきいき子育て大作戦！」を基本理念として、「地域との協働による子育て支援」、「子どもの健康にかかわる支援」、「地域や家庭と連携した子どもの健全な育ちの支援」

の3つの重点事項を掲げております。核家族化の進行や共働き家庭の増加により、子育てを家族だけで支えることが難しくなっており、地域における子育て支援サービスを充実させることが少子化対策につながるものと考えております。本年4月から実施しました中学生までの医療費無料化は、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子供たちが安心して医療を受けられることは、子どもの健康保持、健全育成に重要な施策でございます。また、昨年度から発達障がい児や気になる子を支援するため、子育て支援課へ専門の心理士を配置し、子どもにとって適切な環境づくりや援助を行なっております。少子化対策は出生率や未婚率、夫の労働時間など社会的な課題もございますが、次世代を担う子どもが安心して産み育てることができる環境を総合的に整備することだと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

市長のお考えを聞きまして、それを踏まえた上で私が考える子育て支援で一番優先されるものを今、考えているんですけども、やはり保育の充実だと思っております。子ども・子育て支援制度の施行が来年度27年から始まります。これは9月の定例会で一般質問させていただいたものですが、保育を必要とされている市民に十分な供給がなされていない現状を訴えてまいりました。特に一時保育に関しては、公立、市立を問わずに空きが一切ないのが現状となっております。私事で恐縮ではございますが、出産を控えた妻が入院を余儀なくされそうになったときのことで、1歳の息子を預けないといけないということで、これができないと仕事ができない状況になりますので、取り急ぎ子育て支援課のほうに相談いたしました。そのときの返答は、一時預かりの実施をしている園に直接尋ねてほしいというものでした。そこで、一覧をいただき、実施園に問い合わせましたが、どこも定員いっぱいでは預れないとの返事でした。かろうじて妻の容体はよくなったので、入院はせずに済み、事なきを得ましたが、玉名市の一時預かりが必要なときに、必要な人が利用できない実態を痛切に感じさせられました。また、なぜことごとく一時預かりを断られたのでしょうか。答えはいたって単純なものでした。保育する保育士がいない、足りないというものでした。これも9月定例会で一般質問しましたが、保育士の正規雇用を募って補充するしかないと私は考えております。臨時やパートではなり手がいないのが現状ですが、この点を市長の考えをお聞かせくださいませ。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 保育サービスを受けたいが、潜在的な待機児童がいるために預けることができないというその背景に対しまして、どうするかという御質問にお答えを

いたします。

女性の社会進出や景気の悪化などの理由から働きに出る母親が増加をいたしております。本年度の見込み数でも当初と10月では延べ人数で251名ふえております。各保育所で協力をいただき、定員を上回る児童を受け入れていただいております。入所基準による面積や保育士数で受け入れに限りがございます。背景には全国的な傾向でございますが、保育士不足ということでございます。公立保育所では臨時保育士を随時募集いたしておりますが応募がないという現状というような状況でございます。

女性の育児休暇中の復帰やシングルマザー、出産後落ち着いてからの就労につくというところに不安を抱かせることにならないよう、保育士の確保に今後努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

私のほうでぜひとも市長の見解が欲しかったのが、保育士の正規雇用を募っていたかどうかというところを検討されるか、しないかというところを伺いたいんですけども、その点は答弁いただけますでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 両面考えて検討いたしたいと思えます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） はい、答弁ありがとうございます。

ここをしっかりと、とにかく保育というものは人がやるものですので、保育士の確保というものが至ってどれだけ重要なものなのかというのを私もすごく感じております。ぜひとも市長のほうに前向きに検討していただいて、なかなか臨時、パートでは人出が確保できないということであれば、ぜひとも10年来やっていない正規雇用というものをぜひとも決断してやっていただきたいと切望する次第でございます。

続けます。まず私が考える子育て支援で、一番考えていたことですがけれども、子育て支援で何より大切なのは、子育て中のお父さんやお母さんに寄り添ってあげることだと思っております。少しでも楽にしてあげよう、手を差し伸べることだと思っております。消費税増税10%が先送りになり、子ども・子育て支援のための財源も懸念されておりますが、支援の量を拡充すること、質を向上させることをぜひお願い申し上げます。

次に、子育て支援施設の件ですが、現在ある「たまっ子らんど」等の施設は、その需から考えて子育て世代にはなくてはならないものだと思います。そこで、これは私からの要望ではございますが、現庁舎の跡に熊本市にあるような、熊本市子ども文化会館

のような施設をぜひ検討いただけたらと思います。玉名市の中心の一番目立つ場所に子育ての拠点を置き、子育てしやすい町のアピールも兼ねて、玉名市内外にわたり利用していただけるような複合型施設があれば、子育て支援にも大きく貢献できると思います。また、少子化対策ですが、私が考える人口減少対策は、少子化対策が一番ではないかと思っております。定住促進を図る住宅措置等もありますが、やはり子どもがふえるのが何もよりも人口減少を食い止めると思います。そのために必要なものは何でしょうか。子ども・子育てするのに安心して住めるまちが問われるのではないのでしょうか。その意味でも保育、教育と並んで大事なものが医療だと感じております。市長も答弁の中で子どもの健康への支援ということを訴えられておりました。私もその点がすごく大事だと感じております。また、市長の公約で実現した中学生までの医療費無料化の実施は大きな成果だと思っております。ただ、小児救急医療に関しては、現在玉名市では22時までしか診療がされておらず、22時以降は熊本市にある熊本地域医療センターか熊本赤十字病院まで出向かなければならない現状がございます。いざというとき頼れる病院が遠方にしかないというのはかなりの不安要素であります。

ここで2点ほど再質問をさせていただきます。1つ、子ども医療費について一般質問で再三問われていますが、すでに検討いただいている現物給付方式は、具体的にいつ導入されるのか。2、玉名地域医療体制づくりの中で、小児救急医療体制を24時間盛り込むことは可能なのか。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 徳村議員の現物給付についての御質問にお答えをいたします。

今年度から中学3年生までに拡大をして医療費無料化を設定いたしております。いわば償還払いと現物給付がございますけども、今の償還払いにつきましては一旦お金を払っていただいて自分の口座を申請すれば後ほど返ってくるというような状況のもと、そしてまた、中学3年生まで医療無料を拡大した大きな理由の中で、いわば子育ての世代に聞いたところ、中学3年生までは大変延ばしてほしいというような御要望がございましたので、中学3年生まで延ばしたというようなことで、現物支給につきましてはしばらくこの状況を見ながら判断をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、小児医療の24時間体制についてでございますけども、本市での小児医療は午後10時まで対応しているというような状況でございます。また、子どもが夜に熱を出したというようなことが非常に多いわけでありまして、こういうものに対処するまでに午前0時までに経験豊かな看護師による小児救急電話相談というものを設けておるとような状況でございます。午後10時以降の小児受診につきましては、かかりつけ医又は熊本市内の医療機関で受診するということとなります。深夜の症状に不安

をもつ保護者もいらっしゃるというふうに思いますけども、御理解のほどをよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

現物給付方式は、特に子育て世代のこれは一番切望している部分でもございます。特に子どもを育てて、子どもを抱えているお母さんたちにとって、あの給付のたびに一々書く書類というのは大変負担になられていらっしゃいます。お金も一旦払わなくちゃいけないと、特に母子家庭のお母さんとか、そのお金をプールしとかななくちゃいけないと、そのことも家計にとってすごく負担になっているというようなお話もお聞きしておりますので、この辺は何とぞ、子ども・子育ての支援の一貫で早く導入を急がれていただきたいということを切望いたします。

また、小児医療のほうですね、＃8000、0時まで、12時までであるというお話でしたけれども、私も＃8000を実際、子どもがどうしても泣いて、わめいて大変なときに利用しましたけれども、結局病院に行ってくれということになりまして、地域医療センターのほうに夜中に連れて行きました。そういうことが再三ございます。これは私が特別なことではなくて、子どもを育てている親御さんは皆さんが経験していると、夜中に地域医療センターとかに行ったことがないというお父さん、お母さんがいないぐらい、子どもというのはそういう時間帯に必ず病気の症状を起こしてしまうというものみたいです。そういう中で、やっぱりすごく玉名という地が、そういう医療機関まで遠いというところがすごく皆さん不安に思っていられちゃいます。なんとかそういう拠点になるようなものを、今回の病院を新たに建てるというそういうこともございますけれども、その中でぜひとも小児医療の24時間体制というものをこの荒玉の地域できちっと確立できるようなものをぜひとも盛り込んでいただければというふうに強く思うわけでございます。

とにかく、玉名市が子育てしやすい町、子育てするなら玉名と言われるように、私自身も尽力することを誓いまして、以上、私の一般質問を終わらせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

ここで城戸議員より発言取り消しの申し出がっております。

この際、お諮りをいたします。

5番、城戸淳君から本日の本会議一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により誤解した発言を行なったとの理由により、発言の一部を取り消したい旨の申し出がっております。この取り消し申し出を許可することに御異議ありません。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって城戸淳君からの発言取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明 11 日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時40分 散会

第 3 号

1 2 月 1 1 日 (木)

平成26年第6回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成26年12月11日（木曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 3番 松本議員
 - 2 15番 宮田議員
 - 3 6番 西川議員
 - 4 11番 横手議員
 - 5 16番 前田議員
- 散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 3番 松本議員
 - 1 玉名市の農業政策について
 - (1) 排水路整備について
 - (2) 排水機場について
 - (3) 農業振興について
- 2 15番 宮田議員
 - 1 地方創生の取り組みについて
- 3 6番 西川議員
 - 1 合併特例債の活用について
 - (1) 限度額が約267億円ある中で、現在発行額は約122億円（45.7%）である。残高の約145億円の活用について、具体的にどのような事業に活用するのか。また、全額活用するのか
 - 2 玉陵中学校区6小学校統合について
 - (1) 本年8月の「新しい学校づくり委員会」の中で、平成30年4月開校の新小学校における新体育館と新プールは1年おくれの完成となる説明があった。統合の模範となる新小学校としては考えられない計画である。すべての施設が同時に開設されていることは開校の絶対条件と考えるが、市の考えを問う
 - 3 定住自立圏構想の進捗について
 - (1) 本年6月議会の一般質問において、玉名市も平成27年10月までに定住自立圏形成の「中心市宣言」を目指すとの答弁があつ

た。あと1年を切り、その後の玉名郡4町（長洲町・南関町・和水町・玉東町）との検討の状況について問う

4 公金管理対応マニュアルの実態について

(1) 学校職員の公金横領防止策としての公金管理対応マニュアルの活用実態について、どのように行なわれているかを問う

4 11番 横手 議員

1 本市の広報紙の発行について

(1) 合併前の旧玉名市と各町（旧岱明町・旧横島町・旧天水町）の発行回数は

(2) 県内各市の現在の発行状況は

(3) 今後の取り組みは

2 市の情報発信について

(1) 現在の市の情報発信の取り組み状況は

(2) 現在どのような方法で発信しているのか

(3) メディアなどの活用はあるのか

(4) 市のホームページについて

5 16番 前田 議員

1 株式会社シェフコの熊本工場に対する市上水道工事について

(1) 地域住民から工場撤退決議が上がるなど、竹崎地区住民の理解が得られていないが、対応はどうしているか

(2) 玉名市水道事業会計で提案してあるが、一企業に対して、公金を投入し便宜を図ることは許されないと考えるが、市長の考えを問う

2 支所窓口の業務委託について

(1) 本来、公務で行なう業務を民間委託することは、公務員の法令遵守の立場と矛盾していないか

(2) 支所窓口は、市が直接行なう以外ないと考えるが、業務委託の撤回の考えはないか

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1番 北本将幸君

2番 多田隈啓二君

3番 松本憲二君

4番 徳村登志郎君

5番 城戸淳君

6番 西川裕文君

7番	嶋村	徹君	8番	内田	靖信君
9番	江田	計司君	10番	田中	英雄君
11番	横手	良弘君	12番	近松	恵美子さん
13番	福嶋	譲治君	14番	永野	忠弘君
15番	宮田	知美君	16番	前田	正治君
17番	森川	和博君	18番	高村	四郎君
19番	中尾	嘉男君	20番	田畑	久吉君
21番	小屋野	幸隆君	22番	竹下	幸治君
23番	吉田	喜徳君	24番	作本	幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川	義臣君	事務局次長	堀内	政信君
次長補佐	平田	光紀君	書記	松尾	和俊君
書記	富田	享助君			

説明のため出席した者

市長	高寄	哲哉君	副市長	斉藤	誠君
総務部長	西田	美徳君	企画経営部長	原口	和義君
市民生活部長	北本	義博君	健康福祉部長	前川	哲也君
産業経済部長	北口	英一君	建設部長	藤井	義三君
会計管理者	宮本	道之君	企業局長	本田	優志君
教育委員長	桑本	隆則君	教育長	池田	誠一君
教育部長	伊子	裕幸君	監査委員	坂口	勝秀君

午前10時00分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 皆さんおはようございます。3番自友クラブの松本憲二です。

もう早いもので市議会議員になりまして1年が過ぎました。先輩議員さんたちの御指導のもとにやっと1年が無事に過ごせて、いい新年を迎えられるのかなというふうに思っております。

それでは通告に従い、一般質問をいたします。

私は、本市の基幹産業である農業分野について質問をいたします。近年、農業情勢は燃油の高騰、また、燃油高騰による資材の値上がり、それに追い討ちをかけるように農産物の価格の下落、中でも米、ミカンの価格の落ち込みは深刻な状況です。こんな状況の中でも農家は、生活はもとより、田畑を守るため規模拡大であったり、他農作物の導入、作業効率の面から機械化といろいろな努力をされております。今申しました規模拡大、他作物の導入、機械化、いずれにしても資金が必要になります。ここ1、2年前までは国の補助金の採択により設備投資もできていました。しかし、26年度は全国でも申込者が多く本市が申請していた事業は不採択であったと聞いております。ポイント制が導入され、採択条件が非常に厳しくなる中、本市ではどのように対応をされているのかお伺いいたします。

次に、イチゴの高設栽培に対する質問をします。この質問は、私は2度目の質問となりますけれども、前回質問したとき市長は、イチゴは本市でも重要な農産物で、栽培面積、収穫量、品質も低下させないよう検討、努力をすると答弁されたと記憶しております。1年1年栽培面積が減少する中でどのような対策、対応を取っていらっしゃるのかをお伺いいたします。

次に、本市が行なっている機械化等整備に対する補助事業で質問をいたします。近年申込件数の減少があつていとお聞きします。その減少要因は何なのかお伺いいたします。

次に、排水路、排水機場について質問いたします。玉名市は県内でも屈指の施設園

芸産地です。今年の7月4日から6日にかけて降った雨により、ハウスの中まで浸水し、幸いにも収穫も残りわずかだったということもあり、大惨事には至りませんでした。でも、もしこれが12月から4月、5月の間に起こっていたとしたら考えただけでもぞっとします。農家の皆さんはハウス周りの溝を掘ったり、ポンプを設置し雨対策に備えておられます。しかし、最近の雨は局地的に集中に降るいわゆるゲリラ豪雨もあり、ポンプを始動させても排水路の水高が減らず、土手を越えてハウス内に水が入ってくることもあります。このような状況では農家の経営基盤を損なうおそれもあります。早急な整備が必要と思われませんが今後の対応をお伺いします。また、国の補助事業で行なわれております暗渠事業の進捗状況もお伺いいたします。

排水路の整備だけが進んでも、水を内地から海に出す必要があります。玉名市には約27の排水機場があり老朽化が進んでいる機場が多いと伺っております。大量の雨が降ったときに故障して使えないということでは困ります。老朽化の対策、対応はどのようにしているかをお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

〔産業経済部長 北口英一君 登壇〕

○産業経済部長（北口英一君） おはようございます。

まず、質問のちょっと順序が3番のほうから御説明をいたします。

松本議員御質問の農業振興についてお答えをいたします。

まず、経営体育成支援事業の採択ポイントの見直しについてでございますが、最初に事業の概要といたしまして、適切な人・農地プランを作成した地域の中心的経営体に対し、農業用機械等の導入を支援するものであり、融資主体型で、融資残額の3割を上限として助成され、担い手の育成を図るものでございます。

玉名市の実績といたしまして、平成24年度は採択基準ポイント1.1に対し、すべての案件が採択され、平成25年度は当初の採択基準ポイント1.4に対し、天水地区のみが採択され、また、同年の追加において残りの要望すべてが採択されております。平成26年度につきましては不採択となっておりますが、その要因として配分基準項目の細分化や輸出等の項目の追加、さらにポイントの見直しにより採択基準ポイントが3.5と上昇したことによるものでございます。今後も事業採択については、全国で高いポイント順に予算枠内で採択されることから、地域の中心的経営体として位置づけられた農業者が経営規模の大小に関係なく、公平の視点で申請ができるようにポイント制の見直しについて国や県に対し要望してまいります。

次に、イチゴ高設栽培における補助制度についてお答えをいたします。

この件は昨年度3月議会でもお答えをしているところですが、イチゴはトマトとともに本市農業の基幹作物の一つであり、全国でも誇れる産地となっております。しかしな

がら、低姿勢での作業等の重労働や過酷な作業により近年ではトマト類への転換が進むなど、栽培面積が減少している状況にあります。このような中で、イチゴ生産者におきましては作業姿勢が改善され、労働負担が軽い、果色がよく、品質もすぐれる、さらに少量の肥料で栽培可能等の理由から近年では高設栽培器具の必要性が求められているところですが、設備費が高額であることから普及が進んでいないのが現状でございます。高設栽培施設が補助対象となる補助率上限が50%の国庫補助事業は、生産総合（強い農業づくり交付金）事業がありますが、耐候性ハウスと同時に施工する必要があり、設備投資が高額となるため、費用対効果の取り扱いにおいて厳しい現状がございます。そこで本市で活用できる事業は補助率上限が30%の経営体育成支援事業が考えられます。また、単県事業におきましても、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業がありますが、補助メニューが多岐にわたり県下でも要望が多いため、玉名市への配分額に制約がございます。このよう中で当該事業についてはJAたまな青壮年部により、去る11月1日に農林水産省政策課長に現地視察を実施していただき、地域の実情を伝えることができました。まずはこのように既存の国や県の補助事業の基準見直し等の要望を積極的に行なっていきたいと考えております。

また、市単独補助の上乗せについては、玉名市の限られた財源の中ですべてにおいて対応することは厳しいと思われまます。市補助事業の全体的バランス、優先順位等を見きわめ、受益者負担のあり方等を総合的に判断しながら検討していきたいと考えております。また、イチゴ生産への支援としては、JAたまなが整備するイチゴ集出荷施設につきまして、効率化と生産向上を目的に国の臨時交付金であるがんばる地域交付金を活用して、本年度6月に予算措置を実施したところでございます。今後もこのように効率的な補助活用を図りながら、幅広くイチゴ生産の支援を行なっていきたいと考えております。

最後に、玉名市農業機械等整備事業の補助金拡大についてお答えをいたします。

本事業は農業の効率化、省力化を推進し、経営安定を図ることを目的として農業機械を導入する認定農業者に対し助成を行なうものであり、これまで国や県の補助事業を補完する形で実施してきたところでございます。県内の14市の状況としましては、本市を初め6市が市単独の補助制度を設けており、その他8市につきましては経営体育成支援事業等の国の補助事業を活用している状況でございます。本事業における玉名市の近年の補助状況としましては、平成24年度が69件で補助金額2,312万4,000円、平成25年度が47件で補助金額1,886万5,000円、平成26年度が30件で1,499万6,000円となっております。このような市単独の補助事業につきましては、農業生産者の幅広いニーズに対応することが望ましいことではありますが、玉名市の限られた財源の中で、すべてにおいて対応することは厳しいものがございます。今後も国

や県の補助制度の動向を注視するとともに、玉名市の財政事業とニーズを考慮しながら予算処置等の対応を行なっていきたいと考えております。

続きまして、排水路整備及び排水機場についてお答えをいたします。

初めに本市の排水路整備は未整備の排水路の多くが土水路のため、水路内の土砂堆積等により排水不良となっており、農業生産に大きな支障が出ているのを防ぎ、農産物の増収・品質向上効果や維持管理節減効果等を上げることを目的としており、国や県の補助事業を活用し、あわせて市の単独事業を含め取り組んでいるところでございます。平成24年度から26年度までの3カ年間の事業といたしましては、補助事業で約3億2,000万円の18カ所、市単独事業で約7,000万円の41カ所の整備を行っております。今後も土地利用形態等を考慮しながら国や県にも要望して排水路の早期整備を進めていきたいと考えております。また、暗渠排水事業につきましては約900ヘクタールの要望があり、今年度も含め約230ヘクタールが完了予定でございます。まだ、残りの未施工部分が多いため来年度は県を通じて300ヘクタールの要望を国に行ない、早期完成に向け取り組んでいるところでございます。

次に、排水機場につきましてお答えをいたします。

まず、排水機場をストックマネジメント事業で更新する理由でございますが、この事業は定期的な機能診断に基づき、機能保全体策を通じて既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するのが目的であります。本市は27機場を保有しており、このうち多くの機場は老朽化が進み維持管理費に費用がかかり大変苦慮している状況でございます。今後の地域営農の発展に寄与し排水機場の更新を計画的に進める上で能力アップが最良と考えますが、緊急性や財政面を考慮して、ストックマネジメント事業を活用することで進めてきております。しかしながら、地域の土地利用形態等も考慮し、場所によっては能力アップも国や県と協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

補助事業に関しましては、経営体育成事業は26年度は採択をされなかったということでポイントも上がっているということは、私も一応承知しているわけですが、県内の他の市町村では採択されているかということは玉名市のほうでは調べられたことがあるのかを1点、再質問でお聞きいたします。

それとポイント制、非常に使い勝手が悪いということも、私も承知しております。いろいろ6次産業化ですとか海外輸出、そういうポイントもポイントの中に入ってきておりますけれども、もちろん今、JAたまなで出荷をしている生産者に関しましては、全

量出荷ということが基本になっております。その海外輸出はもちろんJAで、多少なりとも行なっているわけですが、6次産業化をなかなか自分ではできないと、そしてまた、6次産業化でイチゴとかトマトとかミニトマトとかナスとかを扱う施設もこの辺にはないということにもなってきております。そういう見直しの検討もやっぱり県、国に働きかけていく必要があるんじゃないかなと思うんですよね、そういうことに対応をされているのかということを再質問でちょっとお願いしたいと思います。

それと、イチゴの高設に関しまして、3月にもお聞きをしたわけですが、そのときも市長のほうもやっぱり努力して検討していきたいというふうにおっしゃいましたけれども、もうイチゴの27年度産になりますかね、27年度産の作付けは終わっております。26年度産の生産が終わりまして何人かのイチゴの生産者がやっぱりミニトマトのほうに切りかえをされておられます。イチゴはもちろん、低いところでの低姿勢の仕事が多くなって非常に体のほうにも負担がかかるというようなこともあります。横島のほうのイチゴ生産部会のほうでこれは10アール当たりの平均ということで、収量が大体5トンぐらい平均ではですね、しかし高設栽培になると8トン収量があるという数字が出ております。これは今、政府が打ち出している「儲かる農家」やっぱりこれに匹敵するんじゃないかなと、匹敵というか該当ですね、土耕栽培と高設栽培を比較いたしましたまして1.5倍の、10アール当たりで1.5倍の本数作付けができると、じゃあ今、30アール生産をされている方が高設を導入すると、大体2反分でその30アール分の本数が植付けができると、じゃあ1反分ビニールを張らなくても済む、暖房機もその2反分の燃油で済むということになるわけですね、そうしたら経費の節減ももちろんできますし、費用対効果はものすごく望めるわけですね、一時的にその設備を導入するときにある程度の経費はかかるかもしれませんが、長い目で見た場合に、もちろんガソリンなんかはずっと値下がりをしてますけれども重油はあんまり値下がりをしておりません。国のほうからの若干の助成金はあるんですが、やっぱり燃油高騰によって肥料、資材すべてのものが上がっております。その費用対効果だったり、その経費節減だったりをしてみるとこの「儲かる農家」「儲かる農業」にきっちり当てはまるんじゃないかなというふうに私は思っております。一番思うのがその県あたりで、御国の事業で経営体育成事業で3分の1補助というのがありますけれども、それは26年度、イチゴに関してはそこに申請をされている方はいらっしゃいませんけれども、そのポイントが高まって全国的にみんなの申し込みが多くなって不採択というような状況にもなっております。市単独でもこれは少しでも助成をして基幹産業で後継者を育てていくためにもそういう努力もしなきゃいけないというふうに私は考えております。その辺をどういうふうに考えていらっしゃるか、それはちょっと市長のほうに再質問でお願いしたいと思います。ちょっと先にこの2点だけお願いできますか。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） まず、県下の他市の状況でございますが、個別的なことはちょっと資料がございませんが、県の採択状況で県全体の2割程度となっております。

それから、補助事業に対する補助の基準がございます。それに対して市の単独の上乗せあたりが基幹産業としてできないかというような形ですけど、イチゴ、トマトは主産業ではありますけれども市の全体的な農業予算の中でやはりバランスを考えて、優先順位を考えて対応しなければならないかと思っています。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の農業振興の再質問にお答えいたしたいと思います。

市の単独事業につきましては、市事業の全体的なバランス、優先順位等を見きわめて受益者負担のあり方等を総合的に判断しながら検討していきたいというふうに思っております。

また、イチゴを初めとした農産物の振興は重要であるということはもう十分に認識をいたしております。国及び熊本県へ積極的に要望活動を通じながら、そういう要望活動とともに働きをしながら実施ができるようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

3月にお伺いしたときも答弁はほかの作物とあわせてそういう均等、平均をというふうにおっしゃいますけれども、ミニトマトは今、日本全国でナンバーワンです。作付面積、収量ともにですね、イチゴは熊本県下で前までは横島町だけで、合併する前ですね、横島町だけで約4割程度の作付面積、収量を誇っていたわけですけども、それが年々減少しているというような状況です。まだ今から先も多分、減るんじゃないかという生産部会の方々は非常に懸念をされております。もちろん均等バランスはわかりますけれども、やっぱり今、熊本県の蒲島知事は熊本県は農業県だということで農業予算を非常に拡大されておりますよね、じゃあ玉名市も1次産業がどうしても主になってきます。松下電器さんは和水町に移っていかれるし、ほかの企業誘致にしても民地利用ということでなかなかその企業誘致が見込めない状況、じゃあどうして税収を上げていくか、市の、それはやっぱり1次産業、その基幹産業である1次産業ですね、がしっかりもうかって、頑張っってしっかりもうかって、市税を払っていくそういうふうにしかならないんじゃないかと私は思うんですけども、いつもいつも返答がやっぱりほかの農作物とあわせて均等に、そらもうもちろん必要だと思えます。しかしながらいちごマラ

ソンというその一大イベントもありますし、もともと玉名はイチゴの名産地ということで名前も売っています。その減少に歯どめをかけていくためには、やっぱり大きな施策の転換というか、そういうのも取っていかなければいけないというふうに思います。何て言ったらいいんでしょうかね、本当に農家の気持ちをもうちよっとわかっていただきたいというようなのが、本当にあるんですけど、きのう福嶋議員がおっしゃいました地方創生、ここで仕事という文句も出てくるんですけども、その仕事の面でイチゴの生産が非常に落ちていると、じゃあ玉名市はこのイチゴ生産農家をすべて高設栽培にして収量をきっちり上げて、その燃油高騰対策にも経費節減の面からやっていく、その地方創生の中でしっかりがんばっていきますからお願いしますということでもいいんじゃないかなと私は思うわけですね、じゃあ農業で今、米がもうTPPも始まりますし、どうなっていくかと、9,000円ですよ、今年。お米の値段、米価の値段9,000円、生産者の手取りは、ミカン、うちの家内の実家もミカン農家をやっておりますけれども、1コンテナ200円、ジュースに出して、もう非常に厳しい中でみんなどうしようか、どうしようかやっぱり考えているわけです。じゃあもうかる農家というふうに政府が打ち出しているそこに照準を合わせて申請をしていく。だからここに半額の補助をつけていただきたいと、3割じゃなくて。そうしたらみんなそういうふうに若い後継者がいるところは転換をされるというふうに生産部会の方からもお聞きをしております。その辺をもうちよっと考慮していただけないかなというふうに思っております。

追加で、福嶋議員のきのうの質問の中に玉名市だけ出てなかったから追加で出したと、よかったらまたそこに追加でそのイチゴのこともよかったら追加していただきたいというふうに私は思うんですけども、その辺ちょっと市長どういうふうにお考えですか、ちょっとお聞かせ願えれば幸いかと思いますけれども、よろしく願います。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） はい、追加できるものなら追加していきたいと思えます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 本当にせつかく政府が打ち出しているこの「儲かる農家」僕は本当にイチゴにつきましては、私はつくったことはないですけども、生産者の方々と話をしていると実際、横島のほうで2軒ほどその高設栽培をやっておられます。そこで先ほど北口部長がおっしゃられましたけれども、11月1日の日に農林水産省の本庁のほうから園芸作物課長の菱沼課長と政策課長の天羽課長という方がわざわざ現地に足を運んでいただいて、そのイチゴ生産農家のハウスを見ていただきました。JAたまなの青壮年部会の勉強会ということですね、それと見ていただいて、そこで生産農家の方の説明を聞いて、8トンと、10アール当たり収量8トンということで、その園芸作物

課長の菱沼課長がびっくりされておりました。「8トンも取れるんですか。」私たちは全国の平均をJAから、ずっとその資料が上がってくる中で、大体平均5トンぐらい、「じゃあ8トンもとれるんだったらいいですね。」というふうにびっくりされておりました。3月に一般質問でイチゴのことを質問いたしまして、それから本当約1年が過ぎようとしてますけれども、やっぱりイチゴというのは規模拡大するにしても苗から自分で仕立てなきゃいけないわけですね、じゃあその規模拡大をするときには前もって苗を仕立てておかなきゃいけない、本数分。そういう面からも早めに玉名市もこういうふうに県、国に要望していきます。50%補助になるようにしっかり力を入れて要望をしていきますというような情報発信をしていただき、生産者ともうちちょっと密に連携をとっていただきながら、そういう対応に取り組んでいってもらわないと、定住化の面でも若者が、農業後継者が減っていく。「もう農業したって、イチゴしたって、もうなんさん腰が痛かけん、おらもうしよごんなかけん。」ずっとやめていったらイチゴの生産はなくなりますよ。だからどっかで本当にもう本腰入れてしっかり生産者の後継者を残していく。そしてその生産物を残して行って、もうかる農家をつくって、「どうですか、うちの玉名市に視察にいらっしゃってください。」「イチゴ農家はこんなもうかってますよ。」というふうなアピールができれば「ああ」て、「じゃあ俺も玉名に行ってイチゴをつくってみようかな。」という若い者もいるんじゃないでしょうか。そういう面の検討をJAさんなり生産部会なりにもう少し密に連携をとりながら、そしてまた、玉名市は玉名市独自のもうちょっと予算を農業分野にいっぱいつけてもらってもいいんじゃないかと思います。玉名市の単独で行なっているこの機械化等の補助事業に関しましても先ほど部長が答弁でありましたように年々申込件数も減ってますよね、もちろんこれは経営体育成事業のほうに転換をされているという面もあるかもしれませんが、農家の方からお伺いすると「大体、予算が決まっとるけん、申し込みの多かた25%じゃなかもんな補助率は、15%ぐらいになるときもあるもんな、もうそんなら申し込まんでおこう。」とそういうふうになってもらわないように、僕は毎年、毎年、今年度は自動開閉だったら自動開閉のみ、2年間は自動開閉のみですよ。で、またその2年後には循環扇とかそういうやり方でもいいんじゃないかなと、選定してですね、2種類なら2種類、「この2年間は循環扇と自動開閉だけに市の単独事業は制限させていただきます。2年後にまた新しい機械、種類の機械ですね、そういうのの申請を行なってください」というふうにしてそういう考え方ももっていいんじゃないかというふうに思います。そして先ほどから何遍も申しますように、いつもおっしゃられます定住化、人口減少に歯どめをかける、それは農業後継者ももちろん残っていただいて、そしてその少子化対策じゃないですけども、結婚していただき、子どもを産んでいただいて地元で育てる。横島のことを申しますと平成33年までですかね、大体小学生の人数は余りかわらないとい

うことで統計が出ていますよね、農業後継者が今残っているんですよ、いっぱい。その農業後継者の育成に対しましても市単独でももう少し予算をアップしていただく必要があるんじゃないかと思う。

齊藤副市長が副市長になられたときに、壇上に登られて言われたことが1次産業にしっかり私も力を入れていきたいと思っておりますというふうにおっしゃられたと思います。副市長はその辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり農業というのは、玉名市の基幹産業でありますし、特に赤物、熊本県が赤物ということで今、力を入れております。イチゴ、トマト、横島においては県下でもトップであったというような状況である中で、その路地から、低床から高設に移された方には、費用対効果も考えておられて収益性が上がるというような取り組みでなされているのかなと思います。ただ、イチゴが減ってきているということに関しては先ほどありましたように、体に負担がかかると、労働が大変だというようなことだと思いますので、松本議員から御提案された機械化の補助についても、機械補助対象機械を年度ごとあるいは限って行なうことには効果的かなと思いますので、そういうところも含めて検討する余地はあるかなというふうには感じます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） イチゴの減少というのは、もちろん高齢化というのももちろんあります。そして重労働ということもあります。そしてまた夜中までパック詰め作業というのがあります。先ほど部長のほうからありましたようにイチゴのパックセンターの補助も何とか通って、多分本年度からですかね、稼動するというふうにJAのほうからもお伺いしております。そのパックセンターが十分に稼動をすると、今大体2割から3割までいっていないんじゃないですかね、イチゴ生産者の方が、今の従来のパックセンターに多分出荷をされている部分がですね、そうじゃなくてイチゴ生産者の半分以上がそのパックセンターにイチゴを出していただけるような状況になると、そうしたらそのパックセンターでも雇用が生まれると、そしてそのパックにかかる費用が、コストが下がってくると、そういうことを循環させながらいく必要があるんじゃないかと思っております。この補助事業に関しましては、市の単独の補助事業に関しましては、予算をもうちょっと上積みしていただくことと、24年度から26年度までずっと申請者が減っているというような状況ですので、ここももう一回検討をしていただきながらみんなが申し込めるような、そしてまた採択されるような状況をつくっていただきたいというふうに思っておりますので、その辺は対応のほうをよろしく願いいたします。

次に、排水路の整備ですけれども、県内ほかの地域と比較をいたしますと熊本県内には園芸産地である八代平野と玉名平野と園芸の2大産地というふうに言われておりますけれども、八代地区を見てみますとほとんど9割以上が排水路の整備ができているというふうに伺っております。玉名市は今、2割から3割の間かなというふうに私は感じているところなんですけれども、そういう面もしっかり整備をしていただかないと、どうしても安心して生産に打ち込めない、本当に今年の夏の7月6日だったと思いますけれども、ものすごく雨が降って水浸しになったと、本当、最後の最後のほうだったからよかったですけどね、収穫の。あれがもう本当にもし今ぐらいだったりとか、1月、2月にああいうことが起こっていたらもう農産物は収穫できません。それ以降。そういう面からも早急に整備をすると、国、県の補助金がないとなかなか整備ができないというような状況ということは私も把握をしておりますけれども、その辺につきましても国、県のほうにしっかり要請をしていただく必要があるんじゃないかなろうかと思えます。

いつも私は新聞で市長の動向というところを見るんですけれども、状況というふうに書いてある欄もあります。高寄市長におかれましても、国のほうに足を運んでいただいて、しっかり要望をしていただいて地方交付税の算定枠内だけじゃなく、そこにもう一工夫していただいて予算を持ってきていただいて、早急な整備が必要だと思います。排水路だけ整備が整っても排水機場ですね、そのストックマネジメント事業というのは、安くあがるからということはあるんです。大体、ストックマネジメント事業で7億円とか8億円とかいうふうにお伺いをしました。その排水特別対策事業で新たにポンプをつくると20億円とかいう費用がかかるというふうにお伺いをしております。しかしながらその八代地域だったらわかりますよ、もちろんコンクリート張り、排水路がほとんどコンクリート張りですから、水の流れも自然とわかってますよね、ある程度、大体これぐらい降ればさっとそのポンプ場まで大体これぐらいいくと。今、ここの玉名の状況というのは今、土掘りなんです。それがコンクリートにずっと今から、ずっとその整備をしていく中で変わっていくわけですよ、そうしたらもちろん泥とコンクリートでは水の流れはコンクリートのほうが早くなりますよ。今まで1週間かかってそのポンプ場まで行っていた水が3日でポンプ場までくるんですよ。そのストックマネジメント事業というのは同じ能力、今までもし10馬力のポンプがはまっていたら、また同じ10馬力の新しいやつをはめますよ。ポンプ能力的にはあんまり今までのと、あんまり代わらないわけですよ、でも水の流れは早くなってくるんですよ。ポンプは同じ能力しかないからはけませんよね、水はもちろん。そのところはどういうふうを考えてそのストックマネジメント事業に、そのところをどういうふうと考えて申請をされているのかということが私は非常に不思議で、ちょっとどう考えてもストックマネジメント事業でポンプ能力が同じだったら、その排水路整備を早急に進めなきゃいけないというふうに

考えておられる中で、じゃあコンクリートの排水路を流れてくる、その水の流れはもちろん早くなります。土掘りのときより、でもポンプは同じポンプをまた据えます。どうもちよっと納得いかんとですよ、どう考えても。

県のほうにちよっとこの前お伺いをして、県の担当の方からちよっと話を聞いたんですけども、その今、ストックマネジメント事業で申請をされて採択されている部分が3カ所あると、玉名市のほうですね。天水の受免地区の排水機場がもう工事が始まっているんですけども、受免地区も排水路のまだ整備がなされていない状況で、同じポンプが据わる。じゃあそれは排水路整備がなされたらポンプが全部賄うのかなというふうに思いますし、呑崎地区もそのストックマネジメント事業で申請をしてあるというふうにお伺いをしました。で、採択されている。あと1カ所、横島の明辰川のポンプがストックマネジメント。明辰川は県の単独工事でもう改修工事が始まっている状況なんです。でもポンプはストックマネジメント事業。これは果たしてどうなるのかなという不安がものすごくあります。そして県の担当課から、担当の方から言われたのは、「ストックマネジメントで採択をされている部分はもう多分そのままだと思いますけれども、今、ストックマネジメント事業で申請をされている部分を排水特別対策事業だったり、湛水防除事業だったりに変更するとなれば、その採択順位はどうなるかということは何となくとも言えませんよ。」というふうにおっしゃいました。でもそこはどうか本当に考えながら、しっかり要望もしていきながら、「いや」って、「もう本当ストックマネジメント事業で一応、申請をしていましたけれども、うちは土掘りの状態だったので、今度は排水路の整備をするんで、能力をアップしていかないといけない。」ということもお願いをしていきながら、順位もなるべく後ろに回さないように今のままでどうにかできませんかというお願いもしていく必要があるんじゃないかなと思うわけですよ。それじゃなかったら排水路だけ整備をしてもうポンプは能力は一緒。それはもちろん水はけませんよ、どう考えても。そのストックマネジメント事業がもちろんお金がかからないということはわかっているんですけども、市の財政、財政と言われればしかたないじゃ多分済まないんですよ。農作物がバアになったら市税入りませんよ。収入が上がらないんですから。しっかりそこを対応して、収入を上げていただいて、市税をいっぱい払っていただく。これが行政のあり方じゃないかというふうに思うんですけど、その辺市長どう考えてらっしゃいますか。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 松本議員の排水機場等々についての御質問でございますけども、これはあくまでも機場等々につきましては基準にのっとって我々も申請しながら、そしてまた法律に基づいて事業を進めているというような状況でございます。例えば、変更する場合に順位が変わるとかそういうものもなるべく要望としては早くできるようにと

要望しているけども、現実的にやはり新しく申請をし直した場合には順番として遅くなるというようなこともございます。それはあくまでも私たちも基準に基づいてすべてをやっているというような状況でございますので、そういう要望でできるものだったら要望しながら早くできるようにというようなことで、お願いできるものは十分いつもお願いしているというような状況でございますので、これからもそういう姿勢は全く変わらないというように思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） お願いをしているというふうに今、答弁をいただきましたけれども、お願いの仕方にもいっぱいのお願いの仕方があると思うんですね。本当にせっぱ詰まった状態でお願いをすると、余裕があつてお願いをするというのは向こうの受けとめ方も若干違うんじゃないかなというふうに思います。その辺はもう本当にせっぱ詰まった状態だと私は思っております。どう考えてもその排水路整備が行なわれる、泥からコンクリートに変わる、障害物がなくなる。今、泥だったらいろんな雑草だとかも生えてますし、そこで水の流れをどうしても遮りますよね、でもコンクリートだったら何も遮るものがないんですから、さっと流れます。そういうことも考慮していただきながら、しっかり県、国に要望をしていただきながら、早急な整備をしていただきたいと思っております。

それと1個ここにちょっと県に行ったときに資料をいただいたんですけども、その排水機場の中で、今度新庁舎が建つところに2つの排水機場がありますよね、これ1回前、永野議員が多分質問されたと思うんですけども、岩崎の排水機場と河崎の排水機場。岩崎の排水機場に関しては昭和30年に設置をしてあります。河崎の排水機場は昭和44年、もう30年といいますと約50年たっています。まだ、ここは改修も何もされてないというふうに伺いました。あそこに新庁舎が建つ前に水没地帯と、あそこはものすごい雨が降れば、すぐここは水浸しになるということで、市長もどこに新庁舎を建てようかというふうに非常に考えられたというふうに聞いておりますけれども、最終的にはあそこになったと。土盛りをして建ててあるということなんですけれども、あそこに農地まだいっぱいありますよね、庁舎の東側にですね、その農地はじゃあ雨が降ったらじゃぶじゃぶになると。防災の面からしましても本当に大雨が降ったと、職員庁舎に集合と、みんなバツと車で庁舎に行こうと思ったときに前の道路が水浸しで行けないというような状況にもなるんじゃないかなというふうに、非常にちょっと心配をしました。県の担当のほうから話を伺ったときに、農地が若干狭いということで、農業分野のこの排水機場の申請ではちょっと無理なのかなというふうにお伺いをしました。防災の面から考えても本当に緊急を要するときに、庁舎に職員がバツと集まれないという状況

が発生したら非常に混乱するのは市民の皆さま方ですよ、そういう面から、農業分野のこういう機場のその修理ができないというふうにちょっとお伺いしたんですけれども、市としてはそのこの岩崎と河崎の排水機場に関して、どのように検討されて、その申請をされて、新しく改修をしていただくという、どのような考えを持っておられるかちょっと市長にお伺いします。お願いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の再質問にお答えをいたします。

この岩崎機場というものは、この玉名市のこの辺では一番古い機場だということの認識をいたしておりますし、この玉名平野には3つの排水機場がありますけどもその1つでございまして、県営排水機場として一番古いということでございます。これらの排水機場を結ぶ導水路は、合併後順次に改修を進めておるといっておりますけども、新庁舎周辺道路の浸水対策にも効果が現れているというふうに感じております。しかしながら、岩崎排水機場の老朽化などの問題があることも十分認識をいたしております、この機場につきましても、県等につきましても何度となく要望をしているというような状況でございまして、今後も新庁舎に伴う周辺道路の防災面や農地の保全の観点ということから、そしてまた玉名平野における土地利用の見直しを図る中で、農地利用や排水対策等々を県などと、そしてまた関係機関と協議をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 新庁舎1月5日から向こうで仕事が始まるわけですがけれども、本当に局地的な豪雨はいつ来るかわかりません。これに対しても早急な対応、対策を取っていただく必要があると思います。

排水路整備、排水機場の整備も非常にお金がかかることはわかってますけれども、農業、基幹産業の農業がですね、安定して生産ができるようにしていくために、ありとあらゆる手段を尽くしていただきながら、要請、要望を行なっていただいて、早急な整備実現ができることお願い申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

15番 宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番(宮田知美君) 市民クラブの宮田知美です。

今朝ですね、朝3時ごろだったですかね、横島地区の大開のほうで大火災がありまして、私もすぐ近くですのでサイレンが鳴って飛び起きました。2階のほうに上ってみますともう火の海になっておりまして非常にびっくりしました。年の瀬で非常に気の毒に思います。皆さん方も火災には十分気をつけられてください。

それと11日の未明ということで北欧のスウェーデンやノルウェーで2014年のノーベル賞授賞式が行なわれております。日本人も青色発光ダイオードを実用化にこぎつけたということで3の方が受賞されておりました。非常に喜ばしいことじゃなかろうかと思えます。そして今回はノーベル賞史上最年少で、平和賞を授与されたパキスタンの17歳の少女、皆さんも御存じのマララ・ユスフザイさんが非常に注目されております。私は彼女のあの説得ある演説がとても好きです。

「One child, one teacher, one pen and one book can change the world.」(1人の子ども、1人の教師、1冊の本、そして1本のペン、それで世界を変えられます。)

有名な彼女の演説です。銃で撃たれても活動をやめない不屈の精神に非常に感動させられます。私も彼女の爪のあかでも煎じて飲みたいほどですが、非常に感動しております。

それでは早速一般質問の地方創生の取り組みについて質問いたしたいと思えます。

今年の5月に発表された消滅可能性都市896のリストは、各地で大きな衝撃と反響を呼びました。衝撃の内容は、平成の合併で大きくなったはずの1,700の自治体が、その後30年後には、896の自治体が消滅するということです。これは20歳から39歳までの若年女性人口予測から導き出されたデータです。発表されたのは、岩手県知事を3期務められたあと総務大臣をされた増田寛也氏です。原因として若者が子育て環境の悪い東京へ移動し続けた結果、少子化と高齢化が同時に進んでいる日本だけという結果を招いてしまったからになります。そして、人口減少社会に突入しました。多くの地方では既に高齢者すら減り始めています。私のみならず日本の将来はどうなるのか、非常に皆さん方も心配されていることだろうと思えます。

そこでもう少しこのままでは896の自治体が消滅しかねないデータを紹介したいと思います。それによると教育環境、子育て環境、生活環境、産業、雇用、まちづくりなどの関連施設の推移などから推測された消滅する市が、熊本県では天草の副市長の汚職で若い市長が任命責任で辞職され、市長選挙が行なわれている上天草市です。上天草市の場合は、平成22年3万人の人口が30年後の平成52年は、1万5,000人で約

半数、若い女性は2,500人からマイナス65.5%減で850人、20歳の女性はなんと42人です。市と呼ばれるところの20歳の女の子の数が42人ということはもう推測に値すると思います。消滅リストに載っていませんが、隣の山鹿市は5万5,000人から30年後には3万7,000人になり、若い女性は5,000人から2,600人、20歳の女性は130人。ところで私たちの住む玉名市は6万9,000人から30年後は4万8,000人で、若い女性は7,200人から4,000人になる予測です。20歳の人は200人しかいないと推測されています。もう既に来年の新成人は740人。先だって御案内をいただきました。そこには740人と書いてありました。男女合わせてなので女性は約半数と思い大体370人しかいません。これは玉名市役所の30歳の方は50歳過ぎてから半数は、夕張市のようにリストラを余儀なくされることだろうと私は思っています。ほかの産業もしかりだと思っています。玉名市は消滅リストには載っていませんでしたが、隣の和水町、長洲町などは載っていました。地域的にも似かよっている玉名市は、現在でも若い女性がいなくてかなりやばいと思っています。感じ方に温度差はあるものの人口減少は現実に少しずつ起きていることであり、実感として多くの人を感じていると思います。農業が基幹産業の玉名市において、農業が厳しくなったころから若い人たちは急にいなくなりました。玉名市の昼も夜の街も歩いている人は余り見かけなくなりました。ここの市役所移転問題で特別委員会が立ち上がり検討していたときに、諮問機関の方に「市役所がどこに移転しようが、大差なく衰退していきますよ。」と言われたのは、今もときどき思い出します。私ごときでは何もできませんが、事あるごとに国会議員の先生方にさまざまな形で玉名の再生をお願いしてきました。そんな矢先、今年の秋ごろ自民党から地方創生の話が出てまいりました。そして11月21日に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。地方創生担当省も新設され石破茂氏が任命されました。これはまち・ひと・しごと創生に関し、国等の責務を明記し、都道府県も責任を持って考え、市町村と一緒に地域にあった総合戦略をやりなさいと定めた法律であります。それは国民が誇りを持ち、将来に夢や希望を持てる、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、若い世代の結婚、出産、子育ての希望の実現、東京一極集中の歯どめをし、地域の特性に即した地域課題の解決、これらの3つの視点を基本として魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくり、また、経済の回復を全国津々浦々で実感できるように地方を創生することを目的に設置されたものであります。言うなれば、地方を軸にした産業のあり方や都市のあり方をつくるということです。また、つくらなければそのうちに地方どころか東京がつぶれ、日本がつぶれてしまうと思われまます。まち・ひと・しごと創生本部に対して、平成27年度以降に予定していた本市の各課から、国へ財源確保のために10数件の事業の要望が出されたと聞いております。

[何ごとか呼ぶ者あり]

○15番(宮田知美君) 知っています。

地域創生について玉名市として、事業の中ではどのように展開していくのか、まず質問をいたします。

○議長(作本幸男君) 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長(原口和義君) 議員の地方創生の取り組みについてお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生法案は、本年9月29日に閣議決定され、その後まち・ひと・しごと創生に関し、基本理念、国として国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略、都道府県としまして、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めたまち・ひと・しごと創生法が議員がおっしゃられたとおり11月21日に成立をいたしまして、同月28日に公布され、施行されております。

この制度の内容でございますけれども、この法律は我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、これも議員おっしゃいましたけれども、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することが重要となっているため、まち・ひと・しごと創生について基本理念、国等の責務、政府が講ずべき計画の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施されるものでございます。そういったことから、我々地方公共団体の責務といたしまして、国が策定します長期ビジョンと総合戦略を勘案し、地方公共団体の人口動向を分析し、将来展望を示す地域人口ビジョンとそれをもとに地方公共団体における今後5カ年間の目標施策の基本的な方向性や施策を提示する地方版総合戦略を平成27年度中、来年度でございますけれども、に定めるように努めなければならないというふうに明記されております。

今後、これらの策定に当たっては、今後熊本県が策定いたします人口ビジョンや総合戦略を勘案しまして、玉名市の総合計画、玉名市都市計画マスタープランなどのさまざまな計画と整合性を踏まえるとともに、今後制度に関する詳しい内容や補助メニュー等が示されていく中で、議員御指摘の本市の基幹産業であります、先ほど松本議員もおっしゃいましたけれども、農業の振興策、定住化を含めた雇用の創出策等について、これは重要施策と位置づけまして、この制度を利用し新たな事業も含めまして、今まで補助メ

ニューがなく取り組めなかった事業等にも洗い出しをしまして、全庁的に積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。これは自民党から毎年このような形で要望を出してくれと言われる中の一つの分野でありまして、今年はとりわけその名前がついて地方創生のためにどういうふうな取り組みがあるのか。するためにどういう取り組みがあるのかということを出してくれということで言われたので、各市町村が出されたのだらうと思います。今は自民党と公明党はタッグを組んで、与党会派としてがんばっておりますので、非常にこのところは実効性があるものだと私は思っております。

その中で、今、部長の中から農業、定住化などそのほかにも補助メニューをいろいろ洗いざらい洗って、そして全庁的に活用していくというようなことを述べられました。その中におきまして、先ほどの松本議員の話じゃありませんが、一般質問のように、やはりせっかく若い後継者がおるところには、彼らがまたどっからか来るよりも、彼らがどこへも行かないように、その町で暮らせるようにやっぱりしっかりとしたメニューを組んであげることは必要なことなのかと思いますので、その辺のところを含めまして再質問をさせていただきます。

再質問。まずは景気を回復させ、市民の暮らしを安定させることが重要だと思います。そして人口減少対策などでは、地方経済活性化として、東京から企業や人が地方に移る流れをつくること。例えば、雇用の安定のために愛三工業など、災害等に安心な企業の地方移転を後押しするような、税制や企業誘致をしやすいインフラの整備など、玉名市独自では難しい政策を思い切って行なう必要があると思います。また、玉名市においては若者の出会いの場づくりや子育てしやすい環境や教育環境の整備なども優先すべきだと思います。そこで、特に景気回復のために、産業再生や基幹産業である農業分野の活性化と雇用の創生に対し、どのように取り組まれるのか再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問でございますけれども、企業誘致でありますとか、教育関係、きのうから定住促進の質問があっておりますけれども、行政としては定住促進に向けてはすべての、何かに特化して施策をやるということではなく、やっぱりそのいろんな行政施策をバランスよく、教育であったり福祉であったり、保健、当然文化、インフラ整備、すべての面で整備が整った市、町というのが魅力あるまちだろうというふうに思っております。ですから企業誘致に関して言いますならば、当然そこに企業が来るためには、今、先ほど申しました施策、施策というか、事業が展開されてそ

ういったまちなっておかないと企業も来ないし、それと教育等も含めて、いろんなことが充実したまちでないとい定住には結びつかないというふうに考えております。

それから、まち・ひと・しごと創生に関することをごさいますけども、1回目の要望じゃなくて、2回目の要望だったんですけども、8件。はっきりしたメニューがわからないという中での7件が出ております。しっかりしたそのメニューの中身がわかれば先ほど松本議員もおっしゃいましたけども、その中で総合戦略の趣旨という中に地方に仕事をつくり安心して働けるようにするという中で、個別産業の基盤強化、それはサービス産業であつたり製造業、農林漁業、観光、医療福祉等があります。全くこれに該当するのではないかなというふうに考えておりますので、ただ、それが所管課の中にかえって、本当に実行できるのかどうか、この制度がですね、合致するののかどうかというのはここではお答えできませんけども、そのときにしっかり精査して事業としてあげていくというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。今までやっていることを、きたことと整合性をこれからいろんな玉名市としての将来ビジョンがあるので、それと整合性を取りながらやっていくというようなことですよ、そのようなところで、ただやはりある程度は選択と周知も必要なのかなと思いますので、その辺のところをもう一度精査してよろしくお願いたしたいと思います。

それでは市長のほうにちょっと答えを願いたい部分が最後にとっておきましたので、よろしくお願ひします。

熊本県議会の一般質問にも4人の議員の方が地方創生について質問されています。その中で、蒲島知事は市町村が取り組む総合戦略の策定作業をお手伝いする熊本版コンシェルジュを来年度設置する考えを示されました。また、きのうのテレビでこれ帰り際にちょっと見ていたんですが、そうしたらまた朝新聞を読みましたら、きのう新熊本市長になられた大西市長の初仕事として、地方創生推進本部を早速立ち上げられておられました。非常に皆さん関心があることだろうと思います。きのう市長が、高寄市長が自民党の野田候補の個人演説会で激励の代表あいさつをされました。そのときにも多くの方が地方創生を口にされてました。私も地方創生にかける思いは非常に皆さん強いんだと感じました。玉名市が生きるか、消滅するか、ひょっとしたらこれが最後のチャンスなのかもしれません。ぜひ、玉名市も地方創生プロジェクトを立ち上げられることを希望します。市が積極的に地方や地域が躍進するような政策の地方創生プロジェクトを立ち上げることにより、市民も安心して前を向いて頑張れると思います。市長みずから先頭に立って、地方創生プロジェクトを立ち上げられるか、そういう気があるのか、

設置されるか質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

地方創生につきましては、昨日からいろいろ出てきておりますし、また、玉名市としても申し込みをいたしているというような状況でございますし、プロジェクトチームをつくるかというようなことでございますけども、名前はいずれどういうふうな名前かわかりませんが、例えば、総合戦略本部とか推進本部とか対策本部とかそういう新設をするというふうなことで、創設に向けて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 名前はいかがな名前でも結構ですので、地方創生いわゆる公明党と自民党が今一生懸命取り組んでいる。そしてまた、玉名市が再生できるプロジェクトとして、またこれ玉名市が合併して10年以上になる。そうするとだんだんと地方交付税も減ってきますよね、これの組み替え方なのかなと思いつつもちょっと読んでたんですが、そういう形で市のほうにも交付税としてやってくると思いますので、そういうふうな命がけの取り組みを期待しております。

地方創生はまだまだ始まったばかりで、要領が得ていない部分もあると思いますが、地方創生の本を読んでみますと、やはり現場が第一です。玉名市地域にあった政策をすべきだと思っています。国のプランは机上のプランであります。今までもこういうものはいくつか出てきました。しかし、それを生かされてないのも事実かなと思っています。国の政策をそのまま真似したり、工夫のないままだと、地域に合わない使い勝手の悪いプランになってしまいます。それではただの地方創生の国からのお金もただ使っただけの絵に描いた餅に過ぎませんので、じっくりと腰を据えて、玉名市には何が足りなくて、何を今からすべきなのか、皆さんで考えてそしてそういうプロジェクトチームの名前はいつでもいいですが、しっかりと我々市民が玉名市を愛することができるまちづくりに頑張っていただきたいと思います。期待しています。

これで私の質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） こんにちは。ありがとうございます。6番、新生クラブ、西川裕文です。本日3番目の一般質問をさせていただきます。

ちょうど今12月の議会になりますけども、議員となりまして丸1年を経過しまして、ちょうど新人議員として2順目になります。そしてこの議場での議会が今回最後

の議会となるということで、55年もの間、この場を通じて玉名市を、そして玉名市民の皆さま方の生活について、この場でずっと決定されてきたということをお考え、今までの先輩議員の方々や今まで行政に携わってこられた方々の心がこの議場に、また、庁舎内にしみ込んでいるという感じがいたしております。合併しましたので、ほかの支所も含めましてこの場で、今現在こういうふうな発言をさせていただいておりますけれども、議員として仕事をさせていただいていることに対する責任の重さを今、実感しております。それでは通告に従って質問をいたします。

まず初めに、合併特例債の活用について質問いたします。

合併して丸9年、合併に伴う新市建設計画に基づき事業を対象とした地方債で、ちょうど東日本大震災の発生がありまして、発行期限が5年延長され、平成17年度から平成32年度までの15年間、限度額約267億円の特例債であります。地方債の充当率が95%、元利償還金の70%が普通交付税に算入される大切な特例債であります。現在、平成25年度末までに発行額が約122億円、全体の45%、残額、残りが約145億円、55%となっております。この大切な特例債を今後どのような事業に活用する計画か、また、残額については当然全額活用するか、これについて質問をいたします。また、新市建設計画には、具体的な項目として入っていない、市民会館建設等の問題もありますけれども、このような具体的な項目に入っていない項目等についても、活用できるか、否かあわせてお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 西川議員の合併特例債の活用ということでお答えをいたします。

合併特例債は平成の大合併をした市町村が、合併後のまちづくりのための建設事業を実施する際、合併年度とこれに続く10年間で発行できる地方債であり、議員も申されましたけれども、平成24年6月27日に東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、本市の合併特例期間は平成32年度まで、5年間延長することが可能となっております。また、合併した市町村が財政上の優遇措置を受けられる地方債でもあり、具体的には地方債の充当率が95%、元利償還金の70%が普通交付税に算入され、市町村の直接負担額は事業費の3割程度で済むことから、通常の地方債よりかなり優遇されていることとなっております。

今後の活用についてでございますが、市民会館建設やサッカー場建設、学校規模適正化事業などの大規模事業が控えており、現時点での財政計画では全額活用する予定でございます。しかし、いくら財政的には有利とはいえ借金でございますので、借入と償還

のバランスを考慮しながら計画的な発行に努めてまいります。

また、新市建設計画に計上されていない事業もある中で、全額執行できるのかという御質問でございますが、合併特例債を活用する事業につきましては、新市建設計画には事業が一つ一つ計上されているわけではございません。新市建設計画の例えば、「便利で快適な社会基盤の整ったまち」など、6つの分野において基本施策を定め、道路交通体系の整備や学校教育の充実といった主要施策を規定し、その大枠の中で合併特例債を活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうも答弁ありがとうございました。

今、部長のほうから答弁いただきまして、新市建設計画の中には具体的な項目としてはなくとも大枠の中にほとんど含まれておるから、事業についてはほとんど特例債が活用できるというふうなところの理解でよろしいですか。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） はい、先ほど申しましたけれども、ここに新市建設計画でございますけれども、この中に基本施策といたしまして6つの大きな体系がございます。これに添った形で合併特例債は活用していくという形になります。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） それではあと残額145億円という額がございまして、期限は当然限られておりますので、有効に活用していくような形でお願いしたいというふうに思います。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは続きまして、玉陵中学校区の6校統廃合について質問いたします。

本年8月玉陵中学校区第10回の新しい学校づくり委員会が開催されました。その中で説明がございましたけども、平成30年4月開校予定の新小学校における新体育館と新プールは1年おくれの完成という説明がございました。この説明に対して、驚きというよりも唖然といたしました。以前から教育委員会の説明の中で今回の玉陵中学校区6校区の統合については、学校規模配置適正化基本計画の中の再編の大切な一番目の開校です。第1校になります。このように模範となるべき新小学校の開校は、すべての施設が同時に開設されることが開校の絶対条件であると考えます。本当に合併、子供たちのことを本当に思って今まで対応されていたのが、本当にその意識があったのか、本当に疑問を感じます。ぜひ、ぜひと言いますか、これは必ずすべての施設が平成30年4月に開校すべきだというふうに思います。市の考えをお伺いします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 西川議員の玉陵中学校新しい学校づくり委員会総会の際に地元から体育館、プールの建設を開校時までには建設してほしいとの要望があったがどうなっているのかという御質問にお答えいたします。

当初、新しい小学校の建設につきましては、工程等の関係から、開校後の建設を計画しておりました。ただ、現在玉陵小学校（仮称）体育館、プールの建設におきましては、現在、玉陵小学校新築工事及び玉陵中学校の改修工事基本実施設計業務委託を発注段階にあります。業者が決定し、契約後にその受注業者と工程等を協議することになります。新しい体育館、プールにつきましてもその中で検討をしてみたいというふうに考えております。また、現在発注しております玉陵小学校建設に伴う測量設計業務委託や建設課で発注しております市道迫間岡線測量設計業務委託におきましても、年度内に終了し、早期に工事着手できるように検討しているところでございます。工事をスムーズに進める方法の一つとして、工事車両の進入路の問題がありますが、市道迫間岡線道路改良工事を部分的に先行実施することなどの対応方法を建設課と調整を図ってまいりたいと考えております。これらの工事においては、既存の中学校の生徒や地域住民の方々への影響を配慮しながら補助事業採択のために県や文科省への要望協議を行ない、玉陵小学校体育館、プール建設等が開校時に間に合うように十分検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 今、業務委託等々で業者との選定をしたあとに打ち合わせをするというふうなところでの答弁をいただきましたけども、これについて部長のほうから当然、体育館もプールのほうも同時に開くというふうな方向というようなことで言葉がありました。ぜひ、当然ということで、これが遅れるような状況になれば、「何かい。」と言われることが目に見えておりますので、これは必ずいろんな方法あると思います。先ほど北側の道路の改修等々もありましたけども、ほかから入ってくる道路も考えたり、いろんな面を考慮しながら絶対同時開校というところでしていただくことを、これが当然ということでお願いしたいと思っております。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それではもう1つ、定住自立圏構想の進捗ぐあいについて伺います。

本年6月議会の一般質問において、熊本県内において中心市宣言のできる玉名も含めて7市、熊本市、八代市、天草市、山鹿市、菊池市がございまして、玉名市自体が一番

おくれておるといふことでありましたけれども、一般質問の回答の中で玉名市もおくればせながら来年平成27年10月2日までに中心市宣言を目指して準備を進めているといううれしい答弁がありました。10月2日まで残すところあと10カ月余りになりました。定住自立圏形成に向けた中心市宣言、特に緊急医療体制とか公共交通等と玉東町、和水町、南関町、長洲町、玉名郡4町との検討の状況について、具体的にどのように進んでいるか、そして確実に来年10月2日までに宣言ができるか伺います。

1つだけ、今、一般質問の中でも地方創生が主体的にうたわれております。地方創生が強くなりすぎまして、他の町との交渉が逆に滞るんじゃないかなろうかと、内向きになりすぎて、ほかの町のほうも、そういう横とのつながり等々が滞るんじゃないかというふうなちょっと心配をしておりますけれども、ぜひ、城北の雄たる玉名が主体的になって玉名郡市、前回答弁にもありましたけれども、できれば荒尾市も含めたところで熊本を引っ張っていくような機会づくりが今回欲しいと思います。そういうことで宣言について10月20日までに確実にできるか。また、他町との交渉について主体的に進んでいるかどうか、具体的な内容を含めましてお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 西川裕文議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 西川議員の定住自立圏構想の進捗についての御質問にお答えをいたします。

定住自立圏構想は御存じのとおり、人口等の要件を満たす自治体を中心となりまして、県域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町で必要な生活機能を確保するなど、互いの連携、協力により県域全体の活性化や都市圏への人口流出を食い止め、県域への人口定住を図る制度でございます。

玉名市といたしましても中心市宣言の期限であります平成27年、来年の10月2日までの宣言を目指して、準備を今進めているところでございます。また、財政的なメリットといたしましては、定住自立圏構想の取り組みに対しては、中心地に8,500万円、近隣市町村に1,500万円を上限とした包括的な財政措置が講じられる予定となっております。現在、県の市町村行政課にアドバイザーとして参加をいただきまして、玉名郡市1市4町、玉名市、長洲町、南関町、和水町、玉東町の枠組みで検討会を平成

26年5月を1回目といたしまして、現在4回開催をしております。これまでに医療、教育、産業振興、広域の公共交通、移住定住の促進等や有明広域行政事務組合において既に広域で取り組んでいる事業につきましては、さらに発展性が見込める事業につきましても検討の中に含めております。そのようなさまざまな分野での具体的な連携策について、現在協議を行なっている最中でございます。この協議で、市町の枠を超えた、より効率的、効果的な連携事業を近隣市町と協議をいたしまして、それが固まり次第、遅くとも先に申しました来年10月2日まで本市が中心市宣言を行ない、引き続き連携先の自治体との1対1の定住自立圏形成協定の締結、定住自立圏共生ビジョンの策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから荒尾市の御質問がありましたけれども、現在、荒尾市は大牟田市、みやま市、柳川市、長洲町、南関町で組織されております定住自立圏構想を今現在進めておられます。今回協議を開始する前に、相手先に失礼のないよう、私以下課長、担当で各自治体を訪問いたしまして協議をいたしました。当然、荒尾市のほうも訪問いたしましたけれども、その後、荒尾市におきましては直接、わざわざ玉名市のほうにおいでになりまして、今回は見送るというふうな丁寧な返事をいただいております。そういったことから現在の構成市町で協議を進めているというところです。

以上です。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 説明ありがとうございました。

荒尾市のほうはわかりまして、具体的に他4町それぞれの進捗率があると思いますけれども、大体どれくらいの割合、何%ぐらい、もう全体が100とすれば交渉の割合というのが、それぞれ4つの町では部長の今の判断の中でどれくらいの進捗率というふうにお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問でございますけれども、今現在、各組織の自治体のまず係長レベルで協議を行ないました。そのあと現在、課長レベルで協議を行なっておりまして、その中で連携できる事業について最終的に確認を今しております。連携できる事業については、今後各、例えば道路網の整備であるならば、各自治体の所管課の分科会レベルで今後は協議を進めるつもりでおります。ですから進捗率と言いますと、まだ今からばっと進んでいくのかなと思いますけれども、今から協議を下部の分科会のほうで協議を進めると、確定していくというふうな状況です。

以上です。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

荒尾市さんのほうもかたつとつたがよかったと、当然思われるような、そういうことでの交渉を今後もお願いして、10月2日までに確実にできるようにお願いします。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは最期になりますけども、公金管理対応マニュアルの実体についてということで伺います。

本年3月の議会におきまして、昨年発生しました学校職員による公金横領の防止策として、公金管理対応マニュアルをつくり職員すべてが共通理解をし、徹底して守っていくことで他の事件、事故を含め、不祥事ゼロを目指していくとの答弁をいただきました。新年度になりまして8カ月を過ぎまして、このマニュアル自体の活用の実態についてどのように行なわれているか、周知徹底がそれぞれどのような形でなされているか伺います。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 西川議員の公金管理対応マニュアルの実体についての質問にお答えいたします。

本年1月に本市教職員に対して懲戒免職処分が下されました。本件は学校の書庫に保管してあった修学旅行積立金等を勝手に持ち出し、一時的に自己の借金の返済や生活費に充てるなど、児童及び職員を監督指導する立場にある校長、そして公務員としての信頼を著しく低下させるものでした。学校の位置する地理的な条件や金融機関の有無などによって徴収金などを現金で保管しなければならなかった事実を初め、書庫の鍵の管理及び監査の回数や内容点検の甘さなどの物理的要因、そして一時的に借用してもあとで返金すれば法に触れないのではないかという法的な判断力の欠如及び法令遵守意識の低さなどの心理的要因を事案発生の大きな原因と考え、再び同様の事故が起こらないように再発防止に取り組みました。

まず、学校における公金の扱いについて徴収金額の確認、保管、管理、支払、監査の5つの視点から現状と課題を各学校ごとに整理し、改善策を検討いたしました。そして本年1月中旬に各学校ごとに立案された改善策を全職員で共有化し、教育委員会による再検討を経て、各学校の規模や地理的状况に合わせた法的管理対応マニュアルとしてすべての学校で運用を開始しています。それまでも教育委員会としましては、学校に現金を置かないこと、書庫に現金を入れないこと、監査は定期的を実施すること、印鑑と通帳は別々に管理することなどを指導してきておりましたが、今回の事故を受けて、各学校の置かれた実態に合わせた、より具体的なマニュアルが作成されたこととなります。例えば、徴収方法については口座からの直接引き落とし、物品の販売については業者と保護者の間で、直接行なう方法を取り入れた学校もあります。また、管理方法として金融

機関に口座を開き、通帳の上ですべての公金を管理する方法など、学校に一切現金を置かない工夫がなされている学校もふえました。さらに監査の回数をふやしたり、監査員を複数にするなど何度ものチェックを入れる厳格化が図られております。本年度は年度当初よりすべての学校の経営案に、公金管理マニュアルが掲載され、年度初めの職員会議や校内研修において校長の指導のもと、自校のマニュアルを全職員で共通理解する場を設けるなど、全職員が高い危機意識を持って公金管理に当たる取り組みがなされております。さらに共通して実践していく中で、随時見直しを行ない、より信頼性の高いマニュアルへと改善がなされているところであります。教育委員会といたしましても定例の校長会議を初め、各種会議研修会において、公金の扱いや管理はもとより、教職員の不祥事防止について繰り返し指導助言を行なっているところです。今後も危機感をもって、教職員一人一人の意識を高めていくとともに、さらに安全で効率的な公金管理ができないか検討してまいります。

この事故、そしてその後の各学校の早急な取り組みのおかげで、この4月から交通加害事故を初め、各種の課題事案が減少している状況であることもあわせて御報告いたして、答弁とさせていただきます。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうも答弁ありがとうございました。

あつてはなりませんけども、こういうことが起こって逆にいろんな公金だけでなく、いろんな事故自体も少しずつ減ってきているというようなところの今説明を受けまして、今後も先生方にも常にやっぱり周りから見られているという意識を持ちながら頑張っていただきたいと、当然、これは一つのことでは生徒さん方を指導するのが一番の目的ではありますが、そういうことで今後も事故が再発しないようなことでの意識を徹底をお願いしたいと思います。

それではこれもちまして、一般質問を終わりたいと思いますけども、当初申しましたように、今議会がこの議場での最後の議会になります。来年から新しい庁舎に移るわけですけども、「仏つくって魂入れず」ではありませんけども、逆にこの現庁舎から新庁舎へ移っても、今までのこの長い間の先輩たちの魂が新庁舎へ移っていきますので、先輩方の玉名への思いを引き継いで新庁舎でも世界一の玉名づくりのために頑張っていくように感じております。

最後の最後になりますが、第47回の衆議院選挙並びに最高裁判所の裁判官の国民審査があと3日というふうになりました。市民の皆さまが棄権されずに投票されることを願います。期日前の投票も本庁と岱明支所、横島町の公民館、天水の支所で行なわれております。市民の皆さま方の1票、1票が国を変えていきます。そういうことでぜひ投票に行かれることを願います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

た。

○議長（作本幸男君） 以上で、西川裕文の質問は終わりました。

引き続き、11番 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） こんにちは。市民クラブの横手です。今年もあますところ二十日になりましたが、今年7月のうちから台風を心配しなければならず、そしてまた10月に入っても台風を心配いたしました。このような年も珍しく、また、8月は例年になく雨が多く曇天の日が続き、過去最低の日照時間を記録いたしました。そのために農作物の出来が心配されたのですが、本県においては稲作の作況指数はよかったです。収穫前になって坪枯れが入ったところが多く見られ、しかも今年も米の借り方資金は過去最低の1万円を切りました。果物や葉物野菜類が今出荷最盛期でありますけれども、その価格におきましても厳しい価格帯であると聞いております。今年農家にとって本当に、非常に厳しい年末商戦を強いられています。現在、円高が進み燃油は高どまりしてますし、肥料や生産資材も高騰しております。なんとか行政でも助成の方法はないものかと考えます。玉名市は1次産業が元気でないと、市全体が浮揚しないと私は常々思っております。早くこの状態を回避してもらいたいものです。さて、きのうから衆議院選挙の話や新庁舎の話が出ておりますが、私もこの議場での一般質問は最後になりますので、頑張っていきたいと思っております。今回、私は大きく2つの題目について通告しておりますので、通告に従い質問に入りたいと思っております。

まず最初に市の発行している広報紙について質問いたします。

現在、広報紙の発行は合併時の協議の中で月2回の発行に決定したと聞き及んでおります。10月に行なわれた決算特別委員会の中でもほかの議員さんから質問があったように、私も以前何人かの区長さんから広報紙の発行回数について「月2回は多いのではないか。」との意見を伺ったことがありました。1日号を配布したと思ったらすぐ15日号が届き、チラシの折り込み作業を含め、広報紙の配布作業に苦慮しているとの苦情を何度かお聞きしたことがありました。掲載する記事を精査し、整理することにより月1回の発行でも可能ではないかと思われませんが、そこで質問ですが、1つ、合併前の市と各町の発行回数は何回だったのか。2. 県内各市の現在の発行状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 横手議員の合併前の市と各町の発行回数について、まずお答えをいたします。

現在、本市では1日号を総合版とし、また、15日号をお知らせ版として発行をしております。合併前の状況でございますが、旧玉名市では現在と同じ月2回の発行、また、旧岱明町、横島町、天水町では月1回の発行でございます。また、現在の県内各市の状況でございますが、県内14市のうち本市を含め、4市で月2回の発行、残り10市につきましては月1回の発行といった状況でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

今、旧町は月1回の発行であったということで、県内においても4市が月2回で、あとの10市は月1回の発行ということで、今お伺いしましたけれども、ということは必ずしも2回でなくても1回で十分広報等々はできるんじゃないかなという気がいたしました。

そこで再質問ですけれども、もし市の発行が1回になった場合のページ数等々は、現在のものとどれくらいふえると考えられておるのか。そしてまた、今後発行回数の見直しを検討されるかどうかについてもお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 横手議員の再質問にお答えいたします。

まず、1回の発行になった場合のページ数でございますけれども、現在1日号が平均28ページ、15日号が平均18ページといったところです。発行回数を1回にした場合には単純計算で1冊約46ページになりますが、中身を十分精査することによってこのページ数を減らすことは可能ではないかというふうに思っております。

また、今後の発行回数の見直しということでございますけれども、先ほど議員御指摘の広報紙の配布作業に苦慮しているとの区長さんからの意見ですが、広報紙を作成しています秘書課広報広聴係にもそういった意見が多く寄せられているのは事実でございます。また、校区の区長会長で組織する区長会協議会でも以前から「どうにかならないか。」といった要望もあっております。より多くの情報発信が望まれている現代社会におきまして、広報紙の大切な役割は情報がより多く発信されることで、市民の皆さまに有効に活用されることとなります。発行を1回にすることで情報発信がおろそかになり、住民サービスの低下を来さぬよう、各課とも十分に話し合いこれまでの2冊分の情報を1冊で済むように工夫し、平成27年度から月1回の発行にすることで区長会協議会とも調整をしているところでございます。また、折り込みチラシにつきましても原則広報紙の文章として掲載するようにし、区長さんの負担を増加させないよう努めたいと考えております。

以上です。

[11番 横手良弘君 登壇]

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

今、お伺いしたように27年度の来年から月1回の発行を思っているということでございましたので、ぜひ、その辺はお願いしたいと思います。ただ、先ほど言われた中でページ数が28と18、1回にしたら46ページというようなお話が出ておりますけれども、チラシ等々も今多いので、なんとかそのチラシの数も減らしてもらえないかというような話もあっておりますので、ぜひ、その辺の記載内容等々、そしてまた、チラシのあり方等も含めた上で27年度からの「広報たまな」のあり方をよく検討のほうをよろしくお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、本市の情報発信についてお伺いしたいと思います。

今年は、私は一般質問をした中でX Pの問題からタブレットの授業の問題等々ITに関することを今年は重点的に聞いてまいりました。今回もこの市からの方法発信ということでお伺いしたいと思いますが、私が以前、九州自動車道の広川サービスエリアに立ち寄ったときのことですが、ちょうど春先の桜の花が開花するときでしたので、サービスエリアの掲示板に桜の開花情報が掲載されていたのですが、菊池市の菊池公園と熊本城の開花状況はありましたが、本市の蛇ヶ谷公園の開花情報は掲載されていませんでした。私の自分の中では、菊池公園や熊本城の桜よりもはるかに蛇ヶ谷公園のほうですばらしいと思っておりますので、本当にそのときは残念で寂しくなるような気がいたしました。

そこで質問ですが、1つ、現在市の情報発信の取り組みについてお伺いしたいと思います。現在どのような方法で発信しているのか。そしてまた、メディアなどの活用等々はあるのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） まず、広川サービスエリアの件でございますけれども、サービスエリアに問い合わせをいたしましたところ、各市からの情報は受け取っておらず、インターネットを使い独自で情報収集し、お知らせしているとのことでした。本市の情報につきましても、花しょうぶまつりや温泉などの情報をお知らせしているとのことでした。

議員御質問の情報発信の取り組み状況と方法及びメディアの活用ということでございますが、関連がございますので一括してお答えをいたします。

本市の情報発信につきましては、毎月の記者会見での発表、また、年24回発行の広

報紙やホームページへの掲載のほか、ラジオ放送などがございます。広報紙やホームページにつきましては、議員各位も御承知のことであり説明は省かせていただきますが、メディアなどの活用方法といたしましては、まず報道機関への情報提供がでございます。これは玉名記者クラブへ月1回、月例記者会見といった形で情報提供を行なっております。また、取材してもらいたい案件があった場合は、記者会見に限らず随時情報提供を行なっております。また、FM熊本との間においてラジオ放送業務委託契約を結び、情報を発信しています。この委託契約は月曜日から金曜日の朝の通勤時間帯である午前7時50分から午前8時までの10分間「ぶらり熊本モーニングライブ」という番組で委託契約を結んでいる自治体の情報を発信するといったものでございます。本市で開催されるイベント情報など、年間を通し約40本を放送してもらい、市内外からの集客を図っているところでございます。また、このほかNHK熊本放送局に対しましても年間を通しデータ放送用の情報を提供しているところでございます。今後もよりよい情報をより効果的に発信できますよう努力してまいります。

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

今、FM熊本と放送業務委託契約を結んでいるという話がありましたけれども、これが今、何か月曜から金曜日の7時50分から8時までですか、ぶらり熊本という番組の中であっているという話でございました。それとNHKにもデータ放送用の情報を提供しているということでしたが、NHKのほうは公営放送でありますので、その辺の金額は発生しないのかなという感じがしますけれども、FM熊本に関しては年間幾らぐらいかかりよっとかですね、そしてまた、もしNHKでも何かかかりよっとであれば、その辺の年間幾らぐらいかかりよっとか、その辺の金額もお教えいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 横手議員の再質問にお答えをいたします。

FM熊本との委託契約の金額でございますが、年額51万4,285円、これは消費税込みでございます。また、議員御指摘のとおりNHKデータ放送用の情報につきましては、費用は発生してございません。

以上です。

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

年間51万円ということでしたけれども、それくらいはやはり必要経費というか、市民の皆さんにいろんなこと等々、そしてまた熊本県下にお伝えする中で安い金

額できているのかなというふうに感じました。ぜひ、もっともっと今玉名のほうにもいろんな場所からお客さんが足を運んでもらえるように、今後も頑張ってもらいたいと思います。

それでは次にいきたいと思います。

現代は日進月歩で情報端末機器が進化しております。若い人のほとんどが今の携帯電話はスマートフォンを持っているのではないのでしょうか。パソコンもタブレット型で持ち運びに便利になっていて、どこにいても便利にしかも簡単にいろんなことを調べることができ、自分の欲しい情報は手軽に入手可能になりました。

そこで質問ですが、現在、市のホームページはスマートフォン対応になっていませんが、今の時代、私はスマートフォン対応にするべきではないかなと思っておりますけども、今後の予定などあったらお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 横手議員の市ホームページについての御質問にお答えいたします。

現在のホームページは平成21年度から運用を開始し現在に至っております。しかしながら運用開始から既に5年以上が経過し、サーバー機器の法定耐用年数も過ぎている状況にあります。こういった状況から平成27年度からの運用開始を目指し、今年度の予算におきまして議員御指摘のスマートフォンに対応したホームページのリニューアル作業を現在行なっているところでございます。閲覧者にとりましてより見やすい、時代に沿ったホームページを目指していますので、もうしばらくお待ちいただくようお願いをいたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

何か21年からこの市のホームページはパソコンで見られるようにしているということで、来年から何かスマートフォン対応にできるということですよ。やはり今はほとんどスマートフォンで若い人たちは見られていると思います。私もパソコンで見ると非常に画面が大きくて、今の1回で玉名市のホームページが全部画面の中に納まるんですけども、やはりスマートフォンの場合は全然画面に納まらなくて、その画面の操作をしながら字が小さいですので、字を大きめたりその画面をずらしながら見らんといかんけん非常に不便さを感じておりました。今、市民の方も若い人も結構スマートフォンでいろんな検索等々しながら市のホームページを眺めている方が多いと思います。以前聞いたんですけども、玉名のこの前ありました大俵まつりに関してのアクセス件数

は800か900ぐらいだったとお聞きしたと思いますけれども、ほかのいちごマラソンをホームページに出したところが、何万件と、2万か3万でおっしゃったですかね、のアクセス回数があると、だからそれだけやっぱりいろんなところから玉名市のホームページのほうにはアクセスがあり、そしてまたいろんな方が関心をもってみておられると思います。ですから今後ともいろんな情報発信の1つのツールとしてスマートフォン対応にぜひお願いしたいと思います。

それと、議会の今この中継もパソコンでインターネットで見られるようになっておりますけれども、スマートフォンの画面ではまだ見られないわけですね、私も自分で議会のほうを見ることもありますけれども、スマートフォンには確か対応してなかったと思います。ですからぜひ、その辺も27年度からできるということでございますので、議会のほうはまだ厳しかったっじゃなかですかね、だけん随時その辺のほうも対応をできるようにお願いしたいと思います。そうすると常に携帯電話、スマートフォンを持っておけばパソコンを自分の身につけて歩いているのと一緒で、いろんな調べたいことも瞬時に、先ほども言いましたように調べられるし、いろんな情報等々もここから発信することができますので、ぜひぜひ、時代に即した対応のほうを今後ともよろしくお願いしたいと思います。

広報たまなにおきましても先ほど話がありましたように、来年度から1回ということ非常に区長さん等々も関心を持って聞いておられるのではないかなと思いますので、ぜひ今後ともいろんな場面、場面で市のほうの対応をよろしくお願いいたしまして、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、横手良弘君の質問は終わりました。

引き続き、16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

[「こんにちは」と呼ぶ者あり]

○16番（前田正治君） こんにちは。

昨日来、地方創生の取り組みが言われております。私の地元梅林では地方創生を先取りしたわけじゃありませんけど、じゃないと思いますけど、「梅林散歩道」といいまして、地元を見直そうとそういう取り組みがされておまして、7月には梅林の下地域にあるいろんな昔からあるようなやつを見て歩くと、11月には津留、来年1月1日には、今度安楽寺というようなことになっています。小学生から年配の方まで参加されて非常に「ああ、こぎゃんとのがあったつか。」と改めて思うようなこともあります。ぜひ、興味のある方は1月1日、元旦早々ですけどありますので、ぜひおいでください。

それでは通告に沿って質問をいたします。

1. 株式会社シェフコ熊本工場に対する市上水道工事についてであります。

平成24年9月に熊本県が立会いのもとで玉名市とこの会社が協定を結んで工場が稼動を始めました。平成25年4月竹崎地区住民から工場から大量の水が排水されている。8月には竹崎地区の井戸から「濁った水が出る。」「ポンプがエアを吸う。」などの苦情が寄せられました。竹崎地区で行なわれた苦情に対する説明会の中で、1. 製品に使う水は阿蘇からくんでくるという説明が、実は現地の水を使用していた。2. 1日30トン地下水をくみ上げるという説明が、1日300トンくんでいた。このような2つの重大な問題が発覚しました。この事態に住民は激怒して、1. 会社は玉名市にうその内容を説明した。2. 玉名市は企業内容の確認を怠った。3. 玉名市は会社の誘致に際し、竹崎地区住民に対して事前に説明会を実施していないなどのことから、平成26年3月に地区住民は高崙市長に会社の撤退を求める決議書を提出しています。ところが、今議会では、玉名市が市の公金を使って会社に市上水道を引いてやるという全く不可解な水道事業会計補正予算案が提案してあります。なぜそこまでするのか、誘致企業でこのような優遇措置が条例のどこに書いてあるのか。平成24年9月に会社と玉名市が協定を結んでから操業に至る今日までの経過からして、全く不条理な今議会提案の補正予算は絶対に認められないものだと思っております。

以下質問をします。

1. 地域住民から工場撤退決議が上がるなど、竹崎地区住民の理解が得られていないが、対応はどうしているか。

2. 株式会社シェフコ熊本工場に対する市上水道工事が、玉名市水道事業会計で提案してある、一企業に対して、公金を投入し便宜を図ることは許されないと考えるが、市長の見解を問います。

3. 地域の井戸水が濁った原因は、工場が地下水をくみ上げたからだと思いますが、原因の究明はなされたか。

4. 上水道を地域に引く場合、その地域住民の加入同意はどうなっているか。何%の同意を必要としているか。

5. 工場を誘致した際に、地元との協定書はあったか。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） 前田議員御質問の地域住民から工場撤退決議が上がるなど、竹崎地区住民の理解が得られていないが、対応はどうしているのかについてお答えをいたします。

株式会社シェフコの熊本工場においては、使用する地下水に砂が混じっていたことから、創業時からろ過装置を設置するまでの約1年間にわたり大量の取水が行なわれてきました。その間、竹崎区の複数の井戸でエアや濁りが発生したことを受け、現在では冷却水を繰り返して使うなどの企業努力の結果、1日当たり30トン以内に抑えているほか、日々の取水量を竹崎区に報告するなど、地域住民の理解を求め取り組まれております。しかしながら生活用水のすべてを地下水に頼る竹崎区住民の皆さまの高まる不安から、18歳以上の大部分の区民の署名をもってシェフコ工場の撤退を求める請願書が今年4月14日に市長宛に提出をされております。市としましても竹崎区住民の決意とシェフコの玉名で末永く操業したいので、全力で解決を図りたいとの考えを受け、問題の本質である地下水の使用を解決する方向で市水への切りかえを軸に調整に努めてきたところでございます。市水に切りかえる方針については、竹崎区から理解を得ており先月28日に市の立会いのもと、竹崎区とシェフコと市水切りかえ後に速やかに工場撤退の請願書を撤回する協定書を締結いただいております。

次に、工場で使用する水は阿蘇から運んでくるのではなかったかと質問にお答えをいたします。

シェフコ工場の進出の際に、当時窓口だったコンサルタントから工場での取水は1日当たり30トン程度で、それは冷却水や従業員向けに使用し、製品として使用する水は阿蘇から運ぶ計画と聞いておりました。しかしながらシェフコにおいてもそのような予定は一切なく、コンサルタントに対し30トンという数字が阿蘇から運ぶことを説明したことはないというのが実体でございます。

次に、竹崎区で井戸水の濁りが生じたのは、工場が原因と考えるが、市はどう考えるかについてお答えをいたします。

井戸水が濁った原因について、シェフコにおいて実施した調査でも原因は特定されていませんが、住民や専門家の話、そして濁りが生じた状況等を勘案した場合に、工場における地下水のくみ上げが影響を与えた可能性がないとは言えないと考えております。

誘致の際には、一般的に地元企業と市の間で協定を結ぶのではないかと、地元に対する説明を行っていないことに原因があるのではないかとこの質問にお答えをいたします。

本市では、製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業など特定の業種について一定以上の投資金額と雇用人数をもって、工場等を新設、また増設する企業を誘致企業とし、協定を締結することで奨励金等の支援措置を図っております。この協定は市と企業との間で取り交わしますが、県が定めた要件を満たす場合には、県も立会人として協定に参加することになります。なお、立地協定とは別に、環境保全に関して市と誘致企業との間で覚書を締結することがありますが、地元の意向により地区と企業の間で別途締結する場合もございます。また、誘致企業が創業するに当たり、立地協定を締結する前の段

階で、関係する地元住民に説明する場を設けるように努めていますが、シェフコ進出の際には開催できておりません。当時はシェフコ側も玉名への立地業務をコンサルタントに全面的に任せていたこともあり、市が直接企業と接触しなかったことや創業を急がれていたという期間的な問題などの事情もありますが、関係住民に対する説明する期間をもてなかったことが住民の不安や疑念を招いた要因ではないかと考えております。市としましては、このことを真摯に受けとめ、今後の誘致活動に生かしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の玉名市水道事業会計で提案いたしております一企業に対して公金を投入し、便宜を図ることは許されないと考えるがという質問についてお答えをいたします。

竹崎区の地下水問題につきましては、幾つかの井戸で濁りなどが生じたため、工場側でも地下水の使用料を最小限に抑える努力を重ねていただいておりますが、竹崎区住民の不安が払拭されるには至らず、地下水の将来にわたる不安解消を求めて、工場の撤退を請願されるに至ったものと理解をいたしております。工場撤退の請願が提出された件につきましては、私も区の寄り合いに出席した際に、「シェフコに対して撤退は言えない。」「市としては問題になっている地下水の不安解消に向けて努力したい。」と説明をいたしたところでございます。その後、課題解決の手段としてすべてを地下水から市水へ切りかえる方針を示し、協議を重ねた結果、竹崎区とシェフコ双方の理解と協力を得るに至りました。そのようなことから上水道の工事の最大の目的は、竹崎区住民の将来にわたる不安解消と、地下水の保全という地域課題の解決のためであり、1日でも早い解決を図る必要があります。また、竹崎地区住民の不安解消に伴って、工場の安定した操業が期待でき、雇用の創出や地域経済等への波及など企業誘致がもたらす効果が引き出せるものと考えております。

このようなことから、配水管布設の工事請負費については、今議会に提案させていただいたことを御理解願います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 企業局長 本田優志君。

[企業局長 本田優志君 登壇]

○企業局長（本田優志君） 前田議員の上水道を引く場合、地元の加入の同意はどうなっているのかについてお答えいたします。

広域的な水道整備を行なう場合は、多大な事業費が必要なため事前に要望書の提出を

お願いしております。その中でどのくらい加入の同意があるかの確認を行っております。約90%以上の導入ということで判断しております。しかし今回は地域からの要望での水道整備ではなく、既設の配水管を分岐して1本の管で延伸するだけなので、事前に水道の加入の意思確認は行っておりません。予算成立後に沿線住民の方々に水道の加入促進を行なってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） まず、地下水を1日30トンくむ予定が300トンくんどったとか、阿蘇から水を持ってくる予定が現地から実はくんどったというようなことが、コンサルタント任せで要は会社も知らなかったというような今の答弁の中身じゃなかったのかなと、しかし問題は、私はこの問題の一番の大元には、それがあると思うわけです。会社が最初言ったことと、実際が違ったというのがですね。

それで井戸水が濁った原因は、工場が地下水をくみ上げたからではないかということに対して、地下水をくみ上げた影響がないとは言えないというような、そういった表現でしたが、私は地下水をくみ上げたけん影響あるて断定すつとですけど、なぜかという1つは先ほどもおっしゃいました平成26年11月28日、竹崎区、会社、玉名市の三者が結んだ協定書では、会社は現在竹崎区と水脈を同じくすると思われる地下水を使用して製品を製造しているが、玉名市が供給する水を使用できる環境が整ったあとは地下水の使用を停止して、工場における製品の製造、工場における従業員の生活水を初めとするすべての水を市水に切りかえ、以後地下水を使用しないとなっている。この協定書はまともに読むなら、井戸水が濁った原因は会社が地下水をくみ上げを行なったことにあると私は判断するんですけど、執行部は、井戸水濁りの原因がシェフコ工場にあるとは、あくまで断定はできませんか。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） 先ほど申し上げた中で、確かに議員がおっしゃられるような形で、大量に水を使ったほうが、その影響で近隣の井戸に影響があったとは思いますが、しかし、地上でだれもが見て見えるような形ではありません。地下水の中で、この専門家というのは一応、担当部局のほうで熊大の教授の方ですけど、そういう地下水、あるいは水に詳しい方に井戸の深さ、大体100メートルの中で、地下水の流れそういう専門分野から打ち合わせ、聞き取りあたりをしております。そういう中でも工場のほうが100%原因があったというのは、なかなか難しい判断があるような形でお聞きをしております。地元の方も当然、時期的にはハウス等あたりで、かなり水あたりをくみ上げたりなんたりされております。しかし、工場の水に比較すればそれは小さなものがあります。そういうことで工場が原因はあるという形にはなっておりますけど、私たち

もそれが割合としてどれくらいかというのは今の段階ではつかめていません。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 私はそういった原因がわからないのに、市の水道を引っ張ってやってこれを解決しようということは、これは3,500万円に補正はなってますけど、公金を投入するというそういう理由が成り立たないと思うとですよ。それで先ほどの当初の説明は、コンサルタントが説明をして会社もようにつかんどらんだったというような話だったんですけど、聞くところによるとそのコンサルタントという人は、今はもうどこにおられるかわからんと、おらんどつなつた人に責任ば押しつけて、結果だけを残された人が解決するというような構図にどうもなつてつてですね、玉名市も会社も、じゃあそのコンサルタントの話をうのみにしてやっぱり進めてきたいということになりますか。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） 結果論としては、確かに先ほど申し上げましたとおり、その方が間に入って、シェフコ側それから市の担当あたりとの協議の中で対応した形であり、現在連絡も取れない形になっておるといようなことを思えば、その方に対し両者が若干詰めが甘かったのかなという感じはもっております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 今回、玉名市の水道を引っ張ろうというようないきさつになったのは、地下水の将来にわたる不安などの解消に向けた対応策を検討した結果、工場では市水を使用する云々ということですが、地域住民が地下水の将来にわたる不安を抱くのは、地下水を会社がくみ上げる1日30トンの予定が、実はその10倍、300トンだったと、阿蘇から持ってくるはずが実は現地でくんでいたと。このように井戸水が濁った原因は、会社が玉名市に事前に説明した内容と実際の操業が全く違ったことに私はあると思います。ですから、市水を引くなら会社の金で引くのが当然だと思います。玉名市水道事業は、受益者である市民の水道料金に支えられた事業であります。その上水道を会社が市民の生活水と同一料金で工業用水として使用して、飲料水を製造し利益を追求するなど、これは言語道断であり、今議会提案の予算は一企業に対して便宜を図る何者でもありません。玉名市水道事業の設置などに関する条例第1条は、「生活用水、その他上水を市民に提供するため水道事業を設置する」となっております。玉名市水道事業は市民に生活用水を供給するためのもので、工業用水を供給するためのものではありません。したがってこの条文にも抵触する重大問題だと私は思います。工業用水に使用することが明確になっている今、公金を投入して上水道を引く理由、水道の

管理者であります市長にその辺の御見解を今一度お尋ねします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の質問にお答えをいたします。

今回の市水を引いて、取水管を通すというようなことについて提案をいたしておりますけれども、このことにつきましては竹崎区の皆さん方が地下水に対して大変不安があったというようなこともございますし、お話し合いのときにその解消のための努力も約束をいたしました。その結果、3者の話の中で合意したのが、市水を引いてやるというようなことであります。会社も一応、市の企業誘致でもございますし、市民も一つの企業であるということにつきまして、企業が供給をして、そのただで水を配水するというのではなくて、あくまで企業局といたしましては、市の市水を売るというような形で、採算的に考えて企業局でこれをやるというようなことにいたしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 水道を引っ張って、その地域の人に加入促進をするというような答弁もありました。竹崎地区の人がこの水道に加入することが条例の上で可能ですか。お答えをお願いします。

○議長（作本幸男君） 企業局長 本田優志君。

○企業局長（本田優志君） 前田議員の再質問にお答えします。

竹崎区は給水区域外のため、水道の供給はできないものでございます。

今回整備する配水管の沿線の住民の方々から給水の申し込みがあれば、水道を供給いたしたいと思っております。しかし、また区域外へ給水するには条例の改正が必要になってきます。工事終了後に条例の改正を行ないたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 私は条例改正が先じゃなからうかなという気がしてなりません。

市長から、水道局も収入があつていいというような趣旨の答弁がありました。一体会社は1日何トン使って、1年間あるいは1カ月の収入として、水道料金としてどれだけ見込めるんですかね。3,500万円の投資をしてこれを取り戻すのに一体何年ぐらいかかるのか。ざっとでよかけんちょっとお願いします。

○議長（作本幸男君） 企業局長 本田優志君。

○企業局長（本田優志君） 再質問にお答えします。

市水に切りかえた場合の使用水量の予測はできませんが、今現在では予測できませんが、現在、シェフコの地下水の使用料は節水の企業努力もありまして、1日当たり30

トン以内に抑えて操業されているとお聞きしております。また、このあと市水切りかえ後に需要が伸びれば、まだ30トンが40トン、50トンと上がる可能性があると思っております。

今、まずこの30トンということで計算をいたしますと、約月900トンになると思いますので、1年間では約150万円ぐらいの収入になると思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 前田です。

年間150万円ですね、ということは10年間で1,500万円ですよ、そぎゃんなるかな、そうですね、じゃあ3,500万円投資をした、それを取り戻すのにかなりの年数がかかると、私はこういったことを、今、水道料金払っている市民が果たして納得するのかなと、決して納得しないと思います。

それで企業局長にお尋ねします。現在の給水区域内のあるエリアで、家がいっぱい出てきたと、つくったけど当初井戸水で予定してたけど、どうもやっぱり井戸水じゃ調子が悪かと、しかし水道は近くまで来とらんからそこまで引っ張ってくれと、そういった市民からの要望が出たとき、どのような対応をされますか。

○議長（作本幸男君） 企業局長 本田優志君。

○企業局長（本田優志君） 給水区域内で新たに水道を引っ張りたいということであれば、配水管から引っ張る、給水するまでは一応、原材料支給等でしております。しかしこの度の工事につきましては、配水管というところで計画しておりますので、配水管の工事につきましては水道会計で、そのあと引込みにつきましては、個人のほうで支出をお願いする計画でおります。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 会社の存在する地番は伊倉だと聞きました。ですから給水区域内に入っていると、ところが伊倉は給水区域内に入っているけど、あそこまで本管がいとらんから、本管を延ばして行ってそこで会社もそれにつなぐというような段取りかもしれませんが、じゃあ伊倉に行っている最後に通るところから会社がつなぐように材料支給で対応するというようなことはできんとですか。玉名市が近くまで本管を引っ張ってやるというようなことは、やっぱりこれは会社に便宜を図りよるとじゃないかなと思えてなりません、いかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 企業局長 本田優志君。

○企業局長（本田優志君） ここはさっきも申し上げましたとおり、じゃあ既設の配水管を分岐するというので、今最後になりますなら佐藤医院のところから分岐して1本延伸するというので、配水管というところで延伸するというところで、一応、市の水

道会計のほうで計画をしております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） やめれて言うたっちゃなかなかできんて言いなはるとかもしれませんけど、市長に最後1つお尋ねします。

会社が操業を始めてから、くみ上げる地下水の水量や製品に使う水は阿蘇からくんでくるという当初の説明と違っていたことが判明しました。コンサルタントが言って「おら知らん。」というようなこともあります。これは明らかに約束違反であり、熊本県、玉名市、企業この3者の信頼の上で進めたこの企業誘致が根底から崩れたものだと思います。会社に対する住民の信頼も大きく損なわれました。ですから地域住民からは撤退の決議も出ると。決議もそうやって出されるというのは当然かなという気がします。玉名市は事前説明と実際が違っていたというこの問題について、会社に対して厳しい責任ある態度を要求すべきだと思います。会社の事前説明と実際が違っていたという問題について、玉名市の会社側への対応について市長にお尋ねします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の質問にお答えをいたします。

事前の中で、玉名市とコンサルトの話し合いの中で、いわば思うようにいかなかったというような事実がございましたことについては、やはりこれは真摯に受けとめて、今後ないように努力をしていかなければならないなど、先ほど申しましたように痛切に感じているという状況でございます。そしてそのことによって、このような問題が起きたというようなことで、竹崎区の皆さん方も地下水に対して大変不安を感じておられる、企業もそれについて何とかしなければというような答えが、市水を引いてそれによって地下水をくみ上げないというような協定ができたということで最終的には物事を解決する中で、市水を引いて我々はそれを供給すると、売るといような形になるだろうと思えますけれども、そういうことでこれからの地下水につきましては、市水を供給することによって竹崎区の不安がなくなるということでございます。そういうことで、これからも企業においては、竹崎区の皆さん方と信頼回復のために精いっぱい努力をするというようなことを言っておられますので、そういうことでこれから我々もそういうものを見守っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） この問題で、会社を誘致したとき、竹崎地区住民に事前の説明会をしていなかったと、しなかったと。これはある意味忘れとったというわけじゃないけど、意図的でもあるんじゃないかなという気がしてなりません。なぜなら平成14

年伊倉にモヤシ工場が進出しようとしたとき、天水町議会が天水町に近接し、地下水に影響を及ぼす企業誘致に反対する決議を全会一致で上げたことがあり、地元説明会を行なえば反対が出ると思って説明会を実施しなかったのではないかなというふうに思うわけです。このモヤシ工場の件から言えば、工場が操業するに当たり、なおさら地元説明会をしっかりと開いて、地元住民の理解を得ることが不可欠の課題だったと思います。

それで、この件は、1つは企業が進出するに当たり、玉名市と会社は事前に地元への説明会を行ない、地元の理解を得る努力をしなかった。2つ、製品に使う水は阿蘇からくんでくるという説明が実際は現地の地下水を使い、1日30トンくむという説明が、実は300トンくみ上げた。以上2つのことで、玉名市と企業が引き起こした重大問題であると思います。このトラブルの解決は、これは企業の責任で実施するのが当然であり、玉名市もそれを企業に要求する責任があると思います。ところが過ぎたことは水に流して、言うた者はおらんごととなつとるとかですね、公金を使い上水道を引いてやるということは、これは二重の誤りを繰り返すことで絶対に市民は納得しません。提案してある水道事業会計3,500万円の補正予算、これは絶対に認めることはできません。

以上申し上げて、次の問題に移ります。

支所窓口の業務委託について。8月から各天水、横島、岱明各支所の窓口が民間委託されました。この間の窓口での取り組みを踏まえて、まず2点質問します。

1. 支所窓口の業務委託について、本来、公務で行なう業務を民間委託したことが、公務員の法令遵守の立場と矛盾するという問題はないか。

2. 支所窓口の業務委託については問題点があり、それを解消するには、支所窓口は、市が直接行なう以外ないと思います。支所窓口の業務委託の撤回の考えはないかお尋ねします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○市民生活部長（北本義博君） 前田議員の御質問の本来公務で行なう業務を民間委託することは、公務員の法令遵守の立場と矛盾するという問題はないかについてお答えいたします。

まず、議員が指摘される窓口社員が事務処理の方法など、市職員に間接的な連絡、直接指導を仰ぐことは問題ではないかということですが、支所窓口の委託社員は、各種証明書発行や申請書受付等の事務処理方法が記載された業務マニュアルに沿ってその事務に従事しているところでございます。仮に窓口社員がその業務マニュアルを参照しても事務処理方法がわからず、お客様を長い時間お待たせする上に、多大な御迷惑をおかけしてしまうのでは考えた場合、すぐにその内容確認を上司に当たる責任者に行ない、責任者は窓口社員が理解できるように指導等を行ない、その上で窓口社員がその後事務処

理に当たるとしております。万が一、責任者等でもその指導が難しいとされる場合は、窓口社員でなく責任者みずからが市職員にその指導を仰ぎ、内容を理解した上で窓口社員に指導する流れとなっております。しかしながら、市と責任者以外の社員の間で責任者を解しない直接的な指導命令が当たり前のようにあるとすれば、市としては、そのときの状況確認等を詳細に行ない、必要に応じては業務委託の部分的な見直し、あるいは委託業者に対する指導の強化、社員への教育徹底、場合によっては改善命令などが必要になると考えられます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 前田議員の2点目の御質問の支所窓口は市が直接行なう以外はないと考えているが、業務委託の撤回の考えはないかについてお答えをいたします。

市といたしましては、支所窓口の業務委託の撤回は現時点においては考えておりません。ただし、今後も支所窓口業務を民間委託により運営していく中で、議員心配されますような仮に重大な問題や事故等が発生したならば、その際は委託している業務の一部を削除するなどの部分的な見直しはもとより、あくまでも受託業者に原因がある場合は、損害賠償の請求、あるいは契約解除などの契約書に基づいた厳正な対処を講じてまいりたいというふうに考えております。

それから今までの議会でも答弁しておりますけれども、窓口業務の民間委託によりまして、窓口における住民サービスの向上だけではなく地元雇用、今現在3支所で10人、玉名市出身の社員がおられますけれども、地元雇用の創出及び長期雇用による雇用の安定化が導入の目的の一つでありまして、それが市として得られる大きな成果であることを前田議員御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 公務員の法令遵守の立場と矛盾することはないかと。ちょっとどくなりますけど、支所窓口で委託会社社員Aさん、この人が責任者、Bさんこの人が副責任者、Cさん3人います。市民からCさんが住民票異動の転居申請を受け取りました。不明な点があったので、責任者のAさん、Bさんに聞こうと思いましたが、2人ともちょうど市民の対応をしていたために、近くにいた市職員に尋ねました。市職員はAさん、Bさんが市民の対応をしていたので、ついCさんに、「ああ、そらこぎゃんすつとよか。」と指示しました。部長の答弁からするとこれはやってはいけないこととということでもあります。委託契約上、これはこういう流れで仕事をしたらいわゆる私が何

遍も言っていますような偽装請負という形で、労働局のほうから指導をされます。質問や指示を聞くときは、Cさんから責任者のAさんが聞いて、Aさんが市職員から聞いて、そしてCさんに指示すると。ちょうど伝言ゲームのようなもので、これには正確に伝わらないとそういう心配もあります。そして委託されております29項目の仕事を完結する上では必ず市職員の確認、チェック、審査という手順を通さなくてはなりません。時間がかかり、窓口に来た市民を待たせることにもなります。テキパキと手続きが終了しないことを怒った市民が「はよしろ。」「なんばしよつとな。」とせかせる。見かねた市の職員がつつい手助けをしてしまう。これも実はできないということを職員の皆さんも社員の皆さんも御存じだと思います。しかし実態はやっぱりそうになっている部分も、私は支所に1週間に1回は大体行きますけど、そういう状況を話している中身は知らんですよ、しかし市の職員と社員の人が一緒になって物事を解決していると、責任者じゃないですよ、というような状況も目の当たりにしたこともあります。

それでちょっと質問しますが、既に窓口民間委託を実施している福岡の大野城市、熊本の上天草市、私11月に見てきました。大野城市と上天草市の松島支所では、市職員と委託職員のいる場所がつい立てで仕切ってありました。執行部もこの両市を既に視察済みだと思います。なぜつい立てが設置してあると思われましたか。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

大野城市や上天草市はなぜつい立てが設置してあると思うかについてでございますが、早くに民間委託を導入した大野城市や上天草市では社員と市職員との間につい立てによりスペースが完全に遮断されているようですが、これは窓口業務と市の内部業務を空間的に明確にする意図があると思われれます。

次に、玉名市についてつい立てを設置しない理由についてでございますが、当市の支所にはつい立て等を設置しておりませんが、支所職員と受託業者職員のそれぞれの職務スペースが面的に区分されており、使用する事務機器等についても基本的にその区分けが行なわれているところです。空間的な完全遮断はせず、面的な区分のみを行なっていることを議員が想像されるような常に窓口で事務処理をする社員が市職員に質問できるように意図的なものではございません。また、旧3町は現在でも役所と地元市民とのつながりが非常に強いことから、各種相談ごとなどで来庁されるお客様が多々いらっしゃいます。その点を考慮しますとお客様から直接市の職員の顔が見えたほうが、これまでどおりの安心感や信頼感が保たれると判断したため、空間を遮断するようなつい立て等は設置しておりません。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 大野城市も上天草市もつい立てをしたというのは、これはいわゆる偽装請負だとそういった指摘を防ぐためなんですよ。先ほど私が言いましたAさんからBさんに、そしてCさんというような流れをきちんと、何て言うかな、形の上でもというか、市民にもそしてそういったことを理解してもらおうという意味合いも一つはあると思います。上天草の大矢野はちょうど見に行ったときにはつい立てがしてありませんでした。ところがいずれはそこもしますという話を伺ってきました。つい立てをすると市民からの部長おっしゃいますような、何て言うかな、違和感といいますか、そういうのが出てくると、だから市民に身近な窓口はやっぱり民間委託しちゃいかんです。民間委託して地元から採用される社員の方が長期雇用というようなことも答弁にありますが、9月にも言いましたけど、実態は責任者も契約社員、ほかの人もパート社員とかですね、やっぱり不安定雇用そのものですよ。雇用が安定する長期雇用なんてとんでもありませんというような中身です。

では質問します。8月から11月までこの間、窓口で仕事をしてもらったわけですが、支所窓口で問題やトラブルは発生しておりませんか。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 前田議員の8月から11月までに問題やトラブルは発生していないかについてお答えします。

毎月受託業者から提出されます月次報告書において、お客様からのクレーム等の件数報告がされております。すべてが重大な問題ということではないと思われまます。実際に証明書発行などの際には、市職員が十分に書類をチェックし、窓口社員も業務マニュアルに基づいて事務を行なっているところですが、ごくまれに軽微な間違いが発生した事例もございました。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） すべてが重大問題ではないと、じゃあ中には重大問題もあったんでしょね。それでその重大問題でもあろうことも含めたそういう問題やトラブルが起きた原因、これはどこにあるのか。会社側にあるのか、それとも市職員がチェックするあるいは確認、審査するその辺のミスがあったのか、どうでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 前田議員の問題の原因はどこにあるということですが、これは委託社員の経験不足によるものと、市職員のチェックミスが同時に発生したものであります。その際の市の対応といたしましては、市職員が即座に責任をもって修正し、また、場合によっては対象者の方宅に出向き謝罪もいたしております。これらは委託にしたことが原因ということではなく、窓口社員の入力作業と市職員による

最終的な確認作業が十分でなかったいわゆる人的な単純ミスと考えられます。

今後は発行事務を担当する窓口社員と内容審査等を担当する市職員の双方が今まで以上に慎重かつ正確な確認及び審査を行なうことでお客様に御迷惑をおかけしないよりよいサービス提供ができるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） この間起きた問題、トラブルですね、原因としては経験不足というようなことがありました。人的な単純ミスという、職員も含めたですね、しかし私はこの8月からこの間あったトラブルというのは、民間委託じゃなくて職員が仮に全部しとったらですね、これは発生していないと思います。やっぱり経験が少ない委託会社の人がそういう仕事をしたからこそ起きた問題だとそういうふうに思います。

質問しますのでよかですか。大体、4カ月程度の事前研修を受けただけで29項目にわたる複雑な仕事を100%完璧にこなせるはずがないです。しかしながら、委託契約上はその業務を100%完結するということが、これが建て前になります。間違いを起こさないように、市民を待たせないように市民のことを思って、つい市の職員が手助けする。そこには何回も言いますような偽装請負という問題が発生する。今年の8月足立区では住民票、戸籍などの証明窓口における委任状や第三者請求などの受付、住民異動の受付と入力、戸籍届の受付などを委託から直営に戻して、民間委託した業務の見直しを進めています。玉名市が使っている仕事を進める上での業務マニュアルでも、足立区と同様の作業の流れが得られます。8月から業務委託を行なった実績を踏まえてですね、職員から委託契約が終了する3年後には臨時でしたほうが望ましいという意見も出ているようです。先ほど部長の答弁では、必要があれば見直しをするというようなことがありました。私は、3年も待たずにもう正すべきはすぐ正すべきだ、新年度から正すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 前田議員の職員から3年後には、臨時でしたほうが望ましいという意見が出ているようだが、足立区のような見直しが必要ではないかということですが、足立区では見直しの内容でございますが、住民票の写しの本人による請求の受付など単純な業務は委託を続けている一方、窓口に来た足立区民への聞き取りが必要になりがちで、まず1. 証明書のうち委任状、第三者請求等の受付。2に、住民異動の受付、入力。3に、戸籍届け出の受付。4. 疑義の発生する届け出の1次入力、受理内容、審査終了後の修正の発生したものの処理業務などは職員に移しております。玉名市の支所窓口では、足立区で見直された業務の中では、1. 委任状、第三者請求などの受付を含めた住民票の写し、戸籍謄本、抄本、受理証明書などの証明業務。2

に、転入、転居、転出など住民異動の受付や入力業務は、外国人関係等も含めて委託社員が行なっております。しかし、婚姻、出生、死亡などの戸籍届け出につきましては、受領のみ委託社員が行ないますが、実際の戸籍届け出書の受理や記載業務は職員が行なっております。

足立区の例からも、もし業務委託契約の内容の見直しをすればという御質問でございますが、窓口の委託社員の業務内容の職員の補助的な業務という内容を越えており、窓口担当の十分な経験と判断能力が必要と考えられるものがあれば、今後十分な検討を行ない、職員に業務を返し、民間委託業務の変更を検討したいと考えているところでございます。

また、足立区での業務委託の指摘は、本所の業務でありまして、足立区で指摘を受けた業務以外にも玉名市の場合には、支所業務でありますから、住民票、戸籍証明書発行業務等のほか、ほかにも福祉、子育て関係の計32項目がございます。この中で本庁の申請が主で、今後もほとんどの市民から利用がなく支所の市民サービスの低下とならないような項目があれば、精査を図り契約の内容の見直しを図る予定でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 見直しを前向きに進めるというふうにはちょっと受け取れなかったんですけど、見直しという言葉も出てきました。それで、なぜ3年後は臨時が望ましいという意見が出てくるのかと、そこが大事だと思います。現場の意見を聞かない、現場の意見が反映されないなら、それは市民サービスの低下につながり市民が被害をこうむるだけであります。ですから、ただすべきはすぐ見直すべきだと私は思います。市民に最も身近な窓口業務を民間委託で行なえば、公権力の行使や守秘義務の問題、偽装請負の問題などがつきまとい、解消することはできません。支所機能を維持するために、新たな交付税措置がなされます。そういったものを十分活用して、市民に最も身近な窓口業務は民間委託でなく、市直営に戻すことを要求しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、前田正治君の質問を終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明12日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時48分 散会

第 4 号

1 2 月 1 2 日 (金)

平成26年第6回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成26年12月12日（金曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 1番 北本議員
- 2 12番 近松議員
- 3 8番 内田議員
- 4 9番 江田議員

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 1番 北本議員
 - 1 輝け玉名「戦略21」、平成26年度玉名市実行予算について
 - (1) 玉名市総合計画の「便利で快適なまちづくり」分野について
 - ア 「魅力ある住環境の整備」における公営住宅改修等事業、定住化促進事業について
 - (2) 玉名市総合計画の「人と自然に優しい環境のまちづくり」分野について
 - ア 「地域防災組織及び防災体制の強化」における自主防災組織育成補助金、防災無線等の経費について
 - (3) 玉名市総合計画の「活力とにぎわいのある産業のまちづくり」分野について
 - ア 「特色ある観光地づくり」におけるイベント経済効果測定事業、観光魅力アップ事業について
 - (4) 玉名市総合計画の「みんなで進める協働のまちづくり」分野について
 - ア 「地域づくり事業」における地域おこし協力隊事業について
 - 2 手話言語法制定について
 - (1) 玉名市における手話通訳利用の実態について
 - (2) 新たな手話通訳者の設置について
 - (3) 教育現場での実態について
 - (4) 玉名市総合防災訓練におけるろう者救助訓練の成果と課題について

て

3 生活困窮者自立支援法の施行について

- (1) 玉名市における生活保護世帯の自立への取り組みについて
- (2) 玉名市におけるセーフティネットの現状と課題について
- (3) 新たなセーフティネット構築への取り組みについて
- (4) 全庁的な支援体制について

2 12番 近松 議員

1 定住化促進事業について

- (1) 事業の成果について
- (2) 今後の定住化促進戦略と魅力ある玉名市づくりについて

2 市民の健康づくりについて

- (1) 市民の健康の実態について
- (2) 国民健康保険事業特別会計の現状と今後の見通しについて
- (3) 硝酸態窒素の地下水汚染の実態と対策について
- (4) 要介護者の実態と対策について

3 公共施設適正配置計画とまちづくりについて

- (1) 合併特例債の活用計画について
- (2) 岱明町公民館支所移転計画の住民説明会の結果と今後の方向性について
- (3) 各公共施設の市民の利用率から見た生涯学習の課題と地域づくりについて
- (4) 玉名市民会館の建設予定額と小ホールの必要性について
- (5) 地域コミュニティ推進のための事業計画と問題点について
- (6) 小ホールを岱明地区に建設する考えは

3 8番 内田 議員

1 倒壊等のおそれのある「空き家」対策について

- (1) 玉名市における空き家数と空き家率は
- (2) 倒壊等のおそれのある家屋・廃屋等についての市民からの相談・要望は
- (3) 玉名市の倒壊等のおそれのある空き家についての現状の認識は
- (4) 空き家についての現在の対応は
- (5) 更地の固定資産の軽減措置はどのような方法があるのか
- (6) 玉名市における「空き家条例」制定の方針は

4 9番 江田 議員

- 1 これでもいいのか公共施設適正配置計画
 - (1) 岱明町公民館・岱明図書館を岱明支所に集約化するのが適当なのか
 - (2) 現庁舎跡地活用はどうなっているか
 - (3) 市民会館建設の経緯は
- 2 入札制度の今後のあり方について
- 3 岱明中央公園グラウンド等の使用の条例改定の動きについて
- 4 長保地区（岱明町高道）の道路通行の安全について
 - (1) 市道大浜橋下沖洲線の長保地区の雨天時の道路の冠水対策について
 - (2) 市道大正開線の長保沖の道路のり面の竹のはみだしの対策について

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	平田光紀君	書記	松尾和俊君

書 記 富 田 享 助 君

+++++

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	副 市 長	斉 藤 誠 君
総 務 部 長	西 田 美 徳 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	北 本 義 博 君	健康福祉部長	前 川 哲 也 君
産業経済部長	北 口 英 一 君	建設部長	藤 井 義 三 君
会計管理者	宮 本 道 之 君	企業局長	本 田 優 志 君
教育委員長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教育部長	伊 子 裕 幸 君	監 査 委 員	坂 口 勝 秀 君

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） おはようございます。1番、市民クラブの北本将幸です。

全国各地では衆議院選挙が最終局面を迎え、熱い選挙戦が繰り広げられています。また、県内では上天草市において元副市長の逮捕による前市長の辞職に伴う出直し市長選が今週7日に告示され、選挙戦がスタートしています。公共工事に絡む汚職事件で、今年3月に元部長が逮捕されて以降、混乱が続く市政の建て直しを市民はだれに託すのか論戦がスタートしています。近隣の自治体でこのような形で選挙が行なわれていますが、政治に対する不信感、無関心はどんどん広がっているように思われます。今回の衆議院選挙では、政治に対する無関心層の広がりが懸念され、投票率は過去最低になるのではないかとされています。政治への関心を取り戻していくためにも政治に携わる1人としてもっと頑張っていきたいと思えます。選挙権はだれにも与えられた貴重な1票ですので、ぜひとも投票には行っていただきたいと思えます。また、今議場では最後の一般質問となりますが、精いっぱい頑張りたいと思えます。

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、平成26年度「輝け玉名「戦略21」」実行予算について質問いたします。

市長の公約を取りまとめた「輝け玉名「戦略21」」に掲げた取り組みを実現されていくために、本年度は平成26年度「輝け玉名「戦略21」」実行予算が編成されています。予算編成では取り組むべき項目として行政経営、暮らし、経済産業、人づくり、安心・安全、まちづくりの6分野に分けられて進められています。その中でも中学生までの医療費無料化やプレミアム商品券の発行など既に取り組んで進められた項目もあります。今回は平成26年度「輝け玉名「戦略21」」実行予算のうち、4分野において質問させていただきます。

まず初めに、便利で快適なまちづくり分野の「魅力ある住環境の整備」における公営住宅改修等事業、定住化促進事業について質問いたします。

現在、玉名市には約1,200戸の公営住宅があり維持管理されておりますが、年々老朽化が進んでおります。私自身市内の公営住宅を回っていても外壁が壊れていたり、呼び出し音が壊れていたりする箇所が見られました。今年度も改修事業等に約1億7,000万円程度予算が充てられていますが、予算の執行状況についてお伺いいたします。

もう1点、定住化促進事業についてですが、この質問は今議会でも多々取り上げられており重要な事業であります。玉名においてもそうですが、地方における人口減少の問題はより一層深刻な状況となってきています。働き手、担い手である若者が減少し、地域の活力が失われている現状を改善し、いかに若者を地域内に定住させるかが喫緊の課題となってきています。また、社会情勢が変化していく中で田舎暮らしに魅力を感じる人もふえており、都会から地方へUターン、Iターンという形で移動していく若者も多く見られてきています。このような中、定住化促進施策に力を入れる地方自治体がふえており、限られた予算の範囲でいかに有効な対策を講じることができるのか、自治体の力量が求められることとなります。今年度定住化事業として約4,100万円程度充てられていますが、予算の執行状況についてお伺いいたします。

次に、「人と自然に優しい環境のまちづくり」分野の地域防災組織及び防災体制の強化における自主防災組織育成補助金、防災無線等の経費についてですが、今年も各地で大雨や地震などの自然災害が起き、今週にも徳島県では大雪で集落が孤立するという災害がおき、孤立した集落では停電などにより電話が通じなくなり、安否の確認すらできないというような事態が発生しました。自衛隊などの復旧作業により孤立状態は改善しましたが、すべての孤立が解消するまでに大雪から6日間の日数が必要でありました。自然災害はいつ発生するかわからず、日ごろからの対策が必要となります。先月玉名市においても、玉名市総合防災訓練が実施され、消防、警察、医療福祉関係団体等、多くの関係機関が連携をされ、訓練が行なわれ、住民の方も参加され、防災意識の向上につながったのではないかと思います。また、防災においてはもう1つ重要になるのが、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、地域の人たちで結成されている防災組織、すなわち自主防災組織の活動が非常に重要となってまいります。都市化の進展や少子高齢化、核家族化など、あらゆる要因が相まってコミュニティの希薄化が顕著である今日において、地域の自主防災組織は大変重要なものです。先ほどの大雪での孤立等のように自衛隊、警察、消防などの公的機関だけでは対応能力に限界がある場合もあり、玉名市においても自主防災組織の結成促進を進め、地域の防災力の向上を図っていくことが必要です。マニュアルなどの作成、防災計画の作成、災害対策の基本を定めることにより総合的かつ計画的な防災行政の整備推進を図っていくことが必要となります。今年度も自主防災組織育成補助金として400万円程度充てられていますが、自主

防災組織率など現状としてはどのような状態になっているのかお伺いします。また、あわせて命のきずなでもある防災無線等の整備に充てられた経費についてもお伺いいたします。

次に、「活力とにぎわいのある産業のまちづくり」分野の「特色ある観光地づくり」におけるイベント経済効果測定事業、観光魅力アップ事業について質問いたします。

現在、玉名市では花しょうぶまつり、花火大会や先月行なわれました大俵まつりなど多くのイベントが開催されております。イベントには市外から参加されている方も多く、大変盛り上がっております。地域活性化のためにもこのようなイベントや玉名であれば温泉などの観光資源を活用して地域活性化につなげていくことが必要となってきます。先月総務委員会の行政視察にて、滋賀県長浜市に行つてまいりましたが、そこでは人口の流出などで市の中心市街地が衰退していき、何らかの対策をしなければならないということで、観光に力を入れていこうと決められたそうです。そこから商店街の空き店舗などを活用し「黒壁」を利用したまちづくりを行政と市民が一体となって進められました。見学させていただきましたが、大変趣のある町並みでした。今ではそこが観光の名所となり、20数年前は中心地のメイン通りの交通量が1時間たった4人程度だったところが、今では年間260万人程度の観光客が訪れるまでになっているとのことでした。このように観光は地方活性化の1つの手段であり、玉名市も力を入れていく必要があります。今ある玉名の資源を最大限生かしていくとともに新たな取り組みをしていくことも必要になっていくと思われまふ。今回、取り組みとしてイベント経済効果測定事業が行なわれており、そのほか観光魅力アップ事業に予算が充てられていますが、予算の執行状況についてお伺いいたします。

最後に、「みんなで進める協働のまちづくり」分野「地域づくり事業」における地域おこし協力隊事業について質問いたします。

地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など、地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住、定着を図りながら地域の活性化に貢献する地域おこし協力隊の活動が全国各地で広がっています。玉名においても隊員として9月に2名の方が配属されました。活動が始まり3カ月程度ですが、活動内容や今後の見通しなどお伺いいたします。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 北本議員の便利で快適なまちづくり分野での定住化促進事業についての御質問にお答えいたします。

本市の定住化促進については、平成19年3月に策定をいたしました玉名市定住化基

本構想を基本に、市内に一元的な移住相談窓口を設け、空き家バンク制度、おためし暮らし事業、定住促進補助金などを創設する一方で、子ども医療費の拡充など市の住みやすさ魅力を高めながら取り組みを進めているところでございます。空き家バンク制度につきましては、市内の売りたい、貸したい空き家の情報と市内に住まいを探されている定住希望者の情報を登録し、紹介することで空き家の有効活用を図るとともに定住を促進することを目的とするものでございます。

制度開設以来、登録物件が9件、うち成約3件、登録取り消しが2件であり、利用希望登録者は約30人となっております。

次に、おためし暮らし事業は、本市への移住等を考えている方を対象に日常生活を営むための家具、家電製品等を備えた利用施設に、これは天水にありますけども、1戸建ての施設です。一定期間滞在いただくことで地域での生活を体験していただき、定住を促進することを目的に本年度から共用を開始しております。これまでに4件、13人の方に御利用をいただいているところでございます。また、定住促進補助金は、本市への移住を検討する方の背中を後押しし、より積極的な定住人口の増加を促進することを目的に創設した制度でありまして、住宅に関する住宅取得補助金、住宅リフォーム補助金、また、新幹線通勤に関する定期券購入補助金の3種類の補助金から構成をされております。実績につきましては、11月末現在で、住宅取得補助金が148世帯、464人、住宅リフォーム補助金が27件、新幹線通勤定期券購入補助金は2人の方に御利用をいただいております。

今後につきましてもこれらの取り組みを一層促進することはもとより、人が定住するために必要な子育て、高齢者の支援、働く場の確保、教育や文化の提供、社会インフラ充実などの住民生活のあらゆる分野に関係することを、市内の共通認識といたしまして行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

それから予算執行状況でございますけども、これは12月9日現在の支出負担行為済みの金額でお答えをいたします。定住化促進補助金、これにつきましては3,880万円の予算で、現在2,724万6,000円です。それから定住促進ブースの出展、これは東京や大阪で定住環境のフェアにブースを出展しまして、職員がいろんな情報を提供している事業でございますけども80万4,000円のうち、59万4,000円を執行しております。それからおためし暮らし事業、これにつきましては、維持管理費用といたしまして45万5,000円のうち、41万3,000円を執行済みです。それから空き家バンク事業、これにつきましては今年度から創設しておりますけども、空き家を紹介する際に、空き家の家具等を処分したりする費用を1件当たり20万円で100万円計上しておりましたけども、現在のところ0です。

以上です。

それから4番目の地域おこし協力隊事業について、あとに続けてよろしいでしょうか。議員のみなんで進める協働のまちづくり分野、地域づくり事業における地域おこし協力隊事業についてお答えをいたします。

本年9月から当市の地域おこし協力隊として玉名市に転入された2人の地域おこし協力隊員には、薬草を活用したまちづくりを推奨する活動をメインとして取り組みを行っております。具体的には市民有志により薬草を活用したまちづくりを行ない、その取り組みが全国的に注目されております小岱山薬草の会の薬草植え付けでありますとか、除草及び収穫作業等に参加する実施研修や公民館講座等において開催されます薬草料理教室の補助作業などの活動支援を中心に、今取り組んでいるところでございます。

小岱山薬草の会においては、年中行事としております薬草料理を振る舞うイベントも多いことから、地域おこし協力隊員がこれらのイベントに参加をいたしまして地域おこし協力隊のPRも兼ねた小岱山薬草の会の情報発信を行なうことで、地元玉名における認知度を上げる手助けになっております。現在の地域おこし協力隊員は、小岱山薬草の会の活動拠点であります薬草拠点「たんぽぽ」の環境整備にも携わりながらイベント等に参加をいたしまして、薬草に関する知識や技術を現在習得中でございます。これらの活動につきましては、広報たまなの10月1日号から毎月1日号で活動状況を掲載しております。今後はこれらの活動を通じ、自身の生計のめどを立て、将来的には玉名市に定住、定着してもらうことが地域おこし協力隊制度の目的でもありますため、協力隊員の生活支援や就職支援を行なっていく必要があるのかなというふうに考えております。このためにも薬草を活用したまちづくりの提案や実践する地域協力活動のほかに、玉名市地域おこし協力隊設置要項第2条に掲げます、都市住民等に向けた地域情報の発信、地域団体が実施する公益活動の支援、定住促進事業に係る支援、地域の行事イベントへの参加及び参画などの地域協力活動へ積極的にかかわっていくことを想定しております。市としましても強力でサポートしていくことが大切であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

〔建設部長 藤井義三君 登壇〕

○建設部長（藤井義三君） おはようございます。

北本議員御質問の便利で快適なまちづくり分野の中の魅力ある住環境の整備における公営住宅改修事業の平成26年度の予算執行の状況についてお答えいたします。

現在のところ議員もおっしゃられましたように、本市では31団地、1,208戸の市営住宅を保有しております。市営住宅は健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者層に、低廉な家賃で賃貸することで生活の安定と社会福

社の増進に寄与することを目的とするものでございます。

本市では、平成23年度に玉名市営住宅長寿命化計画を策定しております。これは安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、修繕改善などの活用方法を定め、長期的な視点をもって長寿命化のための予防的措置を講じることで、建物の老朽化や劣化による事故、居住性の低下などを未然に防ぐとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら計画的に改修などを進めていくものでございます。この計画に基づきまして、市営住宅改修事業の実施状況でございますけれども、平成26年度には、糠峯団地の2つの棟の給配水管及び電気の改修工事、陣内団地、篠原団地、与内迫団地の外壁等の改修工事、陣内団地の物置改修工事など、本年度予算分はすべて発注を行なっておりまして、今、工事に着手しているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。北本議員の質問にお答えいたします。

地域防災組織及び防災体制の強化における自主防災組織育成補助金、防災無線等の経費についてということでございます。

地域の防災力向上と減災のために地域住民が一体となって防災活動に取り組むということが重要でございます。そこで自分たちの地域は自分たちで守るという地域の助け合いによる共助の意識のもと、行政区などを単位として地域住民の連携に基づき防災活動に取り組むために結成された自主的な組織が自主防災組織でございます。現時点での自主防災組織の組織率は、11月1日時点で47.7%となっております。自主防災組織育成支援及び組織率向上の主な取り組みといたしましては、平成25年4月から玉名市自主防災組織育成事業補助金制度を創設しており、1団体につき防災資機材整備事業補助として上限5万円、防災活動事業補助として上限1万円を交付しており、平成26年度の補助実績としましては、11月末現在で防災資機材整備事業補助に6団体、防災活動事業補助に6団体交付いたしております。今後は県との連携により、未結成団体を対象とした自主防災研修会などを実施することとしており、組織結成率アップを図り地域防災力の向上に取り組んでまいります。

次に、防災無線等の経費についてお答えをいたします。

現在運用している防災行政無線は、玉名、岱明、横島及び天水の合併前の1市3町でそれぞれ有していた4つの防災無線を活用しており、放送も各支所ごとに行なっております。また、維持管理についても機器業者が各支所で異なるので、4つの防災行政無線それぞれの保守点検委託となっており、それぞれ電気料等の維持管理費用が発生している状況でございます。今後、これらの課題への対応も考慮し、防災行政無線の整備を計

画しており、平成29年度から30年度にかけて、現在、本庁と各支所にある4つのアナログ式親局を1つに統合し、デジタル方式による一元化を図る計画であり、防災行政無線の統合デジタル化の整備により、緊急の際には本庁からの一括放送で迅速かつ効果的な情報伝達ができることとなり、より一層市民の安心・安全の確保が図られるものと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

〔産業経済部長 北口英一君 登壇〕

○産業経済部長（北口英一君） おはようございます。

北本議員御質問のイベント経済効果測定事業、観光魅力アップ事業の内容についてお答えをいたします。

まずイベント経済効果測定事業とは、平成25年3月に策定いたしました玉名市観光振興計画の中の戦略アクションプラン21にあります観光マーケティング議業に基づいて実施するものでございます。内容といたしましては、観光客数、観光消費額、観光行動実態、満足度、認知度などの指標を実際のイベントにおいてモニタリングし、今後の事業改善につなげるものであります。玉名市観光振興計画を策定する過程において、モニタリング調査事項を含むさまざまな統計データを作成しました福岡市に本社があります株式会社よかネットに今回の経済効果測定事業を委託しており、先月23日に開催いたしました第18回玉名大俵まつりにおいて、本調査を実施いたしております。調査内容は、まつり期間中に7名の調査員を会場に置き、玉名市内外から訪れているイベント参加者に対して、調査員が直接聞き取り、アンケートを実施するもので、得られた結果を分析することにより祭りがもたらす本市への経済波及効果が測定されるというものでございます。本調査の結果につきましては、委託した業者から年度内に報告書が提出されることとなっております。

次に、観光魅力アップ事業の内容についてお答えをいたします。

この事業は、玉名市観光振興計画の策定にともない、本市の観光資源を最大限に生かし、観光客の誘致宣伝活動や旅行商品化を目指すもので効果的な情報発信による本市の認知度向上及び受け入れ態勢の充実を図ることを目的としている事業でございます。毎年度プロポーザル方式により業務を委託しており、本年度は福岡市に本社がありますJR九州エージェンシー株式会社を委託先として選定をいたしております。事業内容は、春夏シーズンの観光促進事業として、春夏号の観光パンフレット製作、春を代表する祭りである山田の藤、花しょうぶまつりにおける観光客に対しての安全誘導事業、秋冬号の観光パンフレット製作、広域連携としての菊池市、山鹿市、和水町との熊本県北広域連携事業、このほかに年間を通して観光シーズンにおける各種メディア、旅行会社など

への本市の認知度向上及び観光PRを目的とした旅行商品化事業を行なっております。中でも誘客を代表する事業として、広域連携で製作いたしました県北の観光CMを福岡のテレビ局において放映し、さらにインターネットのウェブ上でCMを公開するなど、情報発信を効果的に行なうとともに、年が明けましたら本市の特色を生かしたイチゴ狩りなどの体験ものを中心とした県外からの誘客につなげるモニターバスツアーを実施する予定にしております。

なお、予算といたしましては、イベント経済効果測定事業が86万4,000円、観光魅力アップ事業が570万円となっております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

まず初めに公営住宅の件ですけれど、今、1,208戸あるということで、現在この数では入れてない人とかはいないですか。戸数的には足りている状況ですか。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 北本議員の御質問、現在1,208戸ございますけれどもそれで足りているのかということでございます。

現在、先ほど申しましたように、1,208戸の市営住宅を保有しております。また、玉名市の総世帯数は11月末現在で約2万6,600世帯ございます。それで市営住宅の戸数を全世帯数で割りました市営住宅の比率でございますけれども、約4.5%となっております。

それから熊本県内14市にもそれぞれ市営住宅がございますけれども、その市営住宅のすべて集めました戸数が、約2万6,500戸ございます。それで各市の世帯数の合計が約60万9,900世帯ございますので、その全戸数を全世帯数で割りますと約4.3%となりまして、県内14市の平均よりもわずかに上回っている状況でございますので、現在のところは妥当な保有戸数ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） じゃあ、今の時点で入りたいけど入れないとかいう人はいないというような形ですかね、公営住宅低所得者の人たちが入れる貴重な住宅だと思うんで、入りたい人が入れないというような状況が今の答弁だと、おそらくないのかなと思いますけど、ないようにしていただきたいと思います。

定住化促進の補助金なんですけど、148世帯が利用したということだったんですけど、利用された年齢層とかがわかれば教えていただきたいんですけど。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 北本議員の御質問でございますけども、20代から80代まで申し上げます。よろしいですか。

パーセントでよろしいですか。

20代が16%、30代が40%、40代が19%、50代が7%、60代が14%、70代が3%、80代が1%というふうになっております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 結構20代、30代の方で半分以上占めているということなんで、定住化にはつながっているんじゃないかなと思います。

空き家バンクのほうは今、9件ということだったんですけど、今後おそらく空き家もふえていくと思うんで、こっちのほうにもぜひとも力を入れていただきたいと思います。

自主防災組織の件なんですけど、今組織率が47.7%ということで、これ補助金出し初めて、組織率自体はどんどん向上はしていつている状況なんですか。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 自主防災組織率はさっき申しましたように47.7%ということで、この補助金制度を出して増加しているかということですけども、なかなか区長さん等に啓発とかは行なっておりますけれども、現状としては横ばいというか、その状況でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりさっき言った大雪で孤立したりとか、玉名ではないと思うんですけど、最終的に、一番最初に必要なのがやっぱり自主防災組織なんで、ここが向上できるように取り組んでいていただきたいと思います。

防災無線のほうなんですけど、今4つ別々でされているということで、統一されるということなんですけど、その防災無線が聞こえにくい地域とか聞こえないとかいうような地域はあるとかいうようなお話は聞かれたことはないですか。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 難聴地域につきましては、やはりハウリングというか、無線同士が共鳴して聞こえないというところがございます。そういうときには職員のほうが出向きまして利用者の方と拡声器の方向を変えるとかそういうのをして対応をしておりますし、また、旧市町の境などが場合で聞こえないところがございます。そういうときには屋外の子局を新たに設置するとかそういうふうな対応を行なっているところでございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 防災のほうは大切なことなんで、これからも力を入れていっていただきたいと思います。

イベント経済効果測定事業なんですけど、今回大俵まつりで初めて実施されたということなんですけど、やはりこの費用対効果というものを調べて、それから戦略を練っていくことは大変重要なことなんで、これはいい取り組みだと思われんですけど、今後ほかの花しょうぶとかいろいろ祭りがあってますけど、そういうような祭りでされるという計画はないですかね。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） イベント経済効果測定事業の調査結果をどう生かすか、観光魅力アップ事業の効果につきましてお答えをいたします。

イベント経済効果測定事業において、今回調査をいたしました玉名大俵まつりにおけるアンケート結果、これから得られた本市への経済波及効果の推計結果を受けましてイベントにおける参加者の動向と観光消費額が算出されることとなります。同時にイベント開催による投資効果も測定されることから、本市における受け入れ態勢の整備を含めた観光施策の重要な主要として役立ててまいりたいと考えております。観光魅力アップ事業における効果につきましては、本市が県に報告いたしております観光統計調査によりますと、本市の観光客入り込み客数は、ここ数年宿泊客数で横ばい、日帰り客数で微増の推移となっております。全国的な人口減少並びに価値観、余暇活動の多様化により、今後も観光客数の増加は容易ではないと思いますが、この観光魅力アップ事業を継続していくことにより本市への観光客が増加につながるものと考えております。本市にある数多くの観光資源、アクセスしやすい地の利を生かした本市固有の資源とポテンシャルを磨き上げ、玉名市ならではの観光素材を持続可能な地域の原動力として県内外に対し、情報発信していくことが何より大切であると認識をいたしております。

それからイベント経済効果測定事業の他のイベントでは実施できないかとの御質問にお答えをいたします。

今回、イベント経済測定事業を委託した業者は九州に根ざした総合プランニングコンサルティングとして、観光による多くの地域づくりや都市計画に携わってきた専門機関でありますが、本市の調査業務を受け、独自で調査可能なノウハウ蓄積への協力も今後も得ていくこととしております。よって、他のイベントに対し、経済効果測定事業を実施することは今回の調査結果と課題を協議してからの検討となりますが、本市独自で調査員を派遣し、アンケートを実施した上で回収票の集計から経済波及効果の算出まではノウハウ的に可能と考えております。ただし、調査結果の専門的な分析につきましては、専門家の意見が必要であると認識をいたしております。

以上であります。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひともやっぱり効果がどれくらいあるのかというのがわかったほうが良いと思うんで、その結果をもとにされてほかの祭りでもしていただきたいと思います。

地域おこし協力隊なんですけど、現在、薬草に力を入れてほかのイベントとかにも参加していくとのことですので、この事業は全国的にも活発に行なわれており、玉名市の魅力を都市部に発信していくチャンスでもあるので、ぜひとも頑張っていたきたいと思っています。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、手話言語法制定について質問いたします。

今議会において手話言語法の制定についての請願を提出させていただいておりますが、手話とは手の位置、手の形、手の動きなどを組み合わせて意味を伝える手法で、聞こえる人たちの音声言語と同様、ろう者の方々にとっての情報獲得とコミュニケーションの重要な手段として現在使われております。平成18年12月に国連総会で採択され、我が国も本年1月に障害者の権利に関する条約には手話は言語であることが明記されています。また、平成23年に改正された障害者基本法の第3条には、すべての障がい者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められており、同法の第22条では、国や地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等のために必要な施策を講ずることが義務づけられています。今では政府の記者会見などでも手話通訳がつけられているのを皆さんもテレビで御覧になったことがあると思います。このように手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知するとともに、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境を整備することが求められています。このように手話が日常的に使え、学べる環境体制を構築していくことを目的としているのが手話言語法の制定であります。今回の請願は、県下においても熊本県議会、熊本市議会において採択され、意見書が提出されております。今回この請願を提出させていただくに当たって、聴覚障がい者に対する玉名市の体制について質問いたします。

現在玉名市では、市役所内への手話通訳者の配置が行なわれており、そのほか予約にて手話通訳者の同行を利用できるサービスがあります。玉名市における利用状況としてはどのようなものかお伺いいたします。

また、市役所以外の箇所への新たな手話通訳者の設置についてのお考えもお伺いいたします。

また、玉名市としても障がいを持った子供たちがしっかりと教育を受けることができ

る体制も整えておかなければなりません。現状の玉名市の教育現場における体制としてはどうなっているのかお伺いいたします。

先ほど防災の件でも言いましたが、本年も玉名市総合防災訓練が実施され、その中ではろう者救助訓練も実施されました。災害において音での情報がないということはもちろん防災無線も聞こえず、災害の音は何も聞こえません。避難においては大きなハンデがあることとなります。今回、訓練に参加した人の話を聞いてみても、大変ためになったとのことでした。このような取り組みはぜひとも活発に行なっていただきたいと思えます。

そこで、今回の玉名市総合防災訓練におけるろう者救助訓練の成果と課題をお伺いいたします。

以上、4点質問いたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 北本議員御質問の手話言語法制定についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、玉名市における手話通訳利用の実態でございますけれども、玉名市は聴覚障がいの方が利用されるサービスといたしまして、音声や文章を手話で翻訳し伝える手話通訳サービスの支援を行っております。例えば、聴覚障がいの方が病院を受診する際、玉名市が委託している熊本県ろう者福祉協会から手話通訳者を派遣してもらい受診することができます。平成25年度において手話通訳サービスの利用件数は、述べ129件、うち83件は医療についての派遣内容となっております。そのほかには学校や公的機関等における手続きについての利用となっております。また、手話を知らない聴覚障がい者に発言内容を要約して筆記して伝える要約筆記サービスも行っておりますが、今のところ実績はございません。また、市役所では聴覚障がい者のための手話通訳者を本庁ロビーに配置しております。設置日は毎週月曜日午前8時30分から午後3時30分までの6時間として、1名を配置しており、月曜日が祝日の場合は翌日火曜日になります。平成25年度の延べ利用者は185人で、相談件数は238件となっております。そのほかにも手話の表現技術を取得し、聴覚障がい者と手話による日常会話ができるように手話奉仕員養成研修を実施しております。手話奉仕員の育成は聴覚障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営む上では必要な支援となります。また、このような育成が手話技術の向上になり、手話通訳者さらには国家資格である手話通訳しにつながっていくものと思っております。平成25年度は入門講座を15名の方、基礎講座を6名の方が手話奉仕員養成研修を修了されておるところでございます。

次に、新たな手話通訳者の設置ということでございますけれども、市役所以外で現在、

手話通訳の分が設置してあるところは余り聞いておりません。以前、この近辺の医療関係でございますけども、医療関係の手話通訳者の設置がしてあるところは、荒尾市民病院でございます。荒尾市民病院においては毎週木曜日に午前8時30分から午後1時30分の5時間につきまして1名を配置されている状況で、熊本県下では荒尾市民病院以外の医療機関も設置されている機関はほかにはないと聞いております。以前、公立玉名中央病院の議会においてもこの24年3月に手話通訳者の導入についての一般質問がなされております。このときの回答といたしましては、受診の依頼件数が年間10件程度と利用状況から見て、定期的に配置するまでのニーズは低いと思われる。また、玉名市の手話通訳派遣制度、先ほど言いました予約制による制度でございますけども、これをしっかりと案内していくということでの答弁がなされております。平成25年度に聴覚障がい者の方が中央病院を受診される際、この手話通訳の派遣を利用された件数は26件でございます。それ以外は筆談での対応となっております。緊急時の対応でございますけども、これは玉名市におきましても県のほうのろう者協会のほうにお願いするわけでございますけども、先進県の大分県においては緊急時にろう者協会において対応できる手話通訳者の設置が完了しているということでは聞いておりますけれど、熊本県の状況は人材確保がなかなか困難な状況であり、今後含めてということでの状況でございます。

それから、玉名市総合防災訓練におけるろう者の訓練の成果と課題でございますけども、総合防災訓練でございますが、11月9日九州看護福祉大学において12団体が参加して、大雨に伴う土砂災害を想定した住民避難誘導訓練やろう者救助訓練、災害対策本部や現地災害対策本部設置訓練、倒壊家屋や車両からの負傷者救出、救護訓練、さらには防災ヘリコプター「ひばり」によります負傷者搬送訓練や炊き出し訓練等を行なったところでございます。地域の方々及び各防災関連団体等から400名を超える参加がございました。多くの方々の御協力により成功裏のうちに無事終了することができました。この場をお借りして感謝を申し上げます。

この訓練の中で、議員お尋ねのろう者救助訓練の成果と課題でございますけども、ろう者救助訓練は屋外駐車場で行なわれました救助訓練と並行して大学敷地内にある体育館の中で行なわれました。参加者は避難された住民やろう者の方など150名を超え、中には合志市や和水町からの参加もあっております。これらの方々が見守る中、体育館の舞台の上で、玉名市聴力障害者福祉協会会長福田九（ひさし）さんの講演とともに、災害時にろう者が困ることをテーマにした寸劇が2本行なわれております。寸劇は地域のろう者の方、手話奉仕員養成講座の受講生、九州看護福祉大学生の皆さんが参加しておられます。ここで寸劇の様子を少し御紹介を申し上げたいと思います。

避難所においてパンの支給の放送があり、耳が聞こえる健聴者はパンをもらうことが

できたのですが、放送が聞こえないろう者は気づくことができませんでした。健聴者がパンを持っているのを見て、身振りや筆談で健聴者になんとか教えてもらいパンをもらいに行くと既にパンはなくなってしまっておりました。

もう一つの寸劇は、倒壊した家屋の瓦れきの下に負傷者がいます。2名は健聴者で1名はろう者です。捜索隊が「だれかいませんか。」と声をかけながらやってきました。健聴者は瓦礫から手を出したり、物を叩いたしりして、気づいてもらえ救出されましたが、捜査隊の声や足音が聞こえなかったろう者は気づいてもらえないまま捜索隊は行ってしまいました。

こういう寸劇でございました。以上のような寸劇を交えた公演でしたが、訓練に参加した一般の市民の方も真剣に聞き入っておられました。市民の方々の中には「劇を見てはっとしました。」「聞こえないことで困ることを改めて考えさせられました。」という感想もありました。ろう者救助訓練の結果といたしましては、今回のような防災訓練の中でろう者や通訳者が参加することは、地域で暮らすろう者の存在を一般の方々に認識してもらい絶好の機会になるものと考えております。また、ろう者救助訓練が初めての試みということもあり、参加した市民にとりましても興味深く収穫になる訓練であったと思っております。

最後に、ろう者救助訓練の課題についてでございますが、今回のろう者救助訓練で得た教訓を多くの市民に知ってもらうことが課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 続きまして北本議員御質問の教育現場での実態についてお答えをいたします。

玉名市の小中学校の中では、岱明中学校で昨年から本人と保護者の希望により手話通訳の導入を行なっております。聴覚障がいや有する生徒に学校の一員としての所属感を感じてもらい、あわせて話の内容を確実に把握できるように入学式・卒業式といった学校行事の際に熊本県ろう者福祉協会に派遣を依頼し、手話通訳者の活用を図っております。本年度の活用計画としましては、入学式、学習発表会、卒業式、退任式の4回を計画しており、既に入学式、学習発表会においては手話通訳の活用を済ませたところでございます。また、市内の学校に設置されました難聴学級や聞こえの教室で学んでいる児童生徒への手話指導の時間はわずかではございますが、授業の一部で取り入れられております。各学校におきましては、手話自体又は手話に係る内容を含んだ指導を総合的な学習の時間などで取り入れている小中学校が10校ありました。その取り扱い時間数は各学校の実態に応じたものになっておりますが、耳の不自由な方とのコミュニケーショ

ンの手段として手話があることを学び、障害のあるなしにかかわらず、より多くの人とコミュニケーションを図っていこうという取り組みが進んでおります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

玉名市において手話通訳の利用は100件ぐらいあるということで、市役所においても100人から180人ぐらいの方が年間来られているということで、やっぱり必要なことであると思います。熊本県下においては個人の手話通訳の派遣依頼は約3,900件と言われており、そのうち2,000件が医療関係領域での利用となっているそうです。半数以上が医療機関であります。定期的な受診だけなら予約制でもいいですが、やはり病気というものはやっぱり突発的なものもあり、しかも病状というのやはり筆談等ではなかなか伝えられないという方もおられます。ろう者の方にはそれで病院に行くのを我慢するしかなかったという方もおられます。お隣の荒尾さんがされているということで、公立病院にだけでも設置していただくとかなり助かるんじゃないかなと思います。

今現在、週1回で本庁にだけに設置されているということですが、各支所にも設置をお願いしたいという要望もあります。これは確かに人員的に難しいというところがあると思いますが、今週静岡県の焼津市が市役所を訪れた聴覚障がい者に対してタブレット端末を活用した手話通訳サービスをスタートされたということです。この取り組みは、聴覚障がい者と登録手話通訳者の利便性向上、負担軽減にもつながり、関係者からは歓迎の声が上がっているとのこと。これはインターネット電話サービスの「スカイプ」というテレビ電話の機能を使用し、常駐している市役所内の手話通訳者と通信する仕組みで、聴覚障がい者の方はタブレット画面上で通訳者を介し、担当課の職員から説明を受けるという仕組みです。利用された方はこれまで市の登録手話通訳者と日程調節した上で、一緒に来庁していたが、このシステムがあれば自分一人で手続きができるようになるとのことでした。このようなシステムを利用すると各支所でも対応が可能になるのではないかと思います。何かお考えなどがあればお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 北本議員からタブレット端末を利用した形の御提案をいただきました。

私たち、ちょっと勉強不足で、そういうシステムがあるのを知らないようなところがございます。ちょっと恥ずかしい思いでございますけども、ぜひ、検討していきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） これだけインターネットとか普及しているんで、ぜひとも取り上げていただきたいと思います。

あと学校での対応で、現在岱明中でされているとのことでしたが、学校行事で手話通訳者呼ばれて対応されているということで、大変いいと思います。総合的な授業として10校程度されてるとのことでしたが、聞こえる子供たちにも聞こえないということがどうということかというのをわかってもらうというのも重要なことだと思うので、各学校で今後も取り組んでいただけるようにしていただきたいと思います。

防災訓練においてですが、成果が大分あったと思いますけど、8月に起きた豪雨による広島土砂災害は皆さんも記憶に新しいと思いますが、あの災害ではいろいろな地域に避難勧告が出されていきました。しかし聴覚障がい者に対して5時間以上避難指示を伝えるファックスの送信が遅れたとの報道がありました。幸い人的被害はなかったようですが、このような出来事があっています。玉名においてはそのしっかりと災害が起きたときに情報伝達の体制などマニュアルづくりみたいなのはされているのかお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 先ほど答弁でも申し上げましたように、そういう地域でそういう方がおられるというまず一般の方々の認識が一番重要かと思います。市として今、災害弱者、要援護者支援という形の対策を聴覚障がい者のみならず、そういう形の全体的な取りまとめの中で、今リストをつくり、そういう形が行き届くような体制づくりをいましているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひとも災害弱者という弱い立場におられる方の対策をされているということなんで、この先もしっかりとさせていただきたいと思います。

やはり音での情報がないということは、やはり災害においてかなりのハンディでとなるので、サポート体制を整備していただきたいと思います。今回も請願提出させていただいていますが、やはり手話が言語として、ろう者の方たちに広く利用されていくためにも手話言語法の制定は必要であると思います。

次の質問にいきます。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 最後に生活困窮者自立支援法について質問いたします。

現在、社会情勢の変化とともに雇用形態も変化し、非正規雇用の増大などにより、生活に困り感のある生活困窮者や生活保護受給者が年々増大しています。生活保護費支給総額は2005年度において約147万人に対して2.6兆円から2010年度には1

95万人に対して3.3兆円となっており、年々ふえております。今月の報道でも過去最高を更新して、216万人を超えたと発表されておりました。従来は高齢者世帯のほか、病気や障がい働くことができない世帯や母子家庭の世帯が受給者のほとんどを占めておりましたが、失業や非正規雇用などによって、それ以外の現役世代、いわゆる仕事があれば働くことのできる稼働年齢層の受給者がふえ、その他の世帯に分類される世帯が昨年は約29万世帯を超えたとおわれています。これは10数年前と比較すると5倍になっています。生活保護受給者が今後も増加した場合、国や地方自治体の財政負担はさらに増加し、社会保障制度そのものが崩壊する可能性もあるため、山積みしている生活保護制度の問題点を解消することが急務となっています。こうした状況から生活困窮に直面している、特に稼働年齢層に対して自立を支援する取り組みが必要との認識が広がり、平成24年8月、国においても生活に困り感のある方たちへの生活支援のあり方に関する特別部会が設置され、社会保障制度改革推進法においても、生活困窮者対策と生活保護の見直しに総合的に取り組むべきことが規定されました。このような中、新たなセーフティネット構築のために生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援し、自立の促進を図る法律「生活困窮者自立支援法」が施行されます。この法律は平成25年12月に成立し、来年平成27年4月から全国で実施されることとなっています。一般的に社会保険や労働保険など、雇用を通じたセーフティネットは第1のセーフティネットと言われており、生活保護は第3の最終的なセーフティネットであります。生活困窮者自立支援制度はこの間の第2のセーフティネット構築のための制度であり、しっかりとこの制度を機能させることで生活保護が必要な人には適切に受給し、自立できる人にはしっかりとサポートできるようになると思われまます。このように本制度は近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護に至る前の段階の生活に困り感のある方への支援である第2のセーフティネットを抜本的に強化するもので、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応して包括的な相談支援を行なう相談支援事業を中心とし、個々の生活困窮者の状況に応じ、移住、就労、家計等の相談や支援を一体的に提供するものであります。現在は雇用と住居を失った低所得者等に対するセーフティネットとして都道府県に緊急雇用創出事業臨時特例基金などが設けられていますが、現在の玉名市における生活保護世帯の現状、また、自立への取り組み、セーフティネットの現状と課題をお伺いいたします。また、玉名市の新たなセーフティネット構築への取り組みについてもお伺いいたします。

本制度は全国的に先駆けて各地でモデル事業が展開されていますが、効果的に実施するためには市町村、都道府県、国が協力するのはもちろんのこと、相談支援の現場においては関係するあらゆる機関の協力が不可欠であると言われております。玉名市においても全庁的に取り組んでいく必要があると思われまますが、全庁的な支援体制についてお伺いいたします。

以上、4点質問いたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 北本議員の生活困窮者自立支援法の施行についての中の御質問にお答えを申し上げます。

まず玉名市における生活保護世帯の自立への取り組みについてでございますけども、来年度から施行されます生活困窮者自立支援制度でございますが、近年社会経済状況の変化から生活保護受給者が増加をいたしておりますほか、生活困窮に至るリスクの高い層が増加していることから、生活保護法の改正と合わせて生活保護に至る前の段階で支援する、いわゆる第2のセーフティネットを整備するものでございます。

議員お尋ねの玉名市の生活保護世帯の自立への取り組みについてでございますが、まず現状として玉名市におきましては、平成21年度から24年度まで生活保護世帯は増加をいたしてきております。平成25年度がほぼ横ばい、26年度はわずかに減少いたしております、現在の人員としてはおおむね580人、世帯都市ではおおむね440世帯前後で推移をしているところでございます。これを世帯累計別に見てみますと多い順に約半数が高齢者世帯、次に傷病者世帯21%、それから障がい者の世帯14%、稼働年齢層がいるその他の世帯が約13%、母子世帯が2%という構成になっております。また、保護費の内訳でございますけども、平成25年度の決算で総額が10億4,451万円でございます。内訳といたしましては、生活扶助2億2,173万円、介護扶助2,397万円、一番大きいのは医療扶助7億1,294万円、その他の扶助が8,586万円等でございます。

次に、生活保護世帯の自立、いわゆる保護からの脱却でございますが、具体的には、働きによる収入の増加という廃止ということになりますけども、自立への取り組みとしては、働きによる収入の増加により自立で生活ができるようにするため、就労支援を柱に行なっております。先ほど申し上げましたその他の世帯と母子家庭の中で、稼働能力のある方に対して、ハローワークと連携して積極的な就労支援を行ない、自立を助け、促しているところでございます。実績といたしましては、平成25年度に8世帯、今年度11月末現在で5世帯が自立をされております。

次に、玉名市におけるセーフティネットの現状と課題についてでございますけども、このハローワークと連携して行なう就労支援は、生活保護受給者等就労自立促進事業と言いまして、生活保護受給者のみならず、生活保護相談、申請段階の方や児童扶養手当受給者、住宅支援供給受給者等も対象となっており、セーフティネットとして大きな役割を果たしており、ハローワークとしても大いに力を入れられているところでございます。また、現在市の生活安全課において幅広く対応している市民相談や消費生活センタ

一での多重債務者への相談支援等の相談業務があり、それぞれの立場、役割で支援を行なっているところがございます。課題といたしましては、庁内の連携及び関係機関との連携が挙げられます。

次に、新たなセーフティネット構築への取り組みについてでございます。生活困窮者自立支援法の来年度からの施行に伴いまして、玉名市におけるこの新たなセーフティネット構築への取り組みにつきましましては、昨年度より総合福祉課から庁内に情報提供を行ない、関係課と協議を重ねてきたところでございます。今年度関係課が共同で今現在準備を進めているところでございます。所管部署につきましましては、これまでの市民相談や多重債務等の相談支援の実績から、また、この生活困窮者自立支援制度は最後のセーフティネットでございます生活保護制度との一体的運用を求められていることから、現在の総合福祉課保護係と生活安全課の生活相談係、消費生活センターを再編し、新たに「くらしサポート課」を設置して業務を行なう予定でございます。

それから全庁的な支援体制についての御質問でございましたが、議員御指摘のとおり、生活困窮者自立支援制度におきましては、その自治体の力量と申しますか、総合力が試されます。先ほども申し上げましたように、全庁的な支援体制については、昨年度庁内の関係課で組織する生活安心ネットワーク委員会を庁内に立ち上げ設置し、生活困窮者を初め市民の深刻な問題に向き合い、支援を行なうための全庁的な連携体制づくりに既に取り組んでいるところでございます。また、地域の社会資源やネットワークが果たす役割が大変重要となっておりまいますので、関係機関や関係団体との連携が欠かせません。このため協議会組織等の立ち上げについても現在検討をいたしているところでございます。生活困窮者自立支援制度は、その目的として生活困窮者の自立と尊厳の確保、そして生活困窮者支援を通じた地域づくりが掲げられております。すなわち、だれもが住みやすいまちづくりを目指すものがございますので、議員の皆さまにおかれましてもこの制度に対して御支援と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

大分、市としても既に対策をされているんだなというのがわかりました。現在も相談業務とかいろいろされていると思いますけど、現状での相談内容とか市民の方々のニーズとかというのはどういったものがあるとか、把握はされていますか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 現状に置けます相談内容、市民のニーズでございますけども、まず生活安全課の市民相談や消費生活センターの相談件数でございますけども、新規の相談が平成25年度で534件、平成26年度11月末までで338件の相談が

あっております。そのうちで、生活困窮が背景にあると見られるものが、多重債務相談等でそれぞれ25年度が52件、それから26年度の11月までが30件でございます。また、総合福祉課におきまして生活保護のかかわる相談の件数が平成25年度で173件、平成26年の11月までで109件の相談がございました。このうち生活保護の相談に至ったものがそれぞれ25年度56件、それから26年の11月末で41件でございますので、保護には至らないものの生活が厳しい方、相談に来られた方が相談件数の約3分の2程度おられるというような状況でございます。このほかでございますけども、市税や水道料金、市営住宅の使用料の滞納状況、また、高齢者への経済的搾取等から生活困窮が明らかになるなど、いろんな面で多々ありまして、今後さらなる全庁的な取り組みを強化することにより、潜在的な困窮者を含め、その把握を行なってまいりたいと考えております。また、広報紙及びパンフレット等により生活困窮の総合相談窓口の設置と役割について市民及び関係機関、団体等への周知と啓発に図る予定でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 相談内容いろいろあると思うんですけど、しっかりどういうニーズがあるのかを把握されて、来年また取り組んでいただきたいと思います。

本制度の施行に伴い、今議会においても組織機構の改革として暮らしサポート課の新設が提案されております。新しい課の設置で新しい制度がスタートするということで業務もふえると思いますけど、その新課設置に伴う人員体制などはしっかり整っているのか質問します。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 来年の4月1日から新たに設置を予定いたしております「暮らしサポート課」でございますけども、先ほど申し上げましたように現在の総合福祉課と生活安全課の生活相談係と消費センターを再編して1つの課としての取り組みということでの対応を考えております。総合的な相談窓口という形で、うちの玉名市のほうは全国的に先進地であります滋賀県の研修をし、こういう形での受け皿づくり、体制づくりを進めていくということで進めておりまして、県内では多分こういう位置づけで対応される市町村はないと、うちだけだと思っておりますけども、そういう形で先進的に取り組んでいきたいということで考えております。

また、人員の御質問ですけども、人員につきましては現在の担当しております人員にプラスしまして、非常勤の先ほど言いましたように就労に関するアドバイス、支援が大切でございますので、そういう格好の相談支援員、就労支援員を増員し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり削減削減でやっぱり人とかいってしまうんで、その人員的な体制は本当しっかりしてこの制度がうまくいくようにしてもらいたいと思います。

あと相談事業として相談内容が多方面、いろいろな方面に及ぶと思うんですけど、相談窓口としては「暮らしサポート課」のいわゆるワンストップでサービスが受けれるような、相談窓口としては1本化されるような形をとられるんですか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 相談の窓口につきましては、先ほども申しあげましたように、市民の方が来られて全部をここの相談で受けるということではできないと思います。あくまで生活困窮にかかわる形、それ以外の単独の、たとえば介護保険の手続きでわからないことがあったからという窓口の相談については、当然主管課のほうを御案内するというような形になりますけど、来られて電気がストップしたとか、水道がストップしたとか、多重債務で困っているけども住宅も払えない、何も払えないといろんな関連の形がいっぱい発生してきますので、そういうのは当然こちらのほうで1本で受けて、各部署との連携で解決を図っていくという、そういう体制で取り組みたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

全庁的に取り組んでいくとのことでしたが、先ほど部長の答弁でもあったように、滋賀県のほうに研修に行かれたということですけど、そこモデル事業を実施されて滋賀県野洲市においては、31の関係課が参画する委員会を立ち上げられ、税務課や各保険課、水道課などで税の滞納状況を活用することで、生活困窮者の早期把握、早期支援に取り組まれており、玉名市においてももう既に委員会を設置されているということだったので、ぜひともしっかり全庁的に取り組まれて、委員会などで話し合いをされて進めていただきたいと思います。

で、1つ紹介なんですけど、障害者の世帯も14%ぐらい生活保護がおられるということだったんですけど、この生活困窮者自立支援法、どちらかといえば稼働年齢層に対して必要ということでスタートするような感じになっているんですけど、障がいを持っていても働くことができない方もおられますけども、そうでない、働きたいと思っている人たちがたくさんおられます。しかし一般企業で働くのは難しい場合もあります。そこで大阪府の箕面市の取り組みでは、この一般就労でもなく障がい者の雇用の新しい形を地域の中でつくり出そうという取り組みで、一人一人の個性を尊重し、能力を生かせる職場や働き方があるはずだという考えで、それを第3の雇用、社会的雇用と呼んで施策を進められております。市が認定した事業所に対して、そこで働く障がい者の賃金の

一部を市が助成し、最低賃金は確保できるようにし、障がい者が就労できる職場をつくり出しています。市はその事業所の運営やそこで働く障がい者をサポートする援助者に対して、定額の助成を行なっています。そこでの事業所ではヒット商品なども生まれて、かなりの売上を出している事業所もあるとのこと。働きたいのに今まで働けない障がい者に対して、新たな選択肢を提供し、非就労から就労、働くことにシフトすることで社会的なコストを削減することができると同時に、障がい者が仕事を通じて社会とつながり自己実現に結びつき、さらには生活に必要な収入も稼げる仕組みです。そんな働き方ができる社会の実現に向けた社会的雇用の拡大に向けて、箕面市においてはこの制度を全国的に広げたいと考えており、国への働きかけを行なっておられます。このように自治体が独自に対策を打ち出しているところもあるので、玉名もせつかくこの体制についても委員会も立ち上げられ、力を入れて取り組んでいかれておられるので、いろいろ検討してしっかり新たなサポート体制をつくっていただきたいと要望いたします。

現在、景気が回復したと言われていますが、地方においてはまだまだ改善していないように思われます。雇用改善、賃金上昇という報道も見られますが、年収においては1,000万円を超える人が14万人ふえて186万人、全体の4%となったと言われている一方で、年収200万円以下の方はその倍の30万人ふえて1,120万人に上り、全体の24.1%を占めています。つまりますます格差社会が広がっているように思われます。来年度からこの法律が施行されますが、格差社会が広がっていく中、生活に困り感のある方たちが増加していく可能性もありますが、少しでも手助けがあればしっかり自立していける人たちがたくさんいると思います。政治というものはこのように弱い立場にある方たちに手を差し伸べていくことが必要なのではないのでしょうか。障がいを持っている方たち、高齢者、低所得者の方、ひとり親の家庭など弱い立場にある方たちが共に地域で自立して生活できる基盤づくりがもっともっと必要なのではないのでしょうか。みんなが共存して暮らしていける体制をつくっていけば、必ずいい町、いい国になっていくと思います。玉名市においてもこれからもしっかりと対策をとっていただきたいと強く要望したいと思います。また、これからも私自身だれもが安心して暮らしていける玉名市になるため精いっぱい頑張っていきたいと思います。

これで私の一般質問を終らせていただきます。

○議長（作本幸男君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時50分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） こんにちは。お待たせしました。

先日は岱明町でのたまな食育フェア、ありがとうございました。合併して以来、ほとんどの行事が岱明からなくなりまして、なかよしの日も横島、元気会も横島、何もかも横島と玉名市ということで、人口1万4,000人の岱明は玉名市において、その文化において、陸の孤島になりつつあるときに食育フェアが何年ぶりに、ああいうイベントが岱明でされましたこと、本当に岱明地区の住民にとって大きな喜びでした。そしてまた誇りに思うことは、たくさんの方が講演会に集まってくれました。昨年の食育フェアの講演会のときは、この大玉名市で市民会館大ホールであったにもかかわらずちょっと寂しい感じでしたけども、さすが我が地元岱明地区、会場いっぱいの方が講演を聞いてくださいました。市長は残念ながらくまモンがいるときまでで、講演になったらお忙しいのだと思いますけどお帰りになりまして、非常に残念でしたけども、その講演会に執行部の方どれくらい来られたでしょうか、発達障がいと言われて非常に親も子も学校も苦労していた子供がミネラルを十分取る、あごだしを使ってそういうことしてきましたら見る見ると子供が変わっていったというそういう報告が最後にあったので、教育長さん初め多くの方に聞いていただきたかったと非常に残念に思いました。

さて先日、久しぶりにテレビを見ましたところクローズアップ現代では、性同一性障害の子どものことが取り上げてました。小学生の男の子なんですけど、性は男なんですけども心は女なんです、ピンクの服が着たいし、スカートをはきたい、家では女の子そのものの生活をしていますが、学校でもそうしたくてたまらないのですがみんなの目が怖くてできない、そのジレンマで学校に行きたくないと泣いている姿、クラスの仲間になんて言われるか怖くて震えている姿が映像としてテレビに出ていました。そして学校で「お前は男なのか、女なのか。」とクラスメートに問い詰められたらその男の子が「女よ。私は女よ。」と叫んだそうです。本当にかわいそうで、思い出すたびにその表情がなんとも言わず、見ただけで苦しい思いがいたしました。

問題はこの数年、このような子どもがふえてきているそうです。前回の質問で私は、発達障害を含む気になる子の存在とその増加傾向について教育委員会の見解を伺いましたところ、社会の認識、家庭の認識、親の認識、理解が深まってきたことが大きい増員の理由だと、増加の理由だという回答でございました。これは障がいを持つ子どもがふえてきたというよりも、もともと今までちょっと変わった子どもがいたのだが、診断がついたり、その子にあった教育の方法が見つかったので、親も子どもに障がいがあることを認めるようになったことから、発達障がいなどの障がいが目立ってきたのだ

と、そういう解釈でした。となると、原因を考えることも、対策を考える必要も無い、もぐらたたきみたいに出してきた問題に対処していればよいという論法になります。この論法でいくと、性同一性障害の増加についてもそのようにお考えになり、問題を直視されることはないのだろうなど、私はテレビを見ながら、あの9月議会での衝撃的な答弁を思い出しました。

私たちは不気味なこと、自分の能力の範囲を超えているものに関しては無視するという見ない振りをするという習性があります。そしてこのような問題に気がついたときには世界が危うくなっているということもあります。現代は専門家など、権威がある人、行政に依存しすぎてそのあげくマスコミの情報に踊らされて、脳をそれらに、頭の中を乗っ取られそうになっています。半分以上はもう乗っ取られているのかもしれませんが。そのマスコミの情報、価値観をそのまま受け入れてしまいます。そこに大きな現代の落とし穴があると思います。だからこそ、社会教育、生涯教育の重要性をひしひしと感じるものです。水俣病の原因が水銀中毒だと認められるまでにどれだけの年月がかかったことでしょうか。このように大きな力を持ったものの利益に反する事実は捻じ曲げられ、知らしめられることがないという今日のありようを思いますと、丁寧に学習を積み重ねていくことの必要性を今こそ強く感じています。今回は大きく3つのテーマについて質問いたしますが、すべての道は公民館活動、生涯学習につながるという道筋で質問いたします。

ではあと3分ですが、早速1点目の定住促進事業についてお伺いいたします。

定住促進補助事業には何回もこの議会で質問もありましたけども、住宅補助とカリフォルニアとかいろいろあります。この事業の成果として岱明の雲雀丘地区にもどんどん若い方が家を建ててくれましたので、空き地が減りにぎやかになってきました。このように成果を感じることもあれば、一方都会から越してきて一旦アパートに越した方が、アパートに入った方が、「ああ、中古住宅を買おうかな。」と思ったときに、玉名市外の人ではないと、該当しないといわれて非常にがっかりしたという声なども聞きますと、今後運用の仕方も考えていかなければならないかなと思っております。そこでこの事業が始まりましてから、転入して来られた方の実体についてお伺いいたします。どんな地域から玉名に転入して来られているのか、また、年齢層はどうか、そして転入の動機などについて詳しくお伺いしたいと思います。

福嶋議員の質問、それから先ほどの北本議員の質問でもありましたので、少し回答いただきましたけども、このもう少し詳しく御回答いただきたいと思います。

次の質問は、魅力ある玉名づくりと定住化政策についてです。消滅する自治体にならないためにも税収をふやすためにも、市民の財産を無駄にしないためにも人口を減らさないということが重要課題となってきます。そのための施策の1つとして住宅取得補助

金があるのですが、これも近隣の住民を呼び込むだけではパイの奪い合いになるだけです。つまり南関に住んでいる方を家を建てようかというときに、玉名で建てるとか、長洲の人が来るとか、それだけではパイの奪い合いであって、お金が、予算が多いところだけが人を集めることができるという、そういうことになってしまうのではないかと思います。また、一方、今の問題、もともと熊本に住んでいたけども親が家にいるからそろそろ家に帰って、子どもが小学校に行くから家に帰って家を建てようかなという人が、しめしめこの100万円があったから、これで使おうと、そういう方が多く利用されているのでしたら、それもちよっと趣旨が違わないかなと思います。そこでこれからまだ27年まで続けていくということですので、今後ターゲットをどこにおいていくのか、そして来ていただくためにどんな魅力的な玉名市をつくっていかうというお考えか伺いたします。ちょうど12時でした。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 近松議員の定住化促進事業に係る成果についてお答えいたします。

北本議員の答弁と重複いたしますけども、本市の定住化促進については、玉名市定住化基本構想を基本に、空き家バンク制度、おためし暮らし事業、定住促進補助金などを創設し取り組みを進めてきているところでございます。

議員お尋ねのそれぞれの事業の実績でございますけども、空き家バンク制度につきましては平成22年の制度開設以来、登録物件が計9件、うち成約3件、登録取り消し2件で、利用希望登録者は約30人となっております。

次に、今年度から供用を開始いたしましたおためし暮らし事業につきましては、これまで4件、13人の方に御利用をいただいております。

最後に、定住促進補助金につきましては11月末現在で、住宅取得補助金が148世帯464人、住宅リフォーム補助金が27件、新幹線通勤定期券購入補助金は2人の方に御利用をいただいております。転入者の内訳でございますけども、当該補助金を活用し、本市に転入してこられた方についてどちらから来られたか、それからいわゆるUターン等の転入の種別、次にどのような年代の方が来られたのかの3つを見てもみますと、

まずどちらからこられたかについて、一番多いのは荒尾・玉名地域で約4割、次いで熊本が約2割、福岡県も約2割となっております。

次に、どのような形で転入してこられたかについてでございますけども、Uターン、本市出身で市外に住んでおられて再び本市に転入したと、Jターン、近隣の市町村出身で市外に住んでおったが玉名市に転入したという、Uターン、Jターンがほぼ同じ割合で全体の約7割を占めております。

最後に年代につきましては、一番多いのが30代で約4割、次いで20代が約2割でありまして、全体の6割を占めております。また、補助金が本市を転入先に選ぶきっかけ、決め手になったとお答えいただいた方が54%となっており、定住先を決定する上での大きな理由となっており、一定の成果は収めているのかなというふうに考えております。

続きまして、今後の定住化促進戦略と魅力ある玉名づくりについてでございますけども、現在、本市において展開しております定住促進事業のうち、住宅取得補助金につきましては、定住促進補助事業実施要綱第3条に掲げる補助対象者に該当する転入者が申請できることとしており、年齢層や転入前の居住圏域で区別することなく、先ほどおっしゃいましたターゲットということですけども、幅広い方が利用できるようにというふうなことで制度設計をしているところでございます。

移住希望者からの実際の相談においては、生活環境の利便性が高いということや生きがいとなる活動の場があることを求める声も多く、現在は本市における交通インフラ、教育、子育て、福祉、介護といった生活全般における利便性の高さをアピールポイントとして玉名市への移住、定住を推進しているところでございます。市民にとって真に暮らしやすいまちをつくるのが結果として定住促進につながっていくと考えております。

それから先ほどの議員のターゲットを定めた上での取り組みが必要ではないかというふうな御指摘でございますけども、本市にこれから長く住んでいただくということが大切であるというふうに考えておりますが、今現在実施しております東京、大阪、福岡の都市圏からの田舎暮らしというのを希望される方々の受け入れも大きな課題であるというふうに考えております。そういった意味におきまして今申しました都市圏での定住フェア等への一層積極的な参加を検討してまいりたいと考えております。そしてこの取り組みは全庁的に、積極的に、幅広く、継続的に、根気よくやっていくことが大事ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） はい、ありがとうございました。

やはり予測どおり近隣の荒尾、雲雀丘に実際荒尾から越してこられた方結構いらっし

やるなと感じたものですから、荒尾からとかそれから近隣、そしてやはり玉名が出身だからということでもたまたまこの補助金を利用してということでも来られた方が現実的に多いんだなということを感じました。私はこのターゲットというのこれから先ほど言いましたように、近隣の市町村と競争していくんじゃないかとともに地方で暮らしていくためにはやはり都会からの、東京、大阪、福岡、都会からのIターンをターゲットにしておくことも必要じゃないかなと思っておりますけども、そのようなことも考えていかれるということですので、3月議会までにまた具体的な案を練っていただいたらというふうに思っております。

この間、いつでしたでしょうか杉並区のほうに研修に行きましたときに、杉並区に限らず大都会というのは土地がないもんですから、もう老人ホームを建てるのにも土地がなくて、伊豆のほうに、静岡のほうに土地を買ってあるのでそこに老人ホームを建てる。杉並区の老人ホームを建てるというふうな話を聞きまして、これから大都会では介護難民が出てくるだろうということが非常に予測されます。そういうことで私はもう中高年の方でも若い人に限らず、玉名だったら安心して暮らせるよということで、こちらでアピールしていきましたら、どんな方であっても人口がふえさえすれば雇用がふえて、雇用がふえれば若い方が暮らしていけるので、ぜひこの中高年、定年後の方をIターンでまた帰っていただけるような取り組みをなお一層、今もされているということですけど、なお一層していただけたらありがたいというふうに、また違った方が来ていただけるんじゃないかなというふうに思っています。

それから玉名の魅力というのは生きがい活動、そういうことも非常に魅力に感じているようだというふうな今回答がありましたけど、できましたらこの100万円という補助金を使ってこられた方に、玉名に越してきて何がよかったのか、何が不便だったのか、その辺のアンケートをとっていただいたらより具体的に施策としてしなければいけないことが見えてくるかなというふうに思っております。行政サービスがよいとか、市民間の交流が盛んで仲間づくりができるとか、スポーツや文化活動が盛んだとか、自然豊かで新鮮で安価な食材に恵まれているとか、土地が安くて畑で野菜づくりもできるとか、介護福祉サービスが安心だとか、教育環境がよいとか、子育て支援が充実しているとか、また、手ごろな分譲地があるということも、この雲雀丘に転入が多かったということは、やはり手ごろな分譲地があったということも大きいことかなというふうに私思っておりますので、先ほどの転入の動機というのをもう少し詳しく聞いていただいたら、どういうふうに今後進めていいかがもう少し明確になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺のところをぜひまた考えていただきたいなということで思っております。私としましては、やはり定年後の方、安心して楽しみをもって暮らせる玉名としてPRしていくためには、やはり自然が豊かだけでは退屈しますので、やりたいことが

できる、そして本当に生きがいが見つかるような文化活動、公民館活動というのをしっかりしていく、田舎には何もないと言われぬようなまちづくりをしていくということが定住促進に非常に大事ではないかというふうに思います。これは私の要望だけでおしまいいたします。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） では玉名の健康づくりについてということで、玉名市の国保会計もいよいよ行き詰まり、一般会計から繰り入れるのか、保険料を値上げするかという決断を迫られています、先日田中議員の質問に対しては、一般会計からの繰り入れを考えているというふうな回答でした。私も今の状況では繰り入れするしかないのではないかとこのように考えていますが、効果的な予防対策にも力を入れなければこの問題は今後私たちの生活をどんどん圧迫していくと考えます。

そこでまず1点目、玉名市民の健康をどのように見ておられるのかということをお伺いいたします。市民全体で医療費はどのように使われているか。健診結果、死亡原因など多方面から見た玉名市民の健康像についてお伺いいたします。

2点目は、国保財政の現状と今後の見通しです。いずれ県で統一して運用されるようになるということも聞いておりますが、それにしても日本の国民皆保険の行く末はどうなるのでしょうか。玉名市の国保会計は今後毎年1億円余りの赤字を抱えていく見通しなのか、今後の見通しをお伺いいたします。

3点目は水についてです。大事な地下水汚染が進んでいると聞きますので、硝酸態窒素による汚染状況、その対策などについてお伺いいたします。

4点目は要介護者の実態です。介護認定率、つまり65歳以上の人口の中で介護認定を受けている人の割合がふえてきています。いろいろな対策をとっているにもかかわらずその割合がふえてきております。どの年代からふえてきているのか、この現状に際して分析されている数字がありましたらお示しください。対策についてもお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 近松議員の市民の健康づくりについての御質問にお答えいたします。

まず最初に、市民の健康の実態についてお答えいたします。まず健診結果から見る玉名市民の実態でございますが、平成25年度の国民健康保険加入者の方を対象とする特定健診の結果の中で、注目すべきものが高血圧と脂質異常をあわせ持った方の割合が多い実態でございます。県下45市町村の中でこの部分については、ワースト3位というような状況でございます。また、メタボ該当者も県下で見ますとワースト9位、それか

ら高血圧、高血糖、脂質異常の3つをあわせ持つ方も県下の中でワースト10位という結果でございます。また、がん検診につきましては、平成24年度がんが発見された方が大腸がんで8人、乳がんで4人、子宮がん3人、胃がん2人であり、早期発見ができたものと考えております。

次に死亡原因でございますが、これらの実態についてでございますが、市の平成25年度に亡くなられた方844名の方の原因を見てみますと、1位のがん187人、それから2位が心疾患157人、3位が肺炎及び呼吸器疾患130人で行われました。がんによる死亡は10年近く常に1位となっている状況でございます。それから子宮頸がんの死亡数ですが、平成23年度が2人、24年度が2人、25年度が1人で行われています。また、乳幼児の死亡原因ですが、ほとんどが先天的な病気で過去3年間では、平成23年度2人、24年度2人、25年度2人で行われています。そのほかがんの死亡原因の変化については、過去3年間を見てみますと平成23年度1位は気管支及び肺がん22.6%、2位が胃がん12.1%、3位は直腸がんとすい臓がんで8.9%ずつでございます。それから24年度につきましては、23年度と同じく1位が気管支及び肺がん20.1%、2位は直腸がん、肝臓がん及び胆のうがんでそれぞれ10.6%でございます。25年度でございますけど1位は同じく気管支及び肺がん13.9%、2位はその他のがんで多発性骨髄腫、十二指腸がんなど11.2%、3位はすい臓がん10.7%となっており、この3年間でもがんの種類や順位や割合が変わってきております。このように検診や死亡原因を分析して見ますと、これらの主な要因はほとんどが生活習慣病に起因するものでございます。本市におきましては、日ごろから運動不足、また、食生活の乱れ、喫煙、ストレスなど大きく影響をしているものと推測されるため、今後ますます健診後の保健指導、地域への普及啓発に努め、市民の健康増進を図っていく方針でございます。

それから次にお尋ねの国民健康保険事業会計の今後の見通しということでございますが、国保の状況といたしましては、被保険者数は平成21年度末で2万2,000人ほどおられましたけども、平成25年度末では2万600人、5年間で1,400人が減少をいたしております。歳入につきましては、21年度9億3,800万円から25年度9億3,300万円と1億9,500万円ふえている状況でございます。歳出につきましては、21年度が8億9,400万円から25年度9億4,400万円と4億5,700万円ふえている状況でございます。このように被保険者は減っておりますが、歳入歳出ともにふえている状況ですが、歳入の伸びよりも歳出が上回っておりまして、決算額としまして25年度以前は形式的には黒字を計上いたしておりましたが、単年度単位で見ますと単年度収支は毎年赤字が続いておりました。そのため国保の財政の均衡を図るため5度の税率改正をお願いし、合併時7億3,000万円ございました国保財

政調整基金を取り崩し収支の均衡を図ってまいりましたが、平成24年度に基金は枯渇し、現在に至っております。今年度以降の収支につきましては、平成25年度と同様に非常に厳しい財政運営を強いられるものと考えております。

次に、玉名市全体の医療費でございますが、市で把握いたしておりますものとしたしましては、国民健康保険と後期高齢者医療分でございます。協会健保などの医療につきましては、把握が市のほうではできませんので、国等から発表されております額をお答えいたしたいと思います。なお数字は平成24年度分を使用いたしております。まず、玉名市国民健康保険は自己負担額を含む療養諸費の費用は約2万1,000人で75億7,100万円、1人当たり約35万2,000円でございます。次に、玉名市後期高齢者医療でございますけども、自己負担額を含む療養諸費の費用額は約1万1,000人で114億5,500万円、1人当たり102万1,000円でございます。最後に国のデータの全国の協会健保保健の1人当たりの医療額、全国の医療額でございますけども自己負担を除いた額で16万円と発表されておりますので、仮に3割負担として逆算するならば22万8,000円程度、ちょっと負担の分がはっきりしませんけども、公表の数字からいきますとそういうふうに推測をされます。

それから介護関係の御質問にお答えをいたします。

要支援者を含む要介護者の実態ということでございますが、平成26年3月末時点の第1号被保険者の認定者数は4,405人となり、認定率は21.6%でございます。認定率を前期と後期に分けて見ますと、65歳から75歳未満の前期高齢者の方が4.3%、それから75歳以上の後期高齢者の認定率は35.2%となります。団塊の世代が後期高齢者となる平成37年2025年までは本市におきましても今後高齢者がさらに増加する傾向にあり、介護保険を取り巻く環境も大変厳しいと予測しております。現在玉名市では要介護状態にならず、自立した生活が送れるよう介護予防事業を実施いたしております。一般高齢者を対象として身近な地域として、公民館での1次予防事業「いきいきふれあい活動」や「ゆた〜っと元気体操教室」、また、虚弱な高齢者を対象とした2次予防事業「とくとく教室」でございますけども、天水ふれあい館、横島ゆとり一む、岱明公民館、高齢者就業支援センターを会場として実施しているところでございます。平成27年4月からの介護保険制度改正に合わせて、現在第6期の介護保険の事業計画を策定中でございますが、要支援1及び2の軽い介護の方々がこれ以上の悪化を防ぐための生活支援、介護予防サービスを充実していかなければなりません。国は高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるためには、地域や家庭の中で何らかの役割を持ちながら生活することが大切であり、例え要介護状態になってもだれかのために役立ちたいという高齢者の思いを実現することが介護予防において重要であると位置づけており、ますます高齢者の介護予防が求められております。特に社会参加や社会的役割を持つこ

とが生きがい作りや介護予防につながると言われており、従来の介護予防にはなかった生涯現役社会参加というキーワードを介護予防に融和させ自立支援に発展させていくことが今後の重要な課題となってくると考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○市民生活部長（北本義博君） 近松議員の硝酸態窒素の地下水汚染の実態と対策についての御質問にお答えします。

硝酸態窒素につきましては、過剰な肥料の施用、畜産排せつ物や生活排水の不適切な処理が原因で、それに含まれる窒素分が地下水に浸透して地下水を汚染するといわれています。成人への影響は小さいといわれていますが、乳児が接種しますとメトヘモグロビン血症という酸欠症状を引き起こすため、水道法の飲料基準や地下水の環境基準では10ppm以下と基準が定められています。県のほうで毎年調査結果が取りまとめられていますが、汚染が顕著とされております熊本地域北東部や荒尾地域では、ここ10年平均的にはおおむね横ばい又は微減傾向にあるものの依然として濃度が高い地点や上昇傾向を示す地点も見られます。玉名市内において、汚染井戸継続監視を含む硝酸態窒素の調査は、10カ所行なわれており、その中で基準値超過は2カ所となっておりますほぼ横ばいの状況でございます。また、市が検査を希望する井戸水を飲料水としている市民へ費用を補助して行なった家庭用井戸水水質検査は、平成24年度で55検体中2検体、平成25年度45検体中2検体、平成26年度71検体中6検体で基準値を超えている事例がございますが、すべての個人所有の井戸の水質状況については把握ができてないのが現状でございます。一方、上水道簡易水道を使用している2万2,971世帯については、水道法に基づく水質検査を実施して適性に管理しておりすべての基準値を下回り安全で安心な水を供給しております。

対策につきましては、生ごみ堆肥化などの取り組みを通じて肥料の適正な使用を推進すると同時に、県のほうで実施されております環境にやさしい熊本グリーン農業に市としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、水質汚濁防止法に基づき県が実施している水質検査への協力等を今後も継続的に行ない、地下水の保全に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 硝酸態窒素につきましては、それほど心配するほどふえているような状況じゃないということと、今後家庭菜園においても有効に肥料が使われるように生ごみ堆肥の活動とか、それからグリーン農業とかそういうところも力を入れ

ていくということでしたので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。なかなかこれは難しい問題なんですけども、一旦これが地下水にふえてしまったらどうしようもないという取り返しのつかない問題でありまして、またやたら不安をあおってもなかなか対策がないということですので、地道なことなんですけどもどうぞ心がけていただきたいというふうに思います。

それから先ほどの健康づくりのほうではちょっと御質問したいところがあるんですけども、子宮がんで亡くなった方の年齢がわかりましたら教えていただきたいんです。といいますのは、私以前ありました子宮がんの頸がんワクチンで本当に必要なのかなというのを思ってますので、本当に若くて亡くなっている人がいるのかどうかということを確認したいと思います。

それから思いがけず乳児死亡が毎年この2人もいるということは、私びっくりしましたので、この死亡の原因がわかりましたら教えていただけますでしょうか。

まず、じゃあその2点お願ひいたします。

それともう1つですね、国保の財源不足なんですけど、今のままの国からの国保に対する補助が今のままでしたら、今後も毎年1億円ずつ不足していくというふうに考えていいのかどうか、その3点についてお伺いしていいですか。私、再質問しないといっていたかもしれないんですけど、私がやっぱり聞きたかったことが入ってなかったので済みません。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 近松議員の御質問にお答えします。

子宮頸がんの死亡の数でございますけれど、23が2名、24が2名、25が1名。その年代別のということで。

いや、年齢でございますけども、ちょっと65歳未満と以上で分けておりまして、23年度は65歳以上が2名、2名のうち2名です。それから24年度が65歳未満の方が2名、2名のうち2名とも65歳未満、それから25年度は65歳未満の方が1名というような状況でございます。

それから乳幼児の死亡の原因でございますけども、新生児の死亡が、生まれたときにもう仮死の状態というような形のトリソミーというような表現で書いてありますけど。

それから早産、それから25年度の方は左肺の動脈異常というような、そういう先天性、生まれたときからの病気。

国民保健の会計でございますけども、国民健康保険会計、何度も説明申し上げましたけど、1億700万円25年度赤字が生じたところでございます。全国的にも非常に国民健康保険、制度自体何度も申しますけども、ほかの保健医療会計に入らない方々すべての方を受け入れる国民皆保険を維持するために国民健康保険がすべての受け皿という、

最後の受け皿になっておりますので、構造的な問題がございます。ほかの保健会計、大体30とか35歳ぐらいが平均なんですけども、国民健康保険の事業会計は全国的には50歳を超えております。50歳を超える年齢、当然構造的な問題でそういう年齢であれば病気が年齢を、年を重ねるごとに多くなって医療費が高くなるという一つの要因。それから働いておられる方たちの直接被用者の方たちは組合であったりなんであったりで、収入の問題ですけども、所得が安定されておましてそちらのほうの収入が多い、この前きのうの質問でも、おとといの質問でもお答えをしましており国民健康保険の方は、農業者、漁業者、自営業含めて14%ぐらい、あと非雇用、パートとかそういう形の方、非正規の方が30%ぐらい、それから年金の方が約4割近くおられると、そういう状況の所得の状況の中で、なかなか国民健康保険の制度自体が厳しい状況で国においては全国レベルでは一般会計からの繰入が3,500億円というような今の状況です。熊本県下でも14市中7市が被保険者の政策判断という形で今入れているような状況でございます。

玉名市が去年赤字になった原因でございますけど、非常になかなか難しくて税収は24よりも25が伸びたと、医療費も落ちたと、ほとんど伸びてない。収入に頼っております税の割合が90数億円に対して10数億円というその部分だけの問題じゃないもんで、ほかの国全体の補助金とか、お互いで出し合っている共同事業とか、いろんな問題が絡み合っただけのうちの主管課のほうでも非常に内容分析がすればするほど難しくて、そういう状況に今、なっております。今年度も国の動向次第、歳入次第でどういう形になるか、なかなか不確定な状況でございます。そういう形でなんとも26がどうなるかまだ見通せないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 子宮がんの65歳以下と65歳以上で分けているということで、具体的な年齢を伺えなかったのは残念だなと思いますけども、また、保健センターのほうに行ってデータがありましたら伺いたいと思います。私がなぜこれを聞きたいかということ、子宮頸がんワクチンは一体なんだったんだろうということ、本当に20代、30代で亡くなる人はいたのかどうかということをお伺いしたかったわけです。ぜひ、まだまだあれが中止というわけじゃなくて、積極的干渉をしないというふうなレベルだと思いますので、本当にあのワクチンは必要かどうかということを考えていく意味で、死亡はどうかということやはり注視していただきたいというふうに思います。

乳児の死亡を何で聞いたかということ、肺炎球菌ワクチンも出て、水疱瘡のワクチンも、子どもの予防注射がどんどんふえてきている。本当にあれは必要なんだろうかとい

う思いがありまして、子どもは本当にそんなに簡単に死んでいるのかという意味で、今伺ったわけですが、出産時とか先天性の異常でなくなっていると、つまり今、いろんなああいう最近出てきた予防注射をしなくても子どもは元気に育ってるんだというのが現実じゃないかなということを感じました。これは国で決めたことですからとやかく言えることではないんですけども、それを確認させていただきました。

今の回答がちょっと私すっかりしなかったんですけども、私が伺いたかったのは、多分同じ考えだと思んですけども、結局、この国民健康保険が赤字になっているということは、今まで基金を取り崩したり、保険料値上げでやってきたけども、保険料もこれ以上は値上げできないだろうというふうになってきた段階で、国の補助が今と同じくらいベースで行くならば、国がお金を回せないというふうな事態で、今と同じベースで行くなら毎年1億円赤字で、1億円繰入れなければならないというふうなことも覚悟していかなくちやいけない現実なのかなということを確認したかったんですね、そこを答えていただきたいと思います。

それともう1つ、先ほどの玉名市の医療費のことを伺ったとき、国保は大体75億円ぐらい、それから後期高齢者は114億円ぐらい、合わせて約190億円ぐらいですね、ここに協会健保が国の平均で見ますと22万円ぐらいかなということでしたけど、これ人数合わせると大体予測がどのくらいで、合計どのくらいなのか、ここもう一回確認させていただいていいですか。

2点ですね、お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） まず国民健康保険の会計の見通しのことでございますけども、国民健康保険の財政、先ほど言いましたように非常に厳しいということで、国のほうでは3,500億円を、消費税の財源を当てにしたところで、最初はその分は3,500億円補填すると、市町村国保の分というような状況でございましたけども、消費税のほうは延期のほうになりましたので、そちらのほうの形はまだ今後の検討だと思います。もしも今と同じような状況での入り具合でしたら、やはり非常に厳しいんじゃないかというふうに考えております。ただ、今年度の赤字、昨年度の赤字、25年度に限って赤字の分をそのまま放置してはおけないという形で一般会計からの繰り入れを25年度の分の赤字に対しては精算するという形の判断で、被保険者から繰り入れというような形だと考えております。

それから、協会健保のほう先ほど言いましたように、16万円、自己負担額を除いて16万円ですので、逆算すると22万8,000円ぐらい、3割と仮定してですね、国民総医療費が39兆数千億円と言われてます。

その保健組合ごとでやっておりますので、なかなか国保と、こちらでやっている分は

わかるんですけど、よその分は全国的なレベルでいきますと、これ24年度、もうちょっと古い資料なんですけども、国から出されているのは23年度末、24年3月の数字で申しますと、市町村国保が3,520万人、それから協会健保が3,488万人、組合健保が2,950万人、それから共済組合が919万人、高齢者医療が1,473万人、1億2,600万人という形での人口の組合の加入状況で、それに対しまして先ほど言いましたように国保は平均50歳、ほかのところは36歳、34歳というような平均で、後期高齢が82歳ぐらいの平均というような状況です。

医療費につきましては、1人当たりの医療費、これはまたもう1年古い資料しか出ていないんですけども、23年度で市町村国保が平均で30.9万円という数字が出ておまして、ほかの協会健保、組合健保、年齢が若い分14.2万円ぐらい、共済組合も同じぐらいです。そういうようなデータで、このときは後期高齢は91万円と出ておりましたけども、うちの今の実態は100万円超した状態になっております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私はちょっとこの間社保の数を聞いたような気がするんですけど、まず社会保険に入っている加入者に大体22万円を掛けますと出てくるんだろうと思うんですけど、合計すると玉名市の市民が使っている医療費というのは、軽く200億円を超えると、1年間に250億円くらいは使ってるのかもしれないということが見えてきたんじゃないかというふうに思います。私は国保会計ばかり見てたので、90億円とかそういう数字を見てたんですけども、そうじゃなくて玉名市全体を考えると、もう250億円ぐらい医療費に費やしてるんだと、この現実をやはり非常に大きく受けとめていかないといけないんじゃないかなというふうに私は思います。この250億円を、毎年毎年250億円を使っていくということを考えたら、岱明の公民館の3億円や4億円なんか何てことないと私は非常に思います。ターゲットは違うところにおかなくちゃいけないと、市長私そのように思ってますけども、起きてらっしゃいますか。

そういうふうに思っております。

じゃあ、ちょっと全体に今まで伺った中から私の考えを申し上げます。

検診結果から見ても、それから死亡から見ても、生活習慣病が一番というふうなことでございましたけども、検診というのは一つの病気を発見しようとして狙ってその項目でするからそれがでてくるんです。つまり生活習慣病があるか、ないかを調べようという検診項目でしたら生活習慣病がたくさん出てくるというわけでございます。花粉症があるかどうかを調べる検診でしたら花粉症が出てくるわけです。ですから検診結果で市民の健康の全体像が出てくるというわけじゃないわけです。検診でわからないものもたくさんあります。不眠もわかりません。肩こりも便秘も花粉症もアレルギーもわかりま

せん。今の検診は一つのところを狙ってるだけで、市民の健康の全体像じゃないんだというのを、ちょっと認識していただきたいなということを思いました。

それで今後の対策ですけど、私はこの間岱明の公民館の支所移転の件で住民説明会をしていただきましたけど、あれはやはり職員の方とても大変だったと思いますけど、非常によかったんじゃないかというふうに思います。内容として私は、行政の言い分ばかりでと思うこともありましたが、私たちがしたときは私たちの言い分ばかりでしておりますので、それはそれでよかったのかもしれないです。玉名市の財政状況、将来の予測など、資料をきちっとつくっての説明は非常によかったんじゃないかと思います。また、この医療費の問題にしますと、私もこの介護保険の状況、それから国民健康保険の状況というのは、やはり事情は市民に説明して、一人一人が無駄を排除するようにお願いすべきではないかというふうに思います。やはり国保の問題を、いずれ国保になるとは言え、一般会計から繰入れるわけですから、今こういう事情なんだと、こんなに厳しい状況だということは、やはり話さないといけないんじゃないかというふうに思っていますけども、この辺は市長はどんなふうなお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 国保会計につきましては、毎年赤字というような状況で、5年間にわたりまして値上げをしてきたというふうな状況で、25年度につきましては、先ほどの御質問にもお答えいたしましたように、一般会計から投入というようなことを考えておる次第であります。

このことはやはり市民の皆さん方が健康であるということが一番大事なことだろうというふうに思っておりますけども、結果として収入よりも歳出のほうが多いということでございますので、歳出を減らすための努力はいろんな方策の中でやっているものの、結果的には毎年1億円近くの赤字が出ているというような状況でございますので、今後はやはり住民の皆さん方には、こういう現状を知ってもらうということも非常に大切だろうと思いますし、歳出が上回らないような状況をつくっていくのも我々の使命じゃないかなというふうに思っております。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 市長も座談会かなんかされてるようですので、ぜひ、こういう問題を取り上げて、市民に非常に国保の問題というのは、医療費の問題というのは切迫してるんだということを、いろんな資料をもとに御説明されたほうがいいんじゃないかなと思います。

では私のほうから今度医療費の適正化の戦略について私の考えを述べさせていただきます。

この医療費がこういうふうになったというのはいろんな問題がありまして、国保だけ

じゃなくて、社保、協会健保みんな困ってるわけですけども、まず、私が若いころ東京の美濃部知事という革新知事が老人医療費を無料にしました。あのころから老人病院が続々建ってですね、医療費がどんどん、どんどんふえてきました。そして国も48年に老人医療費を無料にしたことから、さらに医療費の増加が目覚しくなってきたというふうに思います。この医療費の増大に対して困った政府は老人保健法というものを昭和57年か58年ごろ策定しました。老人保健法といいますけども対象は40歳からですね、老人医療費を一部有料にするかわりに市町村が住民の健康管理をしていくんだというのを、そういうふうに義務づけた法律であります。そのときにその市民の健康管理のための保健師を増員いたしました。今中堅の50代ぐらいの保険師が、その老人保健法ができて増員になった保険師だろうと思います。それ以来、病気は検診をして、早期発見、早期治療すれば医療費は下がると言われ続けてきました。最初は検診で病気が見つかって医療費は高くなるけども、長い目で見れば医療費は下がると、そういうふうにいわれて検診の受診率を上げることに必死になって現場はやってきたと思います。それをやり続けて30年、医療費は下がったでしょうか。国民所得に対する医療費の割合は2倍になってきています。この検診中心の健康づくりは結果が出るどころか、中途半端な知識から、健康に対する不安、おそれが増大し、医療依存度を高める結果になったと私は感じております。

先ほど繰り返しますけども、生活習慣病が多いということでしたけども、それを狙った検診の結果は生活習慣病が多いですけども、医療費全体としてみればそんなに多くありません。どういうふうな健康問題をみんな持っているかといいますと、循環器疾患については2割、その他いろいろというのが半数くらいあります。ですからこれからは新たな発想で健康づくりをしていかなければならないというふうに私は思っております。

ここに非常におもしろい資料があります。男性と女性と病気の仕方がどう違うかという資料なんですね、男の子は育てにくいという声聞きますけど、子どものころは確かに男の子のほうが医療費が高いです。ところが、20歳から45歳ぐらいまでは非常に男性は丈夫で、女性に比べて医療費が少ないんです。仕事に燃えている年代は医療費が少ないんです。50歳ぐらいから差が出てきます。大体、50歳ぐらいになりますと2万円近く男性のほうが多くなります。それから60歳ぐらいになりますと7万円ぐらい女性より男性のほうが医療費が多くなります。70歳ぐらいになると12万円ぐらい多くなります。80代になると16万円ぐらい多くなります。男性は女性に比べて非常に病院に通ってます。それだけお金をつぎ込んでいるにもかかわらず長生きしないというのはどういうことなんでしょうか。男性にお伺いしたい気持ちです。私が思いますに、やはり健康というのはですね、あれこれ注意するだけじゃなくて、張りのある生活ということが一番のもとになってるんじゃないかと思うんですね、寿命が長くなりまして、食

べるために働かなくてもいい、何をしなくても自動的に年金が入ってくる、ストレスがなさ過ぎてあるような、そういう生活を何十年もしていくということが一番大きな病気の原因になっているんじゃないかというふうに思います。私の知っている方で、心臓病で熊本の大きな病院に行った方なんですけど、朝目が覚めたとたん腹が立つんだそうです。何で腹が立つ、何もすることがないから腹が立つんだそうです。この議場にいらっしゃる方はそれぞれの役割が、重すぎるぐらい重くて、そんなに暇だとか、やることがないとかということが信じられないでしょうけども、実際暇つぶしをしてらっしゃる方というのは非常にたくさんあります。健康だけが生きがいという方もおられます。私はやはり退屈しのぎ、暇つぶしの人生ではなくて、健康だけが生きがいの人生ではなくて、最後の最後まで社会の中で、交流を楽しみ、社会貢献して、最後の最後まで燃えて生きることができるような環境づくりにシフトしていかななくてはいけないんじゃないかと。ですから医療費の問題、健康づくりの問題は、このことも含めて専門の担当者と生涯教育と国保と一緒に考えていったほうがいいんじゃないかと、そのように思います。一人前になるために、小中高と12年間勉強しまして、社会に出て働くわけですが定年になってからもどう生きるかという、ライフスタイルに合わせた生涯の課題というものがあると思います。そういうふうなライフステージごとの生涯教育の計画というものをつくっておられるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいまの質問の生涯学習の中で、ライフステージごとにスケジュールをつくっているのかということですが、生涯学習の中で公民館活動というのがございます。その中ではやはり子どもからお年寄りまでの講座を考えるとというのが第一かと思いますが、それぞれのライフステージでのスケジュールと申しますか、計画というのをつくってないところでございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 突然で失礼しました。

非常に大事なことだと思いますので、ぜひお考えになっていただきたいとそう思います。非常にいろんな経験豊かな人材がたくさんいらっしゃいますので、その力を、エネルギーを存分に発揮できるようなまちづくりをしていくことが定住促進にもつながるとそのように私は思います。この公民館問題で、公民館どうでもいいというふうな声もありましたけども、それはやはり公民館が今の時代にあった活動になってないということだというふうに感じました。病院に行くのも忘れるぐらいの生活ができるような、そういうふうな環境づくりというものを、学習環境というものをぜひ考えていただきたいと思いますというふうに思います。

提案の2つ目は、私今の行政の健康づくりというのは、西洋医学の、西洋医学の範疇

で考えていることの限界があると思います。西洋医学には自然治癒力という考え方がありません。栄養、運動、休養が中心です。東洋でいう養生法というのは、まず呼吸法、呼吸の息というのは、自らの心と書きますから、呼吸法で心が整います。その次に食べ物、食べ物に関しては東洋医学では温める食べ物、冷やす食べ物、体を締める食べ物、体を緩める食べ物という考え方がありますが、西洋医学にはありません。ミカンはこちらかという冷える食べ物です。今、塩は温める食べ物ですけども、減塩と生野菜とそれに酢を使うという食生活は体が冷えますので、ミカンの消費がどんどん減ってくるんじゃないかというふうに私は思っております。ですから、血圧高くない方は、やはり日本の伝統料理が非常に大事じゃないかなというふうに思うわけです。あとヨガに見るような、体のゆがみを整えるという考え方が西洋医学にありません。市民全体を見れば、私が、市民が何が困っているかと言いますと、軽い血圧の薬で安定している人は余り苦しめておりませんが、皆さんが苦しんでいるのは不眠だったり、ひざが痛かったり、そういうことですね、もう抗うつ剤飲んでいたり、安定剤飲んでる人はざらにいます。私はだれにでも共通する、例えば、生活習慣病だったら生活習慣病の人にしか対象になりませんが、だれにでも広く共通する不眠教室とか、便通がよくなる教室とか、花粉症撃退する教室とか、腰痛の教室とか、もっともっと軽微の症状を大事にして、自分で自分の体をきちっとコントロールできるようなセルフケア能力を高めるような健康づくりも取り入れていったほうが市民の信頼を得られるのではないかというふうに思います。

3つ目は医原病の予防です。先ほど申し上げましたけども、驚くほど予防接種がふえています。私はおたふくかぜも水疱瘡も病院に連れて行かず、そのままほっておいて子どもが治りました。基本的に病気というのはそういうものだというふうに私は思っております。それなのにどうしてこれだけ予防接種がふえてきたのか。私は子宮がんの頸がんワクチン以来、国の施策に対して非常に懐疑的になっております。若年の子宮がんの死亡がないのになぜ若い女子中学生にあんなに高価な、そして副作用の多いものを、全女子中学生にさせようとしたのか、その狙いはなんだったのか。政官財が癒着してたんじゃないかと思いたくなるような施策だったというふうに思います。それに比べて、それにも懲りずにまた予防接種がふえてきております。これは国が定期予防接種にしたことですので、国会議員に言うしかないと思ってるんですけど、せめて私が執行部にお願いしたいのは、本当にその予防接種が必要なのかと、そしてその予防接種をすることで、本当に健康になったのかということきちっとデータを見つけていくと。県に国に物申すことができる職員になってほしいということをお願いしたいということと、過去予防接種には添付文書というのがインターネットで調べるとできます。各メーカーごとにできます。例えば、インフルエンザの添付文書、つまりこの予防接種はどうい

う、どれだけの効果判定してあって、どういう副作用があるかということをしちつと書いてあるのです。この添付文書を読みますと、重大な副反応の中に、急性潜在性脳脊髄炎、肝機能障害、ぜん息発作、紫斑病、間質性肺炎、脳炎、その他いろいろあります。なぜインフルエンザの予防接種をしてこういう目にあわなくちゃいけないのかと思います。免疫力を高めていけばおそれることはないんじゃないかというふうに私は思います。市がインフルエンザの予防接種の助成をするということは、インフルエンザをしたほうがいいですよというメッセージになります。「みなさん、インフルエンザをしないといけませんよ。」というメッセージになります。これは不公平ですね。免疫力を高めていけばいいですよと両方教えていかななくちゃいけない。インフルエンザにならない方法にはこういう方法がありますということをお知らせする。でも心配で予防接種を受けたい方はこういうのもあります。情報は片一方だけじゃなくて、両方提供するようにお願いしたいということ。そしてさらに徳村議員のほうから肺炎球菌についてもっときちつと知らせたらというふうな御提案もありましたけども、そのときには添付文書も必ず読んで、副反応はこういうものがありますから、こういうものが出たときには速やかに連絡するようにと、それをきちつと伝える。情報はいいことばかり伝えるんじゃないで、両方伝えていくことが市民が判断していけばいいわけですから、それが非常に大事じゃないかなというふうに思います。私はこれらの予防接種が本当に国民の健康を考えていることなのか、メーカーの売り込みに負けて取り入れたのか、よくわかりませんが、現場は非常にお忙しいばかりで迷惑なことだと思いますが、ぜひ、添付文書の件とそれから免疫力を高めるということと同じように力を入れていただきたいというふうに思います。

これは要望で答えはいたしません。

それから介護予防に関してもしかり。私は寝たきりはある意味では心の病じゃないかというふうに思っています。いくら体操教室に通っても絶望感、不安感からは筋力低下していきます。先ほどの健康づくりと一緒に張りのある生活をできる環境をつくっていくと、そして市民にも安心して介護施設をつくるということじゃなくて、本来元気に暮らしていけるんだよということで、90歳でも95歳でも元気な方はもっと広報に載せるとか、クローズアップして「ああ、元気で暮らしていけるんだ。」というそういうイメージを描けるように、そういうふうなこともしていただきたいというふうに思います。

ちなみに、和光市は介護認定率が10%とありました。玉名は21%ぐらいでしょうか。ぜひ、ますます研究して認定率を下げっていくように努力していただきたいですし、介護保健の現状についても国保同様に担当者並びに市長もあらゆる場面で市民に現状をお話していただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますけども、玉名市民が1年間に医療費は250億円かそれぐらい使っているということを非常に危機感を持って新たな発想で取り組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） あと15分しかないというので、ちょっと気合入れて急いでやります。

公民館、公共施設適正配置計画についてですけども、先日の説明会はお疲れさまでした。その説明会で住民の声を聞いてどのように感じられたか、そして今後どういうふうにしていく方針かということをお伺いします。それと、私は思うに、辛抱しろ、辛抱しろという割りに、そこに市民会館に小ホールもつくるということ。果たして小ホールの利用価値はどうなんだろう、利用頻度はどうなんだろうと思ってるんですけども、その利用頻度についてどういうふう考えてるかということと、どれだけの規模、どれだけの予算で建てようとしてるかということをお伺いしたいということと、それから平成32年までに使える残り267億円の合併特例債ですね。

ああ、全額。全額でした済みません。残りの幾らでしたっけ。残りの合併特例債をどのように使おうとしてるか、その計画をお伺いします。

それからもう1つ、副市長がふれあい健康センターについて「あそこを使えばいいじゃないか。」みたいな発言もありましたけども、ふれあい健康センターの機能と、それから今後どのようにそのことを考えているのかということもお伺いしたいとそうように思います。これは再質問でしょうかと思ってたんですけど、最初にお願いいたします。あとはちょっと時間がないので、通告でしたとおりよろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） まず近松議員の合併特例債の活用計画ということで、私のほうから答弁をさせていただきます。

昨日の西川議員の答弁と重複する部分もございますけれどもお答えをいたします。

合併特例債につきましては、御案内のとおり国が合併推進で設けた優遇措置であり、

他の市債に比べて財政支援の手厚い地方債でございます。本市の合併特例債の発行状況でございますが、平成25年度末の発行累計額は約122億円、発行可能額である約267億円に対しまして、45.6%でございます。

今後の活用計画につきましては、市民会館建設、サッカー場建設、学校規模適正化事業、道路整備や公園整備などに積極的に活用するとともに、計画的な発行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） 近松議員の岱明町公民館支所移転計画の住民説明会の結果と今後の方向性ということについてお答えをいたします。

岱明支所庁舎に岱明町公民館及び図書館の機能集約による、公共施設の適正配置に関する説明会を、先月11日から26日までの5日間、開催をさせていただいたところでございます。

初日の11月11日には、岱明地域の全区長と支館長に御案内を申し上げ、39名の御出席をいただきました。その後は4小学校区ごとの住民説明会を開催いたしまして、計107名の住民の皆さまに御参加をいただいたということで、全体としては146名の一般住民に御参加いただきました。実際には複数回参加された方もおられましたので、実質的なこちらの集計では122人の参加者というふうに把握いたしております。しかし、若い世代の方の参加が非常に少なかったということは非常に残念でございました。しかし、いずれにしましても御参加いただきました皆さまには、この場を借りてお礼を申し上げます。

これらの説明会で市に対して寄せられました御意見やご要望は、先月28日に開催いたしました報告会で地域協議会委員及び地元議員の皆さまにその内容を報告させていただいたところでございます。その際にも申し上げましたが、集約化に対しては賛否両論がございました。その意見としては、部分的には集約に賛成であったり、外郭団体への貸し出しや他施設との共用化などさまざまな利活用方法の提案もいただいた状況でございます。これらの貴重な御意見は、市といたしましても十分に尊重することといたしまして、公民館等の利用者はもとより、幅広い世代の1人でも多くの岱明地区の皆さまに御理解いただけるような説明を行なうなど、今後も適切な対応に心がけてまいりたいと考えております。また、地域づくりの拠点である公民館の役割と責任は、今後さらに大きくなると同時に、非常に重要な施設になると考えております。集約化への市民の考え方には、それぞれ異なる立場やものの考え方から、一致には至りませんでしたので、引き続き十分な検討が必要であると改めて考えさせられたところでございます。

それとふれあい館の利用ということで、説明会の中で冒頭にふれあい館の活用も推進を図っていくということで、ふれあい健康センターですね、のお話をさせていただきました。過去検診事業、当然保健と福祉の共有施設でございますので、旧岱明自体に通じてはフルに活用されていた状況にあるかと思えます。最近につきましては、福祉センター的な機能が主で、介護予防事業だったり、健康講座等もあっているようでございますけれども、フル活用には至っていないということで、十分な活用がしていただけるようなことでお願いをしたところでございます。その一貫として、今回上程してあります条例改正、入館料を浴場使用料というふうに改めて、利用しやすいような状況にということで進めているところでございます。いずれにしましても、市の施設の集約化については、今後進めていく必要があると思えますので、含めましてふれあい健康センターの有効活用も図っていけるような状況をつくっていきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 近松議員の各公共施設の市民の利用率から見た生涯学習の課題と地域づくりについてお答えいたします。

まず、公民館の稼働率でございますが、平成24年3月に策定されました玉名市公共施設マネジメント白書における公民館の官庁利用を除いた、一般利用における施設別の利用につきまして、利用時間単位、午前、午後、夜間での駒数で見たとところですが、岱明町公民館が22%で最も高く、次いで中央公民館が12%、天水町公民館が9%、横島町公民館が8%の順となっております。

次に、一般利用における各公民館の部屋ごとの利用率についてですが、中央公民館から申し上げますと、大研修室が14%、第1研修室が12%、第2研修室が14%、大3研修室が21%、和室が21%、調理実習室が4%、創作室が4.1%、工作室が1%、視聴覚室が19%となっております。

岱明町公民館は、講堂が20%、第1会議室が30%、第2会議室が27%、和室が28%、調理実習室が4%となっております。

横島町公民館は、多目的ホールが10%、第1会議室が20%、第2会議室が10%、第3会議室が1%、第4会議室が4%、和室が5%となっております。

天水町公民館は、大会議室が23%、第1会議室が9%、第2会議室が1%、第3会議室が4%、第4研修室が10%、和室が14%、調理実習室が4%となっております。

また、議員御質問の市民会館周辺の3施設の各部屋ごとの利用率でございますが、主管課は違いますが、私のほうから引き続きお答えさせていただきます。

玉名福祉センター大広間は50%、会議室Aは38%、会議室Bは22%、それから高齢者等就業支援センターの会議室、こちらのほうは12%、実習室は17%、また、

勤労青少年ホームの和室は21%、運動室は52%、講習室は38%、料理室は11%、音楽室は30%でございます。

次に、公民館の利用状況についてですが、まず中央公民館の各研修室につきましては、市役所等の官庁利用の会議や研修に利用されることも多く、現市役所庁舎が隣接していることや会議室が少ないことから、全体の約30%が官庁利用となっております。

議員御質問の中央公民館につきましては、市役所本庁舎への移転に伴い、文化センター利用者数の減少が考えられますが、施設のPRを初め、駐車場の確保、魅力ある講座を充実させるなど、利用率アップを図っていく必要があると考えております。また、調理実習室や工作室等の利用が低い研修室の利用度を上げるためにも、さまざまな自主グループに利用していただくための工夫が必要であると考えております。

次に、岱明町公民館につきましては、自主講座や各種サークル、PTA等の活動が多く、ほかの公民館と比較すると一般利用者の利用率は高くなっております。

次に、横島町公民館は、周辺市町からも教職員会議等の官庁利用等の大会議がふえている状況である一方、イチゴの産地という地域性もあり、ハウス作業の繁忙期は利用が減少する傾向にあり、周辺は農家がほとんどであり、昼間は農作業のため、地元住民の昼間における公民館利用率を上げることはなかなか厳しい状況であります。夜間における講座等の開催により、利用促進を行なう必要があると考えております。

次に、天水町公民館は、ダンス、大正琴などのサークル、公民館を利用して活動している状況であります。天水町の場合ミカンの生産農家が多いため、10月から12月はミカンの繁忙期であり、利用者が減っている状況にあります。昼間に開催されている講座には、岱明や横島からの利用者も多く、地元参加者の増加を図るために、講座の内容や農作業終了後も夜間に開講することなどを検討する必要があると考えております。

市といたしましても地域のニーズに即した公民館講座の内容の見直しや子育て世代や働く世代の方々が利用しやすいように、夜間講座や閑散期講座の充実を図るとともに、地域性を考慮し、利用者ニーズにあったサービスの提供により、利用者数の増加や利用率の向上に努めていきたいと考えております。また、公民館講座の受講終えたあとに、さらに学習を続けるために、自主的に活動するグループ等の活動がスムーズにできるように支援していくとともに、仲間づくりや地域づくりについても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 近松議員の玉名市民会館の建設予定額と小ホールの必要性に関する質問にお答えいたします。

建設予定額でございますけども、平成23年10月の基本計画策定時点で発表いたし

ました金額で、総事業費22億2,000万円というのがありますけども、既に3年が経過しておりますので、建築資材や労務費を含む建築単価が上昇しておりますので、その金額で収まるとは想定をしております。それなりに事業費は増額になるというふうに考えております。ただ、現時点におきましては、基本設計に着手をしておりますので、事業費の積算はできませんし、設計の内容によって変わり得るものというふうに思っております。はっきりした金額を言える時期になりましたら、今後、基本設計を進めながらその時期になりましたら議会にもお示しをするというふうに考えております。

次に、小ホールの必要性についてでございますけども、平成23年の基本計画策定の時点で実施をいたしました利用者アンケートでも要望する声が多くありまして、その結果を受けてのものでございます。利用の実態におきましては800席までは必要ない催し物への対応がしやすいということがございます。このようなことから基本計画の検討委員会で慎重に審議された結果、平土間で多目的に利用できる300席程度の小ホールを設けることで答申を受けまして、市としてもその意見を尊重し決定した経緯がございます。それから市民会館の基本計画の内容で、小ホールにつきましては、演劇やオペラ音楽など、多様な演目に適したボックス型の小劇場とし、平土間形式で作品展示や会議等にも活用できる多目的な計画とするということと報告がされております。それから客席につきましては、申しあげましたとおり300席程度とし、大ホール講演の稽古や展示空間、さまざまな舞台、客席スタイルに対応できるように計画するというふうに基本計画の中で答申がされております。

それから、頻度ということでございます。頻度はどれくらいあるのかということでございますけども、来場者数で、現在の市民会館のことを申し上げますと、申し込み時点の人数で、実績というのはちょっとはつきりはわかりませんが、平成25年2月から、去年の2月から26年、今年の1月までの1年間、大ホールの使用実績としては74件っております。その中で、300人以下の来場者、利用というのは10件ございました。ただ、この数字だけを見ると必要性が薄いように感じられますけども、先ほど申しあげましたとおり、アンケートの中では、この申し込みされた主催者側のアンケートの結果では4分の3が必要と回答されております。それからつけ加えて申しますと、議会の委員会の中で、指定管理者の審議が行なわれたときに、現在、市民会館、自治振興公社が指定管理者で運営しておりますけども、自主事業が少ないので、自治振興公社についてはもっと自主事業の研修あたりを十分行なって、自主事業をもっと充実させるようにという指摘がございました。その後すぐ自治振興公社のほうに申しあげまして、自主事業の研修等には積極的に参加して、今後新しい市民会館になったときにもそれに対応できるような自主事業を行なってほしいというふうな要望をしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 近松議員のもう1点の御質問が、地域コミュニティ推進のための事業計画と問題点についてという御質問にお答えいたします。

地域コミュニティ推進のための事業計画につきましては、4つの公民館で実施しております公民館講座を初めとした、生涯学習の推進や地域コミュニティの支援、公民館支館活動の推進、自治公民館施設整備事業、さらになかよしの日事業の推進などを実施していくことにしております。また、問題点といたしましては、本市においても少子高齢化が進展し、高齢化率は平成25年度29.66%あり、65歳以上の高齢者は年々増加しており、平成26年度には高齢化率は32.4%になると予想されております。高齢化が進むと単に高齢者が増加するというだけではなく、医療費や介護保険料などの市民負担の増加や近隣間の人間関係の希薄化など、著しい社会情勢が変化していくことから、活力ある地域にするため、さまざまな学習活動や地域づくり活動、ボランティア活動などを通じた市民同士の交流が必要であり、地域のさまざまな課題を見つけて解決を図っていくなど、地域住民が主体となった活動が求められてくるものと思われまます。市といたしましても公民館講座におきまして、少子高齢化などの現代的課題や地域的課題などをテーマとした講座を開催し、市民の学習意欲の向上と地域においてさまざまな課題に取り組む人材の育成を図るとともに、近隣関係の希薄化の問題につきましては、なかよしの日事業推進することにより、家族、友達、学校、隣近所、地域全体の仲良しの普及啓発を地域一体となって取り組んでいきたいと考えております。また、小学校区を単位とした支館活動が活発化するように、各支館が地域性や創造性をいかした事業が行なえるように支援し、地域力向上と住民主体の活動を推進していきたいと考えております。さらに、公民館が市民の皆さまにとって最も身近な学習の拠点であるという意識をもってもらうために、公民館職員自身が地域の住民とつながることが必要であると考えております。来館者とコミュニケーションをとりやすい環境づくりが大切であることから、公民館の中に市民の方々が気軽に集えるスペースや相談窓口をつくり、情報収集意見交換、アイデア交換などができる気軽な交流の場を提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ちょっと質問したいんですけども、きのう田中議員、おとといですか、田中議員の質問に対して、支所移転の案については、考え直すというふうに、確か原口部長がお答えになったかと思うんですけども、今副市長のお話では住民に説明を行なうという言葉があったり、集約化に対して十分な検討をするという発言が

ありましたけども、どれが回答なんでしょうか。具体的にお願いいたします。合併特例債の期限もきてますし、市民会館の建てかえも進めていく中で、この老朽した岱明町公民館を、放って、そのままにしたまま市民会館建設に移るのはいかがなものと思いますので、早めに方向性を出すべきだと思いますけども、お考えをお伺いします。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 先ほど答弁の中に、公民館というのは非常に重要な施設であるというふうにお答えいたしました。そういうことで、現計画を見直すか、見直さないか、それは早急に結論を出す必要があると思います。ただ、住民説明会の内容について、まだ公共施設等建設特別委員会の中で報告をまずしなきゃいけないので、それまでには見直すか、見直さないかについては御報告できるような方向で調整をしたいと思っております。

内容につきましては、現時点ではまだお答えできませんので、申し訳ございません。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） もう早く方向性を定めたほうがいいんじゃないかと思えますけども、特別委員会も早く開いて、報告をお願いしたいと思えます。

今、るる伊子部長から、今度地域コミュニティー推進のための計画をお話ありましたが、私、公民館職員の異動が多すぎると、今回全部変わりましたし、ほとんど毎年のように岱明町公民館変わっていますので、これは非常に地域活動、公民館活動、生涯教育活動を軽視してるんじゃないかと思えます。このようにどんどん、どんどん人が変わっていくんでは、どういうふうに住民とともに地域をつくったらいいかという経験をする前に変わってしまうので、住民が公民館に対する期待がなくなってしまって、「どうでもいい。」と、そういうふうな人も出てくるわけで、どうでもいいという回答が出てくることは、やはり公民館として敗北だと思ってるんですけども、この職員の異動に関して市長のお考えを伺います。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 人事配置につきましては、適性かつそういうものにあわせてやっているとこのふうな状況でございますので、これからもそういうものを適正配置をするということを前提にやってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） お言葉ですが、公民館長毎年変えるのが適正な配置ということでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 毎年変えるのが適正か、適正でないかというのは、やはりそれ

はそのときの状況でございますので、例えば1年残した状況で退職を迎えるというふうなときには、1年で交代するというのもございますし、また、長くいるというときもございますので、そのとき、そのときの状況によって判断をしていかなければならないと思います。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私の思うに長くいるということはありませんでしたので、以後よろしく願いいたします。

では、公民館建設については考えていくということでしたので、ちょっと私のあれの考えを申し上げさせていただきます。

私、説明会に出ましたけども、想定どおりの結果でした。まず、市民に対してどれだけ今度玉名が財政難であるか、税収が減っていくか、人口が減っていくか、そして借金が多いかということ言えば、知らない方はほとんど「ああ、じゃあもったいないからいいです。」と「無駄な投資することないです。」とそういうふうな方向になっていくのは想定内でございます。市民を自分の思うとおりにするのは赤子の手をひねるようなもんだなど、どういう情報を出すかで市民は判断が変わってくるということを如実に私は感じました。また逆に、じゃあ今市民会館の私は小ホール反対するかどうかまだ考えている段階で、反対といっているわけではありませんけど、本当にそのアンケートの人が希望したからといって、じゃあ利用率が20%にいく自信があるのかどうかということですね、そういうこともよく吟味されてないままに、市民の希望があるからといって小ホールはつくっていく、岱明のその公民館については、希望があるけどもあそこが空いているから使えという、こういうことを市民に知らせるならやはり市民はまた違う判断をしたらろうと、どういう判断を与えたかによって市民の判断は違うというふうに非常に思います。

1つ市民がですね、私、疑問に思ったことがありました。「議員は、議会は2回も否決してるけども、どうして議員は否決してるんですか。」という質問が区長さんの中からありました。そのときに回答が、私がいつも反対しているそのことが含まれてませんでした。「玉名の議員はよくわからんでいるらしい。」とそれから「聞いとらんということで反対している人がいる。」と「使い勝手が悪いということで反対している。」と確かその3つだったと思います。一番重要なこと、3つの階にまたがるというのは、一体とした活動ができないんだとそういうふうなこと、また、調理室と各階は一体となるところでなければならないと、家庭の台所という役割があると、そして食育を進めていくためにも、若いお母さん方のためにも、あの施設はできないと、そういう重要なことの説明が一切市民になかったと、そういう意味ではフェアな市民の声が引き出すには至らなかったと、私はそういうふうに結果を思っております。

私が今までここで述べてきたことを、何で反対したかということ「ああ、わかっていただいてないんだな。」ということはこの説明会で非常に残念に思いました。本当に小ホールの希望あったということはわかりますけども、私勤労者青少年ホームに音楽室どのくらい利用しているか聞きに行きましたけども、やはり音楽室あるけども、会議室をよく利用すると言っていました。安いからなんですね、そういうことで思うように利用が少ないんじゃないかと思えますけども、本当にこの玉名で小ホールをつくって、小ホール、大ホール、その利用率というのは確保できるという自信がおありなのかどうか、見通しをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 小ホールの必要性についてお答えいたしますけども、先ほど登壇しましてお答えしたとおり、当然大ホールとの共用しながら同じイベントのときに使うとかいうふうな利用の仕方がございますので、当然その頻度はあるものと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 実際どうなのか判らないと思っておりますけど、1つ私が思いますのは、あそこにもう十分公共施設は集約してあるわけですね、勤労者青少年ホームもあり、市民会館があり、そして福祉センターがあり、高齢者就業支援センターがあり、保健センターがあり、十分集約してあるんですけど、問題は日曜日に開館している施設は、市民会館しかないという問題があるんですよ。ですから福祉センターにしる、勤労者青少年ホームにしる、日曜日開館すれば十分あの施設でやっていけるんじゃないかと、そういうふうに思うわけです。この利用率の低さを見ると、やっぱり適正化配置というのは、有効利用するということが大きな目的にもあったんじゃないかと思えますけども、その辺はどんなふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 現在の市民会館周辺の答弁いたしますけども、現在の市民会館周辺の公共施設については、当然私も策定しております適正配置計画の中のひとつとして今後、廃止するのか、存続するのかという時点では当然、統廃合の検討をするべきというふうに、適正配置計画の中でもうたっているところでございます。

それから、今まで会議室等、市民会館の会議室等を、例えば市民音楽祭など等のときに利用したというふうな事例もあったというふうに聞いております。ただ、やっぱり同じ市民会館と同じ屋根の下じゃないというふうなところも不便なところもありまして、当然、新しい市民会館については大ホールと小ホールは、同じ隣接したところであってこそ使い勝手がいいものというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） あるに超したことがないと私も思います。何ものなければやはり私も講演会するときには300人なら集めきる自信があるけれども、600人だとちょっとしんどいので、300人があったらあるに超したことがないという考えでありますけども、あのようには財政危機とそして公共施設をまとめていかななくちゃいけないという説明を市民にされる限りは、やはり小ホールについても非常にきちっと利用率が高くなるというそういう確約がないとなかなか難しいかなというふうな、私は思っておりますけど。

むしろ当初、岱明の公民館建設については、ホールもそれなりのものについてたわけですから、私はそのホールを、小ホールを建てる分を岱明にもってきて、そしてその小ホールと現在と同じくらいの公民館をくっつけて建てるということが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。今、話がありましたように、多少使い勝手が悪くても市民会館のホールのすぐ向かい側の福祉センターに立派な部屋がたくさんあるわけですから、そこを使うということで十分ではないかというふうに思っております。岱明の場合には、非常に国道501号線で交通の便がいいのと、今度都市計画道路もできますので、やはり築地あたり、滑石、横島、大浜あたりからもどんどん来られておりますので、また一つの中核地点として、そこに整備していくということが一番いいんじゃないかと思っておりますけども、その辺の岱明町公民館建設についての市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 近松議員の市民会館の小ホールを岱明地区にという御質問がございますので、これもあわせて御答弁申し上げたいと思います。

今回、計画をいたしております市民会館には、単純に小ホールを追加するというのではなくて、大ホールとの両方が備わっているというメリットがあるというふうに判断をいたしましたというふうな状況でございますので、小ホールも設けるということにいたしております。例えば、小ホールは大ホールでの公演のための出演前のリハーサル等々、そしてまた、場合によっては同時進行形式の放映などで利用するということになれば、1,000人以上の入場ということも可能でしょうし、全体会と分科会を行なう県域を対象とした研究大会などの利用にもできているというふうに思っております。利用形態の可能性が広がるということが最大のメリットだと思っております。

そういうことで利便性の向上はもとより、延べ床面積の抑制にもつながっているということでございますので、これらのこと大小の両方が一つの建物の中にあるということから得られるメリットでございますので、小ホールを含めた市民会館の建設というもの

を目指してまいりたいというふうに思っております。

それから小ホールを岱明町にというような御質問でございますけども、別の建物に分割するという考えはございません。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 分割とはまた別の問題で、岱明町公民館建設についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 公民館建設につきましては、岱明地区のみなさんのためということで、今、庁舎跡地の有効活用ということで適正配置化計画の中で進めておるといふような状況でございます。公民館につきましては利便性がいいということでございますので、その隣に福祉センターがございますので、これが非常に使い勝手が悪いというようなことを言われております。それは温泉というか、入浴を利用した入館料というものを取っておるといふような状況でございますので、会館だけを使用するというような人のためには、入浴料の入館料は必要ないというふうな状況でございますので、入浴する方、そして会館を利用する方というのは2つに分けるということになれば、入館料はなしで、会館使用料だけでいいということになりますので、そういう面では料理室等とも立派な料理ができるような調理場もあるというふうなことでございますので、こういうものを岱明のみなさん方に使っていただければ利便性も非常に向上するというところでございますので、公民館建設につきましては、今の岱明の庁舎跡地に移転をする。そして福祉センターで使える部分につきましては、そういうものも大いに活用しながら、利便性を含めたところでやっていくということが大切じゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 具体的なお考えがこれで示されたように思います。

ふれあい健康センターもっと使い勝手のよいものにみんなが望んでいるように、3階じゃなくて1階で使えるようにすれば、公民館は支所移転でもいいんじゃないかということを考えているというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

違いますか。じゃあ、具体的にお願いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） いろいろ公民館建設につきましては、庁舎の3階に調理室を設けるから非常に不便だというような御意見も伺いました。それはそれとして、福祉センターの中に調理室もある。1階でございますので、非常にこれも広くて、非常にいいと

ころだということを聞いておりますので、そういうものは、料理教室等々については、そういうところで使うということで、公民館につきましては、今の庁舎跡地にも含めて建設をするということでございますので、先ほど副市長からの御意見も含めて、最終的には結論をしたいというふうに思います。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私もふれあい健康センターは家のそばで、愛着がありますので、あそこを公民館的にできないかということは自分なりに検討したわけですけども、いろんなことを考えて断念をいたしました。

1つは駐車場問題です。駐車場が足りないということです。もう1つは、大きなものがありまして、ふれあい健康センターの目的、そしてふれあい健康センターではなければできないことと、公民館と大きな違いがあるんですけども、その違いというのをどういうふうに認識しておられるのでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 公民館と福祉施設ということですので、その辺が違うということでもあります。そのほかには、使い勝手につきましてはさほど大差はないということではないかなと思いますので、ただ、公民館はあくまで公民館法によってつくられたということでございますので、福祉センターで料理教室をするということができないというわけではございませんので、使うほうとしてはいろいろ利便性はどちらでもできるというような状況でつかって行って、使えない部分もあるかと思いますが、お互いにそういう面は利便性を考えてやればいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ふれあいセンターと公民館の違いというのは、端的に言えば、ふれあいセンターは遊びに行くところであり、公民館は学習するところであります。公民館は予約をして集団で使うところであり、ふれあい健康センターは1人で行けるところで、予約しなくても1人で遊びに行けると、寂しくなったときに行っても、寂しくないところ、活用できるというふうな違いがあります。

一番大事なものは、ふれあいセンターの場合はいわゆるその入館料というものをとってましたけども、それを払えばいつ来ても子供たちが遊べるという、そういう特徴があります。私はなぜあそこを大事にしているかといいますと、金婚式もそうですけど、公民館が古いからということで、みな気軽に健康センターを使ってしまうので、子供たちがよく休みの日にバトミントンしに、卓球しに来てたのに、きょうは占有してるから使えません。使えませんということで、子供たちがよりつかなくなって、あそこはだんだん使われなくなったという経過があります。そのようなことで、ふれあい健康センター

は、ふれあい健康センターの意味合いがあるということを十分に御理解いただきたいというふうに思います。

それからあと時間が少なくなりましたけども、私が調理室を申し上げたのは、一番最初に申しあげましたけども、調理室というのはその調理実習のためだけではないと、いろんな団体が、じゃあ、クリスマス会しようというときに、調理室を使って、そして大きな部屋を使ってそういう催し物ができると、横島の公民館みたいに部屋はあるけども調理室なしではだめだということであって、調理すればいいものがあれば、ふれあいセンターにあればいいということではありません。るるいろいろ申しあげましたことをもう一度私はきちっと思い起こしていただきたいと、そういうふうに思います。

あと3分になりましたけども、私が考えますに、支所の3階にいきますと維持費がかかりすぎます。1グループが3階つくるときに、1階も2階も3階も電気をつけとかないといけないという問題もあります。また、市民が寄りつかなくなります。部屋を借りる代表者だけしか、事務所にいなくなります。細かい点いっぱいあります。きつと使っていない方はなかなか判らないだろうと思うんですけども、一体感を持った活動ができる。今度また、公民館祭りをしようということをみな利用者が企画しております。文化祭、玉名の文化祭に合併したけども、利用者が来る人が少ないと、岱明から来る人少ないから、やはり岱明は岱明でお祭りしようという計画をなされています。そのときに一体となったフロアでなければできないということなんです。3つにわたって、貸事務所にではできないというふうなことです。そのことを2つ強く申しあげます。

そしてお年よりはエレベータガールがいないとエレベータに乗れないといわれていましたけども、90歳ぐらいの方も来ておられますので、エレベータ、階段は無理だというふうに私は思います。そのことを慎重に考えていただきたい。そして人と人をどんどん、どんどん分離していくんじゃなくて、やはり一つのところで集えるようなことを考えていくことが医療費の予防であり、あの250億円という医療費を予防し、また、介護を予防していくというそういう視点から公民館活動をどうしていくのかということを実際に考えていただきたいとそのように思います。

せっかくですので、あと2分ありますので、言い残したことはなかったかしらと思いつつながら、この間、最後に1分で、食育祭をしましたけど駐車場が足りませんで、BGも借りました。そういうことで非常に健康センターを中心としていく場合には駐車場の確保というのを必ずしなくちゃいけない。現公民館の敷地というのは非常に大事であるということも申し添えておきたいとしたいと思います。

そのようなことで、市民の賛否両論いろいろありましたけども、行政側の一方的な情報しかなかった。そしてある方が言われましたけど、地域協議会の方が、「どんな方が利用しているんですか。」と質問されたときに、執行部が的確に答えられなかった。ど

んな人が利用しているかわからない人たちだけで協議してきた公共施設適正配置の結果であったと私は思います。その意味で市民の声によく耳を傾けて、弱者に寄り添うような、そういうふうな公民館をつくらなくちゃいけないと、強く、強く思います。慎重に検討して、私は建設を考えていただきたいということで、ちょうど終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

引き続き、8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 8番、自友クラブの内田です。少々お疲れのようでございますので、新幹線ほどではなく、準急程度のスピードで一般質問をとり行ないたいと思っております。

まず、倒壊等のおそれがある「空き家」対策について一般質問を行ないたいと思います。最近の急激な人口減少に伴います過疎化やあるいは介護施設に入所する高齢者の増加などによりまして、放置された空き家は全国的にも、また、熊本県さらに当玉名市においても年を追うごとに増加の一途をたどりつつあるようございます。このような空き家の増加は老朽化による倒壊やあるいはごみの不法投棄に伴う衛生の悪化、放火などによる防犯、あるいは防災性の低下などにより、その敷地のみならず周辺地域にもさまざまな悪影響をもたらしている現状がございます。総務省の調査によりますと、昨年10月現在での全国の空き家数は約820万戸となり、住宅総数に占める空き家の割合は15.5%といずれも過去最高を更新しておりまして、熊本県においても14.3%の空き家率となっているところでございます。このような空き家の放置は重い解体費用の負担や、あるいは更地にすることによりまして固定資産税の増加などに要因があります。また、私有財産のために倒壊の危険性が增大しているにもかかわらず、地方自治体が解体することには、なかなか所有者等の同意も得られておりません。このようなことから空き家所有者等の責任や義務を明確にし、管理不足、管理不全の状態にならないことを目的とする条例を施行する地方自治体が増加をしております。非常に困難な課題にもかかわらず、あえてその対策に乗り出しております。市民生活の安全性を高め、安心して生活できる環境を創造するとして、現在全国で約350の地方自治体が、空き家の解体や適切な管理を推進する条例を制定しております。また、熊本県内の自治体では、熊本市を初め八代市、人吉市、合志市、天草市などの先進的な自治体では、空き家の所有者に倒壊危険のある家屋や廃屋などに解体を指導・勧告できる内容を盛り込んだ条例を制定しているところでございます。このように、各地方自治体で条例制定が進む中、国もこの空き家問題とその対策は全国共通の喫緊の課題として、また、財産権に係る問題だけに、早急な対応、対策が必要として、先の臨時国会におきまして衆議院解散必至の中に、空き家対策の推進に対する特例措置法を成立させておりまして、公布から6カ月

以内に完全施行されることとなっております。その内容は、市町村長に立ち入り調査の権限を与え、固定資産税の相続情報を利用して空き家の所有者を把握しやすくすること。さらに、倒壊のおそれがある、また、衛生面で有害なものなどの「特定空き家」等は市町村が所有者に撤去や改善などを指導、助言、それに従わない場合は、勧告命令ができること明記しております。所有者が命令に応じなければ50万円の過料を科し、それでもなお従わないときや所有者の居場所が特定できないときは、行政がかわりに撤去することが可能となる内容となっているようでございます。

そこで次の6点について質問をいたします。

まず、玉名市における空き家数と空き家率ほどの程度となっているか伺います。2点目に、倒壊等のおそれのある家屋・廃屋等についての市民からの相談・要望は具体的などのようなものがあるのか伺います。3点目に、玉名市の倒壊等のおそれのある空き家についての現状、現況を玉名市の当局はどのように認識をされているのか伺います。4点目に、空き家についての現在の対応はどのような方策を取られているのかを伺います。さらに、更地の固定資産税の軽減措置はどのような方法があるのかを伺います。

次に、空き家等対策の推進に関する特例措置法の制定を受けて、玉名市における条例制定の方針はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○市民生活部長（北本義博君） 内田議員の倒壊などのおそれのある空き家対策についてお答えいたします。

初めに玉名市における空き家数と空き家率についてはでございますが、今年6月囑託員に依頼いたしまして、行政区内において安全上、生活環境上の問題で発生するおそれのあるおおむね3年以上所有者が確認できない空き家について調査いたしました。回答率は75.6%において466件の空き家がありまして、そのうち当面危険性がないと思われる空き家は359件、台風や強風等で屋根瓦や壁が落下する危険性のある空き家は107件で、安全上生活環境上の問題が発生するおそれのある空き家率は3.8%でございました。

それと平成20年に総務省が行なった住宅、土地統計調査では、住宅総数2万3,390件で、別荘などの2次的住宅、賃貸又は売却用の住宅等を含む空き家数が3,450件で、空き家率といたしましては、14.7%でございました。

次に、倒壊等のおそれのある家屋、廃屋等についての市民からの相談、要望等についてお答えいたします。倒壊等のおそれのある家屋、廃屋等についての市民からの相談要望は、地域の困りごととして囑託員から生活安全課へ要望書として提出いただいております。

ます。老朽化した危険な廃屋についての相談は、平成24年度に3件、平成25年度に5件、平成26年度の11月末現在の件数で6件でございます。内容は、長年居住者が不在であり、適正管理がされていないため、家屋の劣化により強風の際、屋根瓦等の被災、樹木の倒壊等により周辺地域に危害を及ぼす可能性のあるため、被害が発生する前に所有者に適正な管理指導をお願いしたいという内容のものがほとんどでございます。

次に、玉名市の倒壊のおそれのある空き家についての現状の認識についてお答えいたします。適正な管理が行なわれていない老朽化した危険な空き家については、防災、衛生及び景観面からも地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。このような深刻な社会問題に対応するため、現在県下では、熊本市、人吉市、水俣市、山鹿市の4市が空き家の適正管理に関する条例を施行されております。今後、玉名市においても生活環境の保全、生命、身体、財産の保護のためにも条例を制定する必要があると考えます。

次に、空き家についての現在の対応についてお答えいたします。対応につきましては、個人の財産権が絡むことでもあり、当該空き家を勝手に処分できないと考えるため、危険な空き家問題があった場合、地元区長より所有者に対しまして適正な管理を依頼していただいたり、地元区長からの申し出により市から所有者に文書で通知をしたりしているところでございます。また、危険な廃屋等が市道の敷地内に崩れ、市道の通行などに支障を来たした際には、安全確保のため市道上の私有財産を市が代行して撤去する場合もでございます。それに要した費用については、所有者のほうに請求をしているところでございます。

次に、更地の固定資産税の軽減措置はどのような方法があるかについてでございます。住宅の敷地として利用されている土地につきましては、地方税法において特例措置法があり、固定資産税が軽減されています。固定資産税の課税対象額である本則課税標準額を算出するにあたり、小規模住宅用地の特例として200平方メートル以下の部分については、評価額に6分の1を乗じ、また、住宅用地の特例として200平方メートルを越える部分については、評価額に3分の1を乗じて算出することにより、税額が軽減されています。一方住宅を解体撤去した場合、更地のままにしていた場合は、条例特例の適用が除外され、実質的には税負担が増額することになります。現在のところ更地にする軽減措置はない状況で、空き家放置の一因になっていると指摘されております。先月可決成立しました空き家対策特別措置法では、固定資産税の扱いなどについてははっきりとは示されていませんが、税の優遇措置をめぐっては解体、撤去した所有者には、「そのまま軽減を続ける」「適用期間を区切って軽減する」「軽減を続けた場合には、先に自主的に撤去した所有者と不公平性が生じる」また、「空き家になった時点で優遇措置からははずす」など、さまざまな意見があり、国においても2015年度の税制大綱に

固定資産税の扱いについて盛り込みたいとしており、今後の税制改正などを注視してまいりたいと考えております。

最後に、玉名市における空き家条例の制定の方針についてお答えします。本市において管理不全な空き家に伴う諸問題を解決するために、対策を講じることは市民の良好な生活環境の保全、安全で安心なまちづくりを進めていく上で欠かせないものと判断しております。先般の国会において空き家等対策の推進に関する特別措置法が可決されたことを受け、国の基本方針を踏まえながら関係各課と連携を図りながら、平成27年度までに空き家条例の制定を予定しております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは再質問を行ないたいと思います。

昨年度に総務省が発表しております全国平均値が15.5%、また、熊本県の空き家比率が14.3%になっておるということは先ほど申し述べました。総務省においてどのような方法でこれを調査しているのか、私もはっきりしたことはわかりませんが、玉名市においては区長さん方に御苦勞をいただいて調査をされておる。その回収率が約75%で、空き家率が約4%との調査結果ということになっているようでございますが、全国平均値が15.5%、また先ほど答弁の中で平成7年の総務省の調査によりますと14.0%程度の空き家があるということになりますと、先ほど特定空き家、いわゆる倒壊等のおそれがある空き家が100件等というような答弁でございましたが、約3倍程度、約300件程度、この統計からいけば推定がなされる。そういう形になろうかと思っております。それで、本当のこの実態がわからずに、その適切な対応、対策ということはなかなかとりかねるところでございますが、この調査方法につきましては、やはり総務省、あるいは今度の法律の中で県あたりが適切な指導をするというような文言も入っているようでございます。どうかそのある程度きちっと実態に即した数字をまずつかんでいただいて、その後に対応を、きちっとした対応を考えるという必要があろうかと思っておりますが、まずこの点について答弁をいただきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 先ほど答弁の中で、今年6月に囑託員に依頼して調査していただいたということに延べましたが、これは今年1月に一応、この条例関係に關しまして、関係各課集めて会議を行ないまして、その中で最終的、市内にどれくらい本当の危険性のある家屋があるかという意見が出ましたので、一応、区長さんに依頼して調査をいたしまして、6月最終的な率を出しました。それで、また、8月に第2回の会議をいたしましたけど、国の動向等がありましたので、国の法律等が可決したあとでまた連絡とって会議を開催しようということで、今休止している状況だったということで

すけど、6月でこの会議の中での把握するための調査で本当の危険のある家屋が3.8%あったという形ですけど、実際の数字を拾ってもらった分でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 先ほど来の説明の中で、戸数とすれば100軒前後、率とすれば4%前後と、6月あるいは8月に一応、把握した時点ということでございます。相当総務省の調査と乖離が、実際の玉名市の皆さん方が調査された数値には乖離がございますので、もう一回どのような形の調査を実態調査を国あたりはやっておるのか、そのあたりも取り合わせて、これは実態の把握をまず何よりも早くされたほうが対策を立てる場合には有効だというふうに思っております。ぜひ、早急な対応を要望しておきます。

さらに、これ教育長に伺いますが、見かけるところによりますと、ときに小中学生の通学路の周辺にこの危険な家屋等があるように見受ける場合がありますが、このあたりは学校当局、あるいは教育委員会で把握をされて、その対策等々を取られたというような経緯はございますか、お尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） はい、お答えいたします。

現在のところ、そういう危険箇所という形で教育委員会に報告受けているところはありませんけれども、そのような状況が私どものところに届きましたら、それに対応した適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これはもう通学路等必ず子どもが登下校をする道路でございます。私たちの地域にも1、2そういうおそれのあるところが見受けられるところもあります。どうかひとつ、保護者等々の情報交換をしながら、実態把握に努めていただきたいというふうに思っております。

また、この調査の件ですが、今回の公布された法律によりますと、市町村は空き家等の対策計画を定めると。また、定めた場合はこれを公表しなければならないと、このようになっているようでございます。いわゆる空き家マップというものになりましょうか、防災機関あるいは防犯機関等々、あるいは学校等にも周知する必要性の上で、このような法律の内容になっておると思います。どうかひとつ先ほど申しましたように、綿密な調査をしなくては、これはまた公表もままなりませんので、ぜひ、早急な綿密な調査をいただきたいというふうに思っております。

次に、熊本県内の先進的な自治体では、苦心をしながらもすでに条例を制定して安心で安全な地域づくりのために対応に当たっております。当然、個人の私有財産権もあり、また解体費用等の問題、さらに更地への固定資産税の増加など、その対応について

は相当な困難が伴っていることは、これはもう実際のようにございます。玉名市先ほどの答弁では、玉名市においては文書により適切な管理をされるよう通知をされたということですが、文書で通知をされたそのいわゆる特定空き家等について、どの程度改善がなされたのか、事例がありましたら、恐らく通知等の文書ではなかなか効果がでにくいというふうに思いますが、どのような効果があっておるのか、恐らく先ほどおっしゃいました年度間に5件、あるいは6件の住民の皆さん方からの苦情なり、相談なりがあっておる中で、なかなかすぐ条例もない、あるいは国の法律もないという中で、対応するにはこれは限度があるかと思いますが、その文書等での通知、あるいは依頼でどの程度改善をされたのかを伺いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 先ほど倒壊家屋で相談のあった件数を報告しましたが、23年度6件と言いましたが、そのうち解決が1件で、ほとんどが未解決でございます。ほとんどがもう所有者が、相続人が県外とかほとんどで、連絡だけついている状況がほとんどです。24年度3件につきましては、1件の解決で、2件は未解決でございます。それと25年度5件につきましては、5件とも未解決で、このあたりも相続された人が山口県、兵庫県とか県外の方で、連絡取れてもなかなか解体まで至っていないところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 恐らく強制力の伴う条例がなくては、なかなか文章での現在行なっている通知等では、効果が薄いという、これは実態があるだろうと思っております。この空き家対策につきましては、熊本県の12月の定例会でも一般質問がなされてあると聞いております。恐らくまだ熊本県は条例の制定がなされていませんようですが、今後はそういう方向に進みましょうし、当然、各市町村も法律ができた、あるいは県が条例化を行なったということになれば、条例化は急いでやらざるを得んというのが私の認識というふうに考えております。

次に進みます。空き家を更地にした場合、固定資産税が増額するために、その対策が進まないという一面がございます。具体的に先ほど玉名市において200平方メートルの空き家を解体し更地とすると、そのあれならば6分の1の軽減税率という形ですから、結局は200平方メートルの空き家を解体した場合は固定資産税、これはおっしゃることから推定すると6倍という形になる。そのように理解してよろしいですか、お尋ねします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 内田議員の再質問に答えます。

土地の税がどれぐらい上がるかというところでもよろしいんですかね。

宅地面積が500平方メートル、固定資産評価額が500万円の土地を例にとって試算して見ますと、まず住宅が建てられていて住宅用地の特例措置を受ける場合の課税標準額200平方メートル分が小規模住宅用地として評価額の6分の1、残りの300平方メートル分については一般住宅用地として評価額の3分の1として算定され、年税額が1万8,600円になります。次にこの住宅を解体撤去、住宅用地の特例措置の適用が解除された場合は、年税額は約4万9,000円となり、3万400円の増額、特例措置の適用時の約2.6倍の税になります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは次に、条例制定の今後の方針について市長、あるいは副市長、担当部長に伺います。

今回、成立しました特別措置法によりますと、市町村は空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行なうために協議会を組織することができると、このような法律の文面がございます。この協議会は市町村長のほか、地域代表あるいは市町村議会の議員、それに法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者などによって構成することとされております。まず、さまざまな対応をするためにも、空き家等対策計画はぜひとも必要なものでございまして、当然、それを策定するには協議会を立ち上げる必要がございます。この点についてまずは執行部の見解を伺いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 先ほど、先月空き家等対策推進に関する特別措置法が可決されました。その中の7条で協議会の組織をすることができるということであらうと思いますが、今後は条例を制定する段階で各課集まって協議をいたしまして、その段階で協議会の設置等も含めて協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これはどうしても専門的な知識を持った方々が協議をしながら計画をつくりあげる必要がございますので、これは必ず設置されるべきものだと、このように考えております。また、今回の法律によりますと公布の日から半年以内に施行が、この法律が施行されます。先ほどの答弁では平成27年度中には条例を制定したいというような答弁ではございますが、もう既にこれだけその実態も、あるいは現在皆さん方が対応なさっていることに対して、効果は余り期待はできない。そういう状況の中ならば、これはできるだけ早く25年度、27年度中ということならば、来年、再来年の3月までという解釈もできます。やはりこれはもう公布がおそらく5月中ぐらいには

法律の公布がなされるわけでもありましょうし、また、現実的にも2年ほど前でしょうか廃屋がぼやになったりしたようなときもございますし、大きな災害の要因ともなりかねません。財政上も地方交付税等で措置をするという考え、あるいは税制も先ほど来この固定資産税の軽減についても国はさまざまな形で今後考えるということになっておりますならば、そんなにいつまでも協議をするということではなくて、できるだけ早い段階で、結局は来年度の平成27年の6月ぐらいの議会には条例を制定、条例の議案を上程されるべき、また、それだけのスピード感がなければ各部署とも協議をされながら、1つのプロジェクトチームでも立ち上げて、きちっとこれは関係方面に、広範囲にわたっておりますですね、税制もある、交通もありましょうし、学校もありましょう、防犯も防災もありましょうし、さまざまな法関係の専門的な知識が必要となってきます。これはできるだけその来年度中という、平成27年度中ということではなくて、私はこれは早急に法律された後に、条例制定という必要性が強くあると思いますが、この点について市長、どのような考えをもっておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 空き家法が施行されますと、これにつきまして議員御指摘のように協議会等々につきましては、庁内でいろいろ議論をいたしまして、かなり広い分野だろうというふうに思っておりますので、そういうものを踏まえて、期限内にはどうしてもやらなんいかんというようなこととなりますので、期限内のなかでも努力するように伝えたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） もちろん期限内、期限はこれはございますか。この法律が公布されてから何カ月、何年以内に条例を施行するという期限がございましたらば答弁をいただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） いつまで条例を整備しなさいということはありませんけど、準備としては平成25年から大体関係各課集まって協議をしながら準備を進めてきて、先ほども言いましたけど、1月、8月、関係各課集まって協議した段階ですけど、今度の条例制定に当たりましては、4月から機構改革で総務部の中の防災安全課のほうの交通防犯係のほうに移行して条例を制定することになりますので、その辺の組織が変わりますので、早い段階に協議をしながら、早い段階で条例制定をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） このように危機管理に対応するためには、やはりスピード感を持った事務処理がどうしても必要になってまいります。機構改革云々かんぬん、それはもう行政の内部的な事柄でもございましょう。市長は職員の職務のこれは管理者でもございます。副市長は当然監督者でもあります。2人が指導指揮のもとにこの案件に限らず、やはりきちっとした目標期限を設定されて、そして職員に緊張感を持たせて職務を遂行させる必要があると思いますが、市長あるいは副市長の答弁をいただきたいと思えます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 行政はすべてスピード感を持ってということは常に考えております。すべてそうだろうというふうに思いますが、これだけというところに行き着くかどうかわかりませんが、全体的にはスピード感をもってすべてやるというのが基本原則でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） ですから、この案件に限らず、諸案件につきましては、それぞれが、職員の皆さん方が、緊張感を持ち、危機感を持ち、スピード感をもって今後行政をされると、そのような強い思いをもっておりますので、どうかひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

ここでお知らせをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時54分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） こんにちは。御苦労さまでございます。9番、無党派の江田です。今年最後の最後であります。しかもこの議場でこうして登壇できるのも最後だと思えば何かこみ上げてくるものがあります。そして、いやここで私がしゃべつとが最後でしょうが、そして最後の最後まで傍聴いただきました傍聴席の皆さま本当にありがとうございます。どうか、もう少し御辛抱いただきたいと思えます。

今年もいろいろなことがありました。よいことはなかなか報道はされませんが、不祥事などはすぐに取り上げられます。10月17日にファックスが届きました。本市職員の不祥事についてであります。10月14日熊本県外の某警察署にわいせつ電磁的記録媒体陳列及び名誉毀損の疑いで逮捕されたとのことで、そうして何が何やらわからないまま、11月7日またファックスが届きました。11月4日に起訴された。これを受けて、11月7日の本日、玉名市職員分限懲戒審査委員会を開催した。結果、起訴休職処分と決定したとのこと。その後は何も音沙汰もなく、12月1日の本会議の市長の冒頭のあいさつで市長は謝罪をされました。10月17日の記者会見でも市長は九州市長会に出席ということで、副市長と関係者がテレビで謝罪をされました。秘書課広報広域係長、いわば身内同然ですね、九州市長会どころじゃなかつですよ、ほんなこつは。事の重大さ、私たちには理解ができません。12月1日の冒頭のあいさつでは、丁重にあいさつをされました。おわびをされました。謝罪をされました。私たちにはただ、型どおりにしか聞こえませんでした。なぜでしょう。心からの謝罪には取れなかったのです。なぜならば、島津前市長のときは、全員協議会の席上で、島津前市長、副市長、それに関係者全員で謝罪をされました。私たちは今回も全員協議会のときにあるかなと思っておりました。高寄市政になって不祥事がこれで3回目、いずれもおんなじパターンですね、一体議会をなんと思っているのか。議会軽視も甚だしい。副市長、総務部長、議会に対して謝罪しましたか。自分たちには責任はないというようなことを思つるとじゃなかつかいた。その誠意が見られんですよ。私は以前、高寄市政になって職員さんの交通事故がふえたことを一般質問で取り上げたことがあります。何か不安なことがあるから集中できずに事故を起こす。その不安は家庭なのか、職場なのか、それとも将来なのか、今回の不祥事も原因はなんなのか、そのために上司がいるのではないですか。職場の教育を十分注意してほしいものである。特に人間関係、仕事に対してもそうじゃないでしょうか。まち・ひと・しごと創生に関する要望、県下45市町村から、約600ぐらいの要望がチーム熊本地方創生実行本部に提出されておりました。なぜかその45市町村のうち玉名市だけ1つ11月3日出ておりませんでした。10年後、20年後の少子高齢化、どこの市町村でも危機感を持って頑張っているのに、どうして玉名市だけが要望されていないのか。西田総務部長は、苦しい答弁でありました。副市長初め、各部長は一体何を考えておられるのか。八代市は24日安倍内閣が重点施策としている地方創生を担う国と県の本部設置を受けて、「やつしろ・まち・ひと・しごと対策本部」を発足された。県によると同様の本部設置は県内市町村では初めて。このメンバーは中村市長を本部長に、副市長や教育長、各部長ら13人で構成し、人口減少や過疎化などに対する国や県の施策について対応する拠点とすると新聞が発表しておりました。玉名市においては、きのうの宮田議員の質問では、質問されたですね、宮田議員。高寄市長

は検討すると答えられたような気がいたします。他の市町村と比べると危機感がないように思われる。とにかく、全員が一丸となって頑張ってもらいたいと強く要望するものであります。

それでは通告に従いまして質問をいたします。

議長済みませんが、順番ばちょっと変えてよろしいですか。

○議長（作本幸男君） はい、どうぞ。

○9番（江田計司君） 時間がはっきりわかりませんので、1番をとにかく最後にもってきてまして、2番目の入札制度からまいります。

入札制度の今後のあり方について質問をいたします。

新庁舎建設も今月22日の引き渡しに向かって急ピッチで進んでおります。玉名市のシンボルである新庁舎、残念ながら工事に関係している下請け業者さんは地元業者さんの九電工さんのみであります。九電工さんに聞けば、その九電工さんはあれですけども、電気工事が関電工らしいですね、九電工さんに聞けばですね、関電工さんの下請けは大牟田からどうも来られているみたいですね、ですから九電工さんはなんか機械設備だけらしいですね、だから地元の業者さんというのは全然入ってない、何か中尾議員に聞いたら型枠屋さんか、どこですか、何かそこだけらしいですね。関係業者さんにいろいろ聞けば、金額的にとてもできるような状況ではないと。9月議会で承認されましたインフレスライドの追加契約も果たして下請けさんには支払われるかどうかわからないですね、これは総務委員会で聞いたけど、そこまでは追求できないというようなことだったですね。何のための玉名市のシンボルである庁舎建設だったのか。工事の関係する業者さんからは不満の声が聞こえてきます。

ところで公共工事とは一体なんなのか、10日の日に野田さんの報告会がありましたですね、野田毅先生の話では、公共工事とは、地元を軸にして地元を活性化するのが公共工事、そんなことを言われていました。建設関係は大変厳しい状況下にあります。入札においても今、行なわれている仮称玉陵小学校の設計業務、これはおそらく基本計画だろうと思いますけども、また、横島体育館はもう発注されてあるけんですね、基本計画は、これは全然地元の業者は入ってないんですね、ある人が持っていったところが、実績がないということで入札には参加できん、仮に落札しても契約はできませんよというようなことだそうですね、だから実績がない。そうしたらないから実績ができない、本当はこの公共工事というのは地元業者の育成なんですよ、地元で地元業者が力をつけて、地域の活性化につながると思われます。玉陵小学校の入札の条件をお伺いしたいと思います。

高寄市長は、平成21年の定例会で、当時の福田議員の答弁で、公共工事は社会資本の整備を通じて、豊かな市民生活の実現及び安心・安全の確保、地域の雇用を確保すると

いわれておりました。公共工事とは、地域産業経済の発展活性化につながるものだと思います。高寄市長は、地場業者、これは設計事務所についてもそうですけど、どのように考えておられるか伺いたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 江田議員の公共工事とはという御質問にお答えをいたします。

公共工事とはということでは、一般的に国や地方公共団体などが道路や橋などの社会資本の整備を目的に行なう建設工事のことをいいます。特に最近では、高度経済成長期に建設された道路や建物などの老朽化に伴う、維持補修や更新などの改修工事も非常にふえてきております。その工事費の原資として、国庫補助金や地方自治体の一般財源としての税金が使われております。言うまでもなく税金は国民、市民の皆さまに納めていただいた貴重なお金であり、一人一人がみんなのために少しずつ負担しあうことによって、誰もが快適な暮らしを送ることができるようにすることがそもそもの目的であり、決して無駄に使われることのないよう、細心の注意を図っているところでございます。また、公共工事には、地域の雇用を促し、地域経済の活性化を図るといった面もございます。特に、大企業や工場など、雇用の場が少ない地方にとって、産業振興や地域活性化の手段として公共工事は大変重要な役割を担ってまいりました。しかしながら、一時期のコンクリートから人への方針転換のもと、公共工事の予算が大幅に縮減され、それとともに発注件数が減少し、建設業及びそれに携わる人員の減少、技術者の高齢化、後継者等若手入職者の現象といった問題を招いており、建設業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあることもまた存じているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） ある業者から依頼を受けたわけですけども、「どうして玉名市の設計は地元業者は入らんとだろうか。」と要するにあとでその条件を言われると思うんですけども、確か1級建築士が10名とかですね、過去10年以内にどうのこうのというようなのがあるらしいですね、ちなみにお隣の八代市においては、どんな大きい建物でもやっぱり全部地元業者で委託をされているらしいですね、ですからやっぱり特に今まで経験はみんなされているし、大手のところに就職をしているいろんな経験もされております。だからできるだけやっぱり地元の人に発注をできるように今後はいろんな形を検討していただきたいと思います。

じゃあ、あとでまたさわりですね。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） それでは次に、岱明中央公園グラウンド等の使用の条例改定の

動きについてお伺いをいたします。

10月14日に玉名市教育委員会より、天水町公民館で玉名市、中央、岱明、横島、天水グラウンドゴルフ協会の代表者を対象にヒアリングが行なわれた。現在無料になっている市内の利用者を有料にしたいとの動きがあっているが、どうなのかお伺いをいたします。

次にいきます。次に、岱明町高道長保地区の道路通行の安全についてですが、昨年11月にこの件について要望をいたしました。

1. 市道大浜橋下沖洲線の長保地区の雨天時の道路の冠水対策。

2. 市道大正開線の長保沖の道路のり面の竹のはみだしの対策について、その後の進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 江田議員の岱明中央公園グラウンド等の使用の条例改定の動きについてお答えいたします。

今回の使用料改定の動きにつきましては、第2次玉名市行政改革大綱実行計画に盛り込まれております体育施設使用料の適正化に基づき取り組んでいるものです。現在の体育施設使用料は、合併前の旧市、町の料金体系がそのまま継承され、同種施設の使用料に格差が生じております。このことにより、各施設の利用者の不公平感を解消するため、使用料の見直しを行ない、また同時に施設の使用に対し、受益者負担の原則を取り入れ、適正な使用料を設定するものでございます。特に現行条例における無料制度とそれから市内外区分を廃止し、利用者へ受益と負担の観点から、施設の維持管理費の一部負担を求めていきたいと考えているところでございます。体育施設使用料の適正化の推進状況としましては、先ほど江田議員のほうからありましたが、利用者の詳細な利用実態を把握するために、本年10月に旧3町のグラウンドを利用されているグラウンドゴルフ団体へのヒアリングを実施しております。また、グラウンドゴルフ団体からは、会員全員が高齢者でグラウンドゴルフを通じて各自の健康を維持し、医療費の削減に大いに貢献しているためグラウンド無料での使用の配慮を要望されております。今後無料制度のある体育施設に係るほかの利用者に対して、利用実態調査を行なうとともに、意見要望をお聞きし使用料改正案の作成作業を実施したいと考えております。これらの作業を平成27年5月ごろまでに完了しまして、平成27年6月の議会のほうに条例改正案の上程を予定しているところでございます。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

[建設部長 藤井義三君 登壇]

○建設部長（藤井義三君） 江田議員の御質問の長保地区の道路通行についての大浜橋

下沖洲線長保地区の雨天時の道路の冠水対策について、それから大正開線の長保沖の道路のり面の竹のはみだしの対策についてその後の状況はどういうふうになっているかという御質問にお答えいたします。

まず、長保地区の市道大浜橋下沖洲線につきましては、江戸時代後期の干拓堤防を利用した道路でもございますので、車道部に側溝等の排水施設が少なく、雨天時には水溜りが多くできるため、小学生児童の登下校にも支障を来している状況を踏まえ、平成25年11月に議員も申されましたように、長保地区区長より対策の要望書が提出されております。この要望書を受けまして、路面に凸凹があり通行に支障を来している箇所につきましては舗装のかさ上げなどを行ない、緊急的に対応しているところでございます。また、路線的にこれを解消しますには、道路側溝等を整備することで大方の解消がなされるものとは思いますが、延長が長く、また勾配も少なく、流出先も限られていることから、部分的な対応では難しいと判断しております。そのため、平成27年度に全面的な調査測量設計の委託予算を含めて計上し、対応してまいりたいと存じます。

それから、大正開線の長保沖の道路のり面の竹のはみだしの対策についてでございますけれども、昨年、これも要望がございまして現地確認を行ない、本市の所有地内であることもございますので、本年度1メートル程度を2回伐採しております。しかしながら、竹の成長が早く持続的に通行に支障を来す可能性が高いことなどを考慮いたしまして、新年度予算に対策費を計上し、最善の方法で改善を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 済みません遅くなりました。

先ほどの江田議員の玉稜中学校仮称新築工事及び玉稜中学校改修工事基本実施設計業務委託の入札参加に必要な資格に関する事項を申し上げます。

全部で10項目ありますけれども、主だったものだけ申し上げます。

1号で、九州内に本社、支店又は営業所を有し、平成26年度の玉名市競争入札参加資格、参加有資格者名簿に登載され、建築関連コンサルタントの登録があること。

1つ飛びまして、3号で平成16年度以後に、国または地方公共団体が発注した延べ床面積3,000平方メートル以上の小学校又は中学校の新築又は大規模改修工事にかかる基本設計及び実施設計を元請けとして受注完成した実績があること。

4号で、1級建築士の免許を有し、平成16年度以後に国または地方公共団体が発注した小学校又は中学校の新築又は大規模改修工事にかかる設計業務の経歴を有する者を管理技術者として配置できること。その他指名停止等がないか、税金の滞納がないか、

健康保険制度に加入しているか等々全部で10項目ございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 入札の現状ということでございますけども、本市におきましては、建設工事及び工事に伴う測量設計、調査等の業務委託のほとんどにおいて競争入札参加有資格者のうち、市内に本社又は支店、営業所を有する業者の中から、最低6社を選定し、指名競争入札の方式により落札した業者との間で工事請負又は業務委託契約を締結しているところでございます。

指名競争入札は、工事等の種別や工事規模等に応じて、工事等を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案して、数社を指名し、入札させる方式でございます。市内業者を指名して受注機会をふやすことで、地元企業の育成及び地域経済の活性化に寄与するものと考えております。しかしながら、工事の規模や内容によっては、市内業者では受注が困難な特殊工事や大規模工事などもわずかながらございますので、こちらについては一定の条件をつけて公募する一般競争入札の方式により、発注をいたしているところでもございます。また、大規模な公共建物等の設計など、耐震診断、構造計算、設備設計などの資格を有する1級建築士が多数在籍している建設コンサルタントの登録業者が全国的に実績もあり、確実な業務の遂行が可能であるとの判断をしております。まもなく完成いたします市役所新庁舎や現在基本設計の段階であります市民会館や玉稜校区の小学校建設に伴う、設計業務など、まさにこれに該当するわけでございますが、これらについては市内において、これまで同種、同規模の実績がなかったこともあり、結果として市外の大手企業の参入によらざるを得ないというのが現状でございます。

私は常日ごろから市民目線を重視し、市民の皆さまの貴重な税金を使わせていただくわけでありますので、そのような考えのもとにいかなる場合も安全確実な方式をとらざるを得ないことも御理解いただきたいと思っております。

実績はどこでつくるのかということでもありますけども、やはり地元ではないか。その地元企業が入札に参加ができなければいつまでたっても実績などつukれないとの御指摘でございます。確かに、まずやってみて、その結果が実績として次のステップへと発展することも私も十分に承知をいたしております。しかしながら、市の貴重な税金を使っで行なう以上、安全確実な方法を取らざるを得ないというのが現状でございます。実績のない業者にいきなり大仕事を任せておいて、できなくなったということでは済まされません。それこそ市民の皆さまから多くの批判を受けることは明白であります。私も市長として重責を担う以上、だれもが納得のいく行財政運営を常に目指しております。市

内の業者に実績を積んでいただくことはもちろん大切なことですが、それにふさわしい案件がない以上、なかなか実績もつけれないというのが現状ではないかと思えます。ですから市内の業者の方にはそれぞれに応じた業務を確実に実行しながら業績を伸ばし、一步一步、段階的に規模を拡大していただきたいと思っております。実績とはそうやってつくるものではないかと感じます。

次に、入札制度の今後についてでございますけども。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 今、市長から答弁ありましたけども、県でもいろいろあるんですよ。例えば建築工事に関しては御存じのようにランクがあるわけですね、ところが設計業務に関してはランクはなかつですよ。というのは、設計書を県の建築確認書を出すわけですね、指導はあくまで県が指導するわけです。ですから確認がおりれば当然県の責任なんですよ。だからその辺はよく理解をしていただいて、ですからいろいろその面は県のプロが全部審査をして、この建物は適正な建物だというのは、そして県が建築確認をおろすわけです。ですから建築の場合は、やっぱり県でも玉名市でもそうですけど、要するにランクがあるわけです。どれ金額の幾らが何点じゃないといかん、Aランクじゃないといかん、特Aじゃないといかん。ところがこの設計業務だけはランクがなかつですよ。ですからそれぞれやっぱり皆さんそれなりに勉強されております。だから先ほどお話しましたように、八代市はどんな大きい建物でも、極端に言うと設計事務所が何社かで組んででもやってくれというような、やっぱり地元育成ですよ。ですから地元が実績を重ねなければ要するに地元でもそういう実績ないから入札には参加できない、しかし実績ができてくれば逆に県でもよその市町村でもできるんじゃないかと思えます。ですからやっぱり今まで建っているある程度の建物、やっぱり全部よその業者なんです。地元の人たちはやっぱり結構厳しい状況におかれてます。だからいつまでたってもこの厳しい状況はよくならんとです。ですから地元育成するのもやっぱり行政の責務じゃなかろうかと思いますので、どうかよろしくお願いします。

それから岱明中央公園グラウンドの、その条例改正についてなんですけども、結局有料になるわけですか。何かその今までこの件に限らず、いろんな面が旧玉名市に全部合わせるような形ですね、だから旧町部は極端に言うとかゆいところまで手が届きよったんですよ。このグラウンドを使うことによって、経費はどがんした経費のいっとですか。だからやっぱりこの人たちが、極端に言うとかゆいところまで手が届きよったんですよ。ですからそれはお互いに十分話し合っ、特にグラウンドゴルフをしよんなはる人は定年退職をされた方、極端に言うとかゆいところまで手が届きよったんですよ、今まで問題になりよる国民健康保険が毎年1億円ぐらい赤字、やっぱりこういうことで体力

つけて、いろいろやったらそっちのほうにもプラスになるとじゃなかですかね、これは仮に何かちょっと聞いたら、時間の100円かなんか取るような話になるとですかね、そうすると3時間すると300円、この人たちは1カ月に25日ばかり行きよるそうですよ。そうすると幾らになるですか。結局、天水にしても横島にしても、今まで無料だったのが有料になる。そうすると今まで20回行きよつとが極端に言うと、もう半分も行かんようになる。行かんと家の中でテレビどん見てごろごろしとらす。そうすると病気になって、さあ病院に行かなん。また保険のいる。何か悪循環になつとじゃなかでしようかね、ですからこの辺は十分気をつけて、財政の厳しか、厳しかて、かえって厳しいもってきよつとじゃなかですか。

[「書いてある質問と違うぞ」と呼ぶ者あり]

○9番(江田計司君) ああ、ほら、みてみなっせ。だからやっぱりいろんな面で弱者を助けるようなことも考えていかんと、元気で健康で長生きしていただけるような、経済的に負担がかからないように今後も検討していただきたいと思います。

もう決まったわけですか。まだでしょ。その辺は十分気をつけていただきたいと思います。

それから、3番目ですね、1の特にひどいですね、この田上与作さんの長保の家の前は、もう道路の半分から水溜りのあるとですよ、その横は通学路です。ですから今年も一応、応急処置はしてもらいました。アスファルトでですね。しかし、その家の方が言われるのが、「ただ応急処置だけでも、いつごろこの線はどうなりますか。」だから先ほど、こっちのほうですね、おっしゃったのは、ある程度27年度から測量して、そういうことがはっきりすれば地元の人には納得しなはるとですよ。

それと先ほど例の竹の問題ですね、これは高寄市長は選挙のときに地元の人になんかしてやるとか言いなはったんでしょ。それだけ今年からなんか年に2回草切りするようになった。たまたま私呼び出されてですね、「こういうことになったけども、毎年2回草ば切りよつとおおごつじゃけん、よかならコンクリートで。」そんなに厚はなかです。竹の植わらんごつですね、これくらいにしとくと、これも市の土地ですもんね、ですからそのようにお願いしときます。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番(江田計司君) それでは1番に返りまして、これでいいのか公共施設適正配置計画。

①として、岱明町公民館・岱明図書館を岱明支所に集約するのが適当なのか。これは田中議員も近松議員も言われました。私のほうからはあんまりもう答弁は一緒になりますので、重複する点がありますけども、6月、9月の議会で補正予算が否決をされました。なおかつ今回、区長さん、支館長そして睦合、大野、鍋、高道の各小学校で説明

会、そして最終的に地域協議会と議員との報告会がありました。その結果、どのように受けとめておられるのかお伺いをいたします。

それと2番目に、現庁舎跡地活用はどうなっているか。これは城戸議員がきのうだったですかね、おとといですね、話をされました。経緯としては、合併特例債を使って解体工事をする。そのためには解体したあとでどのように利用するのか、27年度中に整備計画を立てて、その後に解体工事をするとのことだったですね、跡地利用は現在のところ現庁舎の敷地内を対象としての計画と聞いているがお伺いをいたします。

そして3番目に、市民会館建設の経緯についてお伺いをいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 江田議員の岱明町公民館・岱明図書館を岱明支所に集約するのが適当なのかについてお答えをいたします。

平成24年度に策定をいたしました玉名市公共施設適正配置計画に基づき、この計画だけに終わらず実行に移すために、老朽化や余剰化等の多くの課題を抱える箱物施設の保有量圧縮に向けて取り組み始めたところでございます。岱明支所の有効活用もその一例でございまして、岱明町時代からの懸案事項でもあり、建てかえ計画もありました岱明町公民館と図書館を大幅な未利用施設になる岱明支所庁舎に集約することを検討してまいりました。中長期にわたり公共施設の配置を最適化していくことは人口や財政等の見直し、将来見直し等から考えても必要かつ重要なものだと考えております。市としましては、将来予測にたった市民共有の資産である公共施設のあり方の見直しについては適当だと確信をしており、岱明支所を有効に活用すること自体は極めて重要なものだと認識をしております。しかしながら、先ほど議員申されました説明会におきまして賛否両論がありました。先般の岱明校区の住民説明会の声は、市としては重く受けとめており、今後の検討におきまして再考すべき点もあったというふう感じておるところでございます。今後何よりも現に施設を利用されている方々と今後市の担い手になる次世代の市民の双方にとっての負の遺産とならないよう、適正な配置だったと思っただけのよう、知恵と工夫を凝らし、使い勝手がよい施設を考えるのが行政の役割と責任だと認識させられた次第でございます。

次に、現庁舎跡地活用はどうなっているのかというふうな質問でございますけども、11月20日に玉名市本庁舎跡地等活用等委員会の秋元委員長、平野副委員長より、玉名市長のほうに玉名市本庁舎跡地等に関する答申書が報告をされたところでございます。議員のご質問の趣旨といたしましては、本庁舎、現在の本庁舎の跡地だけではなく、周辺の開発も含めたらどうかというふうな御質問でしょうか。

経緯ですか。経緯、はい。

先ほど申しましたとおり、11月20日に答申がなされまして、ちょっと済みません。ちょっとよろしいですか。

○議長（作本幸男君） はい。

○企画経営部長（原口和義君） 済みません。

答申をいただいたあと、今後市といたしましては、この答申の内容に沿った計画を平成27年度に整備計画、基本構想、基本計画など策定をいたしまして、昨日でしたか、きのう、おとといですね、城戸議員に答弁いたしましたとおり、有利な財源を使いまして、28年度にこの庁舎を解体するというふうな計画を考えております。

以上です。

失礼しました。済みません3番目の市民会館建設の経緯ということですが、市民会館の建設につきましては、平成23年度に玉名市民会館建設検討委員会での検討を経て、玉名市民会館整備基本計画を策定をいたしましたけども、合併特例債適用期限の延長を受け、建設地を未定としたことにより、その進捗は一旦停止の状態であったことは御承知おきのことと存じ上げます。

その後、複数の候補地を挙げ、庁内の企画審議会など検討を経て、本年3月議会において現在地周辺、市民広場公園、新玉名駅前の3カ所まで絞り込んだ旨の答弁をいたしました。そして6月議会において設置された公共施設等建設特別委員会で、その後の検討経緯と結果について御報告をいたしまして、8月下旬には建設位置を市民広場公園と決定をしたところでございます。

この決定理由でございますけども、市民広場公園に建設する場合は用地買収はもとより、開発行為などの許認可手続きが必要ないため、工事着手までのハードルが最も低く、また、現在の市民会館を使用しながらの建設が可能となりまして、閉館期間が生じないといったメリットがございます。さらにこの周辺一帯は、市役所本庁舎の移転によって、行政施設の集約化が一層進み、公共施設ゾーンとしての利便性が増した地区でもありますし、周辺の公共施設がそれぞれ有する駐車場の共同利用も可能となります。ただし、公園機能が減少いたしますので、解体後の現市民会館跡地に、改めて公園整備をする必要がありますし、実態といたしまして、市に福祉センターの駐車場として使われている状況に対する課題と多くの来客がある場合に、駐車場が都市計画道路の東西に分かれてしまうとといった課題もございます。このことはこれまでの特別委員会で課題として出され、実態を調査したところ、各施設に勤務する職員の通勤用車両の駐車場の多くの部分を占めているという状況がわかりました。そのため社会福祉協議会や自治振興公社、シルバー人材センター、博物館及び保健センターと協議をいたしまして、これを改善する方法と最終的な駐車台数について、10月24日の特別委員会で報告をさせていただいたところでございます。また本年度の当初予算に27年度までの債務負担行為を含み、

2カ年で市民会館基本設計費を計上しております。その執行についても10月の特別委員会に報告をいたしまして、条件付きの一般競争入札により実施をしたところでございます。具体的には11月5日に公告をし、18日の参加申し込み期限までに8社の申し込みがあり、12月2日の入札会で落札候補者が決定し、事後審査を経て、来週には契約ができるというふうな見込みになっております。実質的には年明けからの作業となると思われませんが、来年の9月末を業務完了期限として、調整を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 答弁をそれぞれいただきました。

まず、公民館と図書館の件でありますけども、私もすべての説明会に参加をさせていただきました。近松議員のときにその参加された人数なんかは報告がありましたけども、参加された方は予想以上に少なかったんですね、それは11月11日に区長さんに説明があったときに、11月12日に熊日新聞で、要するに既存施設の建てかえは考えていないと報道されたわけですね、これ新聞で載ったわけですよ。だからその新聞を読んだ人は、「どうせ行ったっちゃもう説明だけで終るとじゃなからうか。」と、だからもう行ったっちゃ同じということで少なかったのじゃないかと、ただこれは私が思っただけですね、この構想を説明されたときに、冒頭に副市長はお話をされたですね。あいさつの中で要するにこういう紙をやられたんですね、この中には、要するに極端に言うに現在は65歳以上は27.何%、それと10年後ですね、要するに10%、65歳以上はふえる。ここまではよかったですよ、ところがこの中に要するにこの預金と借金のことが書いてあるですね、そして預金残高が現在は94億9,200万円、その借金ですね、借金が303億5,300万円、これを1人当たりの借金になおすと30万円ぐらい、これば説明しなはったですね、副市長。ただ私はいろいろ聞きよったけど、この300億円の借金は全部借金じゃなかったですね、交付税で返ってくることもあったですね、そがんでしょ。ところがこればいきなり来た人に全部こう説明するならば、「わあ、そがん借金のあるなら、もう借金はせんでよかばな。」と。これは本当のこの303億5,300万円の中で、交付税で返ってくるとがどれくらいあるとかちょっと副市長にお尋ねをします。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 江田議員の再質問にお答えいたします。

内部の94億円の預金と、303億円の負債につきましては、担当課長より説明があったわけですが、今おっしゃられますように借金高303億円、この中で臨時財政特例債、これにつきましては100%交付税対象と、それから合併特例債については御

存じのとおり償還の7割と、それから交付税算入に算入されない分がありますので、平均いたしますと5割程度、約150億円ぐらいは交付税対象ということになります。よろしいですか。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） だから、これば本当のことば言わんなら、そら集まった人はそがん借金のあって、またこれから借金するなら、实际的にやっぱりこの公民館を利用している人というのは少なかつですよ、全体的に、岱明町先ほど近松議員から言われたけど、1万4,000人おんなはるですね、その中で果たして利用される方はおそらく3分の1もおんなはらんとするですね、そうすると区長さんたちにこれば説明しなはったでしょ、おそらくその説明しとんなはるとじゃなかですか。そんならそがん借金のあるなら、それだから私は最後に言うたでしょうが「暗い話ばしなすな。」て、「こがんあるなら、もうなん建つごついるか。」て、しかしこういうのは合併協議会のときに、新市協定で全部わかっとするはずですよ。だからさっきも返すだけのあてのあるけん借金すつとでしょうが、だれでん車買うにしたっちゃ、家ば建てるにしたっちゃそがんでしょうが、ローンが幾ら、なら残業どんしてがまだして車のローンな払わなりたいと、みんな借金する以上はそれなりの計画するとですよ、ですね。だからやっぱりその銀行でも同じことですよ、ただ銭の足らんけん貸しなつせて、わ、もう30分しかなかつかいた。ただ言うたっちゃ銀行は貸さんですよ。それはおそらくそうでしょ、合併特例債で、こういう建物を建てますけん、こしこ借ります。そして先ほど副市長言いなはるごと結局95%の70%返ってきますけん、こうこうなりますよ、だから合併したんじゃなかとですか。そればいきなりこがんとば見せられるならだれでんやっぱり区長さんたちはたまがらすばいた。だから本当の中身をぴしゃつと言うて、これはほんなこて区長さんたちだまかしこの資料ばつくったといっちょんかわらんとばいた。ですから本当に、要するに私が言いたいのは、その仕事としておそらく皆さん毎日9時ごろ、9時半ごろ校区に寒かなかで来なはったですね、まじめですよ、一生懸命ですよ、これはだれが言われたかわからんけど、今の要するに支所跡地ば、公民館ばうすてて住民ば納得させれて、ほんなこつは逆ですよ、まず各校区ばいろいろ意見ば聞いて、そしてそれから区長さんにあげて、区長さんから地域協議会にあげていくのがほんなことじゃなかですか。わあわあ言うてこの前の9月も要するに否決されたけん逆になったんでしょ、だから本来ならば、おそらく言われたと思うですよ、しおかぜタクシーの件でも地元からずっと説明をして、そして最終的に議会にかけた。ただもうあくまで、要するにもう岱明支所に公民館ば、図書館ば移すという前提の条件で全部こがんとした資料がでけとつとじゃなかですか。だから先ほどちょっと近松さんの話で原口部長と市長と食い違いがあつとです。原口部長の中には考慮するということが出とつたですね、でしょ。市長はもう考慮

もせんで、要するにあそこば利用価値のよかごついろいろする。これはどっちがほんなこつですか。その辺回答お願いします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の今の御質問ですけども、当然、前回の説明会、説明会時点ではですね、私その時点の市の方針を理解していただく、説明するというふうなスタンスで説明させていただいております。ですから当然、市の財政であったり、暗い話になったかもしれませんが、そういったことが原因と空きスペースの利活用等でこういった岱明支所に公民館・図書館を移るといったこととなりますという、その理由を説明して、理解していただくというふうなスタンスである時点では説明しております。ですから、そういったところです。

それと、答弁が違ふんじゃないかというふうな話ですけど、説明会の中で意見として当然、公民館の現在地での建てかえの意見であったり、それと支所の3階に公民館があるのは困る。1階にしてくれ、1階の支所は3階にいてくれといった意見、すべてじゃありませんけども、そういった意見であるとか、現在の公民館は愛着があるから、もう何もせんでそのまま改修しながら使ってくれというふうな意見もございました。それと、ふれあい健康センターの増築という話もありました。それとか「2回も否決されて、当分もう一時そのままにしとかんかい。」というふうな意見もございました。すべてじゃございません。意見については地域協議会の委員さん方と岱明出身の議会の皆さんにお配りしている意見あれがすべてでございますので、今、全部言うわけにはできませんけども、ただ、そういったいろんな意見が出たところで、それを再考すると、どういったふうにするというのは、今は決めてないと、ただ再考すると、先ほど申しましたとおり、利用者の方、それと次世代の人たちのことを考えて再考したいというふうなつもりで申し上げております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 原口部長にしても皆さん一生懸命がんばっておられます。9月議会で私は原口部長に対して「詐欺で訴えられるばいた。」と言いました。平成17年からですね、平成17年というか、その前からずっとこの文化センター建設に原口部長は一生懸命しとんなはるですね、そら土地の売らんとば拝み倒して精一杯がんばるとんなはるとです。だから私はそういうつもりで、原口部長に言ったんじゃないで、市長はどがんつもりでおんなはるとかと、最終的にはやっぱりトップですよ。「ぬしどま説得せれ。」そら原口部長は悔しかったと思うですよ、私から詐欺よばわりされてですね。しかし、市長無理なことですよ。原口部長にしたっちゃみんなやっぱり自分の思いが果たしてそうなのかわからんですよ。それは気丈な原口部長だけんよかったかもしれん。

へたんもんなノイローゼになるばいた。それは本当に大変だろうとおもいます。だからその辺は高崙市長はどがん考えなはるですかね、どうしてもやっぱりこのまま推し進むるですか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 岱明町の庁舎跡地の件につきましては、先ほどから説明会の際に預金と借金をお話したということでございますけども、これは現実玉名市が抱えている預金、借金ということでございますので、それも適切に言ったということは、私は立派なことだろうと思っておりますし、市民にそういうことを知らせるといことは大事なことだろうというふうに思っております。

考え方が若干違うのかわかりませんが、300億円の借金の中にも交付税に算入される部分も十分にあります。しかし約半分については全くの真水の借金であるということも十分に考えて議員の発言もしていただきたいというふうに思っております。そういう中で玉名市も3割自治と言われるように大変厳しい財政運営を強いられているということでございますので、私は常日ごろから税金についてといひますか、お金については自分のもんだと思って使ってくれというようなことを職員に言っておりますように、そのように取り計らいもしているだろうというふうに思っておりますし、そういうことでございますので、借金は借金として公債比率等々も考えながら、そして玉名市におきましては合併したのちにつきましても投資的な経費は当初から約40億円という形で毎年同じような投資をしながらやっているというような現状でございます。そういうものを長期的な視野に立ちながら市民の将来も考え、そしてまた私たちの子どもや孫のためにも考えながら行政をやっていくというのは、私のスタンスでもあるし、それが大事なことだろうということを常に考えながらやっているということでございますので、この岱明町の公民館、そして庁舎跡地につきましては長い方時間をかけて建物の適正化計画というものをを出しておりますので、これは将来にわたって少子高齢化の中でどういったことが一番適正であるかということを考えて中でやっているということでございますので、皆さん方からいろんな御要望を聞きました。使い勝手が悪い等々もございましたので、そういう点につきましては使い勝手がいいようにするためにはどうした方がいいかということを考えながら、先ほども言いましたように福祉センターの使いやすさをするために、使いやすさに条例を変えることによって使いやすくなればそこも使えるというような状況でございます。そういうことをやりながらやはり将来に向けて明るい展望ができるような行政をやっていくというのは、私の使命だろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 副市長 斉藤 誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 先ほど預金と借金ということで150億円、50%ほどの交

付税算入がされるということで答弁いたしました。いずれにしましても303億円の負債があるということは事実でございます。その中で償還計画を立てながら冒頭のあいさつした現状の施設を現状で維持していくと33年度以降は10億円の財源不足が生じるというお話をさせていただきました。当然、償還計画を立てながらですね、それも含んだところで31年度以降が財源不足で、38年度は基金が枯渇するという、いわゆる今度は償還ばかりしていくのかということになりますけども、住民サービスの低下というのは避けられないことでございますので、お示ししました預金と借金については返していくお金、返す中で交付税措置がなされるということでつけ加えて答弁させていただきます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 合併する前からこういうことは全部わかってたわけですよ。だから国も合併をさせた、しかし合併したから今度逆にこういう厳しい状況になったから先ほどの地方創生になったんじゃないですか。ならこの中に全然、あたたちはいつ出したかいたこれは、その危機感がなかつですよ。だからその303億円借金はある。しかしその303億円の中には返ってくるやつもある。だから本当はそれは市長が言いなはったごつ100%返ってこんかもしれんばってん、こういうこともありますよと言つけ加えなんとですよ。あくまでただ303億円ありますで、ならこれでみんな住民の人たち「わあ、そがんあるなら。」て先ほど言ったごとなるですばい。先ほど近松議員が言いなはったほんなら市民会館かいた、サッカー場も待つときなっせ。なんも岱明町ばかりすれば押しつけなすな。結局ちょっと言われたけども、例えば極端に言うと岱明玉名線、これが合併協議会のときは16億円を出してあったわけですね、そうしたらあとでこれがずっと計算したところが36億円になったわけですよ。結局れば言われるわけですよ。ところがこの岱明玉名線というのは岱明町のためじゃなかつですよ。岱明町はあんまりこれでけたところであんまり使わんとばいた、よそのもんが使うためですけん。だからやっぱりこの前田中議員がこれじゃいかんということで、岱明町の商工会の人たちも集めて懇談会をしたですね、そうしたらそのとき西村会長が何て言いなはったですか。「立派なやつばつくってくれ。岱明町の念願だけん。」て、だからそういうつもりで合併したんですよ。だからその夢は壊さんごとしてですね。

〔何ごとか呼ぶ者あり〕

○9番（江田計司君） なん言わしたたい、あはよそ見しとただらうたい。合併協議会のときの、地域協議会のときあも言うたろがいた。そらよかたい、あとからで。

一応、これもう時間のなかごとなるけんですね、とにかくいろいろ検討をしていただいて、最終的に地元の人たちが納得すれば、なんも私たちは反対するとじゃなかつですよ、みんなが納得すればやっぱりそれは協力しますよ。ただ我々は、願わくば一番最

初の時に、地元の議員にがんしたふうで、がんで、がんですばいて説明してほしいとお願いした。

先だって、武雄市の図書館を見に行きました。すごかったですよ。これは金のかかるとるですね、私はがっくりきてもうショックだったですね、スケールが違います。その中にはツタヤが入るとるし、コーヒーのスターバックスも入ってます。なんか置いている本は20万冊だそうですよ。1日の利用者は2,000人ぐらい来られるそうですね、たまたま私が行っていた時に遠方から見学に来られてました。結局、昼間だったものだからですね、高齢者の人たちが。

ちょっとだまっとってください。一生懸命言いよるとに。退屈しとつとな、ようと聞いとかんけんたい。こっちは一生懸命になって言いよつとぞ、ほんなこて。

結局ですね、平日の昼だったので若い人は少なかった、しかし高齢者の人がコーヒーを飲みながら本を読んでおられました。

この武雄の市長というのはやっぱりテレビで何回も出てきよんなはるですね、ユニーク市長で、だからそら真似せんでよかばってんですね、10年後65歳以上の人が10%もふえる、そんなことも考えてやっぱり公民館、図書館どがんしたら利用者がふえるか岱明に玉名市の誇りになるような、なんも豪華じゃなくてよかったですよ。そういうことを便利のいいものを時間をかけてでも検討していただきたいと要望します。

次に、現庁舎の跡地利用についてですが、行政はどここの行政でも台所事情は大変厳しいのは同じです。平成23年の3月の定例会でも一般質問でもいたしました。北の湘南と呼ばれている北海道の伊達市、ここでは都市型サービスやアンドサポート賃貸マンションを高齢者を対象として、伊達ウェルシーランド構想として高齢者の方々が安心して居住できる良質な賃貸し住宅を安心ハウスとして認定し、要するに行政は金がないわけですね、ですからアイディアは行政が出すわけです。これだけいいスタッフの人がおるわけでしょうが、だから資金は民間を利用する。そんな構想など市長いかがでしょうか。

問題は、今、川沿いの13軒ですね、これは今解決せんと代の世代が変わったら解決でけんですよ。だからいろんなことを計画するにしても、この13世帯が一番のネックになるかもしれません。このことは市長も十分御存じでしょう。どがんですか市長、この際、玉名市の核となるようなものを計画されて、努力をされて、あれは俺が考えたんだというようなやつを検討されてはいかがでしょう。そがんよかことだったら私たちも応援はするですよ。

玉名市は45市町村の中でも、要望に、1つだけ要望されてなかったですね、オンリーワンというようなことがありますけど、ワーストオンリーワンであります。この庁舎跡地利用計画で、どこにもないような、負けないオンリーワンをお願いして頑張ってい

ただきたいと思います。

次に、市民会館の建設の件ですけどですね、部長からいろいろ計画ありました。検討委員会で検討されたのは確か4,400平方メートルだったですかね、だから平米数から計算して、平米の50万円として、なんか2億2,500万円ぐらいで計画はされておったわけですね、しかし、そこらじゃでけんと言った。おそらく倍ぐらいかかるばいた。そら平米だけでしょうが、ところが市民会館というのは3階建てといっちゃんかわらんとですよ。それに音響効果とかですね、いろいろしていったらおそらく倍はかかるですね、だからそういう今基本計画だからですね、あのときもやっぱり実際利用される方の話を聞いて、大ホール、小ホールになったわけでしょ。だから検討委員会の人荒尾を調べに行ったりどこで調べに行っとんなはるですもんね、最終的に皆さんの結論で800席の300席となったわけですね、ところが大震災の特例債が5年伸びたもんだけん、ちょっととまっとったんですもんね、だから最終的に合併特例債を使うには30年に完成せんと使われんわけでしょ。だからそういうつもりで一番無難なのは、あそこの公園広場かいた、逆算していくとそがんなとじゃなかですか。

とにかく一方的にじゃなくて、いろんな人たちの意見も聞いて、玉名のためになるようなことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

何か。

- 議長（作本幸男君） いいですか。答弁。
- 9番（江田計司君） 市長も構想のあるとですか。
- 議長（作本幸男君） 市長から答弁いただきますか。
- 9番（江田計司君） はい、どうぞ。
- 議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

- 市長（高寄哲哉君） せっかくの時間に御答弁をさせていただきますことに感謝申し上げます。

議員御質問の要旨につきまして、本庁舎跡地の周辺の土地、具体的には本庁舎跡地の北側に隣接する国道208号、西側の繁根木神社横の市道、文化会館横通線、そしてまた繁根木八幡宮通線、南側の市道高瀬大橋春出線、そして東側の市道横町錦橋線に囲まれた約3万平方メートルの土地について、中心市街地の活性化や定住化の促進を図るため、この機を逃がさず市が主体となって土地を整備して、本市の核となる地区を形成し、その上でBFIなどを活用して高齢者のための低価格住居などを配置すべきではないかという御提案と思いますけども、議員御指摘の趣旨は十分に理解をいたしております。その手法が土地計画整理事業による本庁舎の跡地を含めた面的整備ということであれば、現時点でそのような構想というものは考えておりません。

先ほど武雄市の図書館を見学されたということでございました。大変立派な図書館を見学されてよかったなというふうに思っております。ちょっとつけ加えておりますけれども、武雄市も立派な図書館を建設いたして、年間約1億1,000万円の委託費を払っております。この玉名市は、あそこは24時間営業ということでございますけれども、玉名市は火曜日と木曜日は7時まで、通常は6時までということでございますけれども、あそこが1億1,000万円で、大体蔵書数も人口もちょっと玉名市より少ないというふうな状況でございますし、玉名市は図書館が3つございます。しかしながらあそこが1億1,000万円で委託しておりますけれども、玉名市は3,000万円少々でございますので、3分の1程度で委託をしているということでございますので、玉名市の図書館の職員は一生懸命頑張っているということを皆さんは理解していただければ大変ありがたいなというふうに思います。

以上です。

○9番（江田計司君） はい、以上です。お世話になりました。

○議長（作本幸男君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（作本幸男君） 日程第2、「議案及び請願・陳情の委員会付託」を行ないます。

議第122号専決処分事項の承認について、専決第13号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第5号）から議第147号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案26件、請第3号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願の請願1件、陳第9号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情から陳第11号飲料水製造・健康食品製造企業である株式会社シェフコに関する陳情までの陳情3件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、人事案件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第147号人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件1件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第147号の人事案件1件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第147号の人事案件1件については、委員会付託を省略し、閉会日に譲り会議にて審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託の省略を決定した事件を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

- 議第 1 2 2 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 3 号
平成 2 6 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、②総務費）
- 議第 1 2 3 号 平成 2 6 年度玉名市一般会計補正予算（第 6 号）
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費
1 項社会福祉費中 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費、④衛生費〔1
項保健衛生費を除く〕、⑦商工費 1 項商工費中 5 目消費者行政推進費、
⑨消防費、⑫公債費・第 3 表地方債補正・変更）
- 議第 1 3 2 号 玉名市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 3 3 号 玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議第 1 3 4 号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 議第 1 3 5 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 3 6 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議第 1 4 2 号 指定管理者の指定について

建設経済委員会

- 議第 1 2 3 号 平成 2 6 年度玉名市一般会計補正予算（第 6 号）
（第 1 表歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 8 目水道費 9 目浄化槽
設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1 項商工費中 5 目消費者行
政推進費を除く〕、⑧土木費）
- 議第 1 2 6 号 平成 2 6 年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 2 7 号 平成 2 6 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 2 8 号 平成 2 6 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予
算（第 2 号）

- 議第 1 2 9 号 平成 2 6 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議第 1 3 0 号 平成 2 6 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議第 1 3 1 号 平成 2 6 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）
議第 1 4 5 号 指定管理者の指定について
議第 1 4 6 号 指定管理者の指定について
陳第 1 1 号 飲料水製造・健康食品製造企業である株式会社シェフコに関する陳情

文教厚生委員会

- 議第 1 2 3 号 平成 2 6 年度玉名市一般会計補正予算（第 6 号）
（第 1 表歳出の部、③民生費〔1 項社会福祉費中 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費を除く〕、④衛生費 1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費、⑩教育費・第 2 表債務負担行為補正・追加（1）（2）（3）（4））
議第 1 2 4 号 平成 2 6 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 1 2 5 号 平成 2 6 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 1 3 7 号 玉名市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 3 8 号 玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 3 9 号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 4 0 号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 4 1 号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 4 3 号 指定管理者の指定について
議第 1 4 4 号 指定管理者の指定について
請第 3 号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願
陳第 9 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情
陳第 1 0 号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情

○議長（作本幸男君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 13 日から 23 日までは委員会審査のため休会とし、24 日は定刻より会議を開き各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5 時 19 分 散会

第 5 号

1 2 月 2 4 日 (水)

平成26年第6回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成26年12月24日（水曜日）午前10時00分開議

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 議案審議（質疑・討論・採決）

議第147号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第4 意見書案上程

意見書案第5号 今年の米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について

日程第5 提案理由の説明

意見書案第5号 今年の米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について

日程第6 意見書案審議（質疑・討論・採決）

意見書案第5号 今年の米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について

日程第7 委員長報告

- 1 公共施設等建設特別委員長報告

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 議案審議（質疑・討論・採決）

議第147号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第4 意見書案上程

意見書案第5号 今年の米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について

日程第5 提案理由の説明

意見書案第5号 今年の米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について

日程第6 意見書案審議（質疑・討論・採決）

意見書案第5号 今年の米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について

日程第7 委員長報告

1 公共施設等建設特別委員長報告

日程第8 意見書案上程

意見書案第6号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

意見書案第7号 安全・安心の医療介護の実現と夜勤改善、大幅増員を求める意見書の提出について

意見書案第8号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

日程第9 意見書案審議（質疑・討論・採決）

意見書案第6号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

意見書案第7号 安全・安心の医療介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

意見書案第8号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

日程第10 決議案上程

決議案第1号 玉名市議会議場に対する感謝決議

日程第11 提案理由の説明

決議案第1号 玉名市議会議場に対する感謝決議

日程第12 決議案審議（質疑・討論・採決）

決議案第1号 玉名市議会議場に対する感謝決議

閉 会 宣 告

+++++

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美徳君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	北口英一君	建設部長	藤井義三君
会計管理者	宮本道之君	企業局長	本田優志君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時10分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について各委員長の報告を求めます。

議第122号専決処分事項の承認について、専決第13号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第5号）から、議第146号指定管理者の指定についてまでの市長提出議案25件、請第3号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願1件、陳第5号横島小学校区の放課後児童健全育成事業における運営施設に関する陳情及び陳第9号安全・安心の医療介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情から、陳第11号飲料水製造・健康食品製造企業である株式会社シェフコに関する陳情までの陳情4件、以上の事件を一括議題といたします。

御手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

あわせて継続審査の申し出があります。陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情、以上陳情1件について中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 江田計司君。

[総務委員長 江田計司君 登壇]

○総務委員長（江田計司君） おはようございます。

今期総務委員会に付託されました案件は、議案8件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第122号専決処分事項の承認について、専決第13号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

執行部から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,060万3,000円を追加し、予算の総額を310億680万7,000円とするもので、これは12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査の準備、執行に係る経費であるとの説明に、委員から、委員等報酬の内訳と開票時間はどの選挙でも同時刻で開始するののかとの質疑に、執行部から、期日前の投票管理者1万1,100円の4カ所の3日間、立会人9,500円の70人分、当日の投票管理者1万2,600円の

47人分、立会人1万700円の47カ所の2人分、開票管理者1万600円、総選挙区の開票立会人8,800円の6人分、比例区の開票立会人8,800円の6人分、開票の開始時間はどの選挙でも午後8時30分に開始するとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第122号については、原案のとおり全員一致により承認すべきものと決しました。

次に、議第123号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてであります。

執行部から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,323万1,000円を追加し、予算の総額を312億3,003万8,000円とするもので、歳入歳出地方債補正について、それぞれ予算項目ごとに説明がありました。

委員会から、臨時財政対策債は累計でどのくらい発行されているのか。先日、報告された地方債303億円の中に臨時財政対策債は含まれているのかとの質疑に、執行部から、臨時財政対策債は平成25年度末で約117億9,800万円であり、地方債に含まれているとの答弁でした。

次に、委員から合併特例債発行可能残額が145億円程度であるが、すべて使い切るのか。市長は、後世に多くの負債を残さないとされているが、どちらが財政施策の基本なのかとの質疑に、執行部から、新市建設計画に基づいて事業を行なうが、合併特例債は他の起債に比べ有利なものであるので、収支のバランスを考え、学校配置計画、市民会館、サッカー場建設等、市民にとって大切な部分を考え、適正な財政運営を行なっていくとの答弁でした。

次に、委員から、岱明の公民館図書館の配置計画は大切でないので、できるだけ起債を抑えるということかとの質疑に、執行部から、市全体の公共施設を考える中で、活用できるものは活用し、岱明の公民館・図書館も必要な施設なので適正な議論をしていかなければならないとの答弁でした。

次に、委員から、岱明の公民館図書館の件で、11月に説明会を行なわれ、基本設計の委託は3月補正で行なわれるのかとの質疑に、執行部から、説明会で出た意見を集約検討して、一番いい方法を考えていきたいので、時期としてはいつになるのかわからないとの答弁でした。

次に、委員から、岱明公民館図書館の改修の財源は合併特例債ではないのかとの質疑に、執行部から、当初の計画では2億円程度の特例債を考えていましたとの答弁でした。

委員から、合併特例債をすべて使い切るかどうかじゃなく、地域住民の意見等を十分聞いて、使うべきところは使っていただきたいとの要望もありました。

次に、委員から、合併特例債の余裕がないように思えるし、岱明公民館より今後の箱物が大事なように聞こえる。あと6年間の期限で特例債が余れば、岱明公民館は建設で

きるのかとの質疑に、執行部から、期限のうちに今後の公共施設のあり方を考え、今回いろいろな意見をお聞きしたので検討しながら取り組んでいくとの答弁でした。

次に、委員から、農地集積・集約化対策事業補助金についての詳しい説明をとの要望があり、執行部から、地域集積協力金3,650万円が農業組合法人野口とその地域の地主への協力金で、耕作者集積協力金1,800万円がその地域の耕作者への協力金との答弁でした。

次に、委員から、現庁舎の解体の経費は、解体は早急に対応すべきではないか、その間の管理はどうするのか、人身事故があった場合の補償はとの質疑に、執行部から、基本設計がまだであるが、1億数千万円と考えている。本庁舎跡地検討委員会から11月に答申を受け、平成27年度中に計画を立てて、28年度の実施を考えている。管理は機械的セキュリティーで行ない、立体駐車場は使用を禁止する。人身事故があった場合は、全国市長会市民総合賠償補償保険で対応しますとの答弁でした。

次に、委員から、国庫支出金の生活保護費補助金が減額になっているが、理由はとの質疑に、執行部から、財源の組み替えにより国から県の補助金になったものとの答弁でした。

次に、委員から、市には障害児童施設は何箇所あるのか。マイナンバー制度についての説明との質疑に、執行部から、施設の数については把握していないが、障害児の実人数が平成25年度より月平均で15人ふえたための補正である。マイナンバー制度は、個人個人に番号を振って税関係、身分の確認、個人個人に合った行政のお知らせができ、行政機関への手続きが一度でできるようになるもので、平成28年1月から開始されるものとの答弁でした。

次に、委員から、災害対策基本法による要支援者の名簿はできているのか。早急に作成する必要があるとの質疑に、執行部から、総合福祉課で要援護者への名簿はつくっているが、災害対策基本法に基づく名簿として整備する必要があり、来年度の防災計画にあわせ来年5月まで作成するとの答弁でした。

次に、委員から、サッカー場の建設金額は合併協議ではいくらぐらいで話をされていたのかとの質疑に、執行部から、当初の新市建設計画には約7億3,000万円であったとの答弁でした。

次に、委員から、合併特例債を使い切るとのことだが、残りの起債の計画はしているのかとの質疑に、執行部から、残りの起債の計画としては、学校施設、サッカー場、市民会館等の建設等に使用する予定との答弁でした。

次に、委員から、小学校の設計の委託は出されたのかとの質疑に、執行部から、玉陵小学校（仮称）新築工事及び玉陵中学校改修工事基本実施設計業務委託は、12月12日に条件つき一般競争入札を行ない、落札候補者が決定しましたとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第123号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分については、原案のとおり全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第132号玉名市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部より、これは機構改革に伴い条例の整備を図るもので、現在の総務課危機管理係と生活安全課交通防犯係を統合し、新たに「防災安全課」を新設。また、平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法の施行に対応するため、総合福祉課保護係と生活安全課が所掌している市民相談業務及び消費生活センター業務を所掌する「くらしサポート課」の新設、さらには総務課行政係と人事課を統合。あわせて、組織再編に伴い、各協議会や本部等の庶務担当課名を変更する必要があるため、関係する玉名市特別職報酬等審議会条例、玉名市防災会議条例、玉名市水防協議会条例及び玉名市国民保護協議会条例並びに玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例で整備を図るもので、平成27年4月1日から施行するものとの説明がありました。

委員から、再編する課の人員は決まっているのか。くらしサポート課を新設されるが、生活保護をつかさどる重要な課と考えるので、ある程度の人員の配置を考えてほしいとの質疑に、執行部から、配置の人数はまだ決まっていないが、今までの業務を基本に検討する。全体的に職員数も減るので、できるだけ機能的な配置を考えるとの答弁でした。

審査を終了し、議第132号について、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に、議第133号玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部より、市役所の位置の変更に伴い、玉名市自治区の事業所の位置も変更するため、条例の整備を図るもので、「繁根木163番地」を「岩崎163番地」に変更するもので、平成27年1月5日から施行するとの説明があり、特に質疑もなく、審査を終了し、議第133号について、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に、議第134号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部より、玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、議員の給与を改定するため条例の整備を図るもので、期末手当の支給月数を第1条で0.15月分引き上げ、第2条で、その引き上げ分を6月と12月の支給に割り振るもので、第1条は平成26年12月1日から適用、第2条は平成27年4月1日から施行するとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、議第134号について、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

議第135号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部より、特別職の給与に関する法律の一部改正に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため条例の整備を図るもので、期末手当の支給月数を第1条で0.15月分引き上げ、第2条でその引き上げ分を6月と12月の支給に割り振るもので、第1条は平成26年12月1日から適用、第2条は平成27年4月1日から施行するとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、議第135号について、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に、議第136号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部より、国家公務員の給与の改定に準じて、職員の給与を改定するため条例の整備を図るもので、第1条で通勤手当の引き上げ、勤勉手当を再任用職員は0.05月分、その他の職員については0.15月分分の引き上げ、若年層に重点をおいた給与表の改定を行ない、第2条で、第1条で引き上げた勤勉手当を6月と12月の支給に割り振るもので、第1条の通勤手当、給与表の改定規定は平成26年4月1日施行、勤勉手当の引き上げは平成26年12月1日から適用、第2条は平成27年4月1日から施行するものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、議第136号については、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に、議第142号指定管理者の指定についてであります。

執行部より、玉名市民会館、玉名市勤労青少年ホーム、玉名市弓道場、玉名市勤労者体育センター、4施設の指定管理者となる団体は、玉名市岩崎152番地2、一般財団法人玉名市自治振興公社理事長、高寄哲哉。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間との説明がありました。

委員からは、選定方法は非公募であるとのことだが、その理由はとの質疑に、執行部から、4施設は隣接する施設であることから、駐車場を含めて包括的に管理を行なうことにより、効率的・合理的な施設の管理運営、サービスの向上が見込まれること、玉名市自治振興公社は、市の出資により設立した法人であり、長年の管理経験から積み上げてきたノウハウや創意工夫を含め、安定的・効果的・柔軟な施設運営が期待できるとの答弁でした。

次に、市が出資しているからといって、非公募はおかしい。職員も雇用も管理条件も

入れればいいのではないかとの質疑に、執行部から、原則公募であるが、職員の実績等を熟慮して非公募としたが、今後市民会館も建てかわるので、その後の対応は考えるとの答弁でした。

次に、指定管理の期間は5年間と長期なので、十分な事業計画を立てることができる。選考に当たっても検討すべきとの質疑に、執行部から、各施設の方針を十分検討し、見直しの時期は十分協議を行なっていくとの答弁でした。

審査を終了し、議第142号について、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 建設経済委員長 福嶋譲治君。

[建設経済委員長 福嶋譲治君 登壇]

○建設経済委員長（福嶋譲治君） おはようございます。今期、建設経済委員会に付託されております議案9件及び陳情1件について、委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第123号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてであります。

歳出の部、4款衛生費で61万9,000円の増額。6款農林水産業費が6,706万9,000円の増額。そのうち主なものは、耕作者集積協力補助金1,800万円及び地域集積協力補助金3,650万円の増額などによるものであり、岱明地区野口地区の農地が農地中間管理職機構に貸し付けられ、かつ機構から受け手に貸し付けられたことに伴う増額分であります。7款商工費は144万5,000円の増額、8款土木費は81万9,000円の増額。これらは、人事院勧告に基づく職員給与の調整等によるものであります。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第123号中付託分につきましては、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第126号平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。これは、歳入歳出予算について歳入歳出それぞれ53万6,000円を追加し、総額を2億3,723万8,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与の調整等によるものであります。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第126号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第127号平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。これは、歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ8万3,000円を追加し、総額を3,720万7,000円とするもので、人事院勧告に基づく

職員給与の調整等によるものであります。

委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第127号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第128号平成26年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

これは、歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ3億4,915万4,000円を減額し、総額を4億4,913万円とするものです。

主な内容は、石尾地区1号ため池改修工事及び取り付け道路工事について、16カ月の適正工期が必要となったため、当該事業の工事請負費3億5,000万円を平成26年度予算から減額し、新たに本事業について平成27年度から28年度の期間での債務負担行為を設定するものであります。また、そのほかに人事院勧告に基づく職員給与の調整等によるものであります。

委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第128号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第130号平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的支出で606万8,000円を追加し、総額を15億2,255万8,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与の調整等によるものであります。また、債務負担行為の補正として、浄化センターの老朽化に伴う機器類の再整備を行なう浄化センター長寿命化支援事業の限度額を9,016万円増額し、5億816万円とするものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から減価償却についての質疑に、執行部から、施設の種類によって耐用年数は違うとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第130号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第131号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出で17万8,000円を追加し、総額を6億2,130万3,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与の調整等によるものであります。

委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第131号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第145号指定管理者の指定についてであります。

これは、玉名市大衆浴場の管理を行なわせる指定管理者に、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの期間で、玉名温泉観光旅館協同組合を指定するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、公募しているのか、また応募は何社あったのかとの質疑に、執行部から、10月1日から22日まで公募し、説明会に2社の出席があり、最終的に1社の応募があったとの答弁でした。

また委員から、納付金が以前より減っていることについての質疑に、執行部から、電気料金の値上げなどにより、指定管理者の利益が少なくなっていることなど、過去5年間の実績を踏まえ減額したとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第145号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第146号指定管理者の指定についてであります。

これは、玉名市草枕温泉てんすいほか5施設の管理を行なわせる指定管理者に、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの期間で、株式会社池田建設を指定するものであります。

以上、執行部の説明を受け委員から、公募の状況についての質疑に、執行部から、説明会に3社が出席し、最終的に1社の応募があったとの答弁でした。

また委員から、玉名市草枕展望農園の稼働率についての質疑に、執行部から、60区画1,500平方メートルのうち現在24区画が利用されており、熊本市の方が13組、玉名市の方が9組、大牟田市の方が2組利用しているとの答弁。これを受け委員から、展望農園はいい施設なので、もっと活用されるようにしてほしいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第146号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第129号平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）及び陳第11号飲料水製造・健康食品製造企業である株式会社シェフコに関する陳情については関連があるということで、あわせて審査いたしましたので、その経過と結果を御報告いたします。

まず、議第129号については、収益的支出は86万4,000円を追加し、総額を8億5,909万3,000円に、資本的支出は3,500万円を追加し、総額を4億5,88万5,000円とするものであります。また、陳第11号についての要旨は、市誘致企業である株式会社シェフコについて、販売するための水として市水を供給することは条例違反ではないか。そのための水道工事に4,250万円もの税金を使うことは、決して許されることではない。また、県立ち会いのもと、玉名市とシェフコとの間で締結された工場立地に関する協定書では、シェフコは工場建設及び操業に当たって、法令・条例等を遵守し、環境の保全に努めるものとしているが、実態は大量の地下水を使い、工場周辺の地下水環境に悪影響を与えている。以上のことから、今回提案さ

れている市水工事予算計上阻止と株式会社シェフコの撤退を求めるものであります。

また、これまでの経緯について、執行部から次のような内容の説明がありました。平成25年1月の操業から工場で使用する地下水に砂が混ざっていたことから、ろ過装置を設置するまでの約1年間にわたり日量300トンもの大量の市水が行なわれ、隣接する竹崎区において、生活用水である井戸水に濁りなどが発生し、区民の間では地下水の将来にわたる大きな不安を生じる事態となった。その後、企業側も努力を重ね、使用する水の量を日量30トンまで抑え、地域の住民の理解を求め取り組まれたが、竹崎区民の不安は払拭されず、地下水の将来にわたる不安解消を求めて、シェフコ工場の撤退を求める請願書を本年4月14日に竹崎区から市長に提出されている。市としては、竹崎区民の決意、それからシェフコの玉名で末永く操業したいので、全力で解決を図りたいとの考えを受け、問題の本質である地下水の使用を解決する方向で市水への切りかえを軸に調整を進めてきた。この市水へ切りかえる方針については、竹崎区からの理解も得ており、11月28日に市の立ち会いのもと、竹崎区とシェフコとの間で市水に切りかえ後に、速やかに工場撤退の請願書を撤回する旨の協定書の締結をしているという、これまでの経緯の説明がありました。

以上の説明を受け審査に移りましたが、次のようにさまざまな質疑、意見が出ております。

まず委員から、市水の販売のために使用することは条例に照らして問題ないかとの質疑に、執行部から、玉名市水道事業の設置等に関する条例第1条では、生活用水その他上水を市民に供給するため水道事業を設置するとしている。今、現に水道を利用されている方は生活用水だけでなく、製造業、非製造業にも利用されている。また、水道法第15条で給水義務が定められており、水道事業者は事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされているように、給水の申し込みがあれば水量の多少、用途等にかかわらず給水契約をしなければならないと理解しており、違反していないと考えている。また、例えば販売用への使用を禁止する場合は条例等で定める必要があるが、現在の条例には禁止する項目はないとの答弁。これを受け委員から、市水を使った飲料水の販売を認めていくかということは今後考えていかなければいけないとの意見がありました。

また委員から、今回の工事は一企業のためにしているように受け取られている。そのことについての質疑に、執行部から、水道配水管の本管は市で整備しなければいけないものである。また、今回の整備する区間の沿線に一般住宅やアパート、企業など28件に給水が可能になると考えており、こちらに対しては優先的に利用できるよう加入促進していくとの答弁。

また委員から、竹崎区民への給水についての質疑に、執行部から、竹崎区民に対し

ては、現在の配水能力では竹崎区全体の給水はできない。東部上水道区域の更新計画とあわせ検討していく必要があるとの答弁でした。

また委員から、今回の工事は水道事業の計画に合致しているのかとの質疑に、執行部から、今回布設するのは主要幹線道路である県道であり、将来性・経済性を考慮し整備していきたいと考えているとの答弁。

さらに委員から、販売用に上水道を使っているところがほかにあるのか。また、上水道を引かず、例えばシェフコが阿蘇などから水を運んできて使うということはできないのかとの質疑に、執行部から、シェフコの栃木工場は水道水を使っている。玉名の工場では、もともとほかから水を運んでくるような計画ではないし、考えられないとシェフコから聞いているとの答弁でした。

また委員から、シェフコの進出について住民説明会を怠ったというが、意図的な感じもする。住民説明会ができなかった理由はどの質疑に、執行部から、立地情報が7月下旬に入り、立地協定が9月11日と期間が短かったこともあるが、大きな要因は仲介に入っていたコンサルタントの、「任せてほしい」との言葉に、市として地元説明会の重要性は認識していたものの、結果的には説明会を開けなかったことは非常に反省すべき点であるとの答弁でした。これに対し、委員から、他の誘致企業のとときはちゃんと説明会をしており、その説明では納得できないとの意見や、市として住民の不安を解消することは必要であり、企業誘致をするときは住民説明会などきっちりしていかないと、市民目線や市民が安心して暮らす輝ける玉名をつくりたいという思いが根本的に損なわれていくのではないかとの意見がありました。

また委員から、こういった経緯から製品として信用あるものなのか。どこで販売しているのかとの質疑に、執行部から、原料としては飲料水を使用しており、問題はないと思う。また、そこに水素を充填するが、毎年1,000万円近い費用をかけて日本薬科大学の先生と研究を続けていると聞いている。玉名の工場で作ったものは製造を委託した業者により台湾と中国で販売していると聞いているとの答弁でした。

また委員から、シェフコが地下水を使わず市水を使用し操業を続けることに対する竹崎区での同意率が63%ということだが、同意していない人の反対の理由は何だったのかとの質疑に、執行部から、個別の理由は把握していない。この同意は、竹崎区から市にシェフコの撤退の請願が出されたことに対して、市としては市水の整備をすることで解決を図ることを提案し、この提案に対する賛否の結果であるとの答弁。

また委員から、11月28日に市と竹崎区、シェフコとの間で締結された協定書において、市水を引いて使用することが書かれているが、議会からの予算の議決を得ていない状況にもかかわらず、いかにも市が水道を引くことが決定しているかのように取れる内容が書いてあることはどういうことか。議会軽視ではないかということで、市長に

説明を求めたところであります。市長より、今回締結していることは、あくまでも議会の議決のあとに市水を使うこと。そして、今現在使っている地下水を完全に遮断することを約束するものである。以前にあった地元説明会でも、地元の皆さんは地下水を使うということに大変不安を感じておられるという状況にあった。その解決方法としては、ほかの水を使う以外にないということで、検討した結果、市水を使うということでシェフコとも了解が取れた。こういった中で、区長もかわっていく、シェフコの社長もいずれは交代していくということで、あとあとのことを心配とされた地元からの要望であり、将来にわたって地元の方が安心して地下水が使われていないということが続けていくために協定を結んだとの答弁でした。

また委員から、従業員数についての質疑に、執行部から、12月8日現在での従業員6名うち3名が玉名市在住との答弁。

また委員から、今回は竹崎地区63%の方が、早く市水を引いて住民の不安を解決してほしいとあっていることは考慮しなければいけないという意見がある一方で、別の委員からは、63%という同意率ではなかなか認めるわけにはいかない。もう一度住民と市が話し合いをすべきではないか。陳情の企業の撤退を求めることまでは賛成できないが、予算に関しては今回は見送ったほうが良いと思うとの意見もありました。

以上、審査を終了し、採決に移りました。

まず、議第129号については、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、陳第11号については継続審査の意見もありましたが、1名が棄権する中、挙手による採決の結果、賛成するものはなく、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期建設経済委員会に付託されました案件10件の報告を終わります。

続きまして、付託案件以外の質疑として、委員から、土地改良事業に関する、いわゆる「7:3事業」について、農業者の負担軽減のため、市と農業者の事業費負担割合を7対3から8対2にし、上限額も1回現在70万円からさらに増額してはどうかとの意見に、執行部から、現在農道整備については8対2の割合で、限度額70万円を実施しているとの答弁でしたが、委員から、すべて8対2の割合にし、上限を引き上げるよう強い要望がありました。

また委員から、米とミカンの価格下落に対し、JAから平成26年度農家経営安定特別対策資金融資があるが、以前市が利子補給をしたことがあった。再度実施できないかとの意見に、執行部から、以前あったかどうか調査し、検討させていただくとの答弁でした。

また審査終了後に玉名市水道お客様センター、溝上水源地、玉名市浄化センターを視察いたしました。

以上をもちまして、建設経済委員長報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員長 田中英雄君。

〔文教厚生委員長 田中英雄君 登壇〕

○文教厚生委員長（田中英雄君） 今期、文教厚生委員会に付託されました議案10件、請願1件、陳情2件及び継続審査となっております陳情2件について審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第123号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてであります。

歳出の主なものについて、3款民生費は9,382万3,000円の追加で、介護予防を行なうための施設整備である介護予防拠点整備事業補助金、入所児童数の見込み増による私立保育園運営費負担金の追加、また4款衛生費は151万1,000円の減額で、新型インフルエンザ集団予防接種の備蓄用機材購入費、10款教育費は3,187万6,000円の追加で、八嘉・伊倉小学校のパソコン教室と公務用のパソコンを整備するものです。

執行部からの説明の後、民生費、衛生費について、委員からの給料の減額補正についての質疑に、執行部は、各支所職員の異動や育児休業取得による職員の減員に対する減額補正との答弁。これに対し委員から、現在、窓口の民間委託が進められているが、市民への書類発行で間違えた事例があったと聞く。ミスを防ぐためにも職員の配置が必要な中、各支所の窓口職員を減らすことは現状に逆行しているのではないかとの意見。

また委員から、障害児通所給付事業の利用者増の要因について質疑があり、執行部は、障がい児だけではなく、いわゆる「気になる子」も対象としており、健診等での早期発見と保護者の理解が深まったこともあり、早めの療育をされるための利用者増と考えるとの答弁。

また委員から、私立保育園運営費負担金の増額補正と公立保育所園児の大幅な減少についての質疑に、執行部は管内の私立認可保育園では女性の社会進出で3歳未満児の保育希望が急増し、管外保育も13園から6園がふえて19園に委託先がふえたことによる保育所運営費負担金の増額補正、また公立保育所園児は当初の見込みから述べ489人の減少となり、これは需要が多い3歳未満児の保育に保育士を充て、その他の年齢の子どもの受け入れに保育士を配置できず、結果、園児の減少につながっているとの答弁。これに対し委員から、保育士の不足により民間の保育所に委託するのでは負担金の増加はもとより、待機児童の問題においても根本的な解決にならない。いわゆる気になる子がふえ、多忙感が増す中で保育士への応募がない状況を打破するためにも、もっと賃金をふやし、条件のよい短時間勤務や福利厚生面の充実を図り、何とか保育士を確保すべきとの意見。さらに、保育士処遇改善案や保育士確保のための予算の増

額などについては、非常に重要かつ喫緊の課題であるため、委員会にも話をもちかけてもらい、執行部と我々も一緒に検討し、利用者と保育士の処遇改善に向け努力していきたいとの意見が上がっております。

次に、教育費に関して、委員からの平成27年度からの中央学校給食センター調理運搬等業務委託料の増額についての質疑に、執行部は、平成27年度からの業務に対する債務負担行為で、前年度に比べ年間約1,200万円の増額については、業者からの見積り平均額を計上したものと答弁。これに関連して委員から、受託会社が他の事業所も受けもっている場合で、同一勤務時間内に事業所間を行き来し業務に当たっていたとの話も聞く。契約内容に沿った業務の確認、指導をお願いしたいとの意見。また関連して、天水・岱明学校給食センター勤務の受託会社社員に対する社会保険料についての質疑に、執行部は、労働条件の改善のため業者に申し入れは行なっている。業者からは、社会保険料などに対する従業員の意向を聞いた上で、業者の規定により対応していると聞いている。なお、社会保険の加入条件の中に勤務時間の項目があり、現状のパート勤務の場合は加入条件に当てはまらず、勤務時間延長があれば加入が可能との回答を得ているとのと答弁。これに対し、委員から、受託前の臨時職員時代は社会保険に加入でき、現在は加入できない。また、他の給食センターの一部の従業員は加入しており、同じ職種で福利厚生面の違いがあるのは問題ではないか。市としても社会保険加入希望者が加入できるような条件で契約を行なうなど、業者に対して強い申し入れを行なうべきであるとの意見が上がり、このことについて委員全員が賛同し、執行部に対し、委員会からの強い要望として提案がなされました。

そのほか委員から、介護予防拠点整備事業の公民館新築や改修について、当市のインフルエンザの状況、業務委託における指揮命令等の遵守、小学校のパソコン整備と今後の計画、業務委託等での市内業者の活用、岱明B&G海洋センターの改修など、多岐にわたる質疑が確認、またその他の所管事項に対して、新しい学校づくり委員会の各部会の開催状況、フッ化物洗口モデル小学校での実施状況についても質疑応答がなされております。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第123号付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第124号平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。第1表歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ4,173万6,000円を追加し、総額を96億4,618万4,000円とするもので、歳出の11款諸支出金は、平成25年度の実績報告に伴い、療養給付費負担金等の決定に伴う国及び県への償還金。また第2表債務負担行為については、レセプト点検及び過誤返戻業務の期間及び限度額を定めるものです。

この件について、委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第124号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第125号平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

第1表歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ227万5,000円を減額し、総額を71億1,319万3,000円とするもので、10月1日付の人事異動及び人事院勧告に基づく職員給与等の調整、また第2表債務負担行為については、二次予防事業通所型介護予防業務ほか1件の期間及び限度額を定めるものです。

執行部からの説明のあと、委員から、給料の減額補正対象となった職員の部署と業務内容について確認がっております。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第125号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第137号玉名市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、玉名市役所の位置の変更に伴い、玉名市福祉事務所の位置を変更するため条例の整備を図るもので、福祉事務所の位置を玉名市岩崎163番地に改めるものです。

この点について、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第137号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第138号玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、使用料の見直しに伴い条例の整備を図るもので、施設利用者の利便性の向上及び利用者の増加を図るため、入館料を浴場使用料に改めるとともに、機器使用料の区分にある機器を見直すものです。

執行部から説明の後、委員から、福祉施設であるため、本来入館料を徴収するべきではないと思うが、また市内入浴施設で利用料金の差がある状況について質疑があり、執行部は、福祉センター、保健センターの両面があり、温泉施設の位置づけを入館料としていた経過がある。また、利用料金の差については、施設の設置目的等により補助金交付の対象あるいは市単独での運営などの違いにもよる。時間はかかるが、できるだけ差が縮まるよう努力したいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第138号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第139号玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、児童福祉法の一部改正に伴い条例の整備を図るもので、児童福祉法において現行の法第21条の5の規定に基づき実施されている小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に関する規定が、今回の改正により法第19条の2

に小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定として新たに整備されることなど、法律に所要の改正が行なわれたことに伴い条例の整備を図るものです。

この件について、委員から特に質疑もなく、審査を終了し採決の結果、議第139号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第140号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、健康保険法施行令の一部改正に準じ条例の整備を図るもので、出産一時金の支給額及び産科医療補償制度を見直し、総額42万円を維持することに伴い、出産一時金の基本額を39万円から40万4,000円に引き上げ、産科医療補償制度掛金の基準とされていた加算額を3万円から1万6,000円に引き下げるものです。

執行部からの説明の後、委員から、各自治体間での出産一時金支給額の差と加算する場合の事例について質疑があり、執行部は、国が示している基準による条例改正のため、各自治体では差はないものとする。また、健康保険法施行令第36条は、産科医療補償制度の保険料掛金で、分娩に対して発症した重度脳性麻痺の子どもと家族を経済的に補償するもので、国は全国で年間200名程度と想定していたが、想定より少なかったため減額するものとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第140号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第141号玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、玉名市役所の位置の変更に伴い、玉名市教育センターの位置を変更するため条例の整備を図るもので、教育センターの位置を玉名市岩崎163番地に改めるものです。

この件に関して、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第141号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第143号指定管理者の指定についてであります。これは、玉名市福祉センターについて、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を指定管理者の団体とするもの。

執行部からの説明のあと、委員から、市長名で指定管理者を指名し管理する団体の代表が市長では疑問が生じるので、疑問解決に向け、今後社会福祉協議会の理事会で協議をしてほしいとの要望が出されております。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第143号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第144号指定管理者の指定についてであります。これは、玉名市岱明ふれあい健康センターについて、前号と同じく平成27年4月1日から平成32年3月3

1日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を指定管理者の団体とするもの。

この件について、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第144号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査について、請第3号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願について御報告いたします。

この請願の趣旨は、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記され、日本政府も国内法の整備を進め、平成23年8月に障害者基本法の一部を改正する法律を公布した。この中で、国・地方公共団体に対して情報補償施策を義務づけており、手話を言語として普及研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え、国へ手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出を請願するものであります。

この件については、願意妥当との意見に一致し、なお当市役所においてもいつでもろう者の対応ができるようさらなる手話通訳者配置の充実を図るよう要望が上がりました。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第3号については、願意妥当と認め、全員異議なく採択とすべきものと決しました。

次に陳情の審査について、陳第9号安全・安心の医療介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情についてです。

陳情の趣旨については、政府は医療機能の再編によって医療提供体制を改善しようとしているが、勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はありえず、来年度には第8次看護職員受給見直しが策定されるが、単なる数値目標とするのではなく、看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、確保策を講じていく必要がある。また医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことなどを求め、国へ意見書の提出を求めるもの。

この件について、特に委員から質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、陳第9号については、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、陳第10号介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情についてです。陳情の趣旨は、介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも9万円も低い状況となっており、国は介護障害福祉従事者処遇改善法を成立させたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要がある。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、同様に低い処遇のため、国に処遇改善を求める意見書の提出について陳情するもの。

この件については、願意妥当との意見で一致、なお委員から施設自体の内部留保は

2兆円あるとも報道されているので、施設から労働者へよりよい処遇が行きわたるよう何らかの改善策を講じるべきと考えるとの意見が上がりました。

以上、審査を修了し、採決の結果、陳第10号については、願意妥当と認め、全員異議なく採択とすべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました陳情について、陳第5号横島小学校区の放課後児童健全育成事業における運営施設に関する陳情について報告いたします。

この件については、執行部から、学童保育教室として平成28年度から横島町公民館の一部を使用する案は児童が道路を横断する際の危険性もあることから、平成27年度と同様に28年度以降も小学校の1教室と手洗い場前の余裕スペースを主に使用する案について学校側と協議中で、学校側には前向きに検討していただいているとの説明がなされ、これに関して委員全員との賛同を得て、今後も学校内で安全な場所を確保し、この案での保育を実現できるよう学校側と引き続き協議を続けてほしいとの意見が出されております。

以上、審査を終了し、学校内専用スペースでの学童保案については、委員全員の賛同を得ているものの、今後の協議の推移を見守る必要もあるとした上で、採決の結果、陳第5号については、全員一致で採択とすべきものと決しました。

次に、陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情について報告いたします。この件について、委員から、陸上競技場の400メートルトラック設置に賛成という意見があがる一方、現在サッカー場建設検討委員会で協議中であり、公共施設等建設特別委員会においてもまだ方向性も出せない状況であるため、継続審査が妥当との意見があり、多くの委員の間で同様の声が上がりました。

以上、審査を終了し、この件についてはサッカー場建設検討委員会、そして公共施設等建設特別委員会での検討推移を見守る必要があることから、もうしばらく熟慮すべきとの結論に達し、挙手による採決の結果、陳第8号については、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、今期文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議第129号平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）に対しては、前田正治君ほか2名から、お手元に配付しております修正動議が提出されております。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

16番、前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） それでは、ただいまからこの修正理由について提案をいたします。

天水町竹崎地区住民の生活用水である地下水に対する不安解消を目的として、株式会社シェフコ熊本工場（以下、会社という）近辺まで水道本管を延長する伊倉南地区配水管布設工事（以下、本件工事という）の工事費3,500万円が計上されておりますが、そもそもの不安の原因は、会社が大量の地下水を汲み上げたことにあります。会社が現地に進出する際、竹崎地区住民への事前説明が全く実施されておらず、住民の会社及び行政に対する不信感は大きなものがあります。水道本管の延長について、本件工事沿線住民から上水道普及を要望する陳情があった経緯もなく、上水道加入についての同意も取られていません。また、本件工事は竹崎地区住民が市上水道に加入するためのものでもありません。本件工事は、会社が現在地で操業を継続するための方策であり、会社が自己負担で市上水道に加入するのが当然のあり方であります。本件工事費3,500万円を水道事業会計から支出することは、市民が支払う水道料金から成り立っている水道企業に対する背信行為であり、不当な支出であると考え、関連予算の削除を求め、予算の修正を提案するものであります。よろしくお願いします。

○議長（作本幸男君） 以上で、議第129号に対する議員提出修正案の説明は終わりました。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） 日程第2、「質疑・討論・採決」を行いません。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告及び議員提出修正案の説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

16番、前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は今議会に提案してある議案の中で、ただいま議第129号玉名市水道事業会計補正予算の修正案を提案しましたが、この修正案に賛成をいたします。

補正予算には人事院勧告に基づく職員給料や期末勤勉手当などの引き上げが提案されており、これについてももちろん賛成をします。しかしながら、3,500万円の工事費については、これは絶対に認めることはできません。工事費3,500万円は、天水町竹崎地区住民が生活用水に利用している地下水に対して、竹崎地区住民の不安解消を目的として水道本管を株式会社シェフコ熊本工場近辺まで延長する伊倉南地区配水管布

設工事であります。竹崎地区住民が地下水利用への不安を抱く原因は、会社の地下水くみ上げにあります。それは、株式会社シェフコ熊本工場が操業の際に製品として使用する水は阿蘇から運搬するという当初の説明と異なり、現在地から大量の地下水をくみ上げたからであります。これは、玉名市と株式会社シェフコが交わした工場立地に関する協定書第5条、「株式会社シェフコは、工場建設及び操業に当たって、法令、条例等を遵守し、環境の保全に努めるものとする」という環境の保全などの条項に違反する行為であります。会社が現地に進出する際、竹崎地区住民への事前説明は全く実施されておらず、住民の会社及び行政に対する不信感は大きなものがあります。本管を延長する工事費の予算計上にあたり、工事沿線住民から上水道普及を要望する陳情があった経緯もなく、上水道加入についての同意も取られていません。また、この工事は竹崎地区住民が市上水道に加入するものでないことは、先ほどの委員長の報告からも明らかであります。この工事は、会社が現在地で操業を継続するためだけの方策であり、会社の自己負担で市上水道に加入するのが当然のあり方であります。この工事費3,500万円を水道事業会計から支出することは、市民が支払う水道料金から成り立っている水道事業に対する背信行為であり、不当な支出であります。したがって、私は先ほど申しました議第129号平成26年度玉名市水道事業会計補正予算の修正に対して、賛成をいたします。

また、陳第11号飲料水製造・健康食品製造企業である株式会社シェフコに関する陳情について、委員長の報告は不採択であります。私はこの陳情に願意妥当と認め、賛成をいたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 12番、近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 12番、近松です。

議第129号平成26年度玉名市水道事業会計補正予算について、異議がありますので申し述べます。

私はこの企業の進出にあたって、非常に地元不信感を抱かせることが多すぎると。このことを解決せずして、このシェフコのために工事費3,500万円を計上することは納得できません。先ほど委員長の報告にもありましたように、まずこのシェフコの進出にあたって住民説明会を開いてない。そして、またこのことはコンサルタントに丸投げしたわけですけれども、コンサルタントがその住民説明会をしなかったと。そのことに対して市は把握していなかったと。そして、このことに説明を求めようということで連絡をしても、連絡が取れなかったというふうなことを聞きました。なぜこういう経緯になったのか、このことに対してきちっと検証していくべきじゃないかというふう

に思います。

2点目は、水は阿蘇から運んでくると、当初そのような話であったけれども、その後、そのようなことは言ったことはないというふうな経緯になっているというふうに聞きます。

このようなこと、2点からも、非常に玉名が誇れる企業なのかと、支援すべき価値のある企業なのかということが明確になっていないと。このことが、やはり市民の不信感を抱かせているのではないかと思います。今後、企業の進出にあたって、このような問題が発生しないために、再発予防のために、市はこの責任の所在を明確にしていないと、このことが大きな問題であるというふうに私は思います。どうしてこのよううやむやのままにこの企業が地下水を使っていて、こういう問題になってきたのか。市はどこをチェックすべきだったか。その責任の所在が曖昧であるということは、大きな問題にすべきではないかというふうに私は思います。またこの水道を引くことについて、竹崎地区の同意率が63%であること、これも大きな問題だと思います。本当に水道を引いてくれば、自分たちの地域に地下水が枯れることはないからいいというのであれば、これは100%に近い同意率が出るべきだと思うんです。じゃ残りの4割近くの方はどう思っておられるのか。あまりにも不信感が多くて、やはりシェフコは嫌だと、これから何の問題が起きるかわからないと、そういう思いをもつてのこの同意率ではないかというふうに私は思います。この点を明確にしてから、私は市が水道工事をするかどうかは考えても遅くないと思います。きちっとやはり関係者に来ていただいて、この辺の問題を明確にして、また地域住民にもきちっと説明していただいて謝罪すべき立場の人は謝罪し、反省すべき立場の人は反省し、そして再発予防策をきちっと考えていく、それからこの工事は進めるべきだというふうに私は思います。頭から私はこの市水を使うことについて反対するものではありませんけれども、やはりこのところがはっきりしないまま、責任の所在をはっきりしないまま、問題をうやむやにしたままこの工事を進めていくことは、市民の行政に対する不信感と、かつ議会に対する不信感を抱くことになると、政治不信にもつながると、そのように思いますので、私はこの水道事業会計補正予算について反対いたします。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、専決処分、予算議案の採決に入ります。

議第122号 専決処分事項の承認について 専決第13号

平成26年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

以上、専決処分予算議案1件について採決をいたします。ただいま採決に付しております議第122号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第122号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、予算議案の採決に入ります。

議第129号 平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）

以上、予算議案1件については、あとに譲り採決いたします。

議第123号 平成26年度玉名市一般会計補正予算（第6号）

議第124号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第125号 平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第126号 平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第127号 平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

議第128号 平成26年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）

議第130号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

議第131号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

以上、予算議案8件について、一括して採決いたします。ただいま採決に付しております予算議案8件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、予算議案8件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第129号平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）について

採決いたします。念のため本案の採決の順序について申し上げます。本案について、前田正治君ほか2名から修正案が提出されております。よって、初めに議員提出修正案について採決いたします。議員提出修正案が可決ならば、修正部分を除く原案について、議員提出修正案が否決ならば、原案について採決いたします。

それでは、まず議員提出修正案について、起立により採決いたします。議第129号に対する議員提出修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、議第129号に対する議員提出修正案については、否決されました。

次に、議第129号の原案について起立により採決いたします。議第129号の原案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第129号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第132号 玉名市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

議第133号 玉名市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第134号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第135号 玉名市秘書等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第136号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の制定について

議第137号 玉名市福祉事務所設置条例の一部を改正する滋養例の制定について

議第138号 玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第139号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第140号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第141号 玉名市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案10件について採決いたします。

ただいま採決に付しております条例議案10件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、条例議案10件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第142号 指定管理者の指定について

議第143号 指定管理者の指定について

議第144号 指定管理者の指定について

議第145号 指定管理者の指定について

議第146号 指定管理者の指定について

以上、議案5件について採決いたします。ただいま採決に付しております議案5件に対する各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり、決定することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議案5件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願

以上、請願1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております請第3号に対する委員長の報告は、いずれも採択であります。委員長の報告とおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、請第3号については、採択することに決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第11号 飲料水製造・健康食品製造企業である株式会社シェフコに関する陳情

以上、陳情1件については、あとに譲り採決いたします。

陳第5号 横島小学校区の放課後児童健全育成事業に関する運営施設に関する陳情

陳第9号 安全・安心の医療介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情

陳第10号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情3件について採決いたします。

ただいま採決に付しております陳情3件に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、陳情3件については、採択することに決定いたしました。

次に、陳第11号飲料水製造・健康食品製造企業である株式会社シェフコに関する陳情について採決いたします。なお、陳第11号の陳情事項2項目のうち1項目目の市水工事予算計上を阻止することについては、先ほど議第129号平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）が可決されたことに伴い、陳情の目的を達成できなくなりましたので、議決不要となります。よって、2項目目の株式会社シェフコの撤退を求めることについてのみ、一部採択とするかを採決することになりますので、御了承願います。

それでは、陳第11号の陳情事項2項目目についてのみ、起立により採決いたします。陳第11号については、一部採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、陳第11号については、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

陳第8号 サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情

文教厚生委員長より、陳第8号について会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。陳第8号については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、陳第8号については委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

日程第3 議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第3、「議案審議」を行ないます。

これより委員会付託を省略し閉会日に審議を譲っておりました議案の審議に入ります。

議第147号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、人事案件1件を一括議題といたします。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議第147号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議第147号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第147号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第147号については原案にとおり推薦に同意することに決定いたしました。

日程第4 意見書案上程

○議長（作本幸男君） 日程第4、「意見書案上程」を行ないます。

これより、建設経済委員会提出の意見書案を上程いたします。

意見書案第5号 今年の米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について
以上、意見書案1件を議題といたします。

御手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの意見書案第5号について、提案理由の説明を求めます。

○議長（作本幸男君） 建設経済委員長 福嶋讓治君。

[建設経済委員長 福嶋讓治君 登壇]

○建設経済委員長（福嶋讓治君） 建設経済委員長の福島です。

今年の米価下落に対する緊急対策を求める意見書案の委員会提出についての提案理由を説明いたします。

近年の米の生産者米価は低い状況にありましたが、特に今年は例年になく下落しており、平均生産経費が約1万6,000円する中、早場米の概算金は8,000円から9,000円台となり、昨年と比べ大幅に下落しております。

このような状況では生産者は米づくりをやめてしまいかねませんし、その後継者もいなくなるのではないのでしょうか。そして、この結果、農業者の高齢化の進行や農業人口の減少が進み、農村部の衰退や過疎化、耕作放棄地の拡大、農地の荒廃が広がり、ひいては災害に弱い国土へとつながります。また、食糧自給率はさらに低下し、我が国の農業は、より深刻な事態を招くこととなります。国土保全、食糧安保への影響は明白であります。

このようなことから、国に対して米の価格と流通の実態調査を実施し、生産コストに見合う米価の安定的に確立する諸施策等を求めるため、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するため、建設経済委員会から提出いたします。よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

意見書案第5号については、委員会提出の議案であるため、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しないことになっておりますので、日程に従い、引き続き会議にて審議を行ないます。

日程第6 意見書案審議

○議長（作本幸男君） 日程第6、「意見書案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております意見書案第5号の審議に入ります。審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

意見書案第5号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

意見書案第5号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

意見書案第5号今年の米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第7、「委員長報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第48条第2項の規定により、同委員会により中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。公共施設等建設特別委員長の報告を求めます。

公共施設等建設特別委員長 横手良弘君。

〔公共施設等建設特別委員長 横手良弘君 登壇〕

○公共施設等建設特別委員長（横手良弘君） それでは、議長の命によりまして、公共施設等建設特別委員長の報告を行ないます。こんにちは。

去る10月24日に開催いたしました公共施設等建設特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、公共施設適正配置計画に関する説明として、執行部から、岱明支所への施設集約化について9月議会の結果を受け、11月から区長会・支館長向け、及び岱明町4小学校区向けの計5回の地元説明会を開催し、これまでの経緯を踏まえ市としての考えを説明し、住民の方の意見を聴取する。その後、住民の方のさまざまな意見を踏まえた上で、地元議員・地域協議会委員への報告会を開催する。また、天水地域の施設集約化について、庁内各施設担当部局で構成する天水支所周辺施設適正配置検討作業部会で検討を重ねている。また、必要に応じて担当部課長会議も開催し、市としての素案を作成している状況である。できるだけ早急に作成し、区長会を初め地域協議会、支館長、公民館利用者の皆様に説明する準備を整えたとの説明がなされました。

これを受け、委員から、岱明支所への施設集約化について、11月の地元説明会でのアンケート実施の有無、また天水地域施設集約化についての予算計上時期と区長会等への説明会スケジュールについて質疑があり、執行部は、岱明町各校区での説明会は、より多くの方に計画の目的を十分に説明するための開催で、アンケートの実施は考えていない。また、天水地域については、作業部会と課長会議を経て素案を作成する段階で、来年度当初予算への計上は考えていない。素案が固まった段階でイメージが湧く図面を早急につくり、住民へ説明したいとの答弁。これに対し、玉陵中学校区小学校統合の件でもアンケートを通じ検討すべき課題等が浮き彫りになった点もあると思うので、岱明の地元説明会でアンケート調査を実施してはどうか。また、天水地域においても説明会を十分に行ない、設計委託予算等を上げてほしいとの要望が上がっております。

次に、市民会館建設に関して、執行部から、基本設計の発注について、平成26年度、27年度の2カ年において2,290万円で、発注方法は条件つき一般競争入札、今後のスケジュールは11月4日に公告、12月3日入札会、12月14日に契約し、平成27年9月までに基本設計完了予定。財源としては、社会資本整備総合交付金を活用したいので、基本設計と並行して申請の準備を進めるとの説明。また、建設予定地域周辺の駐車場について、現状と建設後、それぞれの一般利用者、周辺施設職員の駐車可能台数の説明がありました。説明の後、委員から、周辺施設の臨時職員を含めた職員数、合同庁舎駐車場の土日の利用と福祉センターとの間の仕切り、市民会館の土日祝日における利用件数と立ち見が出る催しの有無について質疑、確認がなされました。

また委員から、職員用駐車場の前回説明からの台数増と利用予定人数について質疑があり、執行部から、職員用駐車場の357台については、設計当時より駐車スペースを若干狭めたため台数がふえた。また職員の利用は、常勤・非常勤合わせて450名ほどいる中で、常時車で通勤する者は400名程度と想定される。職員駐車場の

側道側も利用すれば395台ほど駐車可能になり、さらに白線枠以外に詰め込み駐車をすれば451台分は利用できるとの答弁。これに対し、委員から、大ホールと小ホールの同時利用、または同時間帯に会議室の利用も考えられる。駐車台数は相当多くなり不足することが予想されるが、その際、建設予定地に積算されている80台は確保できるか。また、財政的な問題があるが、将来のことを考え、庁舎北側の土地を買収しておれば駐車台数も大幅にふえると思うがとの質疑に、執行部は、建設予定地約9,100平方メートル中建築面積は約4,000平方メートルで、駐車スペース80台分を確保するために約2,000平方メートルあれば足りるため、面積的に確保できると考える。また、現市民会館跡地は芝生公園とし、臨時的に駐車できるよう整備する予定。なお、大小ホールと会議室の同時利用は、館貸しを行なう自治振興公社が調整されているため、一斉に埋まることは余りないと考え。庁舎北側の土地買収については農業振興地域であるため、きちんとした事業計画等が必要になり、建設に先駆けて購入整備することは難しいとの答弁でした。

また、委員から、現市民会館会議室等を新市民会館の大小ホールの利用の際の住み分けについて質疑があり、執行部は、会議室等には大会議室の定員180名から最小の24名まで5部屋あるが、主に180名の大会議室と300名の小ホールについては、以前から180名の部屋では収容人員スペースが不足する、物足りないとの利用者からの要望があることから小ホールを計画しているとの答弁。これに関連して委員から、市役所が移転したあと、主に会議で利用されている文化センター大研修室や横島町公民館の利用者が市民会館小ホールや大会議室、隣接する福祉センター3階和室等への利用に移行するかもしれない。それぞれに特徴があればよいが、利用する際の基準いま一つ明確ではないとの意見に、執行部は、文化センター、横島町公民館はあくまでも公民館としての利用に限られる。営利目的、政治的集会等には使用できない。対して、市民会館は貸し館であるためさまざまな目的に使用でき、設備についても照明や音響など専門的に設計するため、公民館との利用目的のすみ分けにはできると考えるとの答弁。これに対し委員から、利用者がどのような意図で利用しているかを研究し、公共施設適正配置の面からも空きが出る施設の利用促進も図るべきであるため、今後検討をしてほしいとの要望。さらに委員から、現在市民会館の自主事業開催が少ない。建物だけが新しくなっても意味がないので、全国公立文化施設協会等の研修も活用して施設職員の人材育成を行ない、事業の充実を図ってほしいとの要望が上がっております。

次に、サッカー場建設に関して、執行部から、サッカー場建設検討委員会でアンケート、ヒアリング結果の報告を行ない、候補地に規模について協議中、候補地についてできるだけ平坦でアクセスしやすい、2ヘクタール以上の場所を条件に当初ピック

アップした10カ所から利便性、周辺環境、農振除外等の有無、災害時の危険性等を考慮し、桃田運動公園金栗広場の拡張、岱明中央グラウンド、桃田運動公園進入路の右側、伊倉中北地区の農地の4カ所を抽出し検討しているところ。規模については、利用者アンケート、関係団体ヒアリングを行ない、2面のフィールドの設置、陸上競技場の併設、一面をサッカーフィールドとして占有する等の意見が上がっている。今後、検討委員会に予算規模等を示しながら4つの候補地と規模についての3つの要望をもとに協議してもらおうとの説明があり、委員から、サッカー場の目的と面積について質疑があり、面積はスタンド等を含め約1万3,000平方メートルで、建設の目的としては子どもに一番人気がある競技にもかかわらず、本市に公共的なサッカー場がないことから検討を行なっている。スポーツの普及、健康増進はもとより、大会の誘致等についても検討委員会で検討しているとの答弁。これに関連して、検討委員会において、建設時に1面でも5億円、2面でも陸上トラックを含めると10億円ほどかかり、天然芝の維持管理は年間1,000万円かかるとの説明があったと聞く。年間の利用頻度によるが、市民だけの利用を目的とするならば、立派なものは要らないと思う。対して、将来的に人を呼び込めるようなサッカー場をつくるのであれば、他地域からのアクセスが便利な蛇ヶ谷公園や新玉名駅周辺も候補として検討してほしいとの要望。ほかにも、小中学生の利用を考えると、部活動でサッカーをすれば他の競技で運動場を使えない点。また、平日の昼間の利用を促進する点からすると、新玉名駅周辺に建設すれば玉陵中学校や新小学校も利用でき、周辺のまちづくりも期待できるのではないかとの質疑に、執行部は、当初新玉名駅周辺も候補に上がっていたが、合併特例債での建設を予定していることから、用地取得に関する農振除外認定や事業認定の必要性があり、スケジュール的に高いハードルとなるため候補地から外した。利用頻度を高める件について、サッカー協会とのヒアリングの中で現在行なわれている各種大会、また競技人口もふえているシルバーサッカーの大会も誘致できるのではないかとの話であるとの答弁。ほかにも、人工芝の維持管理費の安さ、他競技やレクリエーションなどいろんな用途への利用、今後税収が伸びない財政状況を考慮した相応の施設建設などについて意見が上がりました。

次に、庁舎跡地利活用に関して、執行部から、本庁舎跡地等利活用検討委員会を既に5回開催し、今後の6回目の委員会で協議後、11月20日に市長へ答申を予定。その後、答申内容をもとに具体的な活用方法について検討していくとの説明であり、委員から、11月20日の答申について、活用案として何案まで絞っているかとの質疑に、執行部は、答申内容は具体的な活用方法ではなく、市としての一つの方向性であることから、今後答申内容を十分踏まえ、執行部で活用策を詰めていきたいとの答弁。これに対し委員から、現庁舎をまず更地にすることで、今までと違うこれからの

人の流れ等も見えてくる面がある。跡地の活用方法決定には時間的制約もあるだろうが、慎重にすべきと思うとの意見が上がっております。

4つの調査項目に関する質疑応答の後、最後に今後の調査事項の進捗状況等について引き続き調査をする必要があることから、全員一致をもって閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

以上で、公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の報告は終わりました。

次に各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり各委員長から会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、議事の都合により、休憩いたします。

午後 1時18分 休憩

午後 1時43分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

日程第8 意見書案上程

意見書案第6号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

意見書案第7号 安全・安心の医療介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

意見書案第8号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

日程第9 意見書案審議

意見書案第6号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

意見書案第7号 安全・安心の医療介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見

書の提出について

- 意見書案第 8 号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について
- 日程第 1 0 決議案上程
- 決議案第 1 号 玉名市議会議場に対する感謝決議
- 日程第 1 1 提案理由の説明
- 決議案第 1 号 玉名市議会議場に対する感謝決議
- 日程第 1 2 決議案審議
- 決議案第 1 号 玉名市議会議場に対する感謝決議

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第 8 意見書案上程

- 議長（作本幸男君） 日程第 8、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案を上程いたします。

意見書案第 6 号手話言語法制定を求める意見書の提出についてから、意見書案第 8 号介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出についてまでの意見書案 3 件を一括議題といたします。お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第 6 号から第 8 号の意見書案 3 件については、議事の都合により会議規則第 3 7 条第 3 項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第 6 号から第 8 号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

意見書案第 6 号から第 8 号の意見書案 3 件については、日程に従い、引き続き会議にて審議を行ないます。

日程第 9 意見書案審議（質疑・討論・採決）

- 議長（作本幸男君） 日程第 9、「意見書案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております意見書案第 6 号から第 8 号までの意見書案

3件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

意見書案第6号から第8号までの意見書案3件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

意見書案第6号から第8号までの意見書案3件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

意見書案第6号手話言語法制定を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第7号安全・安心の医療介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出についての意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第8号介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第8号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10 決議案上程

○議長（作本幸男君） 日程第10、「決議案上程」を行ないます。

これより、決議案を上程いたします。

決議案第1号 玉名市議会議場に対する感謝決議

以上、決議案1件を議題といたします。お手元に配付しております決議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第 1 1 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第 1 1、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの決議案第 1 号について、提案理由の説明を求めます。

1 4 番 永野忠弘君。

[1 4 番 永野忠弘君 登壇]

○1 4 番（永野忠弘君） 発言のお許しをいただきましたので、玉名市議会議場に対する感謝決議の件につきまして、その提案理由を申し上げます。

議員各位、それぞれ勤続年数の長さに違いはございますが、いずれも変わらず、この議場にお世話になってまいりました。今日まで我々の議会活動を根底より支えてくれた議場に対しまして、玉名市議会議員として、また議決機関たる玉名市議会として、感謝の意を表するため、次の感謝決議案を全会一致の上、上程願えればと存ずる次第であります。

以上、お許しいただきまして、決議文案を朗読したいと存じます。

玉名市議会議場に対する感謝決議

玉名市役所新庁舎の完成に伴う市役所位置の変更により、平成 2 6 年第 6 回玉名市議会定例会（平成 2 6 年 1 2 月 1 日招集）の閉会をもって閉場となる現庁舎の議場が玉名市政への殿堂としてこれまで市政の発展、地方自治の進展及び市民福祉の向上に寄与した功績は、誠に顕著であり、多大である。長きにわたり玉名市議会の活動の中心として多くの厳粛な審議を繰り広げ、市政発展のため論戦を交わす舞台となった現庁舎の議場が、「言論の府」としての役割と機能を十分に果たし、ここにその役目を終えるに当たり、特に議会の議決をもって深甚なる感謝の意を表する。

以上、決議する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日、熊本県玉名市議会。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第 1 号については、議事の都合により、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第 1 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

決議案第 1 号については、日程に従い、引き続き会議にて審議を行ないます。

日程第12 決議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第12、「決議案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております決議案第1号の審議に入ります。審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。決議案第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。決議案第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。決議案第1号玉名市議会議場に対する感謝決議については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、原案のとおり決定いたしました

以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成26年第6回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 作 本 幸 男

玉名市議会議員 宮 田 知 美

玉名市議会議員 前 田 正 治

玉名市議会会議録
平成26年第6回定例会

発行人 玉名市議会議長 作本幸男
編集人 玉名市議会事務局長 吉川義臣
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地
電話(0968)75-1155